

平成27年第2回

香美市議会定例会会議録

平成27年6月16日 開 会
平成27年7月 3日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 7 年 6 月 1 6 日 火曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月16日火曜日（会期第1日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 和 田 隆 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里
議 会 事 務 局 書 記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（
第4号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
5号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第1号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 76号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 77号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
1号）

- 議案第 78号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 同意第 5号 香美市固定資産評価員の選任について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成27年6月16日(火) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 5号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 6号 繰越明許費繰越計算書(簡易水道事業特別会計)の報告について

報告第 7号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書(特定環境保全公共下水道事業特別会計)の報告について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 9号 平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事(建築主体工

事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解について

(3) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①公益財団法人 やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団

・平成26年度事業報告及び決算報告

・平成27年度事業計画及び収支予算

②株式会社 香北ふるさと公社

・平成26年度事業報告及び決算報告

・平成27年度事業計画及び収支予算

(4) 行政の報告及び提案理由の説明

- | | | | |
|-------|-----|----|---|
| 日程第4 | 承認第 | 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算(第10号) |
| 日程第5 | 承認第 | 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第6 | 承認第 | 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第7 | 承認第 | 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第8 | 承認第 | 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号) |
| 日程第9 | 承認第 | 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第10 | 承認第 | 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 承認第 | 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

- 日程第12 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第14 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 75号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 76号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第17 議案第 77号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補
正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 78号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第19 議案第 79号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第20 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第24 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条
例の制定について
- 日程第26 同意第 5号 香美市固定資産評価員の選任について

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時04分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから平成27年第2回香美市議会定例会を開催します。

まず、平成27年第2回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

水無月を迎え山々の木々も一段と緑を増してきました。また、中山間地域でも本年度の田植えも終わりに近づいております。梅雨空の中、議員各位には何かとご多忙のところ本議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会改革の中で始めた議会報告会も今回で6回目を迎えることとなりました。議員改選後初めての報告会も、5月9日から14日までの間に市内12カ所で実施をし、130名の出席をいただき、その総括とまとめを各班で行っていただきました。今回も少しでも市民との意見交換ができ、一定議会としての役割を果たすことができたのではないかと考えております。どうもご苦労さまでございました。

今議会定例会に市長から提出されております議案は、平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む11件、報告9件、承認11件、同意1件であり、また、議員提出の意見書案8件、発議1件が予定されております。

議員各位におかれましては、特に議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君の両君を指名します。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、6月11日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集をされました平成27年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月11日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から7月3日までの18日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げでの閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

開会当日、今議会に執行部から上程される議案等は、お手元にお配りしている提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理

由の説明までとします。ただし、同意第8号（後に「第5号」と訂正あり）は人事案件であるため、本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の17日から会期7日目の22日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期8日目の23日から会期10日目の25日までの3日間は、一般質問を予定しています。

会期11日目の26日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き承認第1号と議案第75号については連合審査会を行います。連合審査会終了後、議員協議会を行い、その後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期12日目の27日、会期13日目の28日は、休日及び議案審査のため休会といたします。

会期14日目の29日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

また、会期15日目の30日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の7月1日、会期17日目の2日は、議案審査整理のため休会といたします。

会期18日目の最終日7月3日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会への付託を省略をして本会議で採決まで行います。

また、追加案件として、議員提案の発議及び意見書案のほかに執行部からも追加議案、請負契約の締結についてが予定をされております。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の17日午前10時までと決定をしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、陳情及び決議案については、提出案件がありませんでした。発議案第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する条例の制定についてを最終日に追加案件として提案することになりました。意見書案第6号から第13号までについては、8件とも書式等整っておりますので、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

済みません。訂正いたします。

同意ですが、同意第8号と報告したようです、同意第5号に訂正をさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から7月3日までの1

8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月3日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成27年第1回議会定例会において議決されました「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書及び米軍機による低空飛行の中止を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法施行令第146条の規定による、報告第5号から第8号までの繰越明許費、繰越計算書の報告とあわせて地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第9号から報告第13号のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成26年度事業報告及び決算報告並びに平成27年度事業計画及び収支予算の提出がありました。

また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による、香美市の私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

3月議会以降、4月30日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。審査の経過及び結果について報告をいたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、前年度当初3億8,632万5,938円の過年度調定額は年度内に1,691万7,180円を収納し、1,758万9,268円の不納欠損を処理した。現年度分の未収金150万8,298円を加え、今年度当初の滞納繰越分の調定額は3億5,300万円ほどになる。7件が完済したと報告がありました。

質疑では、相続人に変化があれば対応が違うとはに対して、債務者または連帯保証人

が亡くなり、連帯保証人の相続人、債務者の相続人、相続人の相続人と相手方が変われば支払い能力の変化があると答弁。競売済みであっても支払いなしは回収見込みはないのかに対して、担保は売却済みで支払いできる者がいない形であれば、回収は困難と答弁。平成33年をめぐりに生活保護、多重債務者の基準のレベル、市外転居している部分等に統一性のとれた方向性には対して、公平性が問題になる、内容を精査し、平成33年の最後の償還の年度に向けて取り組む。県の補助金に当たるものが800万円程度あり、確実にやっていると答弁がありました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、現年度調定額は7,443万3,000円で、収納額6,822万792円、未収納額621万2,208円です。滞納繰越は、調定額466万5,322円、収納額177万7,382円、3月末で未納額348万7,940円です。問題の債権については、減少していないとの報告がありました。

質疑では、借り主が亡くなり荷物があるということだが対応は対して、生活保護の方であり荷物を処分できる制度はない。世話をした人は市外であり、対応は難しいが原課と相談してやっていると答弁。租税の収納率が高いの町に学ぶと言ってきたが、引き継ぎはあったのかに対して、引き継いだので研修や指導をいただき、収納の手だての蓄積をしていくと答弁がありました。委員会として、新たな滞納者を出さないよう、明け渡し請求や市営住宅を遊ばしている状況について、管財課に来てもらって審査すべきとの意見がありました。

3点目、市税等（保育料）の滞納整理の状況については、平成26年度当初、1,030万8,403円の滞納調定額は、年度末までに340万2,767円を徴収し690万5,636円になった。今後は現年度の滞納に対して初期段階から対応する。庁内で収納率向上のために統一的な取り組みをする。悪質な滞納者に対しては、厳とした態度で臨む。10万円以上の滞納のある9名の現状については、交渉して児童手当からの納付の申し出があるようになった。額の大きいものについては、中学3年生までには完済だが、待てないので分割納付を粘り強く交渉する等の説明がありました。また、原課より、現年度に対する滞納分の支払い願いを入所申し込み時と年度途中にしていたが、平成25年、26年度は初回だけしかできなかった。子育て新制度準備のため手が回らなかったと説明がありました。

質疑において、保育料は現年徴収率が低い。滞納が高額になると債権放棄にもつながるので、固定化しないよう現年徴収を全力で取り組んでほしい。園長からの声かけも一つの手段と考える。園長会で検討してほしいに対して、園長会に諮ったことがないので、諮ってどんな形で協力できるか検討すると答弁がありました。委員会として、市長に対して保育料滞納の現年対応について、収納課の協力を得て、また、園長にも協力を願うことの申し入れをすることとしました。

4点目、市有財産（全般）の管理・活用状況については、普通財産のうち市街化区

域内の土地、建物の旧さくら保育園職員駐車場に防火水槽を設置し行政財産となる。中央公民館の南の駐車場が今年度ふえる等の説明がありました。

質疑において、専売公社社宅、旧前山住宅跡地の入札に参加がないのは高いということに対して、現地説明に来た業者は高いとの意見があったと答弁。佐岡地区多目的集会所、旧佐岡小は、佐岡コミュニティセンターとして公民館の機能を移す方向だが、借地のままかに対して、廃校で行政財産です。コミュニティセンターとして改修する計画と聞いている。佐岡保育所は、定住の事業拠点として使用の申請書が来る予定と答弁。市有財産の管理、活用状況の審査を進める中で資料が出てくるのかに対して、公共施設等総合管理計画を平成28年度末までに作成しなければならないので、未利用地等の資料も出てくると答弁がありました。市街化区域外の財産が明確になっていない中、財産化できるものについて委員会として今後の検討課題にするということで、活用できる資料をお願いしました。その他においては、委員会として指定管理における審査の内容、基準がわからないので、金額も含めて具体的な資料をもらい審査を行うこととしました。なお、5月13日、保育料の滞納整理について市長に提言を行いました。

以上で報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進特別委員会からの報告を行います。

4月14日と5月25日に定住人口増加促進特別委員会を、そして、6月8日に都市計画に関する小委員会を開催いたしましたので、それぞれの審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

まず、4月14日に行いました都市計画についての市長との意見交換では、都市計画について行った過去2回の担当課とのやりとりや、それらを踏まえた各委員の意見等についてあらかじめ市長に目を通していただき、当日は平成26年度高知広域都市計画区域基礎調査報告書により抜粋をいたしました資料について、担当課より説明を受けた後、意見交換を行いました。

高知広域都市計画についての市長の考え方は、今ある都市計画の線引きは維持をしつつも、制度の面や面的な部分の問題、住宅政策、アクセス等の問題について積極的に取り組み、できるだけハードルを低くして住宅を建てられるような取り組みを行っていきたいとのことでした。その後協議を行い、都市計画については、市長の考え方を踏まえた上で小委員会の中でさらに調査研究を進め、一定の時期に委員会に諮りなが

ら、引き続き調査、検討を行うことといたしました。

次に、5月25日の委員会では、香美市移住定住促進アクションプランについてと、地方創生に関する政策提言についてを議題とし、審査、協議を行いました。

香美市移住定住促進アクションプランについての審査では、プランについて担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

他の自治体でもそれぞれの方向性で取り組みがされており、本市独自の取り組みとスピード感が必要だと考える。移住定住推進協議会やNPOとの連携を含めた今後の展開はどの質疑に対し、NPOとは既に契約を行った。移住定住推進協議会については、まずは香美市移住定住促進アクションプランの内容や県の方針、NPOの今後の動き等をあすの協議でお知らせし、その後、関係者とともに推進をしていくと答弁。大阪、東京で行われている移住相談に来られる方の年齢層はどの質疑に対し、単身、親子も含め30歳代の若い世代と60歳前後の退職された方がいる。若い世代が意外と多いことに驚いていると答弁。お試し住宅を利用されている方はどこから来られているのかとの質疑に対し、関東、東北、隣接県から来ていると答弁。NPOとの委託事業内容と契約期間はどの質疑に対し、事業内容は移住定住交流業務の委託で、主な内容は本市の総合的な情報発信、移住関係の相談窓口、交流企画を含めた移住者のフォローアップで、既に運営しているウェブページのいなかみライフで、特に住まい、仕事、交流事業に関する情報の充実、発信により本市の魅力アップにつなげていきたい。契約期間はとりあえず平成27年末までであると答弁。空き家状況や住宅関係はどの質疑に対し、空き家バンクの対象地域を中山間地域から本市全域に広げ、空き家の確保に努めるとともに不動産業者と連携し、情報共有を図りながら提供できる住宅の確保を目指していきたいと答弁。空き家バンクを通じてこれまでに契約した件数はどの質疑に対して、10件であると答弁。移住者と地域との関係づくりはどの質疑に対し、NPOとともに移住者の相談窓口、移住者のサポート、移住者同士の交流、地域との交流を図ることを通じて、地域になじめる体制づくりを目指していると答弁。空き家情報とともに祭りや町内会等の地域の生活情報も同時にアップできないかとの質疑に対し、空き家調査以外に地域の情報も収集しつつあるので、NPOと情報を共有しながら、のせられるものはのせていきたいと答弁。移住定住に関する窓口相談の仕組みはどの質疑に対し、NPOとの連携の中ではさまざまな情報を集めながら、個別の対応では関係課や地元とも協議をしながら、移住希望者のニーズに対応していけるような方法でやっていきたいと答弁。移住者の受け入れ目標はどの質疑に対し、年間20組であると答弁。空き家を賃貸する場合の問題点はどの質疑に対し、わからない人には貸したくないという不安感が大きいと答弁。空き家バンクで10件の成約は多いと思うか、少ないと思うかとの質疑に対し、平成25年度から情報発信をし、平成26年度からフォロー体制が2名体制となり成立数が上がった。現時点で多少を言うことはできないが、今後、体制強化により事業推進はできるものと考えていると答弁。お試し住宅を利用し定住した人数と定住先はどの質疑に対し、住民

票を移動した方は5世帯6名、住民票の移動はないが住んでいる方もいる。都会から来る方は水洗トイレを望む方が多く、土佐山田町に住んでいる方が多いと答弁。空き家バンクに登録されている物件に対する改修補助金はその質疑に対し、住むために必要な改修補助金として改修費用の2分の1以内、上限50万円の補助金があると答弁。空き家バンクに登録されている物件数はその質疑に対し、13件で地区別では土佐山田町1件、香北町10件、物部町2件であると答弁。市街化区域内の空き家については、道路状況や駐車場状況等の情報も必要ではないかと考えるが、周辺状況についての調査はその質疑に対し、都市計画区域内の空き家は590戸あるが、周辺状況についての調査は行っていないと答弁。耕作放棄地やユズ農家の後継者不足等も含め、農業関連の仕事ではさまざまな形が考えられる。希望者に選択肢の提示はその質疑に対し、プランでは農林業の後継者育成、担い手づくりを目標としており、関係各課、組織と情報を共有しながら、クリアできるハードルはクリアして移住につなげていきたいと答弁。下限面積についての検討はその質疑に対し、個別に面積を定めることは可能であるが一定限度がある。農地の利用については工夫ができると考えていると答弁。お試し住宅を利用して定住した方の職業はその質疑に対し、農業、林業、自動車修理関連、会社員であると答弁。お試し住宅の利用期限はその質疑に対し、最長1年だが希望者が多く、本年度から6か月とし、事情がある場合は最長1年までとしたいと答弁。お試し住宅は全部で何室かはその質疑に対し、4室であると答弁。プランとまち・ひと・しごと創生総合戦略との関連はその質疑に対し、県の総合戦略、市の総合戦略をベースにできることはやっていきたいと答弁。NPOとの契約期間がとりあえず1年ということだが、委託してる事業の成果は1年では出ないのではその質疑に対し、当然1年では不可能であり、とりあえず1年だが契約を継続していく考えはあると答弁。東京、大阪での移住相談ではどのような職種の希望が多いかはその質疑に対し、農林業関係が多く、伝統工芸、刃物関係のものもあったと答弁。お試し住宅の利用希望者はどれくらいあるか、かなりの数をお断りしているのではという質疑に対し、相談は何件かあるが空き家状況をホームページにアップしていることもあり、お断りしている数は把握していない。現在は切りかえ時期で、空き家待ちの方が3名いると答弁。自前でお試し住宅の数をふやしたらどうかはその質疑に対し、手軽にお試しができるという意味では体験住宅があればあるほどいいとは考えるが、一方で来られた方のフォローも大切であり、今ある施設人員で連携を強め、移住定住につなげられればと考えていると答弁。

以上で香美市移住定住促進アクションプランについての審査を終え、続いて、地方創生に関する政策提言についてを協議いたしました。

この件につきましては、会派、個人から提案のあった政策案を本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の骨格案の分類に沿って仕分けし、次回の委員会で精査し、政策提言につなげていくことといたしました。

次に、6月8日の小委員会では、都市計画について今後の進め方を協議し、権限移譲、

連坦、先進地研究、不動産業者との意見交換、賃貸について等をテーマに調査研究を進めていくことといたしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）から日程第26、同意第5号、香美市固定資産評価員の選任についてまで、以上23件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第1号から、同意第5号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第2回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用のところご出席いただき厚くお礼を申し上げます。また、日々市民生活の向上、地域産業の振興などを初め、幅広くまちづくりのためにご提言等をいただいておりますとともに、積極的にお取り組みをいただいておりますことに対しまして、敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、地方自治体にとりまして、ホットなテーマの1つでございます地方創生、移住定住推進につきましては、他の地方公共団体の参考となる先駆性のある事業でなければならない。情報収集と発信、アフターフォローが重要であるなど、それぞれ課題も鮮明になりつつありますが、本市におきましては、市民の皆さんが委員会や協議会にそれぞれ主体的に参加をいただいております。市も積極的に取り組みを進めているところでございます。

まちづくりにおきましては、市民と行政の良好な関係が何より大切であります。この関係をより発展させるためには、市役所が、市の職員が、市民の皆さんに近づくことが肝要でございます。

こうした立場を踏まえまして、若い職員を対象にした新たな研修をこのたびスタートさせました。接遇などをしっかり身につけ、市民目線で思考、行動する職員を育ててまいりたいと考えております。時間はかかると思いますが、傷ついた市民の皆様の市役所に対する信頼の回復を図るとともに、市民本位の行政充実へと発展させたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましても、忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。お手元の資料をご参照いただきたいと思います。

各課の報告でございますが、まず初めに、総務課、総合教育会議の開催について、5

月26日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、設置することとなっていた総合教育会議を開催し、現在策定されている香美市教育振興基本計画をもって大綱とすることについて調整をしたほか、現在の香美市の教育における課題等について、教育委員の皆様と意見交換を行いました。

次に、管財課でございます。

平成26年度の入札結果について、平成26年度に実施した入札の結果を報告をいたします。工事につきましては162件、委託業務につきましては41件、物品購入につきましては38件で、合計241件、契約金額28億6,557万7,478円でございます。

香美市小規模工事等契約希望者登録制度について、平成26年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は50件、発注工事金額の総額は679万484円でございます。

まちづくり推進課、平成26年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,765トンとなり、前年度から73トンの増量となりました。詳細は表のとおりでございます。

次に、姉妹都市交流についてでございます。6月12日、姉妹都市である積丹町を訪問し、香美市と積丹町のYOSAKOIソーラン合同チームの練習を行い、翌日より2日間、札幌市で開催された第24回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流が深められました。

次に、福祉事務所でございます。

1、障害福祉計画について、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期障害福祉計画を策定しました。計画書の概要版を広報5月号の紙面に掲載し、全戸に配布いたしました。

2、生活困窮者自立支援事業について、本年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、香美市社会福祉協議会内に生活相談センター香美が設置されました。さまざまな課題を抱える困窮者の方々からの相談を受け、解決の糸口を探り、生活改善を図ってまいります。

3、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特別給付金について、子育て世帯臨時特例給付金については、6月1日から申請受付を開始、また臨時福祉給付金については9月受付開始に向けて準備を進めております。

4、生活保護の現状についてでございます。平成26年度は、前年度に比べ年度内平均で1世帯、被保護人員で14人の減少となりました。また、前年度と比較して、相談延べ件数は6件、申請件数9件、保護開始件数5件とそれぞれ増加となっております。被保護世帯の内訳は、高齢者世帯が依然増加の傾向にあり、失業を理由に保護受給となる世帯等が含まれる、その他の世帯は11件の減少となっておりますが、保護開始世帯は9件増加しており、稼働年齢層への就労支援が課題となっております。

次に、産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業について、平成26年度の有害鳥獣捕獲実績は下表のとおりでございます。鹿2,543頭、イノシシ271頭、ニホンザル43頭でございます。最近物部町で猿による被害が顕著となっており、猿用捕獲おり等、整備の補正予算を今定例会に提案をしております。

2、林政について、4月に開始した香美市木造住宅支援事業について、同事業の基礎部分となるこうち木の住まいづくり助成事業の申し込みは、昨年度1年間の実績23件に対し、5月30日現在で7件となっております。今のところ市への申し込みはありませんが、問い合わせは多数いただいております。今後多くの申し込みが予想されます。なお、本年度は10件を目標といたしております。

3、商工観光について、土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化への物部川地域アクションプランの取り組みとして、ふらっと中町への地域支援員の配置とチャレンジショップの開設を予定しております。今後も地域の中心施設であり続けるための取り組みとして、商工会・えびす街協同組合を支援してまいります。

次に、建設課でございます。

1、土木事業について、がけくずれ住家防災対策事業は、昨年度からの繰り越し5件は、6月末までに完成見込み、本年度は2件の申請があり、6月中旬予定の2次要望について、県に申請予定でございます。

災害復旧事業は、昨年度からの繰り越しは50件あり、契約繰越分35件のうち27件は6月末に完了見込み、8件は現在施工中です。残り15件は早期の着工を目指し、現在入札準備を行っております。

また、4月の豪雨により12件の災害が発生し、6月下旬の国の査定を予定していません。交付金関係道路整備は県からの内示額が少なく、一部起債等での対応とするため、本議会にて予算の組み替え等を提案するものであります。なお、交付決定後には、順次着手の予定です。

トンネル、橋梁及び道路施設の点検、一部修繕は、昨年度に引き続き本年度も予定しております。

2、都市計画について、都市計画道路新町西町線について、用地等買収及びJRとの踏切拡幅設計委託協定等の準備を進めており、あけぼの街道からの進入路等工事を計画しております。

3、地籍調査について、本年度の調査地区は物部町大栃、柳瀬、押谷の各一部、香北町有瀬、谷相、東山の各一部、土佐山田町西又の一部を予定しており、総面積3.7平方キロメートルの調査の準備を進めております。

4、県営工事について、国道195号は、佐野工区の用地調査と、起点部楠目工区の用地取得及び土生川橋梁仮設等工事を予定しております。

また、大栃橋かけかえ工事では、下部工工事に着手し、平行してふれあいプラザ用地

及びトイレ等の用地補償契約を締結予定でございます。

県道等の他路線についても、地域及び支所等との連絡を密として、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めております。

次に、上下水道課でございます。

1、山田堰簡易水道設備の機器更新について、5月18日に山田堰簡易水道の取水及び配水施設において、電気設備の老朽化に伴うふぐあいを解消するため、機器更新事業の実施設計委託業務を契約し、精力的に業務を進めています。引き続き事業の年度内完了を図るため、工事の早期発注に努めていきます。

2、香北・物部地区簡易水道・飲料水供給施設管理委託業務について、6月1日に課題となっていた香北及び物部地区における簡易水道・飲料水供給施設の維持管理について、県外の民間業者と委託契約を締結しました。これにより本年度の準備期間を経て、来年度から官民連携による維持管理体制が始動します。

3、合併浄化槽設置整備補助申請の状況について、5月末時点の合併浄化槽設置整備補助申請の状況は、本年度補助金交付予定数の35件に対し申請は17件でおおむね例年並みの動向となっております。一方で生活雑排水による汚濁負荷の大きい単独浄化槽については、関係機関と連携を図りながら課題解決に向けた体制づくりを進めています。

次に、生涯学習振興課。

成人式について、平成27年度以降の成人式は毎年1月3日に固定して開催いたします。

次に、教育振興課。

大宮小学校児童クラブ造成工事の完成について、大宮小学校児童クラブ造成工事が平成27年3月18日に完成しました。

次に、消防課でございます。

1、平成27年1月1日から5月31日までの火災、救急及び救助出動件数について。昨年同期と比較して火災件数は15件、救急出動は21件、救助出動は3件の減となっております。詳細については表のとおりでございます。

2、香美市消防団の活動について、4月19日に土佐山田方面隊及び物部方面隊がそれぞれ春季訓練を実施しました。

3、消防庁舎について、6月3日に完成検査を実施、6月24日から新庁舎で業務を開始いたします。

次に、議案の提案及び説明でございます。

今定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第5号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告でございます。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第7号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第 8 号は、繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第 9 号から報告第 13 号は、専決処分事項の報告でございます。

報告第 9 号は、平成 26 年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結でございます。

報告第 10 号から報告第 13 号は、損害賠償の額の決定及び和解でございます。これらの報告は平成 26 年 6 月から 8 月に発生した 3 件の交通事故に伴う損害賠償に関するものでございます。既に和解が成立し賠償も終えておりますことから、直近の市議会において報告を行うべき事案でございますが、事務怠慢によりこのたび報告することとなりました。深く反省しおわび申し上げます。今後におきましては適切な事務執行に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

承認第 1 号から承認第 11 号は、専決処分事項の承認を求めるものです。

承認第 1 号は、平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 10 号）でございます。

承認第 2 号は、平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

承認第 3 号は、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

承認第 4 号は、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

承認第 5 号は、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）でございます。

承認第 6 号は、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）でございます。

承認第 7 号は、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）です。

承認第 8 号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

承認第 9 号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

承認第 10 号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

承認第 11 号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

次に、議案第 75 号は、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 1 号）であり、本案は、施設型給付費、園芸用ハウス整備事業費補助金、市道大栃河口線、高性能林業機械等整備事業費補助金の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第 76 号は、平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 77 号は、平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 78 号は、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 79 号は、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 80 号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 81 号は、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 82 号は、香美市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 83 号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 84 号は、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定でございます。

議案第 85 号は、香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定でございます。

同意第 5 号は、香美市固定資産評価員の選任でございます。

以上、報告 9 件、承認 11 件、議案 11 件、同意 1 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をごらんいただくようよろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君）　　これで市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 5 号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第 13 号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてまで、質疑を行います。質疑はありますか。

7 番、村田珠美君。

○7 番（村田珠美君）　　7 番、村田です。報告第 10 号から第 13 号について質問いたします。

第 10 号は平成 26 年 7 月 29 日、第 11 号は 9 月 3 日、第 12 号は 9 月 22 日に専決処分となっております。そして、第 13 号は平成 27 年 3 月 12 日です。地方自治法により直近の会議に報告しなければならないが、このようにおくれた理由を先ほど伺いましたが、その理由の怠慢の内容を伺います。

また、第 11 号と第 13 号の事故は専決処分が 2 回となっております。同様の事故のようですが、理由はどのようなことでしょうか。

第 10 号については、停車中の車両に追突とありますが、損害賠償額が 80 万 1,660 円と、車によってはほぼ全損に近い額だと考えます。双方にけがはなかったのでしょうか。

第 11 号、第 12 号、第 13 号は、概要から見ますと、行き違いのため後退したところ、後方の継続車に衝突したものとあります。この 3 件の方は同じ方なのか。また、こ

の事故による後遺症のようなものはなかったのでしょうか。市民の模範とならなくては
いけない職員ですが、10対0の事故を起こすということは余り一般でも聞きません。
勤務態度はどうか、また緊張感がないのではないかと心配をされます。市長の見解
をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

この報告につきましては、先ほど申し上げましたように直近の議会で報告すべき案件
で、全くもって議会軽視というように言われてもいたし方ないことをごさいまして、深
く反省をいたしているところをごさいますが。今お尋ねの内容につきましては、これにつ
きましては3件の事故をごさいます。そして、ほぼ全損と、そして、公用車も廃棄をせ
ざるを得ないような重大な事故を発生させております。香美市におきましては職員に交
通安全のルールを十分守るように徹底を図っておるわけをごさいますけれども、現在、
香美市におきましては幅広い業務のために委託をして業務をお願いをしている先、ある
いは業務を囑託の皆様をお願いをしている用件がありまして、今職員の範囲の注意につ
きまして、もう少し拡大をして徹底をするということをやっけていかなければならないと
いうふうに考えているところをごさいます。

これらの怠慢についての詳細については、担当課長のほうから答えさせます。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） それでは、詳細について報告いたします。

今回、平成27年3月12日専決の損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分
の報告を報告するに当たり、公用車自動車事故をさかのぼって調べたところ、同様な案
件が報告第13号関連が1件、その他2件の案件がありました。地方自治法第180条
第1項の規定により専決処分した内容を議会へ報告しなければならないところですが、
報告がおくれました。法令に基づく行政を推進すべき立場でありながらこうした事態を
招きましたことについては、まことに申しわけなく議会並びに市民の皆様には深くおわび
を申し上げます。大変申しわけございません。

今後こうしたことが二度と繰り返されないよう再発防止に万全を期してまいります所
存でありますので、よろしくお願ひいたします。

どうしてこのよう事態が起きたかを説明いたします。

まず、交通事故が発生した場合の手順について説明いたします。

当市の場合、交通事故が発生した場合、高知県町村会へ自動車事故発生状況報告書、
自認書、事故証明書、公用車事故顛末書、車両写真、免許証コピー、修理見積書を高知
県町村会へ送ります。その後、高知県町村会から自動車事故共済金請求書兼示談交渉に
関する同意書、振込口座指図書、相手がいる場合は示談書が送られてきますので、記載、
捺印の上、返送して手続が終了いたします。

なお、公用車事故てんまつについては、事故を起こした担当課の所属長が顛末書をも

って市長に対し事故内容を報告いたします。

平成26年度には、今回の議会への報告のほかに11件の自損事故が発生しています。自損事故も先ほど説明した同様の手続をとります。

議会への報告がおくれた理由でございますが、担当者が同時期に自損事故の処理中もあり、同様な手続をとっていたため損害賠償等審査会による事案を決した後、そのまま高知県町村会へ示談書及びその他の書類を送付して、事務の執行が終了したものと思いきや議会への報告の手続を失念したものであると思われまふ。所管課長として不徳のいたすところであり、今後このような事務上のミスが発生しないよう改善努力を図っていきたくと思ふ考へますのでよろしくお願ひいたします。

それと、まず報告第11号と報告13号の場所が同じということなんですが、これは第11号が物損の賠償です。それから、第13号が人身の賠償ということになります。

それと、報告第10号の相手方賠償金80万1,660円の内訳でございますが、修理代が55万3,800円、レンタカー代が24万7,860円でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどの説明に関してお聞きをいたします。

この報告第10号の公用車の廃棄ということなのですが、これは車両保険にはもちろん入っていたということでしょうか。

それと、今課長、さかのぼって調べたところこれが判明したということで、昨年度の分も含めての一括報告になっておりますが、事故の報告というのはその都度、その所管の課長なりにはなければならぬと思ふのですが、なぜさかのぼって調べなければわからなかったのか、その辺のところも説明をもうちょっと詳しくお願ひをしたいと思います。あつてはならぬことと思ふのですが。

それと、事務の改善に努めるというふうにおっしゃったわけですが、どのような改善策をご検討中でしょうか。

○管財課長（柳本隆司君） もう一度、最初の質問をお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 公用車ですが、車両保険には当然入っていると思ふますがそのことの確認です、最初の質問は。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。車両保険に入っています。ただ、車の車両代が20万円ということで保険がおりののが20万円、修理が50万円以上かかるということで、そういう関係で廃車という手続をとりました。

事務改善についてですが、交通事故処理について伺い書が回ってきてなかつてちよつとよく確認できなかつたんで、今後伺い書を確実に回して確認したいと思ふ考へております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 伺い書がまわってきていなかったというのは、それは事故を起こされた職員さんが伺い書を出さなかったということですか。

それと、11件の自損事故とおっしゃったわけですが、同じ職員さんが11件ということは考えられないのですけれども、各課にまたがっているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 11件は各課にまたがっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

（14番、大岸眞弓君、自席から「伺い書」と発言する）

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 事故が起こったという伺い書は回ってきますが、高知県町村会へ回すときに伺い書が回ってきていないので、ちょっといつ回したか確認ができなかったもので、今後こういうものも伺いを回して判なりとするようにしたいと考えております。確認したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○14番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

今回のこの報告の分ですけれども、これは全部同じ加害者なのかということと、それと、最初にちょっと立て続けに事故が起きているわけですけれども、最初に起きた事故のときに交通事故防止に関してどういった取り組みを課内で話をされたのかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） まず、報告第10号の分でございますが、これは所属が健康介護支援課、それと、報告第11号と第13号は、まちづくり支援課が委託しております市営バスの委託先の職員、それと、報告第12号が健康介護支援課の非常勤職員になっております。それと、事故が起こったときに全職員に注意というのは今現在やっております。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 事故に対する職員への周知について、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

この間2回ほど回覧板を通じまして、交通ルールの徹底と交通マナーを遵守することを周知するように流しております。この間こういった事故が多発したということもありまして、今年になって2回ほどそういった方法で周知を図っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 依光です。

その公用車が全損として処理されたとなったときに、その確認というかそれをするのはどこの課、もし健康介護支援課の職員さんが事故をしたら、そこへそういう報告が上がってくる、それとも管財課ですか。そこの辺が、全損の処理をしたのにも伝わってなかったというのが、少しわからないのでご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 全損ではなく、ぶつけた場合、修理工場へ幾らかかるだろうかということで見積もりをとるんですが、保険でおける金額が、そのとき車の価値が20万円で修理が50万円以上かかるもので、それでも処分ということにいたしました。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 依光です。

修理をするよりいうことで処理をしたということであれば、またそのかわりの代替の車を用意しなければなりませんわね。そうしたときに、やっぱりその理由というか上へ上がってくるものではないですか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。その当時は代替の車は購入していません。もう1台減で業務をやっております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

市長のお話の中で委託の方とか囑託の方でということ、そういう教育の範囲を広げていくみたいなことも言われてたんですけど、ついせんだって、私ちょうど現認したんですけど、この下の前で事故がありました。市営バスがバックしたときに後ろを見なくて、一般のトラックの方にどんと当てました。トラックの方はえらい怒ってけんまくで、どこ見ちょらあ言うてやってましたが、その時点ですぐ管財課のほうに報告がありましたか。私ちょっと出るところやったから対応できざったけど。そういうことが起きたときにどういう流れになるのか、少しお話してください。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。事故の報告はありました。それで、その事故が保険に対応になるかどうか確認はいたしました。

それと、その事故を起こした運転手さんも管財課のほうへ来られまして、所属長と協議をいたしました。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今ちょっと具体的に挙げましたけれども、そういうときに事務の流れ、管財課の中でそれがきれいにいっていたら、実際のところはそれがどういいう賠償になるかわかりませんが、今回には間に合わなくてもすぐ専決するなり、逆に言ったら議案として出てきてもしかるべきというふうに思うのですが。私は常々、やっぱりこういう損害賠償等についても、もっと徹底的にやっぱり審議をするためには、議案としても出す必要があるときには、相手方が急いでいるときもあるかもしれませんが、やはり専決でそのままやるということについては、与えられた権利ですけど、市長のね。そのところをもっと慎重に運ぶべきというのが私の考え方ですけど、そこら辺についての見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 専決処分についてのご説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の専決事項につきましては、市長に専決を与えられた部分で100万円以下の損害賠償の金額の決定というふうになっています。100万円を超える分については議案として提出することになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） いや、そのことはもう重々わかっていますけど。そしてら100万円以下やったら、必ず専決しなさいというわけじゃないですわね、実際は。そのことを、3回目ですきもうこれ以上聞きませんので。だから、必ず専決せんといかんのか、私はそうじゃないというふうに認識しています。議案としても出てきてもおかしくないというふうに思っていますので、その点を再度聞きますと。

もう1点だけは、これだけ事故が起きるといふ、1年間通して今ある話がありましたけど、そういう中でやっぱり職員さんを踏まえてほかの方々のやっぱり、気の緩みだけではなくてやっぱりメンタルの状況等ですわね、そういうのはどういうふうに把握しているか、またそれに対してのフォローはどうなのかということについてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 専決処分についてのご説明をもう少し詳しくしたいと思います。

専決処分につきましては、地方自治法の第179条と第180条と2つあるわけですが、第179条につきましては承認という形、専決者は承認という形をとっております。これは議案での提出が原則となっております、いとまがないときに専決をするというふうになります。それに比しまして第180条の専決につきましては、金額とか範囲が定められております。その範囲であれば専決をしなければならないことになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 本当に申しわけない内容でございます。事故につきましても専決の処分につきましても。今になってどうしてこういう専決処分が出てくるのか、事故の問題が出てくるのかというところのお話がありましたけれども、これは事故だけではなくて契約の問題でも昨年大変ご迷惑をおかけをいたしました。議会に対して報告するべきときにきちんと報告をするという、これは最低限きちんとやらないと、行政と議会との関係というものが非常に危うくなっていくというふうに思います。

そのために報告すべきものがあるかないかきちんと調査をなさないと、こういう調査、指示をいたしまして、その結果、管財課長においては1年間を振り返って調査をしたと。そうしたところ、その間に担当しとった職員が退職をした、そして、そのまま机の中にこの書類を埋もれさせたという状況があって、この議会の報告になったということでありま。

議会にもう少し早く報告するべきということ、我々も議会との関係というものをきちんと背筋を正してやろうということからこの調査の指示をして、事故だけでなく契約についても調査をさせておるところでございます。

この事故に関しましてですけれども、少しお話をいたしましたけれども、業務量が大変大きくなってきて職員のほうを絞り込んできたということで、外部の皆さんのお力をかりなきやならない今形になっております。今回の事故につきましても、正規の職員ではないんですけれどもそういう形になってきておりますので、先ほども申しましたように、交通安全に対する意識の高揚については、正規職員ばかりを意識したやり方ではなくて関係の機関、広く周知をしていくようなやり方を進めていきたいと思っております。

交通安全の取り組みについては、今議員の皆様もご承知だと思っておりますけれども、職員も交通安全の期間にはたくさん街頭に立って指導するような状況になってきております。こういったものをこのままでとどめないで、広く広げていって事故を撲滅していくという形で進めてまいりたいと思っております。議会の皆さんにはご心配をかけて大変申しわけありませんけれども、今行政の中で汗をかいて、努力をして進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成26年度事業報告及び決算報告並びに平成27年度事業計画及び収支予算については、別途に機会を持つことにいたします。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、同意第5号につきましても、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付

託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第26、同意第5号、香美市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 同意第5号、香美市固定資産評価員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年6月16日提出、香美市長 法光院晶一

記

住 所 高知市高須1丁目16番地2-601号

氏 名 秋 月 建 樹

生年月日 昭和37年6月1日

議案の説明につきましては、細部説明書のほうに詳しく載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しましたが、ここで去る5月26日、徳島市で開催されました第77回四国市議会議長会定期総会におきまして6名の方が表彰されましたので事務局長をもってご報告いたします。事務局長。

○議会事務局長（和田 隆君） 第77回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴12年以上の特別表彰で大岸眞弓議員、片岡守春前議員、島岡信彦議員、依光美代子議員が、また、議員在職8年以上の一般表彰で織田秀幸議員と矢野公昭前議

員がそれぞれ受賞されました。ここに謹んでご報告申し上げます。大変おめでとうございます。

(拍手)

○議長（石川彰宏君） 以上で四国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞されました6名の皆様におかれましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

次の本会議は6月23日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前10時29分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 7 年 6 月 2 3 日 火曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月23日火曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第2号)

平成27年6月23日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 山崎 眞 幹
- ② 12番 山崎 晃 子
- ③ 1番 甲藤 邦 廣
- ④ 11番 門脇 二三夫
- ⑤ 3番 利根 健 二
- ⑥ 13番 山崎 龍太郎
- ⑦ 15番 織田 秀 幸
- ⑧ 16番 比与森 光 俊
- ⑨ 5番 森田 雄 介
- ⑩ 2番 小松 孝
- ⑪ 6番 濱田 百合子
- ⑫ 7番 村田 珠 美
- ⑬ 14番 大岸 眞 弓

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次、質問を許します。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎眞幹でございます。おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を進めていきたいと思っております。

1番ということで、ちょっと1番バッターですので、頑張って張り切っていきたいと思っておりますけれども、なかなかイチローぐらいヒットが打てるかということ、大きなフライを打つぐらいじゃないかなと思いつつやろうと思っております。

まず、1点目です。やなせたかし記念館とピースフルセレネをめぐってということでございますが、香北ふるさと公社の毎年いただきます事業報告の中で、これも毎年なんですけれども、「“アンパンマンミュージアムの隣のホテル”としてお客様に満足していただけるように努めました。」とこのように報告を受けております。そのピースフルセレネにつきましては、やはり言われるとおりの報告にあるとおり、アンパンマンミュージアムに来られる方々の満足度アップに貢献すべき施設ではないかというふうに思いまして、私自身も平成23年の3月議会からでしたけれども、ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐってという質問から始まりまして、やなせたかし記念館のあるまちづくりのやっぱり大きな一翼を担うべき施設ではないかということで、さまざまに提案もさせてきていただいたところでございます。来年度から、運営見直しのための経営分析をもとにした基礎調査・資料の調整のほうももうそろそろ終わって、公募の見直しに向けての方向性も一定定まったのではないかというふうに思いますので、やなせたかし記念館とピースフルセレネをめぐって幾つかのお尋ねをしたいと思っております。

まず最初に、そもそも論ということになるわけですが、これは見直しにおいても見直しができる、見直しが可能な範囲に関係してくるのではないかとということでお尋ねをするわけですが、政策上の根拠である施設の設置及び管理に関する条例に関係してお尋ねをしたいと思っております。

1点目です。香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例によりますと、設置目的は、「地域内に存する緑地等の休養資源及び農林業の研修体験等を総合的に管理案内することにより、地域の活性化に資することを目的として、セレネを設置する。」とこのように定めております。名称につきましては、香美市香北町緑地等管理中央センター「ピースフルセレネ」とこのようになっております。この施設の設置されました経緯と時期をまずはお尋ねをしたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

まず、旧香北町時代でございますけれども、平成3年度の事業で、町民の健康増進を目的としまして健康センターセレネ、これはプールのほうでございますけれども、それをまず設置をいたしました。その後、その周辺整備や観光を目的といたしましたピースフルセレネ、ホテルのほうを平成4年度の事業で設置をしております。その後、平成8年度、アンパンマンミュージアムが設置されたと。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 続きまして、そういう大きな施設をつくる場合にはさまざまな補助金、起債等によって財源が賄われるということが常道でございますけれども、とりあえずホテルのほう、設置に当たり使用しました補助金、事業債等あれば、その性質とまた返済状況、また目的外使用等に関する、そういう場合はよく目的外使用が制限される場合がありますので、関する規定等についてあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、ピースフルセレネ、ホテルのほうの当該の書類でございますけれども、保存期限を大きく過ぎており現存はしておりません。維持管理のための図面等については保存しておりますけれども、平成4年度の農林水産省所管の第三期山村振興等農林漁業対策事業により設置をされております。国の補助率が50%、補助残につきましては過疎対策事業債を充当しており、平成17年度には、この過疎対策事業債も償還済みでございます。目的外使用の規定はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったですね。終わっているということで、目的外使用もないと。

それでは、③の質問に移ります。

政策というものは、条例を根拠として当然行われることが原則でありまして、条例の第4条、管理の基本では、「セレネは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効果的に運用しなければならない。」とこうされております。そして、その肝心の設置目的でございますけれども、これは第3条の設置で、「地域内に存する緑地等の休養資源及び農林業の研修体験等を総合的に管理案内することにより、地域の活性化に資することを目的として」と、こう云々とあります。先ほど課長の言われた農水省のお金を使っていますので、もうこれはこれでいいわけですよ、されております。

そして、先ほど課長のほうからありましたが、平成3年、平成4年と健康増進を目的として施設がつくられておりまして、平成8年7月に隣にアンパンマンミュージアムが

開設されました。事情が変わった、これはこのことによって事情が変わったということであったといたしましても、毎年の事業報告のリード文が、この条例に沿いますと、地域内に存する緑地等の休養資源及び農林業の研修体験等を総合的に管理案内することにより、地域の活性化に努めましたとこうなるのが当たり前というふうに思うんですけども。そうはならず、「“アンパンマンミュージアムの隣のホテル”としてお客様に満足していただけるように努めました。」というのが、私の知る限り一貫したリード文でありまして、つまり、その管理に対する現場の認識で、これが管理した現場の認識であるというふうに思われます。

そして、それはそれとして、普通の一般市民の現状認識におきましては、アンパンマンミュージアムの隣のホテルとして、ホテルなのになぜもっとそれらしい努力をしないのかということが、普通一般市民の現状認識だというふうに思います。管理の基本に従って運営するのが当たりの施設をこのように、現場もアンパンマン関連、そして、一般市民の皆さんもアンパンマン関連というように見ているこの現状、設置の目的と現状にやっぱり大きな隔たりがあるのではないかとというふうに考えるものでございますけれども、見解を一旦お伺いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

当時の事業概要によりますと、山村と都市の交流促進として、多面的な山村、都市交流の促進、自然環境を生かした山村と都市の子ども等、相互の体験や学習機会の向上に必要な施設として中山間地域の振興を促進し、さまざまな事業を総合的、計画的に実施するための拠点整備を目的として設置をしている。官僚的なあれなところでございますけれども、地域の観光インフォメーションも兼ねておりまして、現在の事業形態につきましては、補助事業の基準内ではないかと。その中で、特にアンパンマンミュージアムに来られた方も事業の中の1つとして対応しておりますよと。地域の観光も含めた拠点の1つとしてのセレネと考えていただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなか苦しいように聞こえましたけれども、確かにそういうふうな解釈をしなければなかなか現状に合わないという、今の国会の話みたいな話なんですけれども、こっちのほうは余り罪はないんですけど。そういう見解であるということと一旦お伺いをしました。

それはそれとして、これはちなみに次です、次の質問なんですけれども、ピースフルセレネが管理している緑地等ということがあります。緑地等を管理する、あそこはホテルじゃなくてセンターと。センターをホテルというのはなかなかこれはまた、できるけど何か変な感じやと私自身は思うわけですけど。そのセンターが管理をしている緑地等というのは一体どこを指しているのか、もしあればお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 名称でございますのであれなんですけど、緑地等管理中央センターというのは中央、中央なので英語的にいえばど真ん中というふうな解釈をしておりますけれども、このころ中央センターというふうな形での施設が幾つか国のほうの事業を用いて全国的につくられておるようでございます。この中でピースフルセレネにつきましては、香北町を中心とした田園地帯やそれを囲む豊かな山林施設、その全てをセレネが管理、案内する緑地と捉えたもので、休養資源と考えたものとして設置を行っておるといふふうな補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、旧の香北町時代のピースフルセレネの周りとか、旧香北町にあるそういう周りの豊かな自然環境を緑地等というように捉えているという理解でいいか、もう一回確認をしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 旧香北時代に設置したときは、そのような解釈でよかったかと思えます。現在におきましてはもう香美市全域の緑地、資源等を管理案内する一つの拠点施設であるというふうな解釈をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、2点目の質問に移ります。

この間に経営分析ということと公募見直しのための基礎資料の作成をずっとしてきたというふうにお聞きしております。それについて尋ねていきたいと思えます。

まず、それぞれの進捗状況をお尋ねしたいと思います。経営分析、基礎資料等についてその進捗状況を尋ねます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、平成26年度、昨年度なんですけど、商工会の依頼を受けました専門業者による現状分析を平成25年度から26年度にかけてやっていただきまして、これをもとにした経営分析委託業務を本年度当初予算で承認をいただきまして、予定をしておるところでございます。経営分析につきましては、民間事業者がこのホテルを経営委託する場合の委託料の算定も含まれておりまして、現在2社の委託先の事業所を選定いたしまして見積もり依頼をしているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、この委託事業の成果品をもとに公募の基礎資料を10月ごろまでには作成したいと、11月には公募を実施いたしまして、受託者を選定ができれば12月議会で、平成28年度以降の指定管理者の承認をいただきたいと

考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 着々と進んでいるというふうに理解をしました。

じゃあ、②ですけれども、その経営分析を平成25年、26年度にわたってされたということで、されて次にホテル経営、委託算定ということですから、やっぱりこれまで何で、どうしてうまくいかなかったかというところについての分析はされてると思うんですが、経営分析における特徴的な点、例えばべふ峡温泉の場合は、経費において仕入れのところがやたら大きかったりとか、いろいろの特殊事情みたいなのがあったわけですから。そういうような特徴的な点であるとか特殊事情等がその中でありましたら、どのようなことであったかをお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の分析におきましては、べふ峡温泉と同様で日ノ御子の河川公園、そこもセットにしているというふうな形での経営分析になるかと思えます。特に特殊事情というのは考慮しておりませんが、先例として、べふ峡温泉の経営を立て直したという事例がございますので、その辺につきましては、同じ市の指定管理施設として大いに参考にできるものではないかと。基本的には市民にとって必要な施設であるかどうか、まずそこに戻っていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

もう③も今までの答弁で幾つか大分重なるところがあるとは思いますが、公募に当たっての方向性ということでお尋ねをします。お尋ねをして次に続けたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今までの締めくくりになろうかと思えますけれども、べふ峡温泉と同様に宿泊施設、ホテルであることから、まずは定休日をなくすことは基本的なところかなと。また、市のほうにも市民の方々から大変多くの苦情が寄せられておるところでございます。そこにつきましては、レストラン、宴会部門でございますけれども、先ほどもお話ししましたように、まずは市民に親しまれる指定管理施設になっていただきたいと、そこが基本的なところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなか、締めくくりでちょっとおもしろを置かれたなという気がしたんですが、市民に親しまれる施設ということですよ。じゃあ、次の議論につなげていきたいと思えます。

次、3点目、これはやっぱり私が一番、市民の方もみんなそうなんですけれども、本

当に市民に親しまれる施設であることはもちろんですが、やっぱりまちづくりの一つの核として、あそこ、アンパンマンに来られる方の満足度にどう貢献していくかということも一旦、今全国で取り組んでいる地方創生であるとか、そういう面に関してちょっと考慮をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう点も含めて質問をしますけれども、やはり、やなせたかし記念館のあるまちづくりという視点からは、ピースフルセレネはアンパンマン関連の施設として再出発させること、ホテルというものをやるのかやらないのかということは別にいたしまして、あの施設を使ってやはりもう少し大きな議論、今確かにべふ峡温泉は観光協会が指定管理を受けてやっていますけれども、なかなか厳しいところがあります。だから、いろんな意味でですけども、そういうホテルを本当に運営していけるようなノウハウを持ったものがあるのかどうか、本市内にあるのかどうかということも含めて、一旦、これまでの経過の中で課長のほうからぜひ観光協会も考えてくださいというふうなエールとも何ともとれないようなお話もいただいていますけども、なかなか難しいんじゃないかというのが本音です。そういうことも含めて、やはりもう少し大きくウイングを広げて、アンパンマン、やなせたかし記念館のあるまちづくりの中での役割を与えることが、これから本市が目指す地方創生であるとか企業誘致、雇用創出、そして、流入人口増に向けて最も望ましい方向性ではないかなと。先ほどその手前にさまざま聞きました。補助残はあるのかとか目的外使用はあるのかということでしたけれども、その余りはないということがわかりました。そのことも含めてお尋ねをいたします。

まず、①です。

平成26年度のやなせたかし記念館の入場者は対前年で約2万2,000人、平成23年度からは約6万8,000人の減となっております。休・祝祭日、天候、災害等の年度ごとの特殊事情ということは別にいたしまして、この理由をどのように捉えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） おはようございます。山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

平成26年度のやなせたかし記念館入場者が対前年度より2万2,000人減っている要因としましては、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団の平成26年度事業報告書に記載していますとおり、4月からの消費税の引き上げによる節約傾向やゴールデンウィークが飛び石の連休だったこと、また、夏休み期間中の長雨や台風による被害の報道等の影響、そして、4月には福岡に全国5番目のアンパンマンこどもミュージアムがオープンし、アンパンマン関連類似施設がふえたことにより、これまでゴールデンウィークや夏休みに多かった四国外からの来館者が各施設へ分散したことなどが考えられます。

平成23年度からの6万8,000人の減少要因としましては、アンパンマンこども

ミュージアムが各地にオープンしており、平成22年4月には名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パークが、平成23年7月には仙台に、平成25年4月には神戸に、そして、先ほど申しました福岡に平成26年4月にできています。このアンパンマンこどもミュージアムが年々ふえてきたこと、特に神戸アンパンマンこどもミュージアム&モールのオープンにより、関西圏のお客さんが神戸のアンパンマン施設へ流れていることだと考えています。また、全国的に子どもの人数が減っていることも要因の1つだと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっとそれを聞いて質問したいんですけど、書いてないんで、通告してないんでちょっとあれなんですけど、やはりその分析はされてるんですよね、ずっと。実際、平成24年度にこどもミュージアムへ視察にも行っているみたいなんで、それでどうなのというところが一番問題なんですけれども。

②に行きます。

平成26年度のピースフルセレネの今度は利用者なんですけれども、対前年度で約1,200人の増となっています。しかし、平成23年度からは5,200人の減でありまして、中長期で見ると減少傾向でございます。この理由はどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほど教育次長のほうからもお話がありましたが、アンパンマンミュージアムへの来場者の激減、これが最大の原因であると。先ほどの2007年の横浜を初め名古屋、仙台、神戸、福岡と5カ所のこどもミュージアムが開館をされました。視察も行きまして、見にも行きましたが、子どもたちにとってはやはりミュージアムに併設されているモールやパーク、ここがやはり最高の遊び場であると。香北町にありますミュージアム、作者からのメッセージや歴史的な価値を看板といたします香美市のこの施設とは、本来の目的が異なるものではないかと考えております。しかしながら、都市圏からの距離やそれに伴う移動の経費、また、少子化等を考えますと、来場者数につきましては今後とも減少していくものと考えておるところでございます。先ほどのピースフルセレネの経営の部分にも関連いたしますけれども、やはりアンパンマンミュージアム頼み、ここしか収入の相手がないというふうな経営では、今後非常に厳しくなっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ありがとうございます。

さあ、ここからですよ。佐々木課長は厳しいのではないかとこのように言っており

ますけれども、私の思いはそうではなくて、厳しくてもやっぱりアンパンマン頼みでまちづくりをしなきゃいけないんじゃないかという話でございます。そのことがやっぱりやなせ先生の思いにもつながるんじゃないかということで、最後です。

これに関連して最後③のお話ですけれども、先ほど教育次長のほうも、産業振興課長のほうも同じような意見の部分があったと思います。やっぱり全国にアンパンマンこどもミュージアムというものがかなりふえてきて、なかなかアミューズメントの面でそれに対抗することができないことが大きな原因で、この間本来だったらもう少し本市に、せっかくやなせさんがそこに残してくれてある資産を生かしながら、たくさんのある意味幸せという言い方がいいんでしょうか、2点目の質問であれになりますからそういう言葉を言いますけれども、香美市に住むことの幸福感を増すはずの施設が十分に生かされてないと、その資源が生かされていないという現状があると思います。

そこで、③ですけれども、皆さんのお話の中に出てきました全国に5つあるアンパンマンこどもミュージアムというのはい体どういうふうに経営されているのかということを見ますと、これはそういうショッピング&モール、ショッピングモール&ミュージアムを運営するために、日テレの関連会社であります株式会社ACM、アンパンマンチルドレンミュージアムというらしいですけれども、これが最初に単独で経営する横浜をつくったと。そして、福岡では株式会社福岡放送が、仙台では株式会社宮城テレビ放送と仙台APMマネジメント合同会社が、名古屋では長島観光開発株式会社と中京テレビ放送株式会社が、神戸では読売テレビ放送株式会社が、ともに株式会社、日テレ関連の会社ですけれどもACMと一緒に有限責任事業組合、LLPとかいうらしいですけど、をつくって運営しているものでございます。

確かに、ショッピングモール&ミュージアムというのがありますけれども、一方で、本市はやなせ先生のふるさとでありまして、ピースフルセレネの隣はやなせたかし記念館、これはやなせ先生のこれまでのさまざまな業績の詰まった、そして、さまざまな資産をそこで保存しておるところでございますけれども、記念館があり、そして、近くにはご夫妻の墓所であります朴ノ木公園、周りにはJR関連でいうとアンパンマンキャラでラッピングされました列車とか、バスも走ってる。そういうことで、やなせたかし記念館のあるまちづくり等の拠点となる場所の、今回その重要な一画にある施設の管理運営について見直しをしている。この際でありますから、例えば、先ほど5つのこどもミュージアムを運営しております株式会社ACMに株式会社香北ふるさと公社が、場合によっては他の企業、ほかの4つのミュージアムでは、アンパンマンのテレビ放映をしているテレビ会社、テレビ局と一緒にやってみたいなんですけれども、一緒に有限責任事業組合というものが、これは適当なものかよくわかりませんが、ちょっといろいろ調べてみましたが、ちょっと難しくよくわかりませんが、そういうもので事業体をつくって、ピースフルセレネをショッピングモールとして、また、場合によっては劇場や体験型のアトラクションが集まるミュージアムを併設して再出発させることによっ

て、先ほどちらっとお話に出ましたモールの持っている、ここでは自分が例を挙げるとしてジャムおじさんのパン工場とか、ドキンズハートシェイプカフェというのを書いていますけども、ほかにいろいろあるんですよね。おせんべまんのおせんべ屋さんとか、ふっくらごはん工場とか、うどんちゃんのやたいとか、いろいろあります。そういうたくさんあるライセンスですね、そういうものを提供することを許された、たくさんの関連業者が企画販売する関連商品の提供も可能となって、先ほども言いましたけれども、やなせさんの残されたさまざまな作品がほかにはないわけですよ。ここしかないんで、そういうものが周りで提供されて、そして全体的にトータルで売り込みという言葉が正しいのかどうか、適宜なのかわかりませんが、することによって世界で唯一のアンパンマンの聖地として陣容が整うといますか、現在考えられる限りの陣容が整って、来られた方々の満足度のアップはもとより、「人生はよろこばせごっこ」ということがモットーでありましたやなせ先生の思いにも本当になうというふうに考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） それでは、お答えをいたします。

現時点では、ピースフルセレネをショッピングモールとして活用することは考えておりません。アンパンマンミュージアムにつきましては、手前の答弁にもありましたとおり、入館者数の減少が続いているところでございますが、大きな要因としましては、やはり全国5カ所にできたアンパンマンこどもミュージアムによるところが大きいと思いますし、また、アンパンマンミュージアムのほうの入館者数の減がピースフルセレネにも影響を及ぼしているのが現状ではないかと考えます。このような中、本年度、アンパンマンの周辺施設を管理する3つの団体と香美市観光協会が構成メンバーとなり、周辺施設の交流人口増加に係る協議と事業を行うことを目的としたアンパンマンミュージアム周辺活性化協議会を立ち上げました。協議会では、本年度、香美市地域活性化総合補助金を活用し、地域住民を交えたワークショップ等の実施により、アンパンマン周辺地域活性化計画を策定し、交流人口の拡大につながる取り組みを進めていくと伺っているところでございます。このような取り組みが、行政主導ではなく地域の中で住民主導により自主的に進められていることは、本市のまちづくりを進める上で高く評価すべき事例であると考えますし、行政としましても可能な部分への協力は行っていきたいと考えているところでございます。

今後、周辺施設が今まで以上に連携し、また施設個々の魅力を高めることができれば、大都市につくられた5つのアンパンマンこどもミュージアムとは、また違った魅力を発信できるのではないかと期待するものでございます。

また、ピースフルセレネをアンパンマンのショッピングモールとして活用するためには、建物がショッピングモールとしてはつくられていないため、施設的な問題もあろうかと思えますし、また、都市につくられたアンパンマンこどもミュージアムは想定して

いる入館者数、また、実際の入館者数も本市のアンパンマンミュージアムとは全く違うことから、採算面においても課題があるのではないかとはいえますが、仮に民間企業からそのような提案等があった場合は、検討させていただくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 現時点では考えていないと、理由についてはるる述べられたということでございます。

一時よりは、何年か前よりは少し前を向いていったような気もしますが、それで本当にいいんでしょうかと。じゃあ例えば、今協議をしている協議会の中で、私が提案するような提案があった場合はどのような扱いになるわけですか。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） まず、ピースフルセレネにつきましては、市内の数少ない送迎のある施設としまして各種団体の会議や懇親会、また、各種のお祝い事等に活用していただいているところでございます。本市におきまして、懇親会に伴う大きな会議や大会等があった場合、保健福祉センター香北を会議会場としまして、また、ピースフルセレネを食事会場や懇親会場として活用しているところでございますが、市内にはほかに対応できる施設がないのも現状でございます。ショッピングモールとして再出発させるとすると、そのほかにもホテルとしての機能はどうするのか、ホテルの機能は残しても宿泊者への食事の提供はどうするのか等、さまざまな課題が出てこようかと思えます。そういったことから、方向性を議論していくには、ピースフルセレネだけでなく多方面への影響も考慮した判断が必要であると考えておりまして、その整理ができてない現段階で、市から積極的な誘致は考えてないといったような状況でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私の質問にちょっと変化球で答えたんじゃないですか。いやいや、そういう提案があったらそれをどうするのかという話なんで、それは最初の答弁と一緒に答弁を違う言い方で言うだけですよね。取り上げるのか取り上げないのかという話です。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） ピースフルセレネにつきましては、今後の施設の利用の状況により施設のあり方や方向性については、当然のことながら検討していく必要はあるかというふうに考えておりまして、山崎議員にはこれまでもさまざまなご提案等をいただいているわけでございますが、これからもアドバイス等をいただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

周辺の活性化委員会のほうからそういった計画等が示された場合は、当然のことながら協議はしていくことになるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 希望の芽があるかないか、僕は観光協会のメンバーなんで、観光協会が入っているということが何かひとつ、クモの糸みたいにすがるもんになるのかしれないというのが若干はありますが、ちょっとやっぱり、言い出したらできない理由はさまざま出てくるんです、本当に。でも、この間市長もずっと地方創生という、これから先のまちづくりにおいては選択と集中という言葉がずっとこの間出てきます。確かに市民の満足度というのをどこで見るとかという、一部と言ったら失礼ですけども、そこにある施設をその人たちが本当に便利に利用することを選択するのか。それとも、そうじゃなくて、やっぱり最初言いましたように、本市の地方創生という意味で選択と集中、そして企業誘致、これはACMという企業、企業誘致といえば企業団地ですよ、団地のことを皆さんすぐ思い浮かべるとは思いますけども、そればかりじゃないわけですよ、ほかの企業もあるわけで。そして、そこでさまざまなライセンサーが来てやることによって、当然雇用も創出されます。そして、そういうことが活発化して、ここが本当にやなせたかし先生のふるさとであり、そのことを本当に全面的にリスペクトして、香美市というものがそのまちづくりにかかわっているということで、そのことによって絶対交流人口増は私自身はあるというふうに思っています。そのところをどう考えるかというところなんですね。見解の違いは本当にどうしようもないというところがあって、どういう話がどれだけの方に対して説得力を持っていくかということになるわけで。常にそのときも言われたのが、ちょっと話が変わりますが、文化施設の場合もそうなんです。文化施設等検討委員会の場合も、私もパブリックコメントを出しました。その結論がこういうことなんです。そういう声が市民から上がってきたときに考えましょうという話なんです。でもそれって、本当にその地域の地域経営を任されている行政としてあるべき姿なのかと。こういう地域づくりを実現するために、これはやりましょうということで取り組んでいくのがやっぱり1つの姿じゃないのかなというふうに、これは今のは余談ですが思います。でも、同じような話が今副市長のほうから出たんで、本当にそうなのかなというふうに思う面はあります。これはまた意見を、副市長に聞いてもあれですので、この話の締めには市長、選択と集中ということに関して、今までやなせたかし記念館のあるまちづくりについては、次の振興計画で何とかという話で、それはそうなるでしょうねという話までもいただいています。今回、そのまちづくりに対する大きな核となり得るべき一体的な面的な整備、そして、産業振興課長の話では、香美市全域の緑地がその範囲に入るとということで、本当に大きく大きく構えて、どこまで大きく構えるかは難しいです。パンとフライを打ったときに、どこで誰がその話をぱっとグローブで受けとめるのかという話です。それは、この次の質問の職員研修の話にもつながっていくわけですけども。でも、市長にちょっと一旦、今までの議論を聞いてどう感じるか、答弁しにくいですかね、大丈夫？ 済みません。お願いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎眞幹議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

地方創生とこのアンパンマンミュージアムを合わせて考えたかどうかというお話でありましたけれども、集中と選択、選択と集中、こういうお話がありますけれども、これは少し私は違うというふうに思っております。国の考える選択と集中というのは、人口の減少する時代にあって、何もかもできるわけではない。ですから、限られた時間と予算の中で集中してやる必要がある、集中させる必要がある。そうすると大きな地方都市の、高知県の場合だと高知市、そして、その周辺に物事を集中する。そして、それが整備されることによって人口がとまると、人口のダムができると、こういう考え方でありましてけれども。香美市の立場から考えると、もっともときめ細かな施策がこの地方創生では必要だというふうに考えております。尾崎知事は、集落の活動支援センターなどを立ち上げるなど、もっともときめ細かな施策をやりながら人口をとめて、そして、この時代に合ったものやっいていこうとしているわけで、私もそのような立場を支持をしておるわけでありまして。

今、山崎議員が聞かれているアンパンマンミュージアムについては、これは確かに地方として全国にも誇れる施設であります。先駆的なものでもありました。今、地方創生の中で求められているのは、先駆的な事業であるかどうかということでもあります。そして、それが他の自治体の例になったり、参考になったりする事業が選択されていくわけでありまして。そういう点では、今議員が提案された中身を、そういう可能性を私は秘めているというふうに思いますので、これを議会また協議会の場所、市民の皆さんの集まる協議会の場所でもこれを十分に議論をしていくということ、具体性を探っていくということが大事なことだというふうに思っています。ただ、そのときに、市が基本的なスタンスというものを持たずに、この話の中に加わっていくということについては問題があるかと思っておりますので、市としては今、副市長からお話をしたように、基本的な考え方を持っているけれども、今お話しされたことについては十分に協議をする大変大事な中身だというふうに思っていますので、お話があったらそれにのりましようなんて、こういう高みからものを見ているわけではございませんので、そういうところは誤解がないように、今後とも一緒に力を合わせてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市長から答弁をいただきましたので、もうこれ以上は、この件についてはこの次の機会と、機会があればいきたいと思っております。確かに国、県の方向性とは違う部分はあると思いますが、でも一方で観光人口、交流人口をふやすというのも一つの大きな方針であるというふうにも思っていますので、ちょっとこの短い、こういう一般質問の時間の中でやりとりしても、なかなか結論が出るというか方向性がはっきり、いろんな意味で皆さんに、その問題点も含めてクリアになるということではないという

ふうに思いますので、この件につきましては一旦、それでは置かさせていただいて、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

続きまして、グロス香美市ハピネス、これちょっと訂正を済みません、お願いしたいんですけども。香美市に関するKのところを、これはGKHは土佐経済同友会が使っていて、Kを小文字にさせていただかないと、これはひょっと訴えられたら困るなど、勝手に使いやがってみたいに思いましたので、i P S じゃないですけども、kをちょっと小文字で読みかえていただきますように、済みません。よろしくお願ひします。

そのG k Hです、グロス香美市ハピネスということですけど。G k Hですけども、香美市に暮らす幸せ感、これは土佐経済同友会という団体が提唱していますGKHをもじったものなんです。この質問をつくっている中で、じゃあ一体何を自分は質問したいのかなというふうに考えたときに、この言葉が一番ぴたりくるというふうに思いましたのでこれを使わせていただきました。

この経済同友会が提唱しましたGKHというのは、ブータン王国が実践します国民総幸福度、グロスナショナルハピネス、GNHの考え方をほぼ踏襲いたしまして、2011年12月に同友会が取りまとめて高知県に提言しました「高知県10年ビジョンの提言『日本一の幸福実感県・高知』～土佐的循環型・共生社会の実現～」とこの中で提唱をされております。そして、その同友会がGKH、これは大文字ですけども、が参考といたしましたブータン王国が実践する国民総幸福度GNHというのは、ウィキペディアによりますと、1972年にブータン国王でありましたジグミ・シンゲ・ワンチュクという方が提唱したもので、精神面での豊かさを幸福度の値といたしまして、ある国の国民の社会、文化生活を国際社会の中で評価、比較、考察することを目的として、その指標につきましては、心理的幸福、健康、教育、文化、環境、コミュニティ、よい統治、生活水準、自分の時間の使い方の9つからなっているそうです。

そして、同友会の提言書を読んでいますと、同友会が提言をまとめる際に訪問したところがありまして、その際訪問して意見交換を行いました東京都荒川区では、区政の中にGAH、荒川ですね、グロス・アラカワ・ハピネスというのを取り入れております。そして、そのグロス・アラカワ・ハピネスを取り入れた荒川区が、新しい時代に対応した人事戦略構想というものをつくっていましたが、区政というのは区民を幸せにするシステムという区のドメイン、事業領域ということらしいですが、ここはちょっと難しいんですけど、事業領域のもと、区政が目指す目標を施設の整備や行政サービスの数量といったものの豊かさではなく、幸せという心で感じる満足度に軸足を据えようと考えた。そのために、GNPやGDPといったものの生産を機軸に置いた指標ではない新たな概念として、区民の幸福度を価値基準に置いたグロス・アラカワ・ハピネス、GAHを、区政の具体的な評価指標として取り組みを行っている、このようにこの新しい時代に対応した人事戦略構想というものの中でうたっております。

大分前置きが長くなりましたけど、そこで区政を市政に私は読みかえまして、市政は

市民を幸せにするシステムであるという視点から、それらを担保する本市の資源をめぐってお尋ねをしたいと思っております。

最初ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定におきましては、全国の自治体が、国が定めたものでございますけれども、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することという同じ目標です、同じ目標に向かひまして、それぞれの自治体の中長期計画である振興計画に沿った形を維持しながら知恵を絞っております。

先ほどちょっと選択と集中ということで、私と本来の市長の考え方がありましたけれども、選択と集中ということを旗印、ある意味旗印にしながら、総合戦略、振興計画の充実と目的に向けた政策パッケージの実現性、これはやっぱり選択と集中だと思うんですけれども。G k H、香美市に暮らす幸福感の向上につなげていくためには、自治体固有の資源の生かし方と、市民一人一人の公の役割における当事者意識のあり方が重要だと考えます。この一人一人の当事者意識については、今回ちょっと質問が至っていませんけれども。

そこで、それは別として、G k Hの原動力として期待をいたします、本市固有の人的資源であります市役所の職員と学びの拠点である高知工科大学に関連してお尋ねをしたいと思えます。

まず最初に、市民個々のG k Hの向上には、職員個々の当事者意識と職務についてのスキルアップが欠かせないと考えことからお尋ねするわけですけれども、自分の時間が余りないんですけれども、ちなみに先ほど紹介いたしました荒川区の新しい時代に対応した人事戦略構想ですけれども、この部分ではこの職員についてですけれども、このように書いています。職員は自治体を構成する単なる材料ではなくて、自治体の発展に寄与するさまざまな可能性を秘めた財宝である。区政を支える主役は職員である。一人一人の職員が区民を幸せにするシステムを担っているのだという自覚を持ち、さらには荒川区で働いていることに誇りと喜びを感じてほしい。区役所の存在は永遠ではない。これまで自治体が行っていたサービスの多くを民間が担っている事実を見れば、このまま区役所が何事もなく存続し続けると考えるのは間違いである。区役所にしかできない、区役所だからこそできることを我々が作り上げなかったら区役所はなくなる。ほかに幾つかありますけれども、こういうふうに書いています。市民を幸せにするシステムである市政と市民との直接の接点となる接遇の重要性につきましては、開会日の提案理由の説明の際に少し説明、言及がありましたけれども、改めて接遇研修の内容と対象者をお尋ねをしたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、山崎眞幹議員の接遇研修についてのご質問にお答えいたします。

今年度から実施している接遇研修は、3年にわたりまして職員のスキルアップを図っていかうとするもので、今年度中に合計12回を予定しております。正式な研修名は人間力向上研修で、接遇はもちろんこれからの香美市のビジョン、自己分析等の内容で、職員としての資質を向上させようとするものとなっております。初年度の対象者は40歳未満の本庁職員として、合計24人で実施をしております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。2番に行きます。

当事者意識と職務についてのスキルアップにつきましては、やっぱり先進地での調査研究とか人事交流も研修と同等に有効であると考えてるわけですし、そのことにつきまして、本市の現状と中長期的な展望をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 人事交流につきましてのご質問に答えします。

人事交流の現状といたしましては、高知県庁との間で行っておりまして、現在2名の職員を派遣しております。中長期的な展望は、県との人事交流を継続していくということのほかは、現在立っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 例えの話ですけど、今後、総合戦略であるとか、振興計画でさまざまなプロジェクトとかパッケージ政策ができたとき、その先進地に職員をちょっと研修に行かせるとか、そういうことは当然あり得ると考えていいですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） その時点で考えることにはなりますが、必要とあれば検討する必要は出てくると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 3月やったかな、自分たちも委員会ごとに研修のおかげで行かせていただいて、本当に勉強になっていたんです。ぜひそういうことも考えていただいて、スキルアップしていただければというふうに思います。

次に移ります。

香美市に暮らす幸せ感の向上に向けましては、本当にそうやって先進地での研修であるとか今回やっておられる接遇研修の中で、本人が当事者として自分が幸せをアップするシステムの担い手であるという、当事者として気づいたり確信したりした種をやっぱりしまったままにせずに、それを個々の日ごろの行政に対する姿勢であるとか、政策として見直されるということがやっぱり必要だと考えます。そして、そういう視点から今、策定中の総合戦略、そして、振興計画の中に先進地での調査研究や人事交流がきっかけとなって提案されているというふうなものがありましたら、ちょっとお尋ねをした

いと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご質問にお答えします。

現在のところ、提案されているものはございません。ただ、先進地での視察研修や人事交流で得た知識や経験は、それぞれの職務の中で生かされているものだと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ないということなんですけど、前、移住定住の戦略を取りまとして説明を受けたときに各担当でいろんな意見が出て、それをほかの部署でいろいろ検討して、これはえいとか悪いとか、そういうふうな事例もあったように思います。そういうこともやっぱり同じようなことだと思いますので、そういうふうに思います。

4番目に行きます。

ないとすれば、逆に4番目なんですけれども総合戦略の項目について、例えばシンボルプロジェクトというか、何かこの中で一つ考えてみんかというふうな形で、やっぱり後継育成というか若手職員の育成と当事者意識の向上にも役立つと思うんですが、庁内政策コンペのようなものを随時に行って、若手職員の当事者意識と職務についてのスキルアップを図ったらどうかなというふうにも考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご提案のこともありますがけれども、若手職員の当事者意識と職務についてのスキルアップを図る方法といたしましては、今年度に関しましては、先ほども申しました人間力向上研修に期待をしておるところでございます。これまでこのように集中して実施してきた研修はなく、研修方法も講義形式にとどまらず、実際に体験しながら行う手法を取り入れながら実践を積んでいこうとするもので、効果的だと考えております。その様子を見て、この研修をもう少し幅を広げるということは視野に入っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今年度は入ってないということであっても、ぜひまた考えていただければというふうに思います。何か人間力向上研修というのはえいような悪いようなことですよね、僕にすると。前、人間力というか、生きる力という言い方を変えたらえいがですよね。これ生きる力って何だって考えたときに、いろんなことを言う人がいますけど、でも生きる力って基本的に何でも食べれるとか、どこでも寝れるとか、誰とでも仲よくできるとか、これがやっぱり生きる力であるというふうに思ってます、いいです、済みません。余談になりました。

それでは、次、大分時間がなくなってきたので、どきどきしてやっていますけど、工科大関連の質問に移っていきたいと思います。

学びの拠点であります高知工科大学は知恵と力の源泉でもあり、G k Hの向上になくてはならない機関であるというふうに考えております。3月議会の補正予算で、高知工科大学地域活動奨励事業補助金として400万円、大学等地域活動補助金で100万円の補正がされております。5月28日付で香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱が設置されまして、香美市は学生の地域活動を応援しますというふうに募集も始まっております。そこでお尋ねするわけですが、従来から行っておりました補助金と今回の補助金との違いと400万円、100万円の割り振りについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎眞幹議員の質問にお答えします。

従来は補助金と今回の補助金との違いについてでございますが、従来は補助金は工科大学の学生が取り組む地域に貢献する事業に要する経費に対し補助金を交付するもので、補助先は高知工科大学となっております。工科大学では独自の選考を行い、学生団体等が行う産業、教育、文化、その他地域に貢献する事業に対し補助をしています。

一方、今回の補助金は、高知県内にある大学に在籍する学生が所属する団体が行う、香美市内で実施する地域課題の解決や地域の活性化につながる活動を支援し、魅力あるまちづくりの推進を図るもので、学生団体等が補助対象者となっております。500万円の割り振りにつきましては、300万円が従来の高知工科大学地域活動奨励事業補助金で、今回の補助金は工科大分として100万円、高知大学、その他の大学分として100万円となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これも地方創生、ある意味国の方針に従った政策であると思います。

2番目です。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略案の中でいただきました、大学等地域活動支援事業の中でのK P Iです。これの学生の市内活動拠点5カ所ということと、先ほど説明をいただきました事業との関係をお尋ねをしたいと思います。これは拠点数と言われると、ハードをつくるということでもない、面的なものなのか、そこら辺も含めてちょっと説明をしていただければというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本制度につきましては、大学が積極的に地域にかかわっていただくことで、地域住民と学生との交流や連携を促進し、地元住民と学生の話し合いや共同作業などを通して地

域の活力維持、活性化の一助となると考えております。また、そのことにより、新しい取り組みにつながっていくきっかけをつくり、集落活動センターの形成につなげていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、集落活動センター5カ所というように読みかえてえいがですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 5カ所でございますが、現在、神池地区、平山地区において学生が積極的に活動していただいておりますのでその2カ所と、あと山田、香北、物部で1カ所ずつ、計5カ所を目標にしております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、センターということじゃなくて面的にこの地域で、そこで活動するグループみたいな、そういうイメージ？言っていることがちょっとわからん。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

学生団体に地域に入っていただくことによりまして、その地域の活性化を図っていかうというものでございまして、地域住民みずからが学生と一緒にその地域を活性化していく方向に持っていきたいというふうに考えておりまして、そして、その取り組みが最終的に集落活動センターの形成につながっていけばいいなというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なるほど。取り組みが最終的に集落活動センターに、ああそうか。ということは、その学生が入っているいろいろやるということで、そこに入った先の地域の方々の意識、活動センターっていうのは、なかなかそこでいろいろ事業をやったり、ただ単に学生がそこへ入って行って活性化のいろんな提案をしたり、ともに作業していくというところとちょっとまだ、確かにつなげていきたいというところで1歩要るような気がするんですけど、そのことも含めてとりあえず5年間で5カ所のKPIということですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この5年間の期間をかけまして、この5カ所という目標に近づけていきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。途中からちょっと馬力をかけ過ぎたん

で、時間を余して終わりそうな気がしますけど。

高知新聞の土曜日の地域特集に「地域 d e 協同」という記事が連載をされております。その中で、5月23日の記事では、「高知工科大 県内題材に活性化策」、「教育、研究通し地域貢献」という記事がございました。その中で、記事の中に「マネジメント学部の1期生が卒業年次を迎えた平成11年度以降、各年度ごとに卒論のタイトルを集めた一覧表がある。」とこのように新聞にありましたので、その中で、例えば新聞記事を読みますと、「変化を続けるゲーム市場」、タイトルですよ、「T P P 論説の総合的評価の試み」など全国情勢や国際社会を視野に入れたものがある一方、県内の具体的な地域名や風物を対象にした研究も数多く並ぶと。そして、「梶原町森林組合をモデルとした林業活性化案の検討」「高齢者の交通事故削減案の立案ー香南市を対象としてー」「物部川流域の山林火災の調査研究」「土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の利用促進に関する研究」云々とありまして、そういうものがあるということで、ちょっと興味がありましてどこにあるんやろうというふうに探してみました。そうすると、それはネット上の附属情報図書館というところがありまして、その中に学位論文の一部としてありました。その附属情報図書館の中には、これまでの全ての学部、学科、学群、これまで卒業した卒業生の卒業論文及び卒業研究が、全てではないみたいな気もしますが、ほとんどアーカイブされております。先ほど紹介しましたタイトルのほかに、ざっと拾い読みしてみましても、本市にとってもなかなか興味深いものじゃないかなというふうに思われるものが、例えば「小学校と学童保育のマネジメントに関する研究」であるとか、「土佐山田町商店街の飲食店数変化に関する研究」「物部川流域への地域通貨導入の考察」「逆川地区への景観計画の提案」とか、なかなか興味深いものがたくさんあります。

そこで、お尋ねをするわけですが、やはり大学があることのアドバンテージを生かす、その大きなアドバンテージはそこに頭脳があるということだというふうに思うんです。ですから、頭脳を生かすために、これまで確かに大学とは連携協議会を持って、それで年二、三回ぐらいらしいですけれども、何かお話し合いをしているということは理解をしております。でも、その中で話をしているものではない、今までもしかしたら全然お話をされてこられてなかったような、そこに宝というか知恵というか、学生たちのフレッシュな考えも含めて埋もれているということがわかりまして、わかったというか、それを見ると、やっぱりこれを香美市が何とか生かすことができたなら、本当に市民の皆さんのここに暮らしてよかった幸せっていう、それは本当に瞬間の話だと思うんですよ。それで、市民皆さんみんな違いますから、どこで幸せを感じるのかということとは全部違うんですけれども。その感じられるところがよりこう広がっていくというかな、それがあれば本当に今まで以上に、これからますます香美市がよくなるというふうに思います。そういうことも含めて、学生対象の政策コンペディションみたいなもので、そこまで大げさにいかななくても、確かに先ほど補助事業として実際活動している学生に

対しても補助していると、何とかやりたいというふうにその姿勢は大いに感じます。でも、それとは別に、やっぱりそういう知恵を政策に生かしていく、そして、場合によっては、その政策を提案したものをリーダーとしてタスクフォースみたいなものをつくって、そこで実際にじゃあそれができるのかどうか、そういうこともちょっと実験してみる、試してみるというか。あわよくば、その子に香美市に残ってもらいたいな、やっぱり育ててそこへとめる方法を何とか考えていくのも、ひとつその方向も考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうことも含めて、提案をするというかお聞きをしたいわけですが、そうやって学生の知恵とか戦略を計画に取り入れて課題解決に取り組むということは、本当に本市の掲げる進化する自然共生文化都市、これは繰り返し言いますが、その実態というのは市民の皆さんが日常の本当に何げないところで、ああここに、うれしい、楽しい、満足というふうなことが感じられるG k H向上の実現に向けて、本当に有効じゃないかというふうに考えます。

そこで、見解をお尋ねしたいと思います。そのような試みはいかがでしょうか。大学のいわゆる頭脳的な知恵を本市の政策に取り入れるというか、そういうことについて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

工科大学生を対象とした政策コンペを行い、その内容を戦略や計画に取り入れるということにつきましてはおもしろい取り組みだと思いますが、総合計画や振興計画についてはスケジュールを決め、庁内組織、審議会、まちづくり委員会などを組織し、全力で策定に向けて取り組んでいる状況でございますので、現時点でご提案のコンペを実施することは難しいと考えております。

工科大学につきましては独自の補助金を設け、学生が行う「ココイコ！プロジェクト」や、「おはまる市」など、さまざまな地域活動を支援しております。こうした学生の活動は地域に活力を与え、地域のG k Hの向上につながっていると考えております。そのため、学生の地域活動を一層推進していただくために、本年度から全大学を対象とした新たな補助金制度も設けております。市が取り組むことは現状では難しいと考えますが、こうした補助金を活用していただき、学生みずから取り組みをしていただくことは可能ではないかと考えますし、工科大学とは連携協議会を組織し、定期的に情報交換をしておりますので、こうした取り組みについて話をしていくことはできると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 数々フライを打ったんですけども、1つ何かいい提案だというふうに、ちょっと受けてもろうたかなというふうに思いますが。それは別として、今すぐということではありません。これから将来に向けて、この頭脳集団を生かさないと

いう手はないのではないかという提案でございます。本当に附属情報図書館の学位論文というところを1回見てください。そこを見たらたくさんあるんですよ。香美市の市役所は工科大卒業生を採用しているかどうか、ちょっとそれはわかりませんが、もし採用している子があつたら、ちょっとのぞいてもろうたら、卒業論文に何を書いたかということもわかります。そういうような状況になっていますので、よろしくお願いします。この高知新聞の記事、これから本当に高知大学とか県立大学も含めて、地域にどうやって貢献していこうかということについては競争状態になってまして、そのことはどうかという気もしますが、それはそれとして本市には大学がありますので、それを生かす方向性を連携協議会の中でも、ぜひ協議をしていただければと思います。

以上で通告した質問は全て終わりました。ぜひ、今、本当に変革、スピードの速い、状況変化の激しい中でも、やはり私たちというか議会も執行部も、同じやっぱりG k Hの向上に向けて努力していく両輪であると思いますので、またいろいろご指導もいただきながら頑張っていきたいと思います。

以上で本日の質問を全て終了いたします。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、障害者差別解消法に関して、家庭児童相談の体制に関して、子どもの医療費無料化に関して、市宇古土居集落へのデマンドバス運行に関して、一般職の非常勤職員及び臨時職員の給与の遅配に関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関してお伺いいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成25年6月に制定され、来年の4月1日から施行されます。また、この法律の制定をもって、昨年1月に障害者の権利に関する条約が批准されました。

障害者差別解消法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化するものとして位置づけられています。障害を理由とする差別の解消を推進し、それにより全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に

関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由する差別を解消するための措置等を定めています。

このことは障害のある方々にとって大きな期待を持って迎えられたことだと思いますが、その意義をどのように捉えておられるでしょうか。本市の障害者差別解消法についての認識をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

本法律の内容は、議員がおっしゃいましたように障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化するものです。

本市では、平成24年度改訂の香美市障害者計画で障害への理解、虐待の防止、権利擁護の充実をうたい、また、人権尊重の立場で人権教育及び啓発の推進に関する行動計画を平成21年11月に策定し、その中で重要な人権課題として障害者の人権問題に取り組んできました。

障害者の人権を守るために、能力を発揮できる機会を確保することを初め、道路や交通機関、建物等のバリアフリー化など障害者が暮らしやすいまちづくりを推進すること、障害者について正しい理解や認識を深めるため啓発活動をすること、障害者に関する人権意識の向上に向けた取り組みを進めてまいりましたが、この法律によりさらなる啓発、実践の必要性を感じております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） これまでにもこういうことを取り組んでこられたということですので、またさらにということでもっと後の質問になりますので、認識についてはお伺いをさせていただきました。

先ほどちょっと言われた計画、先ほど言った平成24年度に計画を立てたというのは、香美市障害福祉計画ということだったのでしょうか、ちょっと私が聞き漏らしましたので再度お聞きをいたします。香美市障害福祉計画、今回、改正というか新しい分も来たわけですけども、これはサービス計画なんかを立てる部分だと思いますが、こういったことにも反映をされていってるのかという点もあわせてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） はい。お答えいたします。

今回、第4期の香美市障害福祉計画を策定しまして皆様にお配りしましたが、それと別に6年ごとに見直す香美市障害者計画の平成24年版で、先ほど言いました障害への理解、虐待の防止、権利擁護の充実をうたっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） では、次の質問に移ります。

この法律では、障害者への差別をなくすため必要な施策を実施することが定められています。

1つは、行政機関や民間事業者に対し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止していることです。例えば、見えない、聞こえない、歩けないといった機能障害がある方や、車椅子、補装具、盲導犬や介助者になどに対し、区別や排除、制限などのような不当な差別的取り扱いを禁止しています。

2つ目に、過重負担にならない限り、施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮を行政機関に義務づけたことです。合理的配慮とは、障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを言いますが、例えば車椅子利用者への移動の手助けや段差の解消、聴覚障害者への筆談での対応、飲食店や施設などでは視覚障害者へのメニューの読み上げなどが挙げられます。また、難しい漢字ばかりでは理解しづらい人もいます。ルビを振ったり、わかりやすい言葉で書いたり、障害の状況によっては勤務時間等を変更することなども挙げられます。

障害者が支障なく日常生活を送れるよう、国や地方自治体それに民間の事業者に対し、施設や設備をバリアフリー化したり、職員に対する研修を行ったりするなどの環境整備に努めるよう定められています。これらのことについて、本市ではどのように取り組んでいくお考えなのでしょうか。今後の取り組みや対応についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

障害者など社会的に不利を受けやすい方々が、社会の中で他の人々と同じように生活をし、活動することが社会の本来の姿であるべきという考え方の理念に立ちまして、障害のある人もない人も、ともに生活できる環境整備や障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要だと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 正しい知識の普及の推進ということでありましたけれども、そこで、例えば事務や事業で職員が適切に対応できるよう、不当な差別的取り扱いの具体的事例や合理的配慮の好事例などを示す対応要領を策定するというようなこととか、それから、先ほど職員の研修のことが出てきましたけれども、そういう職員さんに対して研修をすることかというように、具体的な取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 職員の研修につきましてはちょっと申し上げてないんですが、当然、職員にもこの件については周知徹底するべきだと考えております。幸い職員研修を行っておりますので、その中の人権に関する研修で取り上げていただきたいと考えております。また、議員が最初に言われましたように具体的な例、例えば筆談とか読み上げとかという形で、わかりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮と

いうことに関しましては、当たり前の方が当たり前できるように知識を取得してもらい進めてまいりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） ぜひ、その方向で取り組んでいただきたいと思います。

次の質問をいたします。

国民に対しても、障害を理由としたら差別の解消が進むよう努めることが求められています。5月5日付の地元紙に「障害者に配慮、浸透せず」との見出しで、全国小中学生の子どもを持つ保護者300人と小中学校の教員300人対して、障害児向けの教育事業などを行う会社が、インターネットを通じて調査した記事が掲載されていました。その記事には次のような内容が書かれていました。

保護者からの回答では、障害者差別解消法については、内容も含めて知っているが6.3%、名前程度なら知っているも23.7%にとどまり、残り70%は知らないと回答したとのことでした。また、合理的配慮については、内容も含めて知っているが6.7%、名前程度なら知っているが22.7%、知らないと回答したのは70.7%だったそうです。一方、教員からの回答では、障害者差別解消法については、内容も含めて知っているが17%、名前程度なら知っているが40%だったそうです。また、合理的配慮については、内容も含めて知っているが24%、名前程度なら知っているのは33%、知らないが43%というものでした。

法施行まで1年を切りましたが、新聞記事にもありましたようにアンケートに答えた保護者の中の70%が知らないという状況で、教員の中でも知らないと答えた方が43%に達しています。このアンケートを見る限り、障害者差別解消法について周知され、認識が広まっているようには思えないと感じるところです。

本市の場合は市民への周知、啓発などについて、どのような対応をされるお考えかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

障害者差別については、一人一人の障害に関する知識、理解の不足、意識の偏りが起因するものと考えておりますので、広報、ホームページ等を通じまして、市民、事業所等へ啓発活動を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 最初の答弁の中にもさらなる啓発が必要だということをおっしゃっていましたが、広報やホームページ等での啓発、それから、いろんな団体がありますけれども、民生委員さんの団体とか自治会とか、そういったさまざまな団体がありますので、そういったところにも機会を捉えて法の趣旨とか、それから、この正しい知識を伝えていくということも必要ではないかと思いますが、その点についてお伺い

いたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

おっしゃるとおり各種団体への啓発活動も必要と考えておりますし、事業所につきましては関係課と協力をいたしまして、例えば企人連等の研修で取り上げてもらうような形をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族、その他の関係者からの法律が遵守されるための相談や、紛争防止のための体制整備などの支援措置を講ずることが定められています。また、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的に推進する関係機関のネットワーク組織として、障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるとも定められています。

各自自治体の責務も大きくなるものと考えますが、本市では法施行に向けた条例、要綱などへの対処策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

本法律では、行政機関ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容を示す対応要領を作成することが努力義務とされております。それで、他の自治体の取り組み方法等の情報収集を行いまして、関係各課と情報を共有しながら、連携して今後の対応策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） その方向性でいいと私も思います。他の機関とも情報を共有して、みんなで取り組んでいくという方向で進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、家庭児童相談の体制に関してお伺いいたします。

全国的に児童虐待が増加傾向にあると聞きます。高知県では平成20年2月に小学5年生の男児が、そして、昨年12月には3歳の女児が虐待によってとうとい命を落とす事件が起こっています。子どものいじめや虐待などによる悲しい事件が報道されるたび、心が痛みます。また、報道を聞くたびに、なぜもっと早く救いの手を差し伸べられなかったのかと考えさせられるケースも多くあります。近年の社会情勢などの要因も相まって、子どもを取り巻く環境が私たちが想像している以上に厳しくなっているのではないかと考えているところです。

本市では、福祉事務所が虐待などの通告や相談を受け付けていますが、その内容によ

っては複雑なケースも多くあるのではないかと推察します。これらのことに関し、お伺いいたします。

まず、本市での過去5年間の相談件数とプライバシーに触れない範囲での相談内容などをお聞かせ願えればと思います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 家庭児童相談の体制に関してお答えいたします。

まず平成22年度ですが、延べ相談件数が525件、要保護児童数が35人。平成23年度が、相談件数684件、要保護児童数37人。平成24年度が、延べ相談件数914件、要保護児童数32人、そして、この年から集計しております要支援児童数が48人、特定妊婦数が11人。平成25年度、延べ相談件数1,241件、要保護児童数35人、要支援児童数56人、特定妊婦数9人。平成26年度、延べ相談件数1,248件、要保護児童数54件、要支援児童数65件、特定妊婦数6人となっております。

相談件数が多いと思われるかもしれませんが、これはケースに関する情報提供も含まれております。なお、平成26年度の要保護児童数54人の内訳は、教育困難に関する擁護相談が32件、身体的虐待が3件、心理的虐待が12件、ネグレクト3件、性格行動相談4件となっており、おのおのが相談内容とご理解ください。なお、例年実母からの虐待の割合が多くありまして、これは母子家庭の増加が要因の一つだと考えられております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 私もこれほど、そういう増加傾向にあるっていうのは聞きましたけれども、こういうふうな状況になっているということをお聞きをいたしまして、改めて2番目の質問に移りますけれども、こういうことが大事になろうかと思えます。

2番目の質問ですけれども、本年の3月議会の議案細部説明書によりますと、児童虐待事業として、「昨今の家庭児童相談の増加や相談内容の複雑化に対応するため、近隣市町村の状況も鑑み、平成27年度は一般職非常勤職員の保健師若しくは看護師を雇用し、複数訪問体制が可能な専門力のある組織造りを行う。」とされておりました。「又、事務処理の省力化と各種情報の共有化のために、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を活用して、児童家庭相談システムを導入する。導入後の具体的な効果としては、情報が整理されることから時間効率が改善され、コア業務に専念できる。情報の共有化と精度向上により、案件に対して素早い意思決定が行える。統計情報が自動で集計され、負荷が高かった作業が削減できる等の効果が見込まれ、体制の強化に繋がる。」ともされておりました。

相談の増加や複雑化する相談内容に対応するため、体制を見直し強化することは必要であると考えますが、今までの体制がどうであって今後どのように強化をしていくのか、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

昨年度までは他の業務を兼務する事務職1名、同じく他の業務を兼務する保健師1名と、一般職非常勤職員の児童家庭相談員2名の体制でありまして、面接、調査等の主要な業務は保健師を含めた3名で担当しておりました。

本年度当初は、昨年度の事務配分にプラスして、一般職非常勤職員の看護師1名を増加してケース分担を4名で担当しておりましたが、相談件数及び重要案件の増加により、非常勤職員では対応し切れない事例もあり、保健師を専任として要保護児童対策の体制強化を図っていきたいと考えております。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を活用して、導入予定の支援システムはプロポーザル方式を採用し、7月6日の第1回業者選定委員会を経て9月上旬に契約する予定です。現在のケース記録は、パソコンでは管理はしていますがシステム化されておりませんので、各種の資料の作成の際には年齢の更新、氏名の変更、転出等を1件ずつ確認しており、非常に時間がかかっております。システム導入後は統計情報は自動集計され、負荷が高かった作業が軽減され、本来のコア業務に専念することができると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その体制ですね、専門的な体制ということで保健師さんを専任にした。これはいつ、今、専任の状態に、今そういう体制をとられているのかという点と。そうすることが一番いいわけですね、今、家庭児童相談員さんは非常勤ということになりますので、やはり、それ以外の方は兼務で当たったということですから、きちんと専門職の方が専任として配置されるということは大変よかったと思います。

今、昨年12月の件でいろいろ新聞にも出ておりますけれども、やはり相談体制の強化ということがすごく重要でそういうことが求められてますので、それは大変よかったですと思いますが、その体制でシステムも導入してということでやっていきますけれども、一応それで万全というか、体制としては専門的な複数訪問体制が可能な専門力のある組織づくりということで、それで大丈夫なのか。ほかの方々は兼務ということになりますし、それから、所長としてはどういう形でこれにかかわっていかれるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、保健師は障害の業務を兼任しておりまして、本年度になりまして虐待に関する相談件数等がふえてまいりましたので、どうしても対応し切れないということで、専任でやろうと今考えているところです。

特に通告は昼間とは限りません、夜間とか休日とかが今ありますので、どうしても専任の職員がいないと、その後の連絡網の整備も必要ですので、保健師を1人専任したいと考えております。また、所長としましては要保護児童対策地域協議会の事務局でありますので、同じように業務に携わる機会は少ないかもしれませんが、会とかの場合には必ず出て行って、事例を共有するようにしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この対応というのは大変重要なことだと思います。所長も会には必ず出ていかれてということと言われてました。情報を共有してチームで当たっていく、その人1人じゃなくて、担当1人ではなくて複数で、チームで対応していくということが一番大事なことだと思いますけれども、こういう形でチームで複数訪問体制ということがとれるということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） はい。1件だけ起こるというわけでありませぬので、何件かある場合が必ず出てくると思いますので、チームで対応できる形をとっていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

次に、子どもの医療費無料化に関してお伺いいたします。

本市は今年4月から、子どもの医療費無料化を小学校卒業から中学校卒業まで拡充しました。このことに関しては、子育て中のお母さんたちから「病気になっても安心して病院に連れて行ける」と感謝の声を聞いています。また、「これまでは経済的な理由などから、中学生になると治療を断念せざるを得なかったが、今は継続して治療ができるようになって病気の進行を防止することができるようになった」との喜びの声も聞いています。

私は、この子どもの医療費無料化に関して、1年前にも人口定住策を強化していくために、本市独自の取り組みとしてもう一步踏み込んで高校卒業までの無料化ができないかと提案させていただきました。その時点での課長の答弁は、今のところ中学生までが限度というもので、市長の答弁では、さらなる前進については新たなステージで考えさせていただくという趣旨でした。国は地方創生を掲げその取り組みを進めるとして、まち・ひと・しごと創生事業費を予算化するなどして、各自治体に積極的な取り組みを促すなど、今まさに新たなステージに入っていると言えるのではないのでしょうか。

本市の人口は、平成18年の町村合併市から減少し続け、5月1日現在で昨年の同時期から220人以上が減少しており、定住人口の増加対策は本市にとって切実な問題となっています。このことから子どもを安心して産み育てる環境を整備することは、本市の定住対策にもつながるものと考えます。

高校卒業まで無料化した場合の費用の試算は900万円ぐらいだとお聞きしましたが、国の新交付金を活用して窓口無料化を実施した場合、国の減額調整の対象にならないということも聞きました。このことから、子どもの医療費無料化について、高校卒業までさらなる拡充を求めるものですが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員の質問にお答えします。

ペナルティーというのは国保への減額調整についてのことだと思いますが、国保のペナルティーは無料化に対する財源が市の一般財源か、または交付金かという問題ではなく、医療機関にかかりやすい状況が発生したという事実をもって行われるものです。そのため、医療費の窓口負担を無料化したことにより国保の国費にペナルティーがかかっているものです。

医療費の無料化を高校卒業年齢まで拡大することに係る経費は、単にペナルティーの影響分だけではなく、保険診療に係る一部負担金の経費にもかかわってきます。また、子どもの医療費の無料化につきましては、免疫力が低く病気にかかりやすい子どもの医療費の経済的負担が大きいということで、少子化対策の一環として子育て世代への支援として行っているもので、今年度より、先ほど申されました対象年齢も中学卒業までに拡大しております。

以上のようなことから、高校卒業年齢まで窓口負担無料化というのを拡大することは、現在考えておりません。

同じ答えになりますが以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 私の調査したものではちょっと減額調整の件ですけれども、国の新交付金を活用した場合には減額調整はないというふうにお聞きをしたところです。国会のほうでそういったやりとりがあったというふうにはお聞きをしたところですが、そうしたことのやりとり、そうした内容について、こちらのほうに周知とかそういうことはなかったということでしょうか。ちょっと私のほうはそういうふうにお聞きをしたもので、この質問をさせていただいたわけですが、

それと、前回と同じで今のところないということをおっしゃいました。市長のほうは新たなステージってことで言われたがですけれども、昨年と同じで前進がないわけですが、今後、地方創生を絡めた場合に検討する余地はないのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎晃子議員の子どもの医療費無料化に関してのお尋ねについて、お答えをしたいと思います。

新たなステージというお話でありますけれども、この子どもの医療費無料化という表現についてはいかなるものだろうかというふうなお話もあります。行政が全額負担とい

うふうに表現すべきだというふうな方もおられます。この医療費無料化は中学生までこの4月からスタートをしたと、そうすると6月には高校生までやれとこういうお話でありますけど、なかなかこの話をどんどん拡大していくというのは難しいというのが率直なところであります。

今、行政の負担で、この子どもの医療費を抑えているということについては全国に広がっております。そうした中で、自治体の首長出身の国会議員の皆さんの中にも、どうもおかしいのではないかというお話が出てきております。国のミニマムとして考えた場合に、無料化になる地域とならない地域があると、そうすると国民として、この格差ができることはおかしいんじゃないかというお話があります。全くそのとおりだというふうに思いますし、やはりここまできた以上は国でもって、この少子化の時代にあっては国が率先してやるべきだというお話でありまして、過日の全国の市長会においてもこのことが決議をされておるわけでございます。まず、このことがひとつ大きくクリアされることが大事だというふうに思っております。

2つ目には、国保の問題でありますけれども、これまで市町村が主管をしてまいりましたけれども、この方向が都道府県に移行するという形がおおむね決まりつつあるということでございます。

そうした中でしっかりと県に国保が移り、そして、他の市町村とのバランスもとれるという状況、また国において、この子どもの医療費についても国の責任でもってやるという、新しい場面ができたところを私は新しいステージだというふうに考えておりまして、この今議員さんのおっしゃられたところも行政として香美市としてできるかどうか、その段階でしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この子どもの医療費に関しては、私も国としてやっぱりやってもらいたいというのはあります。以前にこの議会でもそういう意見書も上げました、本当にそのとおりだと思いますし、それから、市長会においても決議をしているということですが。今の状況で言いますと、なかなかそういうことにならないということで、これからもどんどん声を上げていっていただきたいと思いますが、なお、香美市で安心して子どもを産み育てるということを、若い世代の結婚や出産、子育て、そういった希望をかなえるという点では一歩進んだ取り組みということで、高校卒業までの無料化というものを検討していただきたいというふうに私は思いました。

先ほどの市長の答弁では、なかなか検討する新たなステージというものの捉え方が違いましたので、今の時点では検討する余地はないというふうなことだったかと思いますが、これからの香美市の発展を考えたときには、なお検討もしていただきたいというふうに申し上げたいということで、答弁はまた先ほどと同じということになるかと思いますが、そういうことを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、物部町の市宇古土居集落へのデマンドバス運行に関して、お伺いいたします。

昨年4月から運行を開始した物部地域のエリア型デマンドバス「ゆず号」は、利用されておられる方々から買い物や病院等に行きやすくなったと大変喜ばれています。この間、停留所をふやしたり新たな路線を開始するなど、住民の皆さんが使いやすいように改善されたことは、市長、担当職員の皆さんが一丸となって対応された結果だと思えます。住民の1人として感謝をいたします。

しかし、まだ幾つかの課題も残されています。その課題の一つに上げられるのが、昨年から地域要望が上がっていた市宇古土居集落へのデマンドバス運行です。この線への運行はいまだに実現できていません。地域に住まわれておられる方からは、一体いつになったらバスが来るのかという声を聞きます。このことについては昨年12月にもお尋ねいたしました。その時点では、林道の開通等を見込んだ上で、なるべく早い対応をしていきたいとの答弁をいただいております。これまでの協議内容と今後の見通しについて、お聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 山崎晃子議員の市宇古土居集落へのデマンドバス運行に関してお答えいたします。

市宇古土居集落へのデマンドバス運行につきましては、昨年9月に要望書が提出されており、林道岡ノ内別府線の開通に伴って運行経路の見直しをするという旨の回答をしております。

そこで、林道開通を受けまして4月に現地調査を実施し、その結果を踏まえて5月に運行委託業者と運行経路についての協議を行っております。古土居集落へのデマンドバス運行は現在の路線の延伸に当たりますので、その場合は地域公共交通会議の承認を得た上で、四国運輸局高知運輸支局への変更登録申請や条例施行規則の改正が必要となります。そのため、6月末に地域公共交通会議を開催し、本件について協議する運びとなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 6月末に会議を開催ということで協議をされるということですがけれども、林道の開通等を見込んだ上でなるべく早い対応をしていきたいとの答弁、そういう返事だったと思えますけれども。現地調査をして協議をして、6月に開催してということになると、実際にもし開通するということになった場合には、またそれから時間もかかるということになるろうと思えますけれども。もっとスピードアップというかね、もっと素早い対応ができないものなのかということですね、何かこう対応が遅いんではないかというふうに感じますけれども、その点についてどのように認識をしておりますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えします。

地域公共交通会議を6月末に開催するようにはしておりますが、その後、四国運輸局高知運輸支局のほうに道路運送法の規定によります自家用有償旅客運送者登録証の変更の登録申請を行うこととなります。変更登録証を交付されるまでに1カ月少々を要すると見込んでおります。一日も早い運行を目指したいと考えておりますが、道路運送法に基づく責任ある事業でございますので、若干まどろっこしい思いもあろうかと思っておりますが、手続に時間を要するところをご理解願いたいと思っております。なるべく早い運行を目指します。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この件は昨年9月に要望書が上がっているということで、その返答も出してということできているわけですがけれども、待たれている方は高齢の方です。一日でも早い、できるだけ早い対応が必要だと思っております。

それで、運輸支局のほうに手続を得るということですがけれども、前回のときには、前もって変更箇所とか変更方法などを運輸支局に相談していったら、早い対応になるというふうなことも答弁をいただいていたわけですがけれども、今回はこういう手続でいきますので、その中でも早い対応ということで考えていただきたいわけですが。今後こういうような状況ができた場合でも、こういうふうにかかるとか。もっとこうスピードアップというか、もっと対応が早くできないものかと思っておりますが、最低でもこれぐらいかかるというふうな認識を、そういうふうにおいたほうがいいのか、そのあたり、もっとこうスピードアップするためにはどういうふうにしたらいいかということ、ちょっと検討していただけないものか、その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

少なくともこの路線の延長という場合に限ってお話しますと、地域公共交通会議の開催が必要になります。そうしますと、どうしても招集、それから協議を行った後に運輸支局の申請という手続になりますので、最低でも2カ月程度はかかるのではないかと、どうしても法的な手続がございますので、その辺はなかなか短縮しにくいかなと、今回の場合、林道の開設とかのことがありましたのでさらに時間かかったわけですが、精いっぱい短くする努力はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） なるべく早い対応をとすることを求めまして、次の質問に移ります。

最後に、一般職の非常勤職員及び臨時職員の給料の遅配に関してお伺いいたします。

本市では、一般職の非常勤職員及び臨時職員に対し、5月15日に支払われるべき給与が3日間遅配したと聞きました。まず、今回、給与が遅配となった対象者数をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 答弁に入ります前に、このたび一般職の非常勤職員及び臨時職員の方々の4月分の給与支払いがおくれまして、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。この場をおかりしまして、改めておわび申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、山崎晃子議員のご質問にお答えします。

対象者は一般職の非常勤職員95人、臨時職員156人の計251人でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） では、次の質問に移ります。

私のもとにも複数の意見や心配する声が寄せられました。寄せられた声の中には、16日に予定していた支払いに間に合わず、急遽借り入れをして乗り切ったという方や、最近職員の横領事件があったばかりなので、また使い込みがあったのではないかと不安になったというものもありました。

この方たちの話では、5月15日に総務課長名で通知文書が送られてきたと聞きました。本来の支給日であるはずの15日に、それも午後になってから届いたこの文書には、遅配する理由が「ゴールデンウィークを挟んだため、事務処理の都合上、5月は18日支払いとしてしまいました。」としか記されておらず、公的機関としてあるまじきことと憤慨されている方もおられました。

香美市臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する規則の第18条には、臨時職員の賃金について、「月の初日から末日までを計算期間とし、月額を翌月の15日に支給する。」となっています。また、「支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法により休日でない日を支給日とする。」と定められています。

5月初旬はゴールデンウィークがあります。これは去年も一昨年と同じです。今年は5月2日の土曜日から6日の水曜日まで連休になりました。しかし、7日の木曜日からは土日以外に祝祭日はなく、7日、8日は平日で11日から15日までも平日でした。予定の給与支給日が土日祝日には当たらないことから、遅配になることは考えにくいのですが、どうして遅配となったのか、その原因は単純な事務的ミスであるのか、あるいは予想し得なかった自体が発生したためなのかという点をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

遅配の原因につきましては、香美市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規則及び香美市臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する規則と労働基準法を混同し、支払い日を動かせるものと誤った認識で判断したことによるものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、ゴールデンウィークということではなくて、支払い日の認識が違ってたと、認識を間違えたと、勘違いしたというかそういうことだということがわかりましたが。

 そしたら、次の3番の質問に移ります。

 では、先ほどもご説明しましたように、臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する規則の第18条に賃金についての定めがありますが、給与遅配そのものはこの規則に抵触しなかったのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えいたします。

 規則には、月額的全額を翌月の15日に支給すると規定されているため、抵触しております。

 以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、抵触しているということですので、次の④です。

 関係者からは、なぜもっと早く連絡ができなかったという声もありました。担当課長が5月15日に支給できないと判断し、18日支給と決定したのはいつの時点だったのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

 5月15日の時点でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 担当課長が知ったのは5月15日ということですね。

 そしたら、5番に行きますけれども、遅配することを対象者に通知したのは当然、課長が知った5月15日ということですが、それまで知らなかったということかと思えますけれども、そしたら、15日の知った時点で通知をしたということだろうと思えますが、ちょっとそのあたりの経過をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、経過をお答えいたします。

 各課から全員分の支払い伝票一式を提出させて、確認、入力、支払い作業を行い、その後会計課での確認、支払い作業等がありますので、ゴールデンウィークを挟んでの支払いは15日には厳しいと判断したため、少しおくらせての支払いにしたほうが事務処理は確実であるという判断のもと、会計課と協議をいたしました。

 担当者のほうでは4月24日にインフォメーションで通知をしておりまして、その対策を講じましたが、そもそも支払い日を動かしてはいけないという認識が欠けており、これは各課の事務担当者への連絡が徹底できていなかったところの対象者からの問い合わせで気づき、担当者を通じて改めて早急に周知をしたものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、そういった経過があったということはわかりました。

そしたら、次の6番の質問に移りますが、5月15日付の通知文書以外で関係者にはその遅配の理由説明が丁寧に行われたのでしょうか、お聞きをします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 5月15日付の文書以外には、5月28日付で対象者全員に対しまして、市長名で改めての謝罪、説明を記載した文書を配付しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 5月28日に市長からおわびの文書を出したということですけれども、それ以外には15日付の文書だけであったと、その当日に知った方、あるいは3日後に知った方とかね、こういう方がおいでます。やっぱりそのところには十分な説明、配慮がほしかったなというふうに感じます。

そこで、その点について課長もそういうお気持ちだろうと思いますが、ちょっとその辺の配慮の点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 文書のほうにも示させていただきましたが、十分な努力ができてなく、軽率な行為であったということで深く反省をしております。今後このようなことが起こらないように努めてまいりたいということを考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、最後の7番目の質問に移ります。

このようなことは二度とあってはいけません。今回のことを重く受けとめ、チェック体制など必要な改善を行い、組織としての機能を万全にしていくことが重要と考えますが、今後の方針及び取り組み方をお聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

今回のことを教訓といたしまして、今後は職員規則を熟知し、勉強を深めて遵守していくほかに職員同士の確認、チェック機能を強化すると、それからまた、課長会を通じて周知の徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、最後に、この問題を通して市長に見解をお伺いいたします。

この間、新聞でもありましたように市民の信頼を損ねる問題がありました。市長は、開会初日の諸般の報告において、市民と行政の良好な関係、職員が市民に近づくことが大切である、また、傷ついた市民の信頼回復のために取り組んでいくということも述べられました。

今回の給料遅配問題も信頼回復が必要な問題です。今後このような不測の事態が発生した場合の対応、また、そのような事態が起こらないようにするための体制の確立など組織としての見直しが重要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の職員給与遅配に関するお尋ねについてお答えをしたいと思います。

まず初めに、この遅配を起こしたことについて、市長として深くおわび申し上げます。

市政を支える仲間である臨時職員あるいは非常勤職員の方々に対するしっかりした思いが欠けていたのではないかと私も心配をいたしておるところでございますが、こうした職員の皆さんによって市政が支えられているということを、しっかりとこの機会に肝に銘じる必要があるかというふうに思っております。

今後このようなことが起こらないようにすることは、まず、課長が申しましたように、しっかりと認識を改めること、正しく理解をしていくこと、このことも大事であります。同時に、こうしたことがなぜ起こったかと、連休あるいは年末年始など事務作業がかなり制限をされる中で起こっておるわけでございますので、そうした点におきましても、規則等についても、もう一度深く検討する必要もあろうかというふうに思っております。事務をする側の立場だけでなく支給を受ける側の立場も十分考慮をして、こうした規則等についても全面的にしっかりと見直しをする必要があるかというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市長の見解をお聞きいたしましたので、私はこうしたちょっとミスというかそういうことが起きたときに、どういうふうな体制をとっていくのかということが大事じゃないかなって、組織としての体制ですね、大事ではないかなというふうなことを思いましたので、今回この質問を取り上げさせていただいたわけですが、職員の仕事が、人数が大変減る中で業務もふえていっているということもあつたりするので、職員の人数はこのままでいいのかとかっていうことにもなってこようかと思っておりますので、そういった組織として体制の確立ということを考えていただきたいということを、その必要性を求めてこの質問をしたということを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、午前中最後になろうかと思っておりますけれども、通告

書に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

まず、1番目の多面的機能支払い交付金制度についてですけれども、この制度自体、昨年からはじめておりまして、いわゆる日本型直接支払といたしまして、この多面的機能支払い交付金と、それから、以前からやっております中山間地域等直接支払交付金、そして、環境保全型農業直接支払交付金、この3つがあります。ここで農林水産省のホームページにも掲載されております、農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題についてということで、概要についてちょっと紹介をさせていただきます。

農業、農村は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受している。近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあると。そして、地域の共同活動の困難化に伴い、水路あるいは農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念されると。

それで、平成27年度から施行される、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業、農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があると、こういう概要が紹介掲載されております。

先ほど直接支払制度には3つあると言いましたが、ここでは多面的機能支払い交付金の制度の中身についてちょっとお話をさせていただきます。

前段がちょっと長くなりますけれども、実はこういった制度を導入するに当たりましては、多分、当事者でないとわからない部分が相当あると思います。ですから、同僚議員の皆さんも執行部の皆さんも共通認識を持っていただくという意味で、長くなりますけれども説明をさせていただきます。

この制度については2つありまして、1つは、農地の維持支払いと申しまして、これは水路の泥上げとか、あるいは農地の法面の草刈り、それから、ため池の草刈りとか、農道の路面維持等に対する交付金というのがございまして、いわゆる昔から言われます田役と言われる部分ですね、これに対する交付金が10アール当たり、約1反当たり3,000円の交付がされます。

それから、2つ目に資源向上支払いと言いまして、これは水路とかあるいは農道、ため池の軽微な補修でありますとか、農村の環境保全活動、これは植栽活動なんかが含まれますけれども、こういった共同活動に対する交付金で、これが10アール当たり1,800円ということになっております。そして、この中に施設の長寿命化と言いまして、水路のコンクリート化とか、水路をコンクリートでやるとか、あるいは農道の赤線ですけども路側のコンクリート化とか、そういったものを実施をいたしますと、これが10アール当たり4,400円交付されます。合計してこの3つを全てやりますと、

9,200円です。10アール当たり9,200円の交付金があるわけです。ただ、この制度を活用するに当たりましては組織を立ち上げるという必要がございます、地域資源保全会という組織名になりますけれども、これを設立総会を開いて保全会の規約を策定し、それから、活動計画書等こういったものを添えて、本市に申請をして承認を得る必要があるということでございます。

私の住んでる集落につきまして、実は昨年この制度に取り組むつもりでございましたけれども、所有者とかあるいは田んぼを当たっている方、管理者と言いますけれども、こういった方の同意の取りつけでありますとか、それから、制度の周知というのに時間がかかりまして申請にまでは至らなかったと、平成26年度は断念したという経緯がございます。ただ、この制度自体、申請書類の作成というのは、一般のそのお百姓さんにとっては非常に荷が重いと思います。ただ、書類作成上の複雑さも面倒さもありますけれども、実はどんな事業についてもこういった申請書類というのは必要ですから、どうしてもやらなければいけない、これがデメリットと言えばデメリットになるわけです。ただ、これ事業をやれば地元の地元負担金なく交付金が交付されるという、非常にメリットの大きい制度です。ですから、今年どうしてもやらなければいけないということで、実はつい最近市のほうに申請書を第1回目提出をさせていただきました。ちなみに申し上げますと、自分たちの計画では、約18ヘクタールの田んぼがほとんどですが、それが参加することになっておりまして、普通に10アール当たり9,200円を掛けますと、年間で165万6,000円、この交付金が交付されるということになります。これが今の時点では5年間継続されるということで非常にありがたい制度であるわけです。

前置きが長くなりましたけれども、質問に入ります。

国は、平成26年の6月に多面的機能支払い、中山間地域等直接支払い、環境保全型農業直接支援を法制化するための農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律を制定しております。平成27年度からは、この法律に基づく非常に安定した制度であるということで、PRにも努めてきております。しかしながら、予算的にお聞きをしますと、本市の要望額に対して非常に低い配分額になっているように思います。この状況を踏まえて、以下質問をいたします。

まず、本市における平成26年度の組織数、これ去年から始まったと申しましたから、平成26年度と、それから、平成27年度の申請につきましては、まだ申請を締め切っておらないかと思っておりますけれども、現時点の申請の見込み数ですね、それをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度は9組織、これに加えまして平成27年度の新規での申請につきましては、現在のところ8組織、合計17組織となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 実は5月の末に県から来て説明会があったと思いますがけれども、私も実は代表でありながらちょっと出席はできておりませんでした。その時点で継続組織として9組織あると、平成26年度がですね。平成27年度については10組織ほどではないかというふうなことでしたけれども、今のお話ですとちょっと減って8組織になっているということですが、これからまだ若干時間がありますので申請が出てくる可能性もあるかなというふうには考えております。実際まだ出てない組織もあるようですから、ちょっとふえてくる可能性もあるかとは思っています。

それで、2番目の質問ですけれども、交付率というか、これにつきましては多分国が2分の1ですか、県、市が4分の1ずつということで100%の交付率、地元の負担金はゼロという制度だろうと思います。この設問自体ちょっとわかりにくいかと思いますがけれども、実は要望額に対して配分額が非常に少ないという話を聞いておりますので、国と言いますよりも県から市に対しての配分額、これについてお聞きをいたしたいと思っております。できれば、市の予算がわかっておりましたら、その市の要望額に対しての県の配分ということでお聞きをします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、平成27年度の要望額でございますけれども、県を通じて国への要望1,817万4,000円を要望してありましたところ、配分額が1,419万2,000円と78%となっております。鳴り物入りで始まりましたこの日本型直接支払制度でございますけれども、平成27年度はもう手を挙げた途端予算がないと、非常に厳しい状況になっております。

中身といたしましては、平成26年度からの継続組織につきましては、前年度と同額配分でございますけれども、平成27年度の新しい組織への農地維持の支払いの部分では、要望額全額が配分される予定であるということでございますけれども、資源向上支払いの共同取り組み及び長寿命化の取り組みにつきましては、両方ともゼロ査定である現状でございます。非常に厳しい予算配分となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 非常に厳しい配分になっております。ただ、事業を全部実施すれば9,200円あるわけで、その中で3,000円しかないということになると、要望額に対する配分というのは三十数%しかないわけですね。実は一番欲しい部分の長寿命化の交付金がゼロ査定になっているわけです。確かに今年度の国の予算につきましては、対前年度比でいけば100%には確かになっております。昨年よりも恐らく全国的に申請件数が多くなってきているというふうに思うわけですが、要望額に対しては配分がほど遠い配分になっているということです。

確かに、国は法律に基づく制度であるからということで、この制度自体積極的にPRをしてきたという経緯もあります。考えてみればこんな非常に有利な制度ですから、住民が長い間待ち望んでいた制度であるわけです。ですから、当然申請件数がふえるであろうことは予測はつくと思いますし、また想定すべきことではないかというふうに考えます。

また、私のところの自治会の実態を申し上げますと、これご多分に漏れず高齢化が進んでおりまして、自治会そのものに入っていない方もおいでますけれども、70世帯ぐらいある中で75歳以上の高齢者、敬老会に参加するような方になりますけれども、今年は恐らく50名程度にふえるんじゃないかというふうに考えております。

昔からの田役っていうのは、そもそも明治のころからずっとやってきておりますし、これ現在も続けてやっておりますけれども、実はこういった経費につきましては、どの自治体も似たり寄ったりかなというふうに思いますが、実際、土地の所有者から付加金のような形で1反何ぼという形でお金をいただいて、それに加えて1世帯当たり幾らというふうなお金をいただいて、その中で田役というのは実施をしている現状があります。

ただ、非農家の人もふえてきておりますし、農業の所得自体が落ち込んでいるという中でいろんなこの問題が出てきておりましてですね、ですからこの制度には飛びついたわけです。何が何でもやらなければいけないということで、非常に残念な結果になっております。そういった中でも田役の省力化を図ろうということで、5年ほど前から市の活性化補助金をいただいて、水路のコンクリート化に取り組んでまいりまして、500メートルぐらいはやったと思いますけれども、この組織化をするについて調べましたところ、自分たちでやろうとするやれるような水路、これまだ3キロほど残ってます。それ以上に大規模な水路、工事は自分たちではできませんから、これはまた別の事業でお願いするとして、自分たちで何とかできそうなものも3キロほど残っているわけです。

実際、昔の人っていうのはお金もなかった時代ですから、農機具の修繕とか、それから、簡単な大工仕事とか、あるいは石垣をつくとか、型枠を入れてコンクリート仕事をするとか、そういったことは全部自分たちでやっておりました。また、そういう技術を持っておりました。ところが、そういう方たちっていうのはもう高齢化して、私たちのところでも、もうたいていで引退させてくれという声がよくあります。いろんな事情がありますので、はっきり言って死ぬまで生涯現役でやってくれということまでお願いをしているところです。

ですから、集落の関係を考えますとどうしても長寿命化というのは必要だというふうに考えておりまして、来年度に向けて何とか予算の増額をお願いをしたいというふうに思っているところです。

3番目の質問ですけれども、来年度の予算、これからまだ動いていく話になりますけれども、今年程度を考えているのか、あるいは申請がふえてくることを見越して増額と

して予算化をするのか、その辺の方針がありましたらお聞かせをいただきたい。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

当然、今年度少なかったからといって、それでよろしいですというわけにはいきません。当然、農地維持支払い、資源向上の共同取り組み、長寿命化を含めまして、皆さんからいただいた要望を確実に県、国のほうに要望を上げていきたいと考えておりますので、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） やっぱり、地方からの声を国のほうに届けていかなければ、なかなか動かないような状態かなというふうに思っております。幸いのことに本市の課長さん、非常に押しも強くて突破力のある課長さんがおいでますから、ぜひ県のほうにも協力をプッシュをしていただいて、県から国のほうにも陳情を重ねていくということをお願いをしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 午前中に引き続いて、またがっての質問になりますけれども、2番目の体育施設の名称についてということで質問をいたします。

昨年度に改修されて現在供用開始しております宝町の体育館、そして、今年度に改修予定であります宝町グラウンド、それから、来年度改修予定の宝町テニスコートについてですけれども、これ過去にある事業で整備されてきたものでありますけれども、恐らく私の記憶も定かではないんですが、昭和55年前後、そのころに整備されたというふうに考えておりますけれども、それ以来三十数年にわたって長らく利用されてきたものでありますけれども、実はその名称自体、非常に違和感を持っていると。当時はよかったかもしれないんですけれども、今の時代になってどうも違和感を持っているという市民もいるということも聞いておりますし、実際に5月の議会報告会の場でも、あるところこういうふうな質問も出ております。このことについて、以下問います。

まず1番目に、この3つの施設についての直近の3年間の利用状況、人数がわかっておりましたらお答えください。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 3施設の直近の利用状況についてお答えいたします。

まず、宝町体育館の改築前の平成24、25、26年度には、空手、バドミントン、卓球、体操、ビーチバレーなど15団体が定期的に利用していました。改築後は定期的な利用が4団体ふえまして、19団体をご利用されております。

次に、宝町グラウンドは、毎週土・日曜日及び祝日に地元少年野球チームの練習場所として、また、練習試合や大会の会場として使用されております。その他福祉関係団体が体育活動として、週1回1時間程度の使用をされております。

また、宝町テニスコートにつきましては、体育協会所属のテニス団体が毎週土・日曜日に午前の部、午後の部に分けて練習を行っております。平成26年度から毎週水曜日にも使用しているとともに、新たに今年度から定期的な利用者が1組ふえ、不定期な使用も年間5件程度となっております。

なお、施設稼働につきましては、宝町体育館は新築効果が顕著に出ております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 体育館については、団体数としては15団体から4団体ふえて、現在は19団体が利用されているということですが、グラウンドについては、ほとんどの場合、土日の使用なんですか。それともう一つ、テニスコートについては、これも平成26年度からは水曜日にも利用されているということですが、メインとしてはやっぱり土日の利用がほとんどだという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） そうですね。土日だけです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 利用状況ということで質問をしたんですが、それぞれの施設について人数的なものは押さえてないんでしょうか。わかっておりましたらお答えください。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 人数的なものも押さえておりますけど、現在持っておりません（後日、資料の提出あり）。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 人数的なものについては後でも結構です。

それから、2番目に移りますけれども、名称についてのことなんですが、宝町グラウンドについては昨年の補正予算で用地買収が完了して、今年工事に着手予定というふうに聞いておりますが、テニスコートについては今年度の予算で設計委託費が計上されておりますので、この結果を踏まえて来年度着工するという予定であるというふうに理解しておりますけれども、実はさっき申し上げましたように、名称について非常にいろいろな意見が実際あります。今に始まったことではないんですが、公共施設というのはあく

までも市民に広く愛されて親しみやすい、誰もが使いやすい施設であるべきだというふうに考えます。そういった視点で考えますと、もう三十数年もたっているわけですから、名称変更も検討してもいいころではないかというふうに考えております。その点について見解をお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 市の社会体育施設であります宝町グラウンドは、当年度に設備改修完了予定です。また、宝町テニスコートにつきましても、平成28年度に施設改修の完了予定です。先般、開催の市社会体育施設運営審議会におきましても、この質問と同様の名称変更が議事に上がりました。慎重審議の結果、この3施設の改修完成時、平成28年度を待って3施設の名称変更を検討するというを確認しております。今後、教育委員会で全体的な協議を行った後、名称変更に伴う作業、手続を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これは3番目も関連しますけれども、実際今供用開始しております体育館と、それから、最後のテニスコートの工事が完了した時点で審議会にもう一度かけて、条例改正が伴うと思えますけれども、議案として上程するという事で積極的に前向きに検討していくという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先ほど申し上げましたとおり、教育委員会内全体で17体育施設がありますので、そういった全体的な見直しも含めてこの3施設の名前の変更に取りかかると、準備に取りかかりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 非常に前向きな答弁をいただいたというふうに理解しております。平成28年度に完成した時点で検討していくというふうなことで、ぜひとも積極的にこの件については対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 11番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、総括方式によって質問をさせていただきます。

2点ちょっとお伺いをしたいのですが、1つは林業関係について、それからもう一つは耕作放棄地や高齢者の方への花木栽培についてであります。

山林所有者の方は、材価の低落から山の手入れが十分できておらず、間伐も進んでい

ません。そして、間伐ができていない杉、ヒノキの下に生えている木や草はニホンジカに食べられています。上層木が密なために再生できず、表土は流出して山腹崩壊の危険性が高まっているのであります。また、山林所有者の方が業者の方に山林を販売する場合、土地を含めた売買となっておりまして、造林の再造成は望めませんし、雑木林になるとニホンジカの食料を提供することになるのであります。

そこで、林業活性化のため、以下2点についてお伺いをいたします。

農林中央金庫では、創立80周年の記念として10億円の基金を創設、10年間で作業道等を開設するために助成をしてきました。本年からは新たに16億円の基金で5年間の事業を計画しています。事業募集の窓口は森林組合連合会となっているようですが、市としても香美森林組合、物部森林組合の2つの森林組合に働きかけ作業の効率化を図るべきと考えていますが、所信についてお伺いをいたします。

2番目に、間伐を推進するためサカキ栽培を進めたらと考えています。

サカキは陰樹であるため、杉やヒノキの植林の下が栽培の基本であります。今、国内で流通しているサカキは7割が中国産ですが、日本の消費者の方は、神道は日本独自の宗教であるため日本産の物を使いたいという要望が強くあります。私も現在3.5ヘクタール程度で生産をしていますが、杉やヒノキはフィトンチッドと言われる成分を発生します。これはロシア語で植物が殺すというようですが、雨上がりの午前中に多く発生すると言われております。このことから雨量の多い本市の山間地域では、その成分が高いのではと予想されます。以前、嶺北地方で開催された「四国山の日」に講演された、大阪府在住の北山さんから提示をされました。それは現在建築用材として外国産材はきわめてシロアリの被害を受けやすいというものでありました。四季があって多種多様な病気や虫からの被害を防ぐため、自主防衛としてフィトンチッドは国産材に多く含まれていると思われまゝ。私のサカキ畑でも現在防虫効果、あるいは防菌があると思われることから、杉、ヒノキの木の間を防除用のホースを引っ張るのは不可能ですので、消毒は行ったことがありません。上層の杉、ヒノキを10アール当たり100から200本間伐し、サカキの苗を400本程度定植すると4年ないし5年で収穫となります。

現在JAとさかみ物部支所から4名が出荷をしていますが、10キロ当たりの単価は1万2,000円と安定し、所得の確保にとどまっております。また、県西部の方は20ヘクタールのサカキを栽培し、家族8名で年間1,500万円から2,000万円を売り上げるといふことでもあります。

次に、高齢者の方や耕作放棄地などへの花木導入についてお伺いをいたします。

私は平成7年から国有林の払い下げを受け切り花の採取を行ってききましたが、採取量は年々減少してきたために、挿し木や所有林の山林内に自生する花木類を田畑に定植してきました。そして、昨年からは本年にかけて農家の高齢化や耕作放棄地への対応を含め、中央東農業振興センター、森林技術センター、中央林業事務所、県専門技術員、JAなどで構成するメンバーで、過去から栽培していた品目で自家育苗ができる品目を選定を

しました。具体的にはアジサイ、ナナカマド、ナンキンナナカマド、ヤマニシキ、トサミズキの5品目であります。

アジサイ以外は5月から7月中旬の緑葉物であるために、葉が展開してから収穫までの期間が短く病害虫の被害が少ないこと、あるいはまた労力が分散するなどメリットがあります。これらの品目を中山間地域に栽培を拡大する考えはないかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 門脇二三夫議員のまず1点目、森林・林業についてということの①の森林組合等に積極的に働きかけ、作業の効率化を図るべきという部分についてまずお答えいたします。

平成27年度におきます林業振興費は、緊急間伐総合支援事業を初めといたしまして数多くの事業を計画をしております。林業振興費の中で鳥獣対策費を除きますと約1億5,300万円というふうな予算を計上しておりますところでございます。その中には作業路、間伐等の森林整備事業をまず柱といたしまして、森林組合から要望されております森林施業計画に基づきまして、国・県の補助事業の範囲内で満額の予算化を現在しておりますところでございます。

2つの森林組合でおのおの森林整備への取り組みは異なっておりますけれども、市内には1つ全国森林組合のトップランナーとして牽引をしてくれている組合も存在しており、作業の効率化につきましては、よそからの視察等も含めて十分に対応していただき、効率化も十分に図られているものと考えておりますところでございます。

次に、サカキの部分、②でございます。

この林産物でありますサカキにつきましては、昨年度平成26年度当初ごろから市の農政部会で研究テーマといたしまして、現在研究を進めておりますところでございます。まず間伐が行われ、サカキが自生している林地を採取の対象といたしまして、その搬出方法や市場への販売方法等を含めて研究をしておりますところでございます。森林組合では、間伐、下刈り等をする際に、やはり神仏にお仕えをする木ということでサカキ、シキビ等については保護をしておるといふような取り組みをしていただいております。現在市内には多くの自生地がございます。これを林業の副産物として、例えば農業の集落活動の中で当然地主さんのご了解を得た上になりますけれども、それを集落活動として搬出、販売をしていくということにより、農業だけでなく林産物も取り扱うというふうなことが可能ではないかということでの、現在取り組みというか研究をしておりますところでございます。

販売については、先ほど門脇議員もおっしゃいましたようにJAのほうで既に販売ルートがありますけれども、日本産のサカキというのは非常に高額に取引をされるということでございますので、ぜひ1つの産業として、いわゆる林業の副産物として取り扱っ

ていければ、また集落活動のメニューの1つとなっていくのではないかと考えております。

いずれにせよ林地内に日が差すこと、間伐により日が差すことが必須の条件でございまして、ひところと比較しますと相当少なくなってきましたが、まだまだ山を走り回っておりますと、昼なお暗い森林というのはたくさんございます。その中でやはり間伐をまずしていただく、枝打ちをしていただくことによって林地内に日が差す、それによって下草が生える。またその中にサカキ、シキビ等が自生をしていくというふうなサイクルが確立できていけば、林業にとっても非常に目に見えるものとしてよいものができ上がってくるのではないかと考えてございまして、今後も間伐について、またその森林の整備についての推進は図っていきたくと考えておるところでございまして。

特に皆伐後におきましては、新しく植えます苗はシカに餌場を提供するようなものでございまして、一昨年、森林組合のほうからも要望もいただきました。そこで、やはり鳥獣被害防止も含めまして、皆伐後の新植の苗の保護に保護ネットを設置していただけるということを条件といたしまして、なおかつ5年から7年程度の下草刈りをしていただき、苗を木として育てていただく、そういうことを条件といたしまして100%になるような補助の上積みもしておりますので、ぜひその辺もご利用いただきまして、長い森林のサイクルの1つに組み込んでいただければと考えておるところでございまして。

大きい2の花木等の導入についてでございます。

門協議員のほうはアジサイ等々の品目をご質問で挙げられておりますけれども、県の農業振興センターにおきましては、農業改良普及指導員によりましてさまざまな野菜、花木等の研究を試行錯誤を重ねながら、おのおのの土地に合った品種の普及に努めていただいております。これは専門知識を有する県の農業改良普及指導員ならではの対応でございまして、市におきましてはこのような専門職を有しておらず、市が特定の品種を定め、その普及、拡大を図っていくということにつきましては、非常に技術的には困難であると考えておるところでございまして。過去におきましても他の市町村で成功しているののでいかがですかということで、薬草の栽培を提案されたこともございましたけれども、先ほど述べた理由や、また市が特定の品種、「これいかがですか」ということで市が推薦することに伴う農家のリスク等も考慮した上で、市では直接の対応はできないというような形で回答をしてきておるところでございまして。

そこで、こういうふうな花木の導入についてどのような形で市民の方に支援をしていくかということでございましてけれども、香美市の補助事業の中で、農業者等が組織する団体等に対する特産物の育成事業というものがございまして。地域活性化総合補助金の中で新規の種苗の導入事業ということをしておるところでございまして、特産物として一定の供給が期待できるもの、新しく試験栽培等も含んでおりますけれども、そういうふうな形に、農業者等の集落営農組織であるとか、集落協定であるとか、そういうふうな組織として取り組んでいただく分につきましては、補助事業を設けております。実施

に当たりましては、特にユズ等が1本当たり幾らとかいうふうな単価も設けておりますけれども、それ以外のこういうふうな品目につきましても、ぜひ新規の種苗として、集落営農として取り組んでいただける場合につきましては、物部支所のほうにご相談をいただければ、そのような対応もさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 佐々木課長がおっしゃられた答弁の中に我々もメンバーとして入って、さっきも言いましたように自家育苗できるものを選定しておりますので、物部支所なり農協にも十分話はしておりますので、また市としても協力できる部分は協力をしていただければというふうに思ひます。

それと、私、神池のヘリポートの上にモデル園をやっています、この5品目の。また機会があれば見てください。

以上で質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。

一問一答方式で順次質問をいたします。ちょっと思ったより展開が早くて心の準備ができてなくて、済みません。ちょっとお水を飲ませていただきます。

そしたら、通告の1問目から、本年3月、物部、香北、繁藤地区の一部に念願の光通信のインフラが整備され運用が開始されました。これは補助金総額が2億7,000万円、うち過疎債が2億5,000円程度、一般財源が1,900万円余りとされており、最終のあれをちょっと見てないので確定かどうかわかりませんが、行われたものでありますけれども、これは香美市内全域をカバーするものではなく、今後の延伸を望むものでございます。そこで、順次1番から5番まで質問をいたします。

まず1番目、平成25年の同僚議員の一般質問に対しまして、「美良布、大栃、繁藤の3地区の加入見込みは、美良布局管内で650件、大栃局管内で250件、繁藤局管内で35件程度を想定している」と、現在の今田副市長から答弁をいただいておりますが、そういった想定に対しての実数を確認しているかどうか、これをお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 利根議員のブロードバンド通信に関するご質問にお答えいたします。

まず、加入数の現在の状況でございます。数字は4月末時点の加入状況でございますが、受注済みで開通待ちも含めまして、美良布局内で466件、大栃局内が132件、繁藤局内で17件となっております。サービス開始から2カ月で目標の約66%となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 大体開通して間もないことでもあります、66%という数字を行政としてはどのように捉えておりますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

開通からの2カ月間程度であれば、いい数字ではないかと捉えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 実は私も66%は期間の割によく頑張ってるなという感じがいたします。それだけ皆が待ち焦がれていたのかなという気もあわせていたします。

続きまして、2番目の質問へ移ります。

これは決して少なくない金額を投じての事業をやったわけですが、そこで接続した市民の反応、できなかった方も含めまして気になるところでございます。自分が耳にしたところでも、よかったとか、速くなったとか、思ったより速くないとかいろいろございます。中には、これは遅いき市役所に言わんといかんとかいう人もおりました。その人には、これは多分パソコンの設定かプロバイダーに問題がある言うて、市役所に言うても仕方がないでという話はさせていただいておりますが、そういういろんな思いの中で、また皆さんいろんな意見を言ってくださると思います。また、今回漏れたという表現がどうなのかと、そういった地区の方からは、いつつながるがやろかとかそんな質問もされたことがあります。

こういった声をまた行政として、どういったことを聞いているのか質問をいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

加入された方から行政サイドへ直接ご意見やご感想が寄せられた事例はございませんが、個人的には同じように「速くなった」、あるいは「余り変わらない」などの声は聞いております。ウェブページの閲覧など一般的な利用の場合は、美良布、大栃などの局舎から近いエリアでは、今までお使いのADSLと極端な違いは感じられないだろうと考えられます。ただ、議員のおっしゃるとおりパソコンが十分な処理能力を持っている、また無線LANをご使用の場合も無線LANルーターが十分な能力を持っているれば、遅くなるということはまずないと思われしますので、光の開通と同時にインターネットを始められた方も含め、速度や安定性についてはおおむね満足いただいているのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 加入者からいつつながるやろかとかいう、そういう期待を

込めた質問はなかったでしょうか。自分では繁藤地区でちょっとそういったことも、繁藤の方に聞いたこともあるがですけども、その辺はどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 繁藤地区につきましては、中心地のエリアはつながるはずでございますが、加入者から直接行政のほうにいつつながるだろうかというお話を伺ったことはございません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 直接聞いたことがないということで、この件は終わります。

続きまして、3番目の質問でございます。今回の整備から漏れた地区の対応についてでございます。

また答弁をちょっと引用させていただきますと、今回の補助で3つの局舎の改修工事が終わり、事業者がケーブルを延伸しやすい環境が整う。未整備の地域については事業者がニーズ調査を行い、希望の多い地域には独自でケーブルの延伸を行うと聞いている。市からも企業努力による延伸をお願いしていくという答弁がございました。今後の延伸に対する協議はどうなっているのかをお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 今回の整備地区外への整備についても、通信事業者に対して引き続き企業努力による整備の拡大をお願いしているところでございますが、今のところ具体的な計画等は提示されておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ホームページとかいろいろ見ておられますと、今回の事業に係る前のところから、民間業者ですので採算性とかいう言葉を耳にいたします。そういった中で今回、今後の延伸について、ニーズ調査等の中でNTTさんが採算が合うエリアと不採算エリアということを判別していると思うがですけども、そういったマップではないですけどもこのエリアはどうか、このエリアは不採算地域と、そういったことは示されておりますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

NTTのほうは各集落の人口、戸数等を調べて、採算、不採算の数字は出しておると考えられますが、未整備地域に対する整備計画のところは現在のところ予定はないということで、今後、整備費用に照らしても一定の利用数が見込まれる可能性が出てきた場合には、改めて検討する必要があると思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 現在のところなくて可能性が出てきたらという答弁でございますけれども、香美市の現状を見ますと、なかなか香北、物部エリアで今後人口がふえて極端に集落化が進むと、人口がふえてやっていただけるようなエリアが出るとは考えにくい状況でございます。

ちょっと4番にかかわってきますので、そういった意味も含めまして4番のほうの質問へ移ってまいります。先ほどの3番の答弁をいただきまして、未整備地域についてどう今後対応していくかということでございます。

よそも含めまして、急ぐ場合は光が無理な地区は無線で整備をしていった自治体もございます。あと、これはまだ多分どうなるかわからないがですけれども、光の延伸に対しまして再度予算をつけるとか、ある程度これは費用がかかることでございますが、そういったことを行って高速の通信エリアを拡大していく方法もあるんじゃないかとも考えられますが、そういったことに対して行政として何か考えがありましたら、よろしくお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在の香北、物部エリアの整備で香北や物部にかけては国道195号沿線、あるいは北岸の県道218号、217号沿線を含め、主な集落はほとんどサービスの提供エリアには入ってございます。香美市の広大な地域、点在する集落までくまなく光でカバーするというのは現実的ではないかもしれませんが、今の100%補助であっても不採算地域は整備できないという民間企業の方針がございまして、今後の国・県の動き等の動向も勘案しながら、検討していく必要が出てこようかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 国・県の動向を見ながらということですが、どういう形で、要請しているニュアンスがちょっとわからないがですけれども。ブロードバンド化の質問のときに自分がちょっと情報として言ったことがありますけれども、もともとNTT自身が単独でやらんといかんかった局舎の交換機のデジタル化ですよね。アナログの電話交換機がなくなってデジタル交換機に、香美市が何もやらなくても当時自分が質問したときからいって10年後にはもう、黙っちゃってもNTTはやらんといかんかったがです、デジタル化を。その交換機を自費で全部やらんといかんかったことを、全国の自治体がちょっとでも速く情報格差をなくすためにということで、補助金を出してでもということでやったがですけれども。そういった意味からかなり不採算エリアも、自分の感覚から言えば、おたくがかかる費用をかなりうちが出していますよというような、そういった姿勢がちょっとあってもえいんじゃないかと。実際にそういうふうになんとかきつく交渉しているのかもしれませんが、その辺のニュアンスはどうながでしよかね、交渉のニュアンスというか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

確かに補助があって整備ができておるといところはございますし、企業努力もお願いしておるところでございます。ただ、100%補助がこれから先あったとしても、後々の負担を考えると不採算部門は整備できないという企業の方針がございますので、なかなかそのあたりは難しい部分があります。ただ、引き続き交渉はしていきたいと考えております。NTTとかが話すのには、光で通信できない部分はLTE等で何とかやっていきたいというようなお話もございますので、そっちのほうも引き続きエリアの拡大をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今回の何というか今まで民間が100%でやっていったやつが、あとはそれでもブロードバンド化が全国で進まなくて、上下分離方式ですわね、公設民営方式をやって、それでもその自治体が今度ランニングコストというか光の設備管理コストが自治体になかって、それでまた進まなくなって、そのあげくの今回の香美市が選択した補助金をNTTに出してというような方式でした。これは多分この方式が許可されてほぼトップバッターに近い、トップバッターといってもかなり早い段階での香美市の採用で、よその自治体がこれを余りやってない段階でやっていると思うがです。

そういった意味で先ほど課長が言われたように、今後香美市と同じような状況になるところが出てくると思います。そういったときに課長の答弁にありましたように、県とかよその市町村の動向をかなり注視していただきたい。よそがこうやって何かやったという手段があれば、その香美市の情報を、過疎でとされているところに対してのケアをぜひしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 事業者からの情報も含めまして国・県との情報のやりとりを常にやりながら、整備については進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、5番目の質問に移ってまいります。

無線系の通信スピードも上がってきております。やっとな香美市エリアも大分4Gとか、そういったエリアもちょっとふえてきましたが、都市部では既に5Gの試験が始まるとか始まらんとかという話も聞きながら、まだまだ香美市はその4Gすら行かない、高速でつなげることのできないエリアが、人口的に言うたら面積的にかなりございます。NTT、au、ソフトバンク等大手の通信キャリアに対しまして、エリア拡大の要請はしているのでしょうか。また、いろいろ見てみますと、そんなに多くはないですけども、幾つかの自治体がそういったところに対して、通信のキャリアに対して要請をしている

というような情報も書き込まれておりますけれども、ご検討をお願いできないかお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

携帯電話の不感地解消対策につきましては、不感地調査結果について県を通じて通信事業者と情報共有を図っており、エリア拡大に向けて要望をしておるところです。今後さらに整備を進めるよう、随時働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 通信キャリアのホームページとかに要望を出すところも、今の答弁では県を通じてというようなことでしたけれども、直接出すような場所もあるようにも見受けられますが、確認ですけれども、直接その民間の企業に対しては行っていないということでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 通信キャリアと直接行ってはおりませんが、毎年不感地を調査しております。調査した情報を県と共有して、通信事業者とも共有して、エリアの拡大を図っております。スマートフォンの利用の拡大と並行して中継基地も増加して、LTEの利用可能エリアは着実に広がっており感じております。ドコモの場合を事例にいたしますと、物部地域では奥のほうですけれども、神池、別役、別府などに加えまして、引き続きまして昨年末には岡ノ内、根木屋、久保堂ノ岡へもXiの基地局が設置されまして、エリアは拡大されております。まだホームページ等では反映されておらないかもしれませんが、着実にエリアは拡大されつつありますので、今後もそのようになっていくのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 実はその物部に行っていて意外なところで高速でつながるかということもありますので、今後ますますそういった交渉を進めていただきまして、地域のブロードバンドの普及に努めていただきたいと思います。

これで1問目の質問を全て終わりました。文化施設等検討委員会の質問のほうに入っております。ちょっとお水を失礼いたします。

文化施設等検討委員会についてでございます。

まず1番目、検討委員会の中に図書館関係、美術館関係の委員がそれぞれ2名入っておりますが、文化ホール関係の委員が1人も入っていないのはどういうわけでしたでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 香美市には独立しました文化ホールがないため、

ホールを持ちます公民館関係として4名の委員さんに、文化ホール関係としまして対応をお願いしたところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 答弁のほうでもちらっとありましたように、公民館運営委員及びその文化協会の委員が委員に入っているということでございますが、これは公民館活動に従事した委員であつたり文化活動全体の委員でありまして、例えば俳句や展示系の芸術、そういった関係の委員でありまして、舞台芸能系というか、本当の純粋な文化ホールとしての機能に関係した委員がいなかったということでございますが、その辺は認識がありましたでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 4名の委員さんが、先ほどもちょっと触れましたホールに関係があるということで、文化協会の会長さん、それと文化協会の副会長さん、それと中央公民館運営審議会委員の会長さん、それと社会教育委員の委員長さんと、もう1人の方は教育関係で吹奏楽とか、いろんなそれに詳しい学校の校長先生ということでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 多分その純粋に舞台芸術とかそういったことを行っている方と、多分今の名前を挙げられた方がそういった文化ホールとかに対する見識に対して、温度差があるように思います。そういうことで選んだということですので、次2番のほうへ移ってまいります。

報告書の前文の6行目からですけれども、「課題について一定の方向性を示すため、香美市立文化施設等検討委員会では、課題の大きい施設を中心として、各文化施設等の併設などを含め全体的に検討した。検討では、建物の老朽化が著しいため緊急性が最も高い図書館、収蔵品の増加により適正な管理が困難となっている美術館の収蔵庫、これらの対策が優先されることを念頭におき、香美市立文化施設等の基本的な方向性に関して、ここにとりまとめた。」とございますが、自分が思うにホールに関した委員がない中でどういった手段でどこまで、会館全体じゃなくてあくまでもホールとして自分は質問いたします。そこをご了承いただきたいと思います。どこまでホールに関する課題を検討したのか疑問が残ります。

自分も年数回ですが中央公民館のホールに、仕事というよりもボランティアで入ることがございます。かなりの頻度でトラブルが起こります。どっかがふぐあいがあつて、音が出んとか、何かがおりてこんとか、ひっかかっちゃうとか、いろんなことがございます。また、山高とか鏡野吹奏楽団等幾つかの団体が、地元での定期演奏会等を断念して市外にその活躍の場所を求めていっております。そういったことはホールに対する課

題として、自分自身も何度か一般質問でも言わせていただいております。例えば、新設については先送りになったとしても、ホールの現状、そういった現状をちゃんと知る委員がいれば、ホールの老朽化した設備の入れかえとか延命処置が必要やと、建てれんけど、やっぱり市民がちゃんと利用してもらうためのホールは、ここは直さんといかんでとかいうようなことぐらいは検討をされたんじゃないかというふうな気がいたします。

そこで、どういった手段でどこまでホールに関する課題を検証したのかをお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 市内のホールを有する施設の状況、近隣市ホールの状況を建設費、年間維持管理費ともに資料としまして検討しました。お手元に検討委員会で協議に使用しました資料をお配りしております。

ただ、済みません。訂正をお願いしたいのですが、香美市ホールの状況の中の中央公民館が「H 5 5」となっておりますが、「S 5 5」に訂正をお願いします。

こういった資料をお渡ししまして、近隣文化ホール、図書館等の状況とか、総事業費は幾らとか、年間維持管理費は幾らとか、それからホールの状況、それと裏面に現在あります大ホール、中央公民館ですがホールの利用状況とか、こういったことを総合的に検討したということでございます。

文化ホールの整備が望まれていることを踏まえつつ、他市のホールの稼働率や財政的な課題を総合的に検討しました結果、現段階では雨漏り等老朽の著しい図書館と、切迫しました収納スペース不足のため早急に必要な美術館収蔵庫の対策を優先順位をつけまして、整備すべきという結論になりました。このことは、先ほどお答えしましたホール関係の委員さんとともに、慎重に検討をしたところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） この資料を皆さんで検討したということですか。これは昔は安かったなというような、かなり金額としては高いですけども、今これ多分建てるとしたら倍ぐらいかかりますよね。なかなか、この時代に建てておけばと今さらながらに思う金額でございます。あとチラチラっと今見せてもらうに、中央公民館、年間の維持費もやっぱり、これ多分ホール単独で出ている場所と会館全体で出ている場所があんのので、一概に山田が高いとか、よそが安いとかということではないと思います。これはまた今回の質問では進みません、こっちのほうには。

この資料自体は、建てたらどれぐらいかかるとかいうような、ゼロか1の資料ですよ。ゼロか1というか、ゼロか100かになるかな表現としたらね。本来やったら、自分が考える文化施設の検討委員会やったら、まず自分がさっき言ったような公民館のホール、香北のホールでもどんな問題がある、機材が老朽化しちゅうとか、座れん、固定

席がないとか、いろんなまず課題がどーんと議題の先に出て、それに対して修理でいくのか、改修でいくのか、それかこの部分は手に負えんから、工科大との連携をちょっと検討しようとか、いろんな手段があって最後にこのゼロか100かの資料が出てくるべきもんやと、自分は思うがです。そういった手順が全部、議事録を見てないので議事録ではそういうこともしたかもしれませんが、報告書を見る限り、そういった時間を全然費やしてないよう感じました。実際その辺が十分に検討されてないというような感覚で自分は捉えたがですけども、いかがでしょうか。その辺もちゃんと検討を、手順的にもされたがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 検討結果が現在出ておるわけですし、それはきちっと検討をされたと思います。相対的な施設の中でどの施設を優先するかを決めており、文化ホールにつきましては、今後の検討課題に委ねたというふうになっております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） もう文化施設等検討委員会自体は、検討自体は終了しているということも伺っておりますので、この件はこれ以上言っても仕方ないので終わります。続きまして、3番でございます。これは検討の内容というより、事務局の体制がどうであったかというようなことにちょっと移ってくると思います。

パブリックコメントの数及び内容を簡単に、ちょっと多いと思いますので内容については簡単でよろしいですので、こういった種類やったかぐらいでよろしいですので、よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） パブリックコメントは6件の意見をいただきました。うち5件は文化ホールの建設に関する内容で、残り1件につきましては図書館に関する内容でした。また、ホームページを通じました意見は2件ありました。意見箱等で意見は4件でした。また、検討委員会がつけました建設優先順位に関して異論を挟む意見はありませんでした。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） なかなかパブリックコメントというのは、世界としては成熟していない世界なのか、高知県の出しているパブリックコメントの募集を例にしますと、高知県の人口は香美市の人口の約25倍程度ですかね。約76万人を対象に募集期間1カ月かけて集めたパブリックコメントが、ほとんどがゼロ件です。よっぽど関心がある方があれば、その関係者が二、三件あるぐらいで、ほとんどがゼロ件、パブリックコメントというのは。その数と比較しますと、今回の香美市のお願いをいたしましたパブリックコメントは、驚異的な数が集まっていることになると思います。その意見に対して

というか、そのパブリックコメントに対する比重はちょっとかなり重きを置く必要があると思いますけれども、その辺をどうお考えかお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） おっしゃるとおり、パブリックコメントの意見は、委員会審議における1つの手段としてはえいんじゃないだろうかと思います。今後におきましてもこういった報告書を出す上においては、パブリックコメントの公募を求めたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 提示されたパブリックコメントは報告書に全部添付資料として掲載というか、要求、要望があれば出していただけるものでございましょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） それはケース・バイ・ケースによると思います。今回に関しましては、また後のご質問に出てくると思いますが、掲載はしなかったということでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 香美市に関心がある方が一生懸命書いたコメントですので、個人が特定されるようなことが書いてある分については出すのはどうかなと思いますけれども、一応全文は実は出したほうがえいんじゃないかというような気がしております。その辺、できたらご検討を再度よろしくお願いいたします。

続きまして、その4番へ移ります。

パブリックコメントの募集期間が実は10日間という、自分からすると非常に短過ぎると。高知県でも1カ月をめぐり、もちろん要件によっては短目のパブリックコメントの募集期間というのがありますけれども、高知県も基本的には1カ月をめぐりホームページ上では募集をしております。なぜこんな短いのか、そんなに急いで何かをせんといかんかったのかをお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

短くする意図は全くありませんでしたが、次の検討委員会開催の日程を設定していたため、パブリックコメントの募集に載せる報告内容の修正に不測の時間を費やしてしまいました。結果として13日間の募集期間となりました。今後におきまして、またパブリックコメントを求めることがありましたら、ご指摘のとおり公募日程を十分とり、広く意見の募集に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひそのようにお願いします。できましたらこういった市民にすごく、先ほどパブリックコメントの数がかなり多かったということも言いましたので、できたらネット上じゃなくて、一旦香美市議会だよりでもえいし広報香美でも間に挟んで、そのときにパブリックコメントを募集というのがとれるぐらいの日程で、市民の皆さんの意見をぜひ聞きたいですというような、姿勢をぜひ出すような期間設定をお願いいたしまして、次の5番のほうへ移ってまいります。関連しております、今回のパブリックコメントの募集の仕方でございます。

今回、行政の施設だけにとどまらず一部量販店、実はこれバリューさんとか、そういったところにもパブリックコメントの募集要項を出していたようでございます。こういった面ではコメント集めようとする、その市民の意見を聞こうという委員会の姿勢は、事務局なのか委員会全体なのかよくわからないですけれども、自分はもうすばらしいと思いました。バリューの会長が勝手に置いちゅうけんどうて言いよりましたけど、ちゃんと下のほうで許可を出していたようでございます。

しかし、ホームページ上では意見を聞くという姿勢を余り感じる事がレイアウト上できませんでした。これは委員会の姿勢なのか、ホームページ上の制約によるものなのかをお伺いしたいと思います。

今回で言いますと、トップページというのが、これちょっとプロジェクターを使うてやろうかと思いましたが、ちょっと時間がなくて。ルートを正式に追うて行きますと、トップページがあって、分類で探す、くらしの情報、市役所・施設案内、教育関係施設、香美市教育委員会、その下に香美市立文化施設等検討委員会というのが、何と6階層も深いところがございます。ということは、香美市が焼き鳥を売りたいのに、屋上で何の看板もなく焼き鳥を売って売れん売れんというみたいな、そんな感覚というような感じでございます。これは一番遠い距離というか、正規のルートで6階地下へ潜るとか屋上に上がらんといかんということで、香美市立文化施設等検討委員会がパブリックコメントを募集していることを知っている人がいて、これは近道を完全にこうやったら早いということを知っている人がいても、3階層下に潜らんといかんです。そういった感じで、なかなかパブリックコメント募集しゆうというようなところにはほど遠いような場所ですので、これ前にホームページのときにもそういったことは質問をいたしました。

そういったこともありますので、以前から言っていますように、市民の声を聞く場所はちゃんとホームページのトップページにその案内をするべきと思いますが、今回の委員会のせいという言い方はおかしいですね。委員会のちょっとせいと言わせてもらって、委員会のせいなのか、ホームページ上の制約の理由があったのかをお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） トップページにある一般の新着情報に載るよう
に設定はしました。また、あわせて教育委員会の新着情報に載るようにも設定しました。

しかしながら、指摘されたとおり、ホームページの閲覧が多重操作の設定条件でなければ行き着かないという結果になりました。このことは、今後、総務課のホームページの管理者と十分に協議をいたしまして、日程に余裕を持った市民目線に立つ、使いやすい公募画面に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） すばらしい答弁をいただきましたけれども、相談相手の総務課のほうではどうでしょうか。手法としてはバナーのところとかもそういったエリアにリンクを張って、案内をするがは割とテクニク的にもそう高いハードルではないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 生涯学習振興課のほうからそういった相談を持ちかけるという提案をいただきましたので、担当のほうともまた十分協議して対応していくように考えていきたいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） こちらもいい答弁をいただいたと思えます。

続きまして、最後の質問でございます。

ホームページ上で香美市教育委員会の下にあります香美市立文化施設等検討委員会というのが、実は見えなくなっております。これURLをちゃんと打てば存在はしているがですけれども、どういう設定なのか、流れでこうポチポチポチっとボタンで探していくと存在しないと。自分はこういったことがあったんでお気に入りとかに入れたりとか、URL記録してたんで、そこへ行くと存在はしているというような状況でございます。本来なら、香美市立文化施設等検討委員会がありまして報告書案が出ましたと、パブリックコメントを募集したところ何人の方からコメントをいただき、それに対して最終会議だったと思えますけれども会議を開き、こんなんを取りまとめましたぐらいは残しておいてほしいかなということでございます。

ちなみに、高知県を初め全国の多くの自治体でパブリックコメントを募集しておりますが、そういったところでは、そのパブリックコメントの全部が載っているところもありますし、全部は載っていないところもあります。少なくともそれに関係した件につきましては、ずっと残っているというか、もちろんそのパブリックコメントを行政が市民に求めるということ自体が、やっぱりずっとつながっていかんといかんというような意識が行政側の姿勢やと思えます。終わったき、はい、消しましたというような姿勢ではどうかと思えますけれども、その辺を改善もお願いしたいと思えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今回パブリックコメント募集につきましても記述であったため、公募期間中のみの閲覧設定としたため消去したところがございます。

パブリックコメントの意見の内容、取り扱いにつきましては、真摯に委員会で検討しました結果、コメント内容が文化ホール検討につながる意見が多くあったため、本委員会はいいただいたパブリックコメントについて、文化ホールについて検討した内容のわかる資料をつける、先ほどお渡ししました資料でございますが、という形で回答、結論としたところです。

今後につきましては、パブリックコメントの募集時期、周知方法など取り扱いについて、他の事例等を研究、検討しまして、よりよいものにしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ホームページ上に委員会の今度できた成案が多分できたようなことになると思いますけども、その成案もあわせてちょっと継続的に、誰もが見やすいような状況でホームページ上に置いておくということが、先ほどの質問の趣旨でございます。なかなか口の悪い人が友達におりまして、「ホームページ上にはなかなか古い情報が消されずに残っちゅうけど、今回は早う消したね」と言われたりもしております。そういったこともありますので、よその例を見ていただいてちょっと勉強していただければ、割とパブリックコメントを求めたような案件については、継続してホームページのほうに載っておりますので、ぜひごらんになってその件も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ご指摘のとおり、今後検討させていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（島岡信彦君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 利根健二君の質問が終わりました。

2時半まで休憩します。

（午後 2時12分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、生活困窮者支援事業についてお尋ねしてまいります。

本年4月より、本市においては生活相談センター香美を立ち上げ業務を行っているところでありますが、他市の取り組みの状況も示しつつ今後についてお尋ねするものであ

ります。

2013年から2014年度モデル事業として取り組んだ高知市の例を挙げさせていただきます。

市と社会福祉協議会が連携して、社会福祉協議会と同一フロアに総合相談窓口を開設し、社会福祉士や精神保健福祉士ら5人の相談員で対応、開設1年余りで新規相談者は444人、延べ相談件数は1,355件と収入や生活費関連の相談が約3割、病気や健康に関する内容が約1割を占めております。高知市生活支援相談センターは、現在も離職や解雇、借金、多重債務、ひきこもり、家庭内暴力、単身高齢などのさまざまな背景によって生活が立ち行かなくて困っている、また今後生活が困窮する可能性があるといった事態が生じている対象者に、相談者が一緒になって生活や就労の解決に向けた個別支援活動を行っているところであります。

生活困窮者をワンストップで救うべく、相談窓口と社会福祉協議会が同一フロアで対応、そして、困窮者支援に関係各課が横のつながりを持って、背景にある課題に対して包括的対応を行っていくため、庁内連絡会を設置、対応、情報共有もしているとのことであります。市では、総合相談窓口として、「全ての相談を断らない」、「困難な状況でも当事者への支援を諦めない」、「課題の解決につながるまで投げ出さない」の3原則を目標として掲げております。

本市においては、生活困窮者に対する自立支援を行うとして、香美市社会福祉協議会とともに地域福祉の充実を図るとして、生活困窮者自立支援法の趣旨にのっとり、財政措置も行い事業を開始したところであります。

そこで、何点か伺ってまいります。まず1点目に、生活相談センター香美の相談体制についてお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 山崎龍太郎議員の生活困窮者対策事業について、まず1点目の相談体制についてお答えいたします。

香美市社会福祉協議会に委託して実施しております。社会福祉協議会では生活相談課を新たに設け、生活相談センター香美として相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。人員体制は課長、課長補佐、主事と権利擁護担当者、そして貸付担当の5人体制です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

社会福祉協議会では、センター開設以前からもさまざまな相談が寄せられていることは私も承知はしております。そんな中、センター開設にて相談件数の増加や困難な案件に対応を余儀なくされていると感じるところです。開設後3カ月が経過しようとしている現在、相談の状況を所管課としていかに捉えているのか、あわせてセンターと所管課

との情報共有はいかになっているのかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

4月1日以降、現在までに新たにかかわりを持ったケースが5件、立ち上げ以前からかかわっている案件が12件ですが、これまでのケースでプラン作成には至っておりません。対応案件は、精神障害やひきこもりなどが多く1件の相談に時間がかかっているということですが、熱心に取り組んでいただいております。

所管課とのかかわりにつきましては、社会福祉協議会内で生活相談課の課内会を会長、事務局長を含め、6月2日に一度実施したと聞いております。今後は2カ月に1回くらいの割合で課内会をしていくと聞いております。

社会福祉協議会と福祉事務所との連携協議につきましては、今後2カ月に1回程度の割合で実施し、情報を共有したいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、プラン作成にまで至ったケースはないというふうなことを今聞きましたけれども、課題の多い案件が多いということで、社会福祉協議会の中で今、課内の会議等もやっているということを知ったんですが、実際そういう部分で、案件ごとには福祉事務所のほうに何か毎月の連絡とか、そういう報告みたいなものは上がってくるわけでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

現在はまだ案件が上がってきておりませんが、報告体系につきましては、全国統一の様式によって現在社会福祉協議会のほうで個別台帳を作成しているということですので、それができ次第、今後は市の報告についてはその台帳で行っていく予定です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう1点だけ聞きますけど、そのプランが作成されなくても支援はしていかんといかんですわね、実際センターのほうでね。だからそのところで、実際動いても所管課と福祉事務所と情報が共有できてないとなかなか動きがスムーズにいかんと思うから、私はプランを一定早く上げんといかんというふうに思うんですけど、そこは所長のほうはどういうふうに捉えているのかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

まだ始まったばかりということもありまして、なかなかそこまで調整できてないと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そうなるとなかなか後の質問に続いていかんところで、それを言われるとつらいところがございますけれども、実際のところ始まったばかりということですが、もう昨年からこれ誰か質問したこともあって、これに対応ができる、乗りおくれのないように前任の方にもかなり言ってたと思うんですけど、まだ今の時点では始まったばかりでなかなか進んでないということですが。実際まだ模索中ということもあります。そういう報告書なんかも全国統一みたいなことも言ってたんですけども、そのこのところはいつぐらいまでにそういう部分は整っていきますか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

先ほど申しましたように、社会福祉協議会のほうでは6月2日に課内会議をしておりますので、その結果を踏まえて連絡を待ちたいと考えておりますが、当然こちらでも2カ月に一度ぐらいの調整会議をつくっていきたいと思っておりますので、早急に報告を挙げてもらいたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に3点目に移りますが、本市における運営体制についてですけれども、高知市の相談窓口の運営体制というものを、これ資料で先に所長にお渡しをしております。若干説明しますけれども、綿密に総合相談窓口の運営体制ということをやられて、真ん中に生活支援相談センターがあって、その実施体制の運営管理や円滑な支援に向けた総合体制管理を行う運営協議会が、市や社会福祉協議会やハローワークなどのメンバーで構成されていると。そして2点目に、センターが策定した支援プランの案の協議等のために支援調整会議体制が整われていると。3点目に、決定した支援プランに基づいて支援実施期間が役割を果たすというふうになっています。そしてもちろん、センターと社会福祉協議会で日常の連携や調整を行っていく、そういう関係になっているというふうに所長も読み取っていただけたらと思うんですけども。実際なかなか、うちの場合もそう簡単に今の聞いたけど、プラン策定でとまるという状況の中で、一つということであるんでしょうが今本市の現状、到達点、今後の展開等も踏まえてお聞きするものであります。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

市町村によりまして取り組みの体制が違ってきますし、香美市社会福祉協議会は、これまで心配ごと相談事業の窓口となって、さまざまな相談に対して対応してきていただきました。相談業務につきましては、過去の経緯、経験もあり、社会福祉協議会に委託し事業を進めることがベストだと判断しております。今後も引き続き社会福祉協議会に委託して、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おっしゃるとおり社会福祉協議会に委託するのはベストと思うんですわ。ただ、ベストであるけれども社会福祉協議会と市との関係について、やはり市が一定の役割を果たさん限りは、なかなかこれって丸投げ状態になってしまうというふうなことを私は危惧して聞いているわけですけども。結局は支援決定というのは、私は高知市を見習うて、やっぱり支援実施期間等で支援の調整会議をまずやるんですよね。やっぱりそういう中で、その次に実施機関が実施すると、そのときに市と生活相談センター香美が連携を取り合っていないと、これ支援というのは進みにくいと思うんです。やっぱりそういう中では支援調整会議というものは要るんじゃないかと、少なくともね。各市町村に任せるというふうに、体制任せて独立性持ってやってるんですけど、委託した丸投げ状態はいかかなもんかと思いますが、その点について再度見解を伺います。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、その関係機関と連携して行います支援調整会議については必要です。調整会議の中には、市を初め関係機関等で社会福祉協議会が作成した支援プランの案を協議しまして、その後市による支援決定を経て相談者に決定通知が行われ、それからプランに基づくサービスが提供されるという流れですので、調整会議については設置する必要があると認識しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） よくわかりました。その方向で早急にやっぱりその会議をやって、いざ動くというときに次の庁内会議等も連携しますけど、あっちこっち生活相談センター香美の人が走り回らんといかん1人でね、そういう状況をつくり出さないということが私は大事やと思います。

次に移ります。4点目ですが、生活困窮者支援には根気が要るものであります。そして、支援内容が多岐にわたるという点は先ほど述べた444人、相談者で1,355件の延べ相談件数が来ていると、すなわち1人の方が3件とか4件とか5件とかいう絡み合った解決を目指さねばならないという、要求を持っているところからも容易に想像ができます。そうなれば庁内の各課が集まり、横のつながりを持って課題解決のため、まずは情報共有、対策を講じねばなりません。生活相談センター香美と連携を強めることが大切であります。現在における庁内連絡会の設置についてはどうなっているのかお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

当初は庁内連絡会という組織を設置する予定でしたが、現在は設置に至っておりません。連携をとる必要のある案件が発生したときに、関係の課と担当者に集まっていただきましてケース会を実施していくことがよいとの考えですので、現時点ではそのように進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 一つの連携をとらなければならない案件が出てきたら、先ほど述べたように多重債務もあれば税金の滞納もあれば、地域包括の力もかりんといかん案件もあったとき、そのときに随時に集まってもらってやるということをもともと決めてなくてできるでしょうか。それは、所長の手前でさっと呼びかけて人に集まってもろうて、そのケースごとにケース検討会議的になるんですかね、そういうことを開こうという発想なのか、再度お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

おっしゃられましたように、ケース検討会というのは市の方向性を決定する大切な機関だと思いますので、随時福祉事務所が関係各課に相談し調整をとって開催していくほうがいいという判断で、現在庁内連絡会はつくっておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 決定するのは支援の調整会議で、やると言ったら決定するわけですよ、プランに基づいてね。ケース検討会議というのは、あくまでどんなケースかと具体化して、どういうことをしていくかということになるから、ここは私は決定機関じゃないと思うから、もう決定したことを具体的によりどういう対応をしていくのかということで、庁内連絡会的なものじゃなくて、個別案件で全てこのケースについては、税金のことで滞納があれば収納課、生活保護の関係にするかもしれんというたら福祉事務所の担当と、多重債務があったら産業振興課の商工のほうの消費者の窓口ですかね。そういうものを招集する権限というものは、福祉事務所長に現時点で与えられているという認識でいいのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 福祉事務所が音頭をとって、関係課を集めて協議していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は高知市のやり方がえいと思うんですが、現時点それで間違いなくできていくということを所長のほうがお示ししていただいたわけですので、ぜひ間違いなく運営されるということと。それと、これからプラン等が出て調整会議等

で決定して、各課でその人の個別対応を全体で網羅して支援していくということになったときに、決して生活相談センター香美の相談員が1人でばたばたしないというような、さっきも言った委託してるんだからおたくやれみたいなね、片一方ではそれは支援できませんよと、決定してるけどちょっと難しいですよらあいうことにならないような、そういうふうにしていただきたいと思います、それについてはいけるのか見解をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） あくまでも市が事業主体ですので、委託先に全て任せるじゃなくて、最後は市のほうも協力して相談者のためになるように事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

納税緩和措置についてありますが、今回は国の法整備に伴う猶予制度の見直しについてお尋ねするところであります。

1点目に、本市における徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止の取り扱い状況、件数について、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

平成24年4月から平成26年3月末時点の3年間のデータですが、徴収猶予3年間でゼロ、換価の猶予3年間でゼロです。滞納処分の執行停止は、平成24年度289件、平成25年度115件、平成26年度139件となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、滞納処分の執行停止はもちろん職権で行うものでありますし、南国・香南・香美租税債権管理機構ができて、実際そこからどうしてもだめやということが返ってきて、所管課でそういう執行停止をしていくというそういう流れは私も確認しておりますが、実際本人から、これは職権で決めるものですけども、一応請願とか嘆願とかそういうことで、私はどうしてもあれやから払えないから、執行停止してくれという嘆願書は出す権利はありますよね、市民の方々も。そういう事例はあったのか、あるのか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 質問にお答えします。

現在、自分の知る限りではゼロ件となっております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長、今年課長になられたばかりですのでゼロ件という

ことで、それはゼロ件でしょうが、私の知る限りでは多少はあったということは報告しておきたいと思います。

それはいいとして次に移ります。

国税の納付に関する猶予制度が見直され、納税者が申請する換価の猶予制度（申請型）が新たに創設されました。4月以降の納期限分から実施されております。それを踏まえて、地方税についても猶予制度が改正され、来年4月の施行に向けて地域の実情に合わせた条例づくりを進めねばなりません。

確認の意味で現行の猶予制度のあらましを述べておきます。税金を納期限まで納付しない場合は延滞税がかかるほか、督促状を受けてもなお納付しない場合には差し押さえなどの滞納処分を受けるということになっております。ただし、一時に納付困難な理由がある場合には、税務署や市役所などに申請、願出をすることにより、財産の換価や納税が猶予される制度がございます。その代表的なものが換価の猶予と、市でいったら徴収の猶予であります。猶予期間はいずれも原則1年以内で、事情のある場合には最長2年間の延長が認められているところです。しかしながら、猶予することができるという願いでしかなく、だめと言われたら異議申し立てができず、制度改善が求められてきたところでありました。

今回の見直しでは、換価の猶予について、行政側の裁量によるものにプラスして申請による換価の猶予制度が併設されました。このことにより、納税者の権利は問題点は抱えながらも前進したと評価するところであります。

そこで伺います。新たな申請型の換価の猶予制度について、見解、認識を伺うものであります。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

現在は職権による換価の猶予ですが、本人の申請による換価の猶予が始まることで、換価の猶予の要件等で事業の継続または生活の維持を困難にしないか等の調査が、本人の申請によることでしやすくなると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 申請型の換価の猶予の要件は、1点目に税金を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると、2点目に納税について誠実な意思を有すると認められること、3点目に税金の納期限から6カ月以内に換価の猶予申請書が提出されていること、4点目に換価の猶予を受けようとする税金以外の滞納がないこと、5点目に納付を困難にする金額があること、6点目に原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があるということでありました。

課長が先ほど言うたように、事業の継続等も踏まえてやはり猶予を受けたいということについては、やはりこの要件に当てはまるということになったときには、逆に言った

らふえてくる可能性もあると、今まではゼロですけどね職権型でしたので。先ほど私は問題点と申し上げましたけど、納期限から6カ月以内の滞納以外の滞納、すなわち猶予の申請時点において6カ月を超える滞納があれば、換価の猶予の申請自体ができなくなるという点であります。本制度を立ち上げた趣旨は、滞納を早期の段階で納付、この納付の確保ができるということでもあります。このことから長期の滞納は認めていないというふうにも思われますが、そうであるのなら、新たな滞納を発生させないためにも、本市においても申請書の準備等も滞りなく行えるよう事務を進めるべきであると思えます。ちなみに猶予申請がオーケーになったら、差し押さえ財産の換価が猶予されるほか、延滞税が9.1%から1.8%へ5分の1に軽減されるとかいう部分があります。この点について、再度の見解を求めます。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

制度の運用がまだ始まってませんので、これから精査して整えていきたいと思えます。抜かりのなくやりたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん制度が運用されないき来年に向けて抜かりなく運用、誠実な姿勢は認めるところですが。実際のところ、先ほどの滞納処分の執行停止のことも言ったんですけど、申請型はできなくてもお願いとかいうのは、実際は換価の猶予にしても納税の猶予、徴収の猶予に対してもできるんですわね、実際のところは。

ということは、来たときに今までの事例ではそんな書類がないきできませんというふうになったらいかんで、私は申請型でひな形めいたものほどこにでもあると思えます、今の時点でもね。前のお願いが来たときでも、今でもやっぱり滞納があつて来たときには、やっぱり収支を書かせたりしてますわね、実際のところね。そういうところから考えたときに、やっぱり以前の猶予の通達が出てます。そのときには、滞納者から分納の申し出等があつた場合には、放置することなく換価の猶予に該当するかどうかを配意するというふうな、これ以前の通達です、その法が変わる前のね。やっぱりそういうところから言っても、申請書等の準備は早目に取りかかってもらいたいと思えます。抜かりなくやると言ってますけどね。そこのところを再度お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

換価の猶予等の本人の請願とかいうことになると思えますが、その関係で請願をされて、そのままその請願でその人に対しての調査を行うということは、現在行っていません。

それで、納付されている方との公平性ということも考えまして、調査は事務的に通常の事務で調査を行って、その方が対象になれば執行停止とか猶予とかいうことになってまいります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

換価の猶予について、申請の期限や分割納付の規定、担保の要、不要、額などを一定の事項については条例で定める仕組みとなっております。これも今後の取り組みについて伺ってまいります。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

現在国や県、近隣の市町村との動向を見ながら、今後取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なぜ地方で条例制定をせえということになっているのか、国の場合はこの担保提供等に関する規定が若干緩和されて、今までは猶予に係る金額が50万円以下とあった分が100万円以下に緩和するとともに、猶予期間が3カ月以内の場合は担保等を不要とするという規定を新たに設けております。しかし、こういうことは、地方は地方の事情に応じてやれということで条例制定をせんといかんがですわ。

そこで、担保が不要であってもえいわけですわね、実際のところはね地方においては、だから、そういう部分の明文規定がなくなったわけですので、この猶予に係る金額、期間、その他の事情を勘案して地方で決めれるということになった場合には、やっぱり今のうちの実情も踏まえて、どう実情を捉えているかということには課長の見解もありますけれども、押しなべて国の状況、ほかの状況ということで、画一的な条例になるのはいかがなもんかと思いますが、そういう調査研究も踏まえてやられることを望みますが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

担保を徴収する必要がある場合の条文等は、実際条例の中に記載されています。その担保が先ほど言いましたように、国の分は徴収猶予が50万円以下が100万円以下とか、3カ月以内の納付の場合は担保は必要ないというような条文がありますので、それに近いような数字というか月数、金額等になると考えてますが、これも近隣の市町村の動向、国や県のご意見なども聞きながら、地域に根差した条例ということで、近隣の市町村に合わせたようなになるとと思いますが、よろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

広報香美のかみかみクイズであります。

広報香美の編集と発行に携わる広報委員会の方々には、充実した紙面づくりに努力されていることに敬意を表するところであります。さて、広報香美も112号を数え、市民の方々の中には毎月の欠かせない愛読紙となっている方も少なくないと思っております。そ

のような中、市民のご意見と私自身も以前から思っていたことですが、この際お尋ねするところでもあります。

紙面最終ページのかみかみクイズであります。今回最終ページにあったということで、これはご承知のとおり最新の6月号であります。クイズの内容もいいですね。Aが第○期高齢者福祉計画、この○を入れるということと、平成26年度に市内で捕獲されたニホンジカの頭数は○○○○頭ということで、私も一生懸命答えを探し回ったところでもありますけども。市民の皆さんもそうでしょうが、再度見直すことによって新たな記事も発見することにもなり、広報の果たす役割が一層強まると考えます。

そこで、本題に入っていきます。クイズの当選者が少な過ぎるという点であります。今回の賞品は香北町のかりかり桃子6個が2名様であります。ちなみに私は大好物であります。めったに食することができません。そして、大変くじ運が悪いので応募することもあります。現在は提供者に協力もいただきながら、一定の予算も入れて2名から3名というときもありますけども、そういうことが多くなっているのですが、賞品提供者サイドもこれ広報に載るといっては、すごく宣伝効果にもなりますわね、実際。そういうこともありますので、協力依頼と若干の予算の増額もされて、もっと当選者をふやすべきというふうに提案をします。いかがでしょうか、お尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎龍太郎議員の広報香美、かみかみクイズについてのご質問にお答えします。

広報香美に毎月掲載しているかみかみクイズへの応募数は、月によって差がありますが、昨年度1年間の応募実績によると平均で一月当たり約30通の応募がありました。当選者数は平均して月3名程度となっており、一般的な懸賞等と比べても当選する確率は低くはないと考えておりますので、現在のところ当選者をふやす予定はありません。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 低くはないでしょう。低くはないことを、だからもっと当たりやすくしてほしいということ言ってるわけです。だから、私どももさまざま、広報で刃物業界にも携わってますので、そういうことで担当の方と何ぼか出すとかいうこともあるんですけど、そんなやりたい企業さんとか、結構香美市民がそれが欲しかったときにもちろんそれを買うということも一つの手段ですけど、そこから始めると。私は刃物業界におります部分もありますんでちょっと言わせてもらったら、やはり土佐打刃物という部分がどんだけ香美市民に知られてる、愛用されてるといえるときに、刃物研ぎのサービスなんかするときに、やっぱりステンレスの関係でなかなか、まだまだ愛用までいってないようなところも見受けられるんですわ。そのときに、香美市になったときに物部の物産、香北の物産、山田のもの、それから、各企業がつくっているお酒なんかも出てましたわね。そんなことを組み合わせてもいいですので、もっとふやすことに

よって、一声かけたら協力者っていうのは出ると思うんですが。ただやらんじゃなくて、そういう努力をしてみたらどうですかということを課長にお伺いしてるんですけど、再度の答弁を求めます。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 詳しいことを申し上げておりませんでした。昨年度の実績の中で、4回そういった賞品の提供を受けております。そのうちの1回、昨年度の11月号につきましては、今山崎議員にご指摘いただきました土佐打刃物も賞品になっておりますので、今議員がご指摘いただいたような努力はしているというふうに認識をしております。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ご苦労さまです。ただ、もっとふやしましょうや、せっかく30通の応募をやっぱり50通、100通きてもらって、この広報を見てもらうということっていいんじゃないですか。できないというんじゃないで、やりましょうや、どうですか、再度。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 初めの答弁でも言いましたけども、現時点ではそのような考えは持っておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 別に食らいつくわけじゃないけど、現時点ないと言うがはないでしょうけど。市長どうですかね、こういう発想でやったら、企業にもっと協力いただいて香美市の物産、こんなおいしいもんがある、極端に言うたら、食べ物だけじゃなくても構んですわね。そんな部分に対してもっとこうね、まあ課長が言うたき、もうそれ以上言えんかもしれませんが、最後に聞いて終わります。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎龍太郎議員の広報のクイズに関するご質問でございますけれども、現状ではこのままいってまいりたいと思っておりますけれども、そうしたご意見のあることはきちんと受けとめて、今後反映できるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） くじ運の悪い私にも当たることを今後願って、私の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。本日の会議は延会にすることに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は6月24日午前9時から開会します。

（午後 3時13分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 7 年 6 月 2 4 日 水曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日水曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第3号)

平成27年6月24日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 15番 織田 秀幸
- ② 16番 比与森 光俊
- ③ 5番 森田 雄介
- ④ 2番 小松 孝
- ⑤ 6番 濱田 百合子
- ⑥ 7番 村田 珠美
- ⑦ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従って3点についてお伺いをいたします。一問一答方式でお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の質問ですが、これは5月24日の新聞報道を目にいたしまして、なるほどと、こういった取り組み方があるんかないうことで、ちょっと質問させていただきます。

県は南海トラフ地震対策として、木造住宅の耐震設計、工事に対する補助金を、事業者が自治体から直接受け取る代理受領、これを進めています。従来は工事費全額をかまなければならないのですが、この制度は実際にかかる費用と補助金の差額を準備すればいいと、工事に踏み切りやすくなるそういったメリットがあるわけでございます。

補助制度の対象は、これまで何回となく協議されてきた内容でもございます。皆様もご存じのとおり診断、それについては3万3,000円のうち3,000円の持ち出しで構わない。また、設計費は上限20万円、そして工事費は90万円の補助を受けることができます。これは四国4県の中にあって、高知県だけが30万円の上積みをされておりましたが、直近のデータをちょっと把握しておりませんので他県もやってるかどうかわかりませんが、高知県は90万円の補助を受けることができます。

県の担当課によれば、平均で設計費は大体30万円かかりますよと、これは20万円の補助があるわけですね。そして、工事費については大体180万円かかりますよと、180万円。すなわち合計で210万円ほど要るわけなんです。補助金、これの高知県の場合は最大で110万円の補助金があるわけですね。すなわち、自己負担は100万円となっております。しかしながら、自己負担が減るためそういった形で事業に着手しやすくなる、こういうメリットがあります。

また、県は天井や床を剥がさずに内装を補強したり、家の外側の筋交い、そういったものを入れたりして低コスト工法、そういったものを普及、検討をしているようでございます。すなわち、やり方、工法によっては自己負担がゼロか少額で済む、そういったことも検討をされているということです。

過去の被害事例から多くの教訓を学んでいるわけでございます。平成7年の阪神淡路大震災、6,400人余りの方が亡くなられたわけですが、その大半の方が圧死という形で亡くなっております。ともあれ地震による家屋の倒壊、これを防ぐことがまず大前提

となるわけでございます。

以上のことから、①、お伺いします。

県は木造住宅の耐震設計、工事に対する補助金を事業者が自治体から直接受け取る制度を進めておりますが、本市の対応としてどういう取り組みをしていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） おはようございます。織田議員のご質問にお答えします。

現在、木造住宅の耐震設計、工事に対する補助金につきましては、要綱に基づき、申請者が事業者に対して支払った工事費等の領収書の確認、完成検査を行った後に、申請者に対して補助金の支払いを行っているところでございます。

住宅の耐震事業は、南海トラフ地震等の地震被害から市民の方々の生命、財産を守って行く上で積極的に取り組んでいる事業であります。議員ご質問の事業者が自治体から直接補助金を受け取ることができる代理受領制度につきましては、今後、要綱等に関して県から具体的な内容が示されると思っておりますので、県内市町村の動向を注視しながら、制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市民のそういった負担軽減、実際は払うお金は一律でございまして、やはり最初のその取っかかりいうんですかね、そういう面から預金を崩さんといかんとか、さまざまなそういう事情があると思います。他市の例等を見習っていただいて、また前向きに対応していただいたらとそんなにも思っておりますので、その点よろしく願いをいたします。

2点目に移ります。

②、地域活性化総合補助金、個人また団体とかいう形でたくさんの補助金制度があるわけですが、申請は事業完了時に当然関係書類、領収書を提出するわけですが、これは今年度から希望すれば交付決定の9割と示させていただきましたら、多分今年度からじゃないかと思うて通告に書かせていただいたんですが、これ全額支給をしていただいたら、非常に助かりますからということで質問をさせていただきます。対応をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。織田議員の質問にお答えします。

地域活性化総合補助金につきましては、市民の皆様が使いやすい事業となるよう毎年度見直しをしております。本制度を利用し地域で事業を実施する場合、必要であれば交付決定額の9割を概算払いとして交付できることとなっております。

また、昨年度までは事業完了時に実績報告書の添付書類として請求書と領収書を添付していただくことになっておりましたが、本年度より実質報告書の提出時点で領収書の提出が困難な場合は、補助金の支払い後30日以内に領収書を提出していただくことを条件に、全額支払うことが可能となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、領収書を出さなくても、そういう制度ができているということなんですわ。これ、そんなややこしいことせいで、交付決定が決まったら10割出していただいたら構いのやないかと思いますが。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

概算請求の場合は、全額という場合もあると思いますが、ほとんどの場合は9割ということで支払うことができるということになっております。また本年度事業を請け負っていただいた方から請求書が来た時点で実績報告書を速やかに提出いただければ、補助金のほうを全額支払いできるということになっておりますので、事業を実施する自治会の皆さん等には、ご不便はおかけしないものと考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この実績報告書ということで、領収書なしに振り込みがしていただけるということで、これは今年度のそういう区長会いうんか、そういったものには説明あったですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） そういう説明はしておると思いますが、ホームページを見ていただければそれはわかります。広報のほうにそれを入れちゃったかどうか、ちょっと今記憶にございませんので、申しわけございません。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。そういう形で集落整備等で50万円何がしかのお金をかまえて領収書を添付して、それで後日振り込んでいただくいう、もうそのことしか私は頭になかったもんで勉強不足で申しわけないですが。これは当然それぞれの項目の予算内、そして年に一度ということで精いっぱい補助金制度が使える、50万円でありましたら集落整備37万5,000円分は補助金をいただこう思うて、一生懸命計画を立ててやっております。

1回使うたらもう翌年度以降やないと使えないということで、そういう形で一度の事業ということで、もうちょっと突っ込もうか思うたらそういう制度であるということで、もうこれでやめにしますけど、はい。わかりました。

次、③、これ意味わかりますかね、これ補助金の支給。これ1,000円以下は切り捨てとなっているわけですが、項目別でどんどんどん切り捨てられたら、括弧書き

で対象事業の75%以内いうことを当然書いておりますが、当然1,000円以下が切り捨てになったときに、我々いろいろ会計等がチェックする段階で、えらいこれは75%に、全然えらい少ない補助になつとるやないかと、そういった声があったりしてこの質問をさせていただいております。えらい細かいようですけど、答弁願います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本事業は地域の皆様が使いやすい制度となることを目的に制度設計しており、申請時に事業区分ごとに複数の事業を同時に申請することができることとなっております。この場合、各項目ごとに1,000円未満は切り捨てて合算しており、総事業費合算で切り捨てた場合と比較し、1,000円単位で少なくなるケースもあります。

しかし、1事業のみの申請の場合は、端数の部分は補助金額に反映されませんので、複数事業を総事業費で端数処理した場合との整合性がとれなくなるということもございます。そのため項目ごとに補助額を算定しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 先ほど言いました、その補助額の枠内でいろいろ検討しながら工事着手に至るわけなんですけど、項目別でやったら整合性がとれんいう、これは一自治体なら自治体に対しての75%以内ということなんですけど、一括してやった場合は整合性がとれんですか、それ。整合性がとれんいうことで、極端な話が補助対象が70%ぐらいになるいう、そういうことも当然ありますわね、これ。75%、端数をどんどんどんどんけられていった場合には。そこを何とか一括で1事業に対していう、そういうことにはなりませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

端数処理につきましては、さまざまなご意見等があると思いますが、やはり補助制度というものは公平性等を求められますので、やはり複数の事業で合算して端数処理をした場合と、1事業のみの場合では補助金額に差が出てくるということにもなりますので、ご質問の総事業費で端数処理、複数の事業の総事業費の端数処理ということになると、大変難しい問題が出てくるというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） はい。わかりました。もうこれ以上何ぼ言うても前向いて進みませんので。

それでは次、行かせていただきます。2点目でございます。佐々木課長、お手やわらかに、ひとつよろしく願いをいたします。

昨年度の鳥獣被害対策に向けた捕獲実績、被害防止に関する取り組みなど、補助金はどれほどあ使っているかいう、そういったことをお示し願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。常に懇切丁寧に控え目な答弁しておるつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平成26年度の有害鳥獣の捕獲報奨金につきましては、3,531万7,000円、また、被害防止策につきましては、472万3,000円を支出をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 捕獲実績、被害防止で総額おおむね4,000万円、そういったところです。これ、いろいろ他市の状況を聞いたりしたら、香美市はニホンジカ2,500頭も捕獲しとるかえと、びっくりされとったようなこともありますけど、2,543頭、イノシシが271頭いうことでありますが、ざっと4,000万円ほど予算をつけているということがわかりました。

それでは、2点目に移らせていただきます。

昨年度に捕獲したニホンジカ、これは先ほど言うたように2,543頭であります、これはちらっと報道にもありましたがシカニクの日、4月29日ですかイベントで訪れたけど売り切れてなかった、そういう報道もあつたりしたんですが。こうした捕獲鹿に対して食用としてどれぐらい利活用されておるのか、その頭数がちょっとわかつたらお願ひします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

これは産業振興課の中でも総務班と商工観光班にまたがる部分でございます。

2,543頭につきましては、先ほどご質問にありましたように有害駆除にかかわるものでございます。その中で平成26年度にべふ峡温泉で食用に供されたものにつきましては、まずA品、これはステーキ、空揚げ、串カツ用としてA品につきましては966.4キログラム。B品、これはミンチとして使用する分、これにつきましては168.5キログラムで76頭となつておるところでございます。

このほかに、A品、B品につきましては加熱処理を行うものとして現地での調達が可能部分と、このほかにタタキ用といたしまして冷凍ブロックで108キロ、これは海外からの輸入により購入をしておるといふところでございます。

4月29日のシカニクの日のイベント、昨年度から始めたものでございますけれども、実は昨年度の天気も余りよくなかつたんですが来客された方が400人、昨年度でした。今年度は天気も割と安定してたということで500人を予想して、食肉というか鹿の肉をかまえていたところでございますけれども、実は来場者が887人ということで、昨年から言いますと倍以上というふうな来場者が来ていただくことによりまして、予定より相当早く売り切れたものということで報告を受けておるところでございます。

来年以降の取り組みにつきましては、また観光協会のほうで来場者数等の推定等も含めまして対応をさせていただきたいと、ぜひこのイベントが固定というか、皆さんに愛されるイベントになっていただくように努力をしていきたいと、観光協会のほうからの報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 素人考えではありますが、これ2,543頭を捕獲をした中で76頭であったということなのですが、そこには、べふ峡温泉には冷凍庫いうんですか、そういったものもかまえとる思うんですけども、この76頭いうたらえらい少ないと思いますが、その点についての見解を。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） これは実は食品衛生法によりまして、こういう野生鳥獣を調理、食肉に供する場合というのは、例えば捕獲してから1時間以内に解体処理をしないといけないという規定がございます。と言いますのも、やはり山の中でとりますので、例えばその道の近くでとれた場合はべふ峡温泉の施設まで持って来て解体をするまで1時間ということで、非常にこう効率のいい場合もございますけれども、そういう場合はほとんど少ないと。現実的に白髪山であるとか、三嶺の周辺であるとか、そういうふうな捕獲を常に捕獲圧をかけているところによりましては、例えば、その道路まで鹿を殺してくるのに1時間以上かかるというような部分が大半でございますので、この76頭ぐらいが持ち込まれてるといふ部分につきましては、現実的にはそんなものではないかなと考えるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） もう1点冷凍庫ですかね。冷凍保管いうんかそういう形では、なかなか食用には向いてないんでしょうかね、それ。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） このべふ峡温泉にはこういうふうなA品であり、B品であり、冷凍ブロックであり、購入したものも含めまして加工したものについては、一旦冷凍保存をして、それで順次レストラン等で食用に供していくというような形でございますので、そういうふうな施設はございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 次に移らせていただきます。

鹿肉、これは一般にご存じのように高たんぱくで低脂肪という、栄養学的特徴がございます。さらに鉄分の含有量も非常に高いというこうした特徴から、これ生活習慣病といった病気の予防にもつながる食品として注目を集めているところでございます。

鹿肉の流通形態として、狩猟により直接野生の鹿から肉をとる方法、また、野生の鹿

を捕獲して一時的に飼育をしたもの、もしくは完全に飼育下にある鹿から肉をとる、そういった3種の方法があるわけなんです。日本では鹿肉の流通や消費は、ヨーロッパと比べて非常に少ないわけでありまして。日本の各地で貴重なたんぱく質、また薬肉、薬の肉として鹿肉が食料とされてきた。1つ例を挙げれば、これ北海道ではハンターによりエゾシカが捕獲され、個人的に食用として利用されているに過ぎなかったわけですが、1990年代後半ぐらいから2000年代になって、北海道ではこのふえ過ぎたエゾシカによる問題として、農林業被害が顕著になってきたわけです。これは本市と同様でございます。このエゾシカを資源として利用しようとする取り組みが活発化し、このエゾシカ肉はジギスカン、そういった形でも北海道では利用されているということでございます。

また、鹿肉にはもみじという別名、もみじ鍋言うんですかね、そういったものもありまして、本市も鹿肉を大々的にPR、アピールをしていく場合は、何々もみじ鍋ってどうか、そういう形でも本市独自のネーミング、そういったものもまたしていったらどうかと、そんなにも思っております。

兵庫県の宍粟市、これは花札に猪鹿蝶、そういったことになぞらえて、イノシシ、鹿、チョウいうて、これチョウチョは食べられませんので、鶏肉、鶏をセットにした猪鹿鳥、そういう形で料理が提供されているという、一つの事例なんです。さまざまな工夫によってPRをされているという、そういう事例でございます。

ここで私が言いたいのは、やはり食の安定化、そういったことを思ったときに一つの選択肢として飼育もあるんじゃないかと、そんなにも思っておりますが見解を一つ。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えをいたします。

鹿肉につきましては、有害駆除による副産物として現在食に供されているところでございますけれども、当然、冷凍保存も現在の技術では十分可能でございます。現時点で需給のバランスは十分にとれておると考えておるところでございます。

先ほど幾つか例も質問の中でおっしゃられましたが、隣的那賀町におきまして鹿牧場を町のほうで補助を出して開設いたしまして、安定供給を目指して事業をしてるところでございますけれども、費用対効果も含めてなかなか成果が上がるまでには至っていないということでございます。

うちといたしましては、鹿肉につきましては、野生鹿の供給がある限りは、やはり野生鹿を最大限利用することを基本としていきたいと考えておるところでございます。

織田議員のおそばで、手間をかけ暇をかけ金をかけて放牧を目指されているという方がおいででしたら、需給のバランスが現在とれておりません土佐赤牛とかのほうの方がよいのではないかなと考えるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 内容の濃い答弁をいただきました。

これまあ供給が十分足りておる、そういう答弁でありましたんで、これはほんならもうこれで終わりにさせていただきます。

次、④でございますが、これはICT、情報通信技術を活用して鹿やイノシシ、そういった有害鳥獣を検知するいうんですか、そういう制度でございますが、これは長野県の塩尻市を参考に挙げさせていただきました。

塩尻市は人口が6万7,000人ぐらい、そして、面積は本市の約半分の290キロ平米ぐらいでございますが、全国各地で農産物の収穫減、農家の耕作放棄、そういったものも有害鳥獣によって引き起こされているのが昨今の状態でございます。長野県の塩尻市上田地域、そこでは2011年度、稲作面積約27ヘクタールのうち85%が鳥獣被害に遭ったと。野生鳥獣の中でも、これは水稲、米等についてはイノシシによる被害が深刻であったわけですが、獣臭いうんかそういったために、米も出荷ができなくなるということがあります。そして、ここでも電気柵設置などでハード面の対策を実施してきましたけど、効果的には余り効果はなかったという、そういう記事もあります。

本市でも電気柵をやっておるところは見受けられますが、なかなかイノシシ等にしても賢いいうんですか、勉強してそこには近寄らなくなる、何らかの形でそれを乗り越えるといった、効果的には乏しい結果であると。そして、こういったことでこの塩尻市では、鳥獣被害にこのICT、情報通信を導入して水田の中心に野生鳥獣の出没を検知するセンサーを設置し、イノシシや鹿などがセンサーの近くに現れるとサイレン音とか光で追い払う、さらに地元農家や猟友会、その人たちに出没の時間とか場所、そういったものがメールで配信されるいう、そういう制度であります。

こうした一連の取り組みによって、平成12年度には被害面積が20%まで減少しましたよと。また、平成13年度には被害はほとんどゼロを達成したと。そして、同地域の農業収入、そういったものも6.5倍にふえた、こういったような報告等も入っております。そういった中で、本市においても野生鳥獣の出没を検知するセンサー、そういったものを設置して、地元農家や猟友会に対し出没时间と場所が配信される駆除対策を効果的に実施している塩尻市なんですけど、本市も検討してはどうでしょうか。その点についての見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この情報通信技術につきましては、本市の中で、例えば一番先進的というか一番最初の取り組みとしましては、例えば光石の市有のわな、それが閉まったときにメールで発信をされて、その鳥獣がかかっているかどうか、カメラ等もありますので、それによってデータを本庁のほうで確認をした上で、わなのほうに確認に行くと。そこでとめ刺しをして鳥獣、そこは鹿でございますけれども、鹿を捕獲するというふうなことを既に行っております。

平成26年度現在、押谷のほうに設置をしております猿のわなでございますけれども、これは県のほうから借りた分でございますけれども、そちらのわなにつきましては、猿が来たら地元の世話役さんの携帯に連絡が入るようになっております。そこで携帯の画面で今度は見ながら、猿がよしこれは入ったということでスイッチを押すと、ゲートが閉まるというふうな技術を現在使っておるところでございます。

また、本年度、今回補正で提案をさせていただいておりますけれども、もう一つ、市のほうの猿のわな、こちらにつきましてはこれもICTの技術でございますが、猿の数を自動に数えて、例えば何匹か入ったときにゲートが自動で閉まるというふうな、情報通信の技術を用いたおりの設置をしていきたいと考えておるところでございます。

今後もどんどんこの情報通信技術が発達もいたしまして、なおかつ携帯電話等の通信エリア等も拡大をしていく中で、こういう駆除に対してこういう技術を使っていくというのは当然進んでいくであろうと。それにおくれないように当市のほうも予算化を含めて、検討もしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 答弁でちょっと私も聞き抜かしたかわからんですが、これいつぐらいから何カ所ぐらいでやられておりますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今現在ではまだおりに限定をしておりますので、市有のおり、光石のおりで1カ所、また押谷に設置しております猿の捕獲おりで1カ所、今回補正で提案をさせていただいております部分、この市有の猿用の捕獲おり、これで1カ所。場所につきましては別府を予定しておるところでございますけれども、3カ所のわなでまずは使って、それで現在のところ、その光石と押谷につきましては現在使っておりますので、平成25年度から光石のほうはもう既に使っておるところでございますけれども、平成26年度に押谷、また今度、今年度平成27年度に別府の猿のわなにそれを使っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは平成25年度ぐらいから数カ所でやられておるということですが、これ実際にやってみた状況等はどんなでしたか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 最初のほうは結構誤作動がありまして、実際とれてないのにセンサーが働いて門がおりましたよと、扉がおりましたよっていうデータが来るんですが、行ってみたら扉はおりになかったとか、扉はおりにるけれども中には入ってないという誤作動的な部分。最初は安定はしてなかったんですが、次第にそれを設置する職員の技術も順番に上がってきまして、最近は割りと精度がいいかなと。年間1

0頭を越す捕獲を、うちの香美市の鳥獣捕獲の実施隊、光石のわなで10頭を越す捕獲をしておりますので、自分たちも行って職員がとめ刺しをする場合にわなの補助を、補助員として補助をしていくというふうなことを、直営でございますがやっておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 以前そういうことをされておったいうんですか、そういう話もちょっと耳にした経緯があるわけなんです。実際、こうやってICTを利用して見えるかいうんですかね、カメラも設置しておればおりの中に何匹とれているとかそういうこともわかるし。要するに私が言いたいことは、この本市もブロードバンド化、昨日も同僚議員から話があったわけなんです、光ファイバーによって端末機を設置、いろいろ変えることによってもうあらゆることが可能になってくる、そういうような経緯があるわけでございます。そういったことで、さらにまたこのICTをどんどんどんどん、利用度をもっともっとまた高めていっていただきたいとそんなに思いますが、予算づけ等もしっかりとまた対応していくいう、そういう答弁であったように私は認識しております。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） これからの時代にここを抜かしてというわけにはいきませんし、例えば捕獲にはまだつながってはおりませんが、例えば共同アンテナ、集落、これは物部町の久保でございますけれども、共同アンテナのケーブル、これを何かがかじってるということで、何かはわからないってことでうちのほうで監視カメラをつけまして、そのデータによりますと幾つかの獣が通っていると。わざわざその電柱に上がって、そこを通路にしてると。その時点でかんでるのではないかなという推定がされたりと。そういうふうな部分も含めまして、今後このICTにつきましては、どんどん導入をしていくような形になってこようかと思えます。

ただ、先ほどお話にもありましたように、特に有害鳥獣の被害が起きてるところというのは、中山間地域のとつと奥のほうが多いですのでその辺まで早く、そういうふうな携帯のエリアであるとか、そういう通信のエリアが拡大していただければ、またそういうふうな使い方も非常に幅広くなってくるのではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ①から④まで鳥獣被害を取り上げさせていただいたわけですが、この答弁内容からしてしっかりと対応ができていますし、またしていくいう、そういう佐々木課長の決意がうかがえましたので、以上で終わりますして次に行かさせていただきます。

3点目でございます。

災害等により電力供給が途絶えたときに本庁の業務の維持、そういった対応、日数的にはどれぐらいを予想しておるか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。織田秀幸議員の災害等により電力供給が途絶えたとき、本庁舎の業務維持日数及び対応はというご質問にお答えいたします。

本庁舎は大地震等による大規模災害時、電力が途絶えることを想定して非常用発電機を備えています。業務維持日数は3日、72時間を想定して設備を備えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 3日、72時間というのは、対策の上から一つのボーダーラインとして示されておるわけなんですけど、本庁のこの業務維持日数いうたら3日ではいかんわけなんですけど。この3日対応は十分できますという課長の答弁、この3日間に対して課長はこれで十分じゃと、どうですかそこらの見解は。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

まず、大規模災害が発生した場合、行政機関は発災後3日をめどに救助活動や消火活動等の初動活動を中心に対応すると考えております。その初動活動期間を想定して、最低限の日数を決めております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） もう時間が押してますんで、次行かさせていただきます。

②番でございます。

公共施設など中心的な避難場所、またその観光施設に対して、太陽光とセットでWi-Fi、無料公衆無線の設置、これは工科大とのまた連携等も含めて、こうした取り組みの計画があるとかいう、そういうことがあったらまたお示しを願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員のご質問にお答えします。

香美市内の中心的な施設にWi-Fiの設置は、住民等に対して防災情報や観光情報、行政情報などを収集配信していくシステムとして、今後重要な施策の一つであると認識しています。

またWi-Fiと太陽光パネルの併設は、蓄電装置を備えることで電力の自律型の情報ステーションとして大変有効的な計画であると考えます。

しかしながら、現時点で香美市に当該施設の整備計画はありませんが、県に問い合わせたところ、国、県、工科大学、通信業者との間で公共施設への普及に向けた検討がさ

れているということですので、これらの動向を注視しながら、事業の導入については今後の検討課題としたいと考えています。

また、工科大学との連携は行っておりませんが、今後、整備計画を策定することになった場合、ご協力をお願いすることになるものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも、また地域の大学、地域に根差した大学としての工科大との連携等もしっかりとしていただけたらと思います。

昨今、海外からの観光旅行客も多いわけなんですけど、東京、大阪間というものがメインルートでありまして、非常に多くの海外からの客が来るわけでございます。

このWi-Fiというのは、海外のメンバーが自国に電話するときには、日本のプロバイダを通るということで料金的なこともあったりして、そういうこともあるわけなんです、この無料の公衆無線LANというのは、いろんなセキュリティーの問題とかそういったことも課題はあるわけなんですけど、どうか今後、産業振興、海外からとかそういったことの集客等も踏まえて、そういったことを設置していただけたら。

南国市では避難タワー、そういったところで誰が現在避難しておるか、そういった情報がわかるようなシステム、これは高専と提携して今取り組んでおるそうでございます。南国市は危機管理課いう、そういう課もございまして、だんだんだんだんICT化に向けて、それぞれの市町村でも取り組みが加速化しているんじゃないかと、そのように思っております。どうか職員の中でも若手のやる気のある職員、そういった者をまた選考いうんか選んでいただいて、押しつけもなかなか前向いて進まない、そういう状況があるんじゃないかと思いますが。やる気のある職員、そういったものをまた課長、また情報化の進展に向けた取り組みの一つとして、またこれは一つの一議員の案なんですけど、そういう形でまた取り組んでいただけたらと思います。

もう、付随で追加で何か言うことないですか。

（防災対策課長、岡本博章君、自席から「ございません」と発言する）

○15番（織田秀幸君） わかりました。ちょっと時間が10分ぐらいオーバーしましたが、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 改めまして、おはようございます。16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。通告を2項目出していましたが、締め切り後取り下げましたので、今回はコミュニティ・スクールについてのみの質問となります。よろしくお願ひします。

地域ので子どもたちの課題解決に取り組むコミュニティ・スクール、学校運営協議

会制度導入についてお尋ねいたします。

文部科学省は、平成28年度までに全国公立の小中学校の1割に当たる3,000校に拡大する目標を掲げ、コミュニティ・スクールのさらなる普及に向け、本年、平成27年度予算で導入促進のための事業を大幅に拡大しています。また、政府の教育再生実行会議の第6次提言では、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むことを目指し検討を進めることが盛り込まれました。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民らで構成する学校運営協議会を設置し、学校の運営に地域の意見を反映させる制度となっています。地方教育行政法で制度化されて以来、全国の公立小、中、高校を初め、幼稚園、特別支援学校の1,919校が自治体の教育委員会から指定されているところでございます。

学校運営協議会の主な役割は、1点目に、学校運営の基本方針の説明を受け承認すること。2点目に、学校運営や教育活動の説明を受け、教育委員会や学校長に対し意見を述べること。そして3点目に、教職員の任用に関して教育委員会に対し人事面での意見を述べるができる。以上3点が規定されております。

コミュニティ・スクール実践例を少し述べさせていただきますと、小中一貫教育を実施しています東京都三鷹市は、平成20年度までに三鷹市立小中学校全ての22校をコミュニティ・スクールに指定し、小学校の6年間、中学校の3年間合わせて9年間の子どもの成長を地域全体で支援する体制を敷いております。

三鷹市の場合、独自の特徴ある取り組みが進められていますが、小学校全15校、中学校全7校がコミュニティ・スクールに取り組み、学校運営協議会を設置しています。ここまではどこの教育委員会も同じだと思いますが、三鷹市では中学校区を一つの学園と位置づけ、中学校と複数の小学校が合同で学校運営協議会を開催し、コミュニティ・スクール委員会を設置しております。この特徴ある制度はうまく機能しているようでございます。そして、学園のコミュニティ・スクール委員会委員は、学園に属する小中学校両方の学校運営協議会委員を兼務することが義務づけられています。各学園では月1回程度のコミュニティ・スクール委員会の会議を開き、学校運営に関する協議を実施、協議を重ねる中で、地域住民が子どもの勉強をサポートする教育ボランティアなどの活動も一段と活発化し、市の学習到達度調査で学力向上が見られたほか、中学生の不登校者の減少も顕著なようでございます。

実践例として、もう1市紹介させていただきますと、福岡県春日市は、平成17年度までに市内の全ての小中学校18校をコミュニティ・スクールに指定し取り組む中、ある中学校では生徒の補導件数が年間1,000件を超えていたようですが、コミュニティ・スクールで学校と保護者、地域住民が問題意識を持ち、地域パトロールを徹底して実施した結果、10年前には1,000件を超えていた補導件数が20件前後にまで減少しているようでございます。

春日市の市議会議員さんに直接電話をしていろいろお話を聞く中で、補導件数の減少

はすごいですねということを行いますと、地域住民の協力が非常に大きいと述べられていました。地域の方々からのサポートが不可欠だったように思います。

文部科学省の委託調査で、コミュニティ・スクール指定校の校長先生に制度導入の成果を尋ねたところ、学校と地域が情報を共有するようになった92.6%、地域が学校に協力的になった87.7%などの回答が多く、学校と地域の連携が深まっている実態が裏づけられています。また、地域の教育力が上がった56.3%、地域が活性化した51.4%など、肯定的な回答が数多く寄せられています。

以上を述べまして、1点目の質問です。

本市では一部の学校で試験的にコミュニティ・スクールの取り組みが実施されていますが、学校運営協議会の委員は教育委員会が任命されますが、人選は学校がするのでしょうか、また教育委員会が人選をするのか。そして、どのような立場の方々、そして人員は何人で、協議会はこれまで3カ月ぐらいですけど何回開催されたのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員の本年度試験的に制度が導入されている学校運営協議会の構成メンバーと、協議会の開催頻度についてのご質問にお答えいたします。

本市では、本年度、片地小学校において、来年度からのコミュニティ・スクールの指定に向けて、プレスタートとして学校運営協議会の試行が行われています。

その構成メンバーは、片地、佐岡の地域の代表や民生委員、社会体育ややまびこ会の代表、片地保育園長、学校支援地域本部コーディネーター、PTA会長のほか、有識者として工科大教授も入っています。学校からは校長、教頭、コミュニティ・スクール担当委員が会議に参加をし、市教委からも担当が参加しており、計14名で構成をしています。

開催は年間3回を予定をしています。

この委員につきましても、教育委員会と学校が話し合う形で今回は決めさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2点目の質問に移ります。

4月のスタートから、これまで短い期間ではございますが、学校現場の多忙な日々が推測されるわけです。よいこと、悪いこと関係なく、教育長としてお気づきになられた成果、課題があればお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） スタートから3カ月の間で見えてまいりました成果と課題、まだちょっと短い間ですけれどもお答えをいたします。

学校運営協議会は、学校の運営を学校と地域がともにつくっていくもので、1回目の会議しか行っていませんけれども、1回目の会では、学校の本年度の方向性や課題等を

共有をいたしました。

学校の運営計画のことについて、かなり突っ込んだ部分まで共有し、また委員さんからは学校の方向性に対して鋭い質問や意見が出されました。また、片地の子どもをどう育てていくのかといったことや、地域としてどうかかわっていくのか等も話し合われました。学校としての悩みも出され、それに対する支援も得られるなど、これまで以上に学校と地域がよってたかって子どもたちを育てていくための協議となりました。協議は大変活発で速やかに実行に移されています。

課題としましては、まだ始まったばかりなので学校として情報をどこまで出して共有をしていくのか、今後、正式スタートした場合の1年間のスケジュールをどのようにするのか、協議会委員の構成はこのままでよいのかなど、導入までに解決しなければならない課題がたくさんあります。今後、導入のための推進委員会も重ねながら、会を何回かして研究を進めてまいりたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 堅実に進められていくということで、次の質問に移ります。

個人的には1日も早い、全ての小中学校でのコミュニティ・スクールを望むわけですが、このたび、先ほどの答弁からもうかがえますが、教育委員会の学校訪問に同行させていただく中で、教育長がコミュニティ・スクールの取り組みに前向きであることは理解しております。全ての小中学校において一斉にスタートすることが困難であると思いますが、各校に対する今後の対応について、どのような指導、取り組みを考えられておられるのかをお尋ねしたいと思います。

また、三鷹市の学園制度について、コミュニティ・スクール委員会の取り組みについては先に述べさせていただきましたが、大柵小学校と大柵中学校、そして、大宮小学校と香北中学校はそれぞれの学校で学校運営協議会を進めながら、小中一貫して児童生徒たちを9年間見守る意味からも、地域性を考え見たときにも、コミュニティ・スクール委員会を設立しての取り組む方向がよいのではないかと、そのようにも思うわけですが、その辺も含めて見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） コミュニティ・スクールの導入に際して、今後の取り組みということでお答えを申し上げます。

教育委員会としては、将来は全ての学校をコミュニティ・スクールにと考えています。まず、平成28年4月に片地小学校を、平成29年4月に大柵小中学校をコミュニティ・スクールに指定をしたいと考えています。

コミュニティ・スクールにするには、地域と学校で十分な協議が必要であるため、2年間の研究の課程を経た後、コミュニティ・スクールとして指定をする計画で進めております。各学校に対しては折に触れて、今コミュニティ・スクールのお話を投げかけて

協議をしているところです。現在、山田小学校が研究を、これどちらかという主体的に進めてくださろうとしています。香北の地域についても投げかけをしているところです。

コミュニティ・スクールの構成メンバーや取り組みの形は学校によって異なるので、導入を見据えつつ、各校で順次取り組めるところから研究を進めてまいります。現在、平成31年度末までには、5校以上に導入はしたいと考えているところです。

各校に対しましての指導というか投げかけは、校長会、教頭会、それから、教職員の一斉の研修会の際に全教職員に対して、それから、学校訪問の際に具体的な話をしながら進めていっているところです。できれば、この順次と申しましたけれどもできるだけ早く、このコミュニティ・スクールはとてもいい中身ですので、早く全校が取り組めるようになればいいと思っています。

それから、大栃小中は小中合わせて運営協議会を、1つというか合わせての協議会をつくってやろうということで今進めています。香北中と大宮小のほうとは話を進め始めていますが、ここも合同がいだらうということをお学校のほうは申ししているところです。それから、鏡野中学校区は小学校が多いので、このあたりがなかなか一斉にというのは難しいかもしれませんので、片地小を初めとして順番にコミュニティ・スクールにして、その後、一貫的なものをどうするかということをお同時進行で考えていきたいと思っています。

香美市のこのよってたかって教育っていうのは、コミュニティ・スクールで地域とともにつくる教育をしながら、考え方はもう今既に一貫教育を目指しての取り組みも始めていますので、9カ年、それも保育園からですので15カ年というか、そういう教育を貫いていこうと思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ちょっと確認ですが、大栃小学校と中学校、平成29年度からそれぞれ合同で取り組まれるということですが、最初っからもう小中合同なのか、それとも小学校は小学校でやり、中学校は中学校でやった上になるのか、それ1点と。委員さんですけど、最初っから小中合同でやれば委員さんはずっと同じやと思いますけど、もし分けてやる上での小中の合同の場合になれば、委員さんの編成が変わってこようかと思いますが、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

大栃小中学校につきましては、この4月から研究を始めたところです。市のほうで香美市コミュニティ・スクール設置推進委員会という設置要綱をつくっておきまして、これに基づいて片地小学校と同じぐらいのメンバーで、今合同で始めたところです。これは各校ですするというよりは、もう一緒のほうがいいという学校との話もありまして、もう最初から合同の委員会として始めています。ここは、もともと保・小・中の一貫教育

というかこう連携の教育が非常に力強く進んでいる地域ですので、もう柱を一貫で通しながら、地域の課題を地域とともに解決しながら、子どもたちを育てようという方向で進んでいるところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。第三者というかはたから見た目で、大宮小学校、香北中学校も大柵と似たような取り組みが初めも言いましたようにベターではないかと思うところですが、その辺の見解をお聞きしたいところです。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 香北地区ですけれども、ここもまず今行っているのは一貫教育の構想です。保育園、小学校、中学校が一貫して子どもを育てる道筋をはっきりさせながらということは、もうこれは会議をしながらずっと進めています。そんな中でコミュニティ・スクールのこの運営協議会を最終どうしようかという話をしてたときに、一緒がよくないかと、それぞれの学校がつくってそれぞれやりながら、後でどうするかって話すよりは、もう香北地域として香北の課題をみんなで共有しながら、それぞれ小中の課題も共有して、みんなでそこを考えていくほうがいいたろうというふうに、学校のほうは今申しております。

やり始めてっていうか来年から研究に入りたいと思っておりますが、今年下話をする中で、どうするかということを決めていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 4点目の質問に移ります。

コミュニティ・スクール導入に関し、児童生徒の学力向上や児童生徒のための学校と家庭、地域がともに健全育成に取り組み、豊かな人間性と社会性を育む期待もあるのではないかと思います。

導入に対する課題もあるようです。予算の確保や担当人員の不足、それに対して文部科学省は、コミュニティ・スクール導入促進のための事業を大幅に拡充しているようですが、学校側に教育人事に関する意見を述べるができるといったことや、特定委員の発言で学校運営が左右されるなどに対する警戒感や不審があるとも言われています。

このような警戒感や不審も含め、教育長の制度に対する率直な見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） コミュニティ・スクール導入に関する見解ということでお答えいたします。

まず、コミュニティ・スクールそのものに対してですけれども、香美市の教育は、よってたかって地域が育てる教育ということで今進めています。コミュニティ・スクールはまさに学校と地域が協働で子どもを育てる仕組みです。学校運営協議会を中心にどの

ような子どもをどう育てるかを一緒に協議をし、ともに子どもたちを育てていきたいと思っています。また、運営協議会の委員さんを初め地域への協力の輪を広げ、たくさんの方が子どもたちの育ちにかかわってくださるようになるといいなあと考えているところです。当然、各校で特色のある取り組みや学びが展開されることとなります。子どもたちが豊かに育つと同時に、地域の方々もますます元気になると思われるところです。できるだけ早く、全ての学校でコミュニティ・スクールの研究を進め、地域と学校が一体となった特色ある学校づくりを進めたいと考えています。

予算の面、担当人数の不足等のお話でしたが、この予算についてはコミュニティ・スクールにしたときに、この運営協議会の委員さん方を委員会が任命をしていくわけですので、この会議に対する予算とかコミュニティ・スクールを運営していくための予算が要ることにはなりません。

それから、担当人員の不足というのは、今は片地小学校と大栃小中学校には加配教員を1名ずついただいて研究をしているところですが、これはだんだん減ってくると思います。文部科学省のほうで、その3,000校と言ったり全校と言ったりしてるので、それほど教員の配置があると思えないので、どういうふうになれば一番うまく機能するかということを考えながら、県とも相談をして積極的に進めていかなければならないと思っています。

そうですね。このコミュニティ・スクールっていうのは、一番最初に比与森議員さんが言われましたように3つの中身がありまして、学校運営について、学校と地域が共同で考えていくということと、それから、教育委員会に対していろんな意見をこの運営協議会から申し述べるができるということと、それから、教員の人事面についても意見が言えるというふうなことです。初めの2つは、これから進める中でいろいろ一緒に考えていくことができると思うんですけども、その人事面のことにつきましては、意見が委員会のほうにまずは持ってこられると思うんですけど、教育委員会もじゃあと言って、この香美市の教育委員会が人事配置を全部考えれるわけではなくて、教育委員会のほうがまた県のほうに意見も申し述べながら今の人事配置をしているわけですので、同じくコミュニティ・スクールの運営協議会から出てきた意見を教育委員会としては集約をしながら、県と話し合っただけ意見に沿うようにやっていきたいということは、これ基本的に持っているところです。

うまく機能するように、精いっぱい考えてやっていきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自分もこの制度のその3つの項目の中で一番気になったのは、その人事面に委員さんが口を出すと、あっ、口出しいうとちょっと言葉悪いですけど、その場合やはり、教育委員会と学校現場の先生方でその委員の人選ですね、人選をしっかりと、イエスマンでもいけないし、クレーマーでもいけないと思うところで、今後の取り組みの一つの重要なポイントとして、また委員さんの人選もお願いしたいと思

います。

この三鷹市の議員さんにも直接電話してお聞きしたところ、今のところ人事面に関して、10年近くやる中で特に委員さんから苦情というか、特に問題になったようなことはなかったというようなこともお聞きしていますので、その辺もまた、これからのことですのでよろしくお聞きしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

10時35分まで休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

私は今回、青年の雇用対策等についてと自主防災組織に関しての2点について順に質問をさせていただきます。一問一答でお聞きをいたします。

まず、青年の雇用対策等に関し、緊急雇用対策事業についてお伺いをいたします。

この事業の成り立ちについて少し経済情勢と国の施策を振り返らせていただきますと、平成19年にサブプライムローンの破綻が始まりました。平成20年にはリーマン・ショックが起こります。これを機に、大規模な労働者派遣契約の打ち切りとそれに伴う派遣業者による労働者解雇、雇い止めが大量に発生することになりました。この急激な雇用情勢の悪化に対応し、緊急的に失業者の当面の雇用の場を確保する趣旨で、緊急雇用創出臨時特例基金事業が導入されました。平成21年には、民主党が308議席を獲得して政権交代を果たしました。雇用期間や応募資格の条件を緩和し、今後の長期雇用にも結びつくように重点分野雇用創造事業もつくられました。さらに、平成23年には東日本大震災が発生しました。この影響等による失業者の雇用の場を確保するための施策としても、この事業が活用されました。以上の事柄を踏まえながら、以下の点をお聞きしてまいります。

まず、①です。

香美市におきましても、重点分野雇用創造事業により、平成25年度には香美市介護人材育成事業が、平成26年度には地域人づくり事業となって同様の介護人材育成事業や起業支援型地域雇用創造事業として、ストックヤード運営準備事業や香美市地域密着型スポーツ観光開発事業が取り組まれています。まずは、これらの事業による雇用の成果をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度におきまして30人、平成26年度9人となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 雇用の成果という質問でありましたが、この雇用に結びついた応募者の方、その傾向とか内訳とか、もし特徴になるような部分とかありましたら、あわせてお聞かせをお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 産業振興課の管轄の部分で、ストックヤードの部分について1つお答えいたします。

まず、ストックヤード等につきましては、繁藤の秋ノ谷に新たなストックヤードを建設するというにおきまして、ストックヤードでの作業をする方、その方をまずこの緊急雇用で雇用いたしまして、その中から希望をされる方、また特に優秀な方を職員として採用していくというふうな形をとっておるところでございます。

あと、スポーツ観光開発事業ということで、スポーツメニュー、観光メニューの開発実施ということでの緊急雇用も平成26年度には実施をしておりますけれども、これがそのまま雇用に結びついているというふうなことでは、スポーツのほうはございません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 済みません。あわせてお伺いをいたします。

もし、これらの年齢層とかプライバシーにかかわらない範囲で、もしわかればお答えもいただけたらと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ちょっと事前の通告になかったので手元に資料がございません。年齢層等ではなくて例えば失業者数でありましたら、例えばストックヤード等の運営事業で3名雇用する中で2名が失業者であったとかいうふうな資料はございますけれども、年齢層等についてはちょっとここではお答えできないです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、②のほうに移らせていただきます。

同様の取り組みですが、これは平成27年度、本年度も実施していくのでしょうか。何らかの事業予定がありましたら、その具体的な事業の内容等をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 本年度につきまして、昨年度中に希望等の調査もとったのでございますけれども、現時点では申請はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） せっかくの事業ですので、ハードルは高いのではないかとはい思いますが、この事業、あるものは生かして香美市の活性化につなげられないのかと考えます。あわせて個人にとっても社会参加、そしてまた、社会全体の安定化といったものにもつながっていくのではないかと考えております。

それでは、③の質問に移らせていただきたいと思います。

③の質問です。県の職場環境支援のための取り組みとして、高知県次世代育成支援事業という子育て支援企業をふやしていく取り組みがあります。本市では1つの企業が認定されていると聞いていますが、さらに事業に賛同する企業がふえることが望まれます。そのためには、もっと広く働きかけることが重要と考えますが、そのような働きかけができないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この事業につきまして、香美市内ではテクノパークにおいでる山崎技研のほうで認証を受けているところでございます。森田議員のおっしゃったように、認証を受ける企業が数多くなるということは非常に望ましいことではございますけれども、県の事業要綱を見ますと5つの認証要件をクリアする必要があると、非常に企業として高い理念を有するものを対象とされておる、ハードルの高い事業であろうかと考えます。ただ、ハードルが高い割に認証のメリットとされている部分につきましては、企業のイメージアップですとか県の低利の融資が受けられますと、この程度ではメリットは非常に少ないのではないかなと考えます。ぜひ森田議員せっかくのご質問いただいた機会でもございませし、中央への大きいパイプを持たれている政党に属されておりますので、県事業のバージョンアップをぜひとも働きかけていただきたいと思います、そのように感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 確かに、メリットが少ないということであつたら企業のほうにもインセンティブが働かない、そういったこともあると思います。県の事業ですから、県にさらに一步踏み込んでいただくというような取り組みも、また提言もやっていただけらと思ひます。

では、私のほうから1問目に対しては以上で終わらせていただきたいと思います。

大きな2問目、介護や福祉の現場で働く若者の定着というような大きなくくりで、ちょっとお聞きをしていきたいと思ひます。

今、介護、福祉の現場では、さまざまな要因から働いている若者がなかなか定着しないという深刻な状況があります。今までも賃金が労働に見合わないで離職者の多かった介護、福祉の現場では、本年4月から介護事業者の報酬が切り下げられた影響を受けて、さらに悪化している状況と聞いています。職員、パート等の募集をしても、なかなか人

が集まらないとも聞きます。本来ならば、若者たちが介護、福祉の仕事にやりがいを見出し、夢を持って働けるような職場であるべきですが、それには労働に見合った賃金が必要になります。この給料ならば介護の仕事をしてみようと思えるような仕事に見合った賃金水準を設定し、それが実現できるように、交付金を支給するなどの措置が望まれるところです。

現在、人手不足が深刻な状況の中で一生懸命頑張っている方には、何人分もの負担がのしかかり、休みがとれない、眠れない、疲労が抜けないといった悲鳴のような声も聞いています。また、さまざまな事務処理などの負担も大きくなり、誰にでも務まるものではないという側面もあります。これらのことを克服し、若い労働力の定着のためには、いろいろな形の援助体制が必要ではないでしょうか。以上のことに関し、次の点をお聞きいたします。

過酷をいわれる介護や福祉の現場で若者が定着して働けるようにするために、市の支援の取り組みとして、例えば香美市企業等人権啓発連絡会などのお力をおかりして、セミナーやワークショップなどを開催することなども有効ではないでしょうか。また、施設などと連携して、職場環境について協議する場を設けるよう働きかけることも有効な手段と考えますが、そのような取り組みはできないものでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 香美市企業等人権啓発連絡会、企業人権の部分についてお答えをいたします。

企人連は、人権問題の課題を解決するために研修、啓発に努め、人権が尊重される社会づくりに寄与する目的で結成された連絡会です。よって、ご質問の協議会組織にはなり得ません。しかしながら、企人連には医療、福祉施設部会があり、関連性が全くないわけではありませんので、今年、2015年度はもう既に年間計画が立てられていますので無理ですが、来年度、2016年度以降の事業にセミナーやワークショップを検討することは可能と思われますので、ご協議いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 森田雄介議員の、また市と連携して職場環境について協議する場を設けるよう働きかけができないかという質問に対してお答えいたします。

現在、健康介護支援課では、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームと地域密着型介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですが、そちらにおきましては、2カ月に1回行う運営推進会議に市担当職員が出席しております。事業活動や介護職員の雇用状況、施設利用状況などの報告と、さまざまな意見やご質問等をお受けしております。随時、協議検討しながら、事業所と職場環境について連携を深めております。

また、平成28年度から地域密着型小規模通所介護事業所、デイサービスですが、そちらにおきましても、6カ月に1回の割合で運営推進会議を開催いたしまして、事業所との連携を深めていく予定でございます。

なお、現在、香美市包括支援センターが主催する研修につきましては、介護保険サービス事業所の職員を対象に、年に5回こういう研修を開催しております。今年は医療、福祉、介護職のためのメンタルヘルスなどの研修を実施しますので、ぜひ事業所の職員の方々には参加していただきまして、心のケアにつなげていただきたいと思います。

介護や福祉の職業が魅力ある職業といたしまして若者に理解していただけますよう、香美市としても事業所と今後とも連携していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 既に市との連携というものも取り組まれているという話を聞かせていただきました。実際にそういった会の中では、大変になっているような声も聞かれているとは思いますが、それに対して、できる限りの手だてというものをまたお願いいたします。

では、②に移ります。

災害弱者が集まる福祉施設におきましては、緊急時に素早い対応が求められますが、その点で施設の職員が市内近辺に在住しているメリットは大きいと考えます。施設職員に対し、空き家バンクなどの物件を賃貸として優先的に提供することなどはできないのでしょうか。施設職員に本市に居住していただくことが、職場への定着にもつながるようにと考えるものです。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

空き家バンク制度についてでございますが、この制度は空き家の有効活用と移住促進による地域の担い手づくりを目的としてございます。福祉施設等で働いておられる方でも香美市への移住を希望される場合は、空き家バンクをご利用をいただくことは可能となろうと思っております。

ただ、空き家物件に登録されている物件につきましては、賃貸よりどちらかというと売買のほうが多い傾向となっております。また、物件の所在地が中山間地域が多いということと、居住のためには改修が必要な物件もございます。制度の内容をご理解いただきまして、空き家バンクの登録物件の見学をご希望される場合は、香美市空き家バンクへの登録をお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 空き家バンクの今の制度の範囲内であれば、利用は可能とい

うことではあったとは思いますが。そのような使い方もできるということを広めていければいいとは思いますが。この質問をした趣旨でございますが、介護や福祉の若い職員、結婚しても働き続けられるように、空き物件の紹介とともに家賃に対する補助制度などもあれば、一定の効果も期待できるのではないかとということも考えました。空き家バンクの制度自体は賃貸よりも売買ということでございますが、そこに賃貸としての機能をつけていただくことや、貸し主さんの意向にもよるとは思うんですが、そういった利用ができるようにということもあわせて検討をいただければと思います。ひょっとそのことに対して、見解をいただけたらお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

確かに空き家バンクにつきましては、持ち主の方の意向がかなり働いてまいりますので、今のところどちらかというと売買の物件のほうが多いと、賃貸もないわけではございませんが、また賃貸についての家賃の助成とかいうことも、移住対策としては検討できないことはないかとも思いますけれども、職種を限定しての優先的な対応とかいうのはちょっと難しいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 公平性とかそういった面から見れば、職種を限るということ確かにぱっと見には難しいんですけれども、今ここの質問に至るまでにご紹介したような、必要とされながらも非常に厳しい職場環境、雇用環境というものもあるということもあわせてご検討いただければ、少なからずこういった支援というものが必要だというようなことも見えてくるのではないかなとあわせて思っております。私、きょう、もう質問ではございませんが…。

○議長（石川彰宏君） 質問じゃなかったら。

○5番（森田雄介君） 済みません。このまた紹介したい新聞記事もあったのですが、質問につながるような形で、また次回取り組まさせていただきますと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

香美市の自主防災組織に関してということで質問をさせてもらいたいと思います。

まず初めに、5月29日に爆発的噴火が発生した鹿児島県屋久島町の口永良部島ですが、この噴火に際して、地元の対応について報道等の内容からご紹介させていただきます。

口永良部島の噴火においては、日ごろの避難訓練の成果がいかに発揮され、素早い避難と安否確認ができたと報道されました。屋久島町の地域防災計画は、当初島に点在する避難施設や町役場出張所などを避難場所に指定していたそうです。しかし、昨年8月の噴火では、住民のほとんどが標高の高い番屋ヶ峰に避難していたとのことでした。そのときの避難場所変更の理由は番屋ヶ峰は山頂が290メートルで、市内からは約

4.5キロと離れており、噴石や火砕流の危険は低いという消防団のとっさの判断、指示だったそうです。その後、町はすぐに計画を見直し、避難場所を番屋ヶ峰に一本化しました。昨年11月には島民の約7割の人が参加をして、番屋ヶ峰に向かう初めての訓練も実施されました。今年の春からは、番屋ヶ峰に立つ旧NTT通信施設を避難所に改築する工事も行われました。町の幹部は、噴火と訓練を機にここに逃げるとの意識を全島民で共有できた意味はとても大きかったと振り返っています。また、ふだんから高齢者や足腰の弱い人を把握しており、今回も車で番屋ヶ峰に送るなどしたということです。安否確認の手順も訓練の際につくっていたと報道にありました。3日間分の食料などの備蓄、夜でも避難ができるように山道に誘導灯の設置などもされていたとのこと。

私はこのような話を聞き、災害を想定した事前の準備が重要であると再認識するとともに、本市の避難計画や防災対策にも参考にすることが多いのではと感じました。

このことから、まず①をお聞きいたします。今回の口永良部島の避難訓練や備えには、改めて本市の防災計画にも生かせるところがあると思いますが、この教訓を本市にどう生かすか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 森田議員のご質問にお答えします。

口永良部島の噴火に際して、島民の多くの方々が島西部の避難所、番屋ヶ峰に一斉に避難して難を逃れ、2名の軽傷者等は出たものの1人の犠牲者も出ずことなく全島避難を行うことができたという事例を報道等で拝見し、防災に携わる者として大きな感銘を覚えたところでございます。

今回、噴火が起こった際、屋久島町の災害対策本部が避難勧告、避難指示を発令した的確な判断と行動力、そして、島民の皆様が避難勧告、避難指示に従い、訓練等で培った共通の認識を持って決められた避難所に手際よく避難できた行動は、香美市として見習うべき点であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 事前の計画に沿って迅速な避難、安否確認ができたというすばらしい事例だという、報道のとおりのことがあったということでした。防災計画の充実に今後とも努めてもらいたいと思っております。

次に、②について移ります。

自主防災組織の役割についてのお尋ねです。

本市の自主防災組織の取り組みは、この間飛躍的に進んできました。平成26年度は76.5%と県下で最も低い組織率でしたが、平27年4月1日現在で91.3%と高知市や香南市を上回り、県下平均の92.7%に迫っています。

そこで、この自主防災組織ですが、消防団や防犯活動団体、事業者による自衛防災組織などとの違いについて、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

消防団は、消防組織法に基づき、各市町村に設置される非常備の消防組織で、火災や大規模災害の発生時には、自宅や職場から現場へかけつけて消火活動や救助活動を行います。防犯活動団体は、有志の方々により地域住民を防犯、防災などから守るために設立された団体であり、事業所による防災組織は消防法に基づき、各事業所内において防災対策を担う組織でございます。自主防災組織は、災害対策基本法に基づき、地震等の発生時には自助、公助では達成できない部分、つまり、近隣の人々が集まってお互いに協力し合いながら防災活動を組織的に取り組む共助等を目的として設置された組織であると認識しております。それぞれの団体、組織は、法的根拠や役割、活動範囲等に違いはありますが、大地震や大規模災害等が発生した場合、行政と連携を図りながら復旧、復興に向け取り組んでいく上で、なくてはならない組織であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。それぞれ設置する根拠になる法が違うというような説明もいただきました。しかし、実際の災害においては、目的も共通であるということもあわせてご説明いただきました。

それでは、③の質問に移らせていただきます。

平成27年3月改定の香美市地域防災計画には、本市は風水害等による災害が発生しやすいとあります。自主防災を組織して備えはしても、地域によっては高齢化や地理的条件への対応も求められます。具体的に想定される災害対応に関し、各地域の自主防災組織に求められる取り組み等はどんなものかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

森田議員ご質問のとおり、香美市は南風に乗ってくる雨雲の影響により集中豪雨が起りやすく、平たん部では河川等の氾濫による浸水被害、また、山間部では土砂崩れ、土石流等による災害が発生しやすい地形となっております。このような状況下、自主防災組織の防災活動は災害の種別、地域の自然的条件等が地域によって異なりますが、平時には講習会等で防災に関する知識を深めていただくとともに、防災訓練等を通じて、高齢者の方を初めとする要配慮者の方々に配慮した避難行動を検討していただき、より実効性の高い避難体制の確立に努めていただきたいと考えております。

また、災害発生時には、平時に培ったノウハウをフルに活用していただき、自主防災組織設立の考え方の根拠にある共助を合い言葉に、初期消火や救出、救護、避難者に配慮した避難行動、また、避難者に配慮した避難所運営に取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせてお伺いをいたしますが、例えばですが、大規模災害が発生した場合、この避難所の運営というものが想定されますが避難所運営、これは自主防災組織だけの運営になることも災害の規模によっては十分に考えられることだと思います。そういった想定もされているのか、あわせてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

大規模の災害が発生したときに国や県、市町村の対応、公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対応をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身は自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まってお互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組む自主防災組織、共助により、避難所運営をお願いすることもあると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） じゃあ、そのような計画にのっとって訓練もされていくというふうに理解させていただきます。

そのような場合に消防団や近隣の自主防災組織と連携した訓練、そういったことも考えられるのではないかと思います。そういった対応もあわせてお願いというか訓練の中で取り組んでいただきたいと思います。そのような対応ができるかどうかあわせてお伺いをさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 防災訓練の今後におきまして、そのような対応を含めた訓練を行いたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、④の質問に移ります。

家具転倒防止の点についてですが、この家具転倒防止の金具等の取り付け、この対策は広報等で周知を図られていると思いますが、この4月から母子、高齢に限っていた補助対象を、市内に住所を有する世帯全てと対象を拡大しております。この周知や取り次ぎを自主防災組織の活動の1つとして取り組んでいただけたらと考えるわけですが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

家具転倒防止対策事業につきましては、補助対象世帯を高齢者世帯や母子世帯などに限定していましたが、平成27年度からさらなる防災力の強化を図るため、香美市に住所を有する全世帯に拡大し、事業の推進を行っているところでございます。事業の概要につきましては、広報や5月に開催された自主防災組織連絡協議会総会等の場を活用し

て周知を行っているところではありますが、現在のところ申請者件数がゼロ件であり、市民の方には事業の必要性や制度等が浸透していないというのが現状です。今後は議員ご指摘のとおり、自主防災組織及び自治会長さんのご理解、ご協力をいただきながら、家具転倒防止対策事業の積極的な活用の推進を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（森田雄介君） まだちょっと期間が短いということもありますがゼロ件ということでありました。今まで実施された購入、取り付けの件数、これがどれほどであるのかもあわせてわかればお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

家具転倒防止対策事業の実績につきましては、平成26年度末で金具等の購入に係る補助事業が9件、また、金具等の取り付けに係る委託事業が18件となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

これもそれほど少ない数なのではないかなと思いましたが、もちろん個人でつけられている方もおるとは思います。実はこの自主防災組織が中心になってこの活動に取り組んでいただければ、実施率というようなものも把握できていくのではないかと考えてのことでありました。そういったものも今後わかってくれば、どれほどの備えができていくのかということも見えてくるのではないかと思います。

あと、済みません。もう1点、同僚議員が質問をされておりました耐震化、これも私、自主防災組織の取り組みとして家具転倒金具のほうが取り組みやすいということで質問させていただきましたが、実際には耐震化とセットになればより効果があると考えます。そういったことも取り組みとして有効というようなことがありましたら、またあわせてご答弁いただけたらと思います。

○議長（石川彰宏君） 森田議員、通告にないですが。

○5番（森田雄介君） では、そのような取り組みがなされたらいいなということをお願いをしておきます。

それでは、最後の⑤の質問に移らせていただきます。

各地域に発足した自主防災組織でございますが、災害の想定や実情に合わせた取り組み計画が必要です。危機を想定した対応計画には、確かな分析に基づいた情報の共有と実行力に加え、そのときに応じた柔軟性まで求められてくるのではないのでしょうか。そのことに対して、住民の皆さんからは自分たちの自主防災では難しいとの声も聞かれています。そういった声に応じていくためにも、各自主防災組織への取り組みに市の援助が欠かせないと考えますが、市としての取り組み、対応等をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご承知のとおり、自主防災組織に対しまして資機材整備、訓練費用、災害時協力井戸整備、防災士資格取得等に関する補助制度を整備しているところでございます。また、起震車体験、県の出前講座を活用した講演会の実施等に際して、各関係団体への取り次ぎ等につきましても積極的に行っております。今後につきましても、従来の取り組みを継続しながら、自主防災組織の方々と対話を深め、より一層充実した組織運営を行っていただけるよう、サポートを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） たくさんの資格取得への補助や起震車の利用も積極的に進めていくということで、サポート体制がとられているということがわかりました。この個々のそういったものがあるということはよくわかったんですが、全体として市が自主防災に対する育成方針というようなものがありましたら、あわせてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

自主防災組織の育成、支援につきましては、従来どおり自主防災組織の方々の共助により災害発生時に救助、救出、避難誘導、避難所の運営ができるよう、資機材の整備や訓練への支援について継続して行ってまいりたいと考えております。

また、5月と11月に開催している自主防災組織連絡協議会において、講演による防災知識の普及を図るとともに、現場対応に即した実技訓練を行うことで、より実践的な救助活動につながっていくよう支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際にこの自主防災組織ができたのが去年にできたところが多いという中で、市の援助をいただきながらやらないとなかなか自分たちでは難しいという声を届けたいということで、今回こうやって質問をさせていただきました。市のサポートがしっかりとされることをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式で質問いたします。

質問の事項の1点目、市営住宅の入居者選考についてお伺いいたします。

市営住宅へ入居を希望する複数の住民から、何回申し込んでも入居できない、どうしてなのかとの話を聞きました。また同時に、どんな方法で選考しているのか疑問だとの声もありました。この住民も住宅に困窮している方でございます。そこで、市営住宅

入居者選考についてお伺いいたします。

まず、市長の諮問機関であります市営住宅入居者選考委員会の委員は現在どのようなメンバーで構成されていますか。お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

香美市営住宅入居者選考委員会設置規則第3条の規定によりまして、委員会の委員は9人以内で構成しています。また、同条第2項の規定によりまして、委員は学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員で構成され市長が委嘱しております。なお、現在、学識経験者は5人、市議会議員2人、関係行政機関の職員1人、合計8人で構成しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それじゃあ、次の質問に移ります。

入居者選考に当たっては、市長の諮問に応じて、市営住宅入居者選考委員会において住宅困窮度を判定し、入居の優先順位をつけることになっておりますが、余りにも密室での審議であり、選ばれなかった住民にとっては選考に対する不信感があるように思います。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 申し込みの際には、申込者に対して申込理由や聞き取りしたことを資料として入居者選考委員会にかけ、より住宅に困窮する度合いの高い人が入居者に決まりますとお伝えしていますので、選考方法につきましてはご理解いただいていることと思います。選ばれなかった入居資格者のご意見については真摯に受けとめます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 選ばれた方はよいが、選ばれなかった方にとってはなぜ選ばれなかったのか、その疑問が当然あると思います。選ばれなかった住民にその理由を通知していますか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 済みません。ちょっと担当のほうに確認してみます。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

○管財課長（柳本隆司君） 先ほどの入居者選考の結果についてですが、文書ではお返ししてありますが、どういう理由で入居選考に漏れたかというのはお知らせしていないで

す。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問に移ります。

選考委員会での審議内容や選考方法においてお伺いいたします。

市営住宅の申し込みには、住宅に困窮している理由を具体的に記入し、申込書とともに所得、納税証明書を提出することになっています。担当職員がそれをもとに申し込みのあった市民から聞き取り調査を行い、選考委員会に報告し、選考に当たっての参考資料にしていると聞いていますが、一担当職員による限られた期間での聞き取り調査が、全て平等かつ客観的に行われて選考委員会に報告できていると考えていますか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 申込受付時に担当者が申込理由を確認するとともに、できる限り聞き取りを行っていますが、申込者がプライバシーにかかわる内容を伏せたい場合もありますので、申し込みに対して全て客観的であるとは考えていません。ただ、申込書には申込人が具体的に住宅に困窮している理由を書く欄もございますので、内容については十分選考委員会へお伝えできていると思います。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 私は全て平等かつ客観的に調査することは不可能だと思います。時間をかけて詳しく話を聞ける場合もあれば、幾ら訪問しても会うことができない場合もあると思います。また、意識はしてなくても、担当職員の主観が入ることもあり得ることではないかと思います。再度、見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 入居資格を有するもののおきまして、入居機会が平等に与えられていなければなりません。入居者を恣意的に決定するような不公平は行っておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問に移ります。

選考委員会の委員が、申し込みのあった市民に直接話を聞く機会はあるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 選考委員が申込者に直接話を聞くことはしておりません。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問です。

選考委員会を開催するに当たり、選考委員に事前に入居申込者の情報を渡していますか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

- 管財課長（柳本隆司君） 申込者の情報、資料は、入居者選考委員会当日に配付しております。
- 議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） 選考委員会の当日に資料を渡され、申し込みのあった市民と直接話をするともなく、短時間で1人の入居者を決定することに違和感がありますが、どのようにお考えなのかお伺いします。
- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 資料を会の前にお渡ししますと、やはり先入観等いろいろ持たれて、正しい判断を妨げる原因になりやせんかなと考えております。
- 議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） 次の質問に移ります。

選考委員会は市長の諮問機関でございますが、常に1室につき入居者1世帯、補欠1世帯の答申と聞いています。1世帯に決定することが難しい場合もあろうと思いますが、見解をお願いいたします。

- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 住宅に度合いの類似する申込者が複数あった場合においても、申込書に記載された内容や聞き取りした内容を審査、協議し、より住宅に困窮する度合いを判定し優先順位をつけております。
- 議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） 次の質問に移ります。その前に配付している資料をごらんください（資料を示しながら説明）。

これは南国市の市営住宅募集要項の一部ですが、南国市はこのように申し込みから入居までの流れを市民にわかりやすく公開しています。まず、必要書類提出から実態調査、そして、選考委員会への流れについては本市と同様ですが、選考委員会では総合的に判断し、抽せん会への合否を決定します。すなわち無理やり1世帯に決定することはありません。判断が難しい場合も当然ありますから、複数を抽せん会に回しています。その後は抽せん会への案内通知、そして、公開抽せん会を実施し当選者を決定しています。そこで伺います。

住宅に困窮する度合いが同程度であり、判断が難しい場合も当然あると思います。そのような際に公開抽せんにより入居者を決定する方法が公平であり、市民も納得できると考えます。見解をお伺いいたします。

- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

まず、現行の条例では、入居者の最終決定は抽せんで行えないことになっております。この後、小松議員が申されたように、判定の難しい場合も出てくることと考えられます。入居者の選考の選択肢の1つとして公開抽せんという方法も許容されると考えております。

なお、選考方法につきましては、入居を希望する住民の皆様にとって重要なものでありますから、議会で決められる条例で規定することとなっておりますので、議員の皆様のご理解が必要となります。近隣自治体の事例等を調査し、検討させていただきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） これは議会で決まるとのことですが、公開抽せんを実施する方向で検討をできないか、再度お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） まずは先ほどもお答えしましたが、近隣の自治体の事例等を調査いたしまして、香美市に合った選考方法を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問に移ります。

あけぼの街道沿いへの直販店建設についてお伺いいたします。

昨年12月定例議会において質問しました高齢農家への施策、あけぼの街道沿いへの直販店建設についての答弁の中で、道の駅を併設した施設を検討したいとの答えがありました。また、かなり以前、同僚議員が同様の質問をした際に、当時の商工観光課長が前向きに検討するとの答弁をされています。

そこでお伺いします。これまでどのように検討されてきましたか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） あけぼの街道沿いへの道の駅の件についてお答えいたします。

あけぼの街道の全線4車線化や、さらに佐野方面への195号バイパスが延伸する計画が現在進んでおるところでございます。これに新町西町線の新設、改良工事等も加わり、将来的にあけぼの街道は香美市の主幹線道路になるものと考えておるところでございます。この道路沿いに観光交流の中心施設として道の駅を立地する構想につきましては、かねてから1つの夢として語られてきたものでございます。

近年での経過をお話いたしますと、平成25年12月、べふ峡温泉道の駅構想といたしまして、産業振興課から前門脇市長に提案をさせていただいたことがございます。これは香北のアンパンマンミュージアムの道の駅から那賀町のもみじ川温泉の道の駅までのちょうど中間点に位置するべふ峡温泉、ここが一定老朽化をしてきたということも踏まえまして、ここの部分のトイレの改修を含め道の駅としてはいかがかというふうなことで、事業費として1億円程度の事業ということで県の補助事業をいただきまして、建設に対するプレゼンテーションをさせていただいたことがございますけれども、当時の前市長が、もうあと任期も3カ月を残すのみの中で、こういうふうな事業についての判断は次の市長にさせていただいてもらいたいということで、翌年4月、法光院市長のほ

うにこの同じ提案をさせていただいたところでございます。法光院市長からは、市費を投入するこういう大型事業が、たとえ多額となっても費用対効果の高いあけぼの街道という選択、これが必要ではないかとそういう判断もいただいております、今現在のところ、そういうふうな検討を加えておる段階であるというふうな形でお答えいたします。以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次に移ります。

今後、前向きに検討していただくということと認識していいのですか。これは市長に話がありましたように、私は人は人中、田は田中でやればみんな集まってくると、そういうことで本当に前向きに進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ちょっと答弁しにくかったですけれども、答弁させていただきます。

現時点では、先ほど述べたような道路網の整備と都市基盤施設の整備や両支所の建築等幾つかのハード事業が並行して進んでいる中でございます。その中で道の駅につきましては、全国平均で事業費として約六、七億円を要するものであるとされておりまして、財政の裏づけを含め、現時点では具体的な計画はまだできておらない状況でございます。

ただ、小松議員の言われましたように、特に最近開設されました黒潮町や久万高原町の道の駅ではさまざまなやはり取り組みがなされ、地域の活性化に大きな役割を担っているということはもうご承知のとおりでございます。香美市の玄関口となるあけぼの街道、この道の駅構想につきましては、担当課、産業振興課といたしましてもぜひとも実現をしていきたいプランと位置づけまして、今後、財政状況をしっかりと踏まえ、また、都市計画との整合性や観光を含めた産業振興面にも十分に配慮をしながら、プランを熟成していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 非常に前向きなお返事をいただきましてありがとうございます。これは一番年配かもわからんけど、人は人中、田は田中と言いまして、昔から僕も小さいときから言われましたが、本当に道の駅をあけぼの街道につくれば、今以上に一般の方もみんながよくなると思います。それで、ぜひなるだけ早い時期にオープンするような形にさせていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 小松 孝君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。私は、4点のことについて一問一答で質問をいたします。

まず最初に、教育委員会制度について質問をいたします。

昨年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法が改定され本年度から施行になっています。

戦後、教育改革の柱の一つとして、地方教育行政が国民に直接責任を負って行うために教育委員会制度が導入され、地方教育行政は国からも首長からも独立した制度として確立していました。教育行政の方針は、首長から独立した教育委員会が決めていました。しかし、今回の改定はこうした制度の根幹を改変し、子どもたちの成長や発達を目標とすべき教育をその時々々の首長や政府の意向に沿ったものにしようとするようになりました。

趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うとなっています。

そして、4月1日において在職中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育長として在職をするものとし、徐々に新制度に移行していくことになっています。本市の場合は、現在は従来どおり教育長と非常勤の委員長が共存しています。

そこで、改正された教育委員会制度について質問をいたします。

①です。新教育長と市長との関係について伺います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、濱田議員の教育委員会制度についてのご質問にお答えします。

まず1点目、新教育長と市長との関係についてお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職として、いわゆる新教育長が置かれることとなりました。この改正により、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られることとなりました。

新教育長と市長との関係についてということでのご質問ですが、新教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定され

ています。

従前は、教育委員会の委員である者のうちから、教育委員会が任命するとされていたことから、この改正により市長が直接任命することで、市長の任命責任が明確になるとともに、議会によるチェックの強化も図られるものとされています。なお、市長が任命されるとしても、市長から指揮監督を受ける立場ではなく、市長の部下となるわけでないことから、教育の政治的中立性が損なわれるものではないとされております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 教育の中立性が損なわれるものではないというご答弁をいただきました。

次の②に移ります。

総合教育会議の設置が義務づけられましたが、この会議の中での市長の立場、役割はどうなりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定されていますが、地方公共団体の長が設けるものとされており、その招集についても、地方公共団体の長が招集するとされています。総合教育会議の構成員につきましては、地方公共団体の長と教育委員会と規定されており、市長と教育委員会は対等な執行機関として、これまで以上に相互の連携を強化し、協議調整を図ることとなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 総合教育会議の位置づけの義務づけは終わります。

そして、先ほど課長がおっしゃいましたような役割になっておりますけれども、この公開について③に行きます。

総合教育会議は公開をされるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項に規定されているように、総合教育会議は原則として公開で行うこととなります。しかしながら、例えばいじめ問題などの個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合など、公益上の必要があると認めるときは非公開とできるものとしています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 初日の市長からの報告にもありましたけれども、5月26日に、今年第1回になると思いますけれども総合教育会議が行われたとお聞きいたしま

したが、それについては公開で行ったのでしょうか伺います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

公開で行いました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今後このような総合教育会議が行われると思いますけれども、公開でされるとは思いますが、その公開の方法ですけれども、どういう形で公開を、ホームページとかいろいろあると思いますけれども、その方法について伺います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 会議につきましては、傍聴の形をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 傍聴の形をとられるのはわかりますけれども、この日に会議があるというのはどういう形で知らされるのでしょうか。知った上で傍聴に、その時間に間に合うように行くとは思いますが。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 現在のところ告示をするように計画をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ホームページのほうには掲載をするということになりますでしょうか、確認させてください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ホームページで招集についてのご案内ということでございますが、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

総合教育会議で取り扱われる協議内容について伺います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議のほか、これらに関連して、例えば学校等の施設の整備など教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についてや重大ないじめ問題や通学路での交通事故など、児童、生徒等の生命または身

体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などについて協議するものとなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この協議の内容の中で5月26日に行われた総合教育会議については、教育行政への大綱の策定、この部分だけを会議で議論をされたということで理解していいでしょうか。そのほかの意見とかもいろいろ出たのかなと思いますけども、その内容についてもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 重立った議題といいますか、テーマはご指摘のとおり大綱の策定ということであります。その後について各委員から教育についてのいろんな問題点であるとかそういったものが出てきましたが、協議については次回以降の会議に委ねるということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） その協議内容の中で、課長がおっしゃいました教育の条件整備だとか文化振興に関する事など、重点的にしなければならないような施策ですね。

それと、児童生徒のいじめ問題とか交通事故とか、生命、身体の保護、緊急に必要な場合にこの総合教育会議が開催されるということをお聞きしましたけれども、もちろんこの総合教育会議は、そういうような議題があるときには市長が招集をして、そして公開で行うという、そのときは告示を事前にして、そして傍聴も可ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

原則的にはそのとおりでございます。ただし、先ほども申し上げましたが、いじめ問題など、個別事案で関係者の個人情報等を保護する必要がある場合については非公開とすることができるとなっておりますので、そのときは非公開という形になろうかと思っております。原則的には公開で行うということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 協議の中には含まれてないと思いますが確認ですが、教職員の人事とか教科書や教材の取り扱いなどにつきましては、この総合教育会議では協議されないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 特にそれを議題とするとき以外については、これは議題とならないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、5月26日にやられました総合教育会議の議事録ですけど、それを見ることができますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議事録を見ることは可能ですが、現在まだ整理をしておりますので、まだ公開する段階には至っておりませんが、これが整理ができた時点では見ることは可能でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 議事録の整理ができた時点で見るとは可能ということですが、じゃあそれもホームページに掲載することも可能ということに理解していいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お見込みのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次、⑤の質問に移ります。

総合教育会議は市長が教育に対して発言する仕組みが置かれました。これまでのような中立、公正で適切な教育と教育行政であることを求めますが、市長の見解をお尋ねするものです。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 市長の見解ということでお答えをさせていただきます。

5月26日に開かれた第1回目の総合教育会議の冒頭で、市長は、市長として教育行政の責任の明確化、危機管理、連携などの強化を図ることの重要性を重視するとともに、何より教育の政治中立、継続性、安定性が確保されるよう努めることを表明されております。教育の政治的中立性を保つという見解を明確に示されました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 市長が述べられたことを課長が代弁をしていただいたと思いますが、この法律が去年できまして5月27日に採択されまして、去年の6月15日に地元紙に掲載された文面があります。それは、高知新聞社のほうがアンケート形式で県の教育委員会と県内34の市町村教委の教育委員にアンケートをとったものでございますけれども、これを見ますと、改正法の特徴である自治体首長の権限の強化については、53%が好ましくないと回答しておりまして、よいことの回答は17%でした。また、教育行政の独立性、中立性の維持についても、この改正されたことで41%が保たれないと答えておりまして、今後の運用面を不安視する回答が目立ったとの記載があり

ました。また、教育委員会制度改革をどう思うかについては、反対が34%、賛成が26%という結果が公表されました。

このような調査結果もある中で、先ほど総務課長がおっしゃいましたけれども、やはり、市長の率直な見解をここで伺いたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 濱田議員の総合教育会議についてのお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

今、課長から申しあげましたように、私は教育に関しては政治的中立はしっかりと守っていかねばならないというふうに考えております。このことは総合会議の冒頭にもお話をし、参加をいただいた皆様にも十分に承知をしていただいたというふうに思っております。

首長は、教育が抱える課題について支える、サポートをすると、支援をしていくという立場で積極的に取り組んでまいりたいと思いますし、本市におけます教育委員会のそれぞれの分野で頑張っておられる委員さんは、私は大変すばらしい方々で、全面的に信頼をして教育をお願いをしておるところでございますので、当初申しあげました中立の立場を堅持をしてまいります。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の質問の⑥です。

教育と教育行政の自主性を守ることが大変重要であると思います。教育委員会の最終決定は尊重されますか、見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

総合教育会議の設置により、市長と教育委員会とは意思疎通を図り、地域の教育課題を共有して、教育行政を推進していくこととなります。総合教育会議においては、教育に係る重点的に講ずべき施策などを協議、調整することとなりますが、会議で調整された事項につきましては、市長と教育委員会はともにその結果を尊重しなければならないと法律においても規定されており、調整のついていない事項については、教育に関する事務の管理、執行については、教育委員会がその執行権限に基づき行われることとなるので、教育委員会の決定事項につきましては、これまでどおり尊重されることとなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 尊重されるということで、そのような会議の運営を求めたいと思います。

そうしましたら、次の質問のほうに移ります。

次に、中学校の教科書採択について質問をいたします。

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。市町村の小中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあります。採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないことになっています。今年採択された教科書は、2016年度から4年間中学校で使われます。

昨年9月の文部科学省の通知によりますと、教科書見本が送付され次第、速やかに調査研究に着手するよう適切な指導に努めること。また、教科書展示会に教員や保護者等がさらに足を運びやすくするよう、各学校を訪問して行う移動展示会や図書館、公民館等での展示会を充実させるとともに、その開催時期や場所等について展示会開催の意義、目的や教科書採択の仕組みとあわせて、積極的な周知に努めることとあります。また、文部科学省は、教科書採択では教員の意見を尊重し、保護者、住民の意見をきちんと踏まえることが必要で、改正地方教育行政法のもとでも、首長には採択の権限はないと明言しています。

そこで、本市での取り組みについて質問をいたします。

①です。本市での審議の進捗状況について伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の本市での審議の進捗状況をとらうご質問にお答えいたします。

去る5月26日に市の教育委員会を開いて、日程や仕組み、調査委員についての報告を行いました。教科書採択は県内を8つの地区に分け、本市は香南市とともに調査を進め、各教育委員会や採択地区協議会へ報告や諮問を行っていきます。

審議の後、香美市、香南市でそれぞれ教育委員会で決定をすることと、共通の教科書を採択し、8月中に県に結果を報告するような予定になっています。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 審議をされるとお聞きしました。審議される構成メンバーについてお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 構成メンバーにつきましては、個別の氏名を発表することはできません。市のほうは、教育委員会が採択のほうにかかわって行っています。採択地区の協議会につきましては、それぞれ香美市と香南市と両方から委員を出して、その中で審議をしていくようになっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、審議のメンバーの中に学校の先生だとか、保護者とかは含まれているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） この中には、さまざまな分野のそれぞれの代表というか、

人が含まれているようになっています。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 文部科学省は、この4月に教科書発行者に対しまして、採択期間中の講習会などを開かないことや、執筆者がこれらにかかわることを戒めるような通知を出しています。本市では行われていないと思いますが、確認をいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

行われていないと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②の質問です。

教科書展示会の開催時期と場所及び市民への周知方法を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 教科書の展示会についてのご質問にお答えをいたします。

今回の中学校の教科書は9教科66種類、全部で19社の教科書が調査の対象となっています。採択地区である香美市、香南市の教科書センターは香美市役所の西庁舎に置いて、6月19日金曜日から7月2日木曜日までの土日を除く期間、教科書を展示をしています。展示につきましては、例年どおり香美市のホームページでお知らせすることになっています。

なお、広く市民の方々にお知らせすべきところですが、広報でのお知らせが多分一番いいとは思いますが、実は国からの展示期間の通知が6月10日であったため、両市とも広報には間に合っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 展示の開催期間が6月19日から7月2日とお聞きしましたけれども、3日までではないのでしょうか、2日、木曜日までですかね。19日の金曜日から始まって2週間と思ってましたので、1日早いというのは何か理由があるのかなと思ひまして。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

国からの展示期間が示されてくるのが、こういうふうになってたということです。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。西庁舎の2階のここは教育教科書センターということで、ここでされているということですが、土日がないということで学校の現場の先生たちが見に来るのも、そして、保護者の方もほとんどお仕事されている方が多いと思うんですけども、見に来るにもなかなか土日の展示がなければ来る足が遠のくのではないかなというふうに思います。

昨年は小学校の教科書の展示があったと思うんですけども、先生、保護者の方、より多くの方が来れるのかどうか、この土日が見れないという部分で、それをどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

できるだけ多くの方に教科書を見ていただきたいということがありまして、現在、西庁舎のほうに展示をしておりますのは、教育研究所がちょうどあって、そこでということでもありますので、先生たちにとってはそこが行きやすいという場所であったということなのですけれども、今後またご意見も参考にしながら、今後については考えていったらいいと思っています。

以前、山田小学校を教科書センターにして、山田の体育館なんかで公開したこともあったので、いろいろやれるとは思いますが、また、今後検討していきます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この文科省から送られてくるこの見本の教科書というのは、教科書センターに直接送られてくるということで、教科書センターというのは市町村に1つしかないということでしょうか。そこに指定されたところに送られてくる。

例えば、ほかの市町村の様子をちょっとホームページで見ましたけれども、中学校ごとで開催しているところがあったりとか図書館でやってたりとかしますもので、その場合はワンセットを持ち回っているのか、それとも何セットかが自治体に送られてくるのか、それについての費用なんかは、ワンセットは無料だけでもそれ以上になると有料になるのか、その辺ちょっとわからなかったのですが、よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

教科書につきましては、何セットか送られてきます。今言う分につきましては、香美市、香南市の教科書センターとして展示をしてある分を1セット置いているということです。けれども余分もありますので、今、教育長室にも全部のセットを置いてあります。あと調査に使うものとかそういうふうな教科書ですので、余り多くいろんな学校に持って行ってということにはできにくいんですけども。セット的にはもう1つぐらいは余裕があるようになっています。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 国からの通達が6月10日だったので、6月の広報には間に合わなかったとおっしゃいました。確かに6月の広報には間に合いませんけれども、例えば予告ですよね、来年、中学校の教科書が新しくなるわけで、その採択をこの8月末までにはしなければいけないことはわかっているのですが、例えばですけども、来年度本市で使用する中学校教科書の展示会については、ホームページでお知らせをいたしますというような文言を6月の広報に掲載するということができるのではないかと思います。

ますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この教科書の採択については、非常に慎重を期して行うものです。平成28年度から使用する中学校の教科用の図書の採択作業というのは、4年間使う教科書で、これ採択されるかどうかというのが業者さんにとったらとても重要なことなので、一番最初にご質問でおっしゃってくださったように、業者の方がこの教科書を自分のところはこういうふう頑張っている、こういう中身ですよということをお知らせをしたいという動きなんかもあつたりするのですけれども、もうそこはきちっとそういう動きがないようにということでも進めています。

そういうこともあって、慎重を期して調査、研究、協議を行って決定するものですから、文部科学省のほうからの指示とか、こちらから教科書センターはここにしますと、出したりするものを変えることは一切できません。

それから、作業についてもいつまでに何々、いつまでに何々と決まっていまして、これは本当に、ある期間に限定して本当に必死の作業をする分ですので、ここは緩やかにということは全くできないということになっています。教科書のセンターのあり方については、今は教育研究所のところが一番見やすいかなというふうに思っているのですが、ここは本当に、ここは緩やかにということについては、今後また検討する余地もあろうかということでお答えをしたところでは。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 実は先日、教科書センターに私が見に行ってきました。それで名前と所属を書くような用紙がありましたので書いたのですが、そのときに私たち一般市民が何かこう意見を書くようなそういう用紙というのはちょっと見当たらなかったんですけども、そういうメモ的なもの置いて意見を書いて、それを参考にといいますか、それをまた練ってもらうときにそういう市民の声も見ていただきたいなと思いましたが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

いろんなやり方があつたりはしますが、今の採択のやり方は、この協議会とか教育委員会のほうで方針を立てて、調査委員さんのほうでしっかりと調査をしてもらってという選び方をしていますので、意見というところでは今は書いてもらわないというか、そういう方法をとってないということです。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

それでは、次の③です。

審議の結果及び採択等に関する情報の公表を今後どのようにされますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

採択結果の公表は、9月上旬に香美市のホームページで行います。また、教科書採択の審議内容に関することは、開示請求を行っていただくことにより、協議の内容については公開ができるということでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） どんな教科書が今度採択されるのか興味を持っているご父兄の方も保護者の方もいらっしゃいますので、できるだけ見に行きやすい場所をまた検討してもらえたらと考えます。

そしたら、次の質問のほうに移ります。

次に、健康づくりについて質問をいたします。

健康づくりを進めるための基本的な方向として、国は「健康日本21」を掲げています。その項目の中には、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化、維持、働く世代の心の健康対策等の推進、時間的、精神的にゆとりのない者や健康づくりに無関心な者も含め、社会全体として健康を守る環境の整備を上げています。

住民が住んでいる地域社会が住民の健康を守っていくという意識の高まりがなければ、時間的、精神的にゆとりのない者や身体機能が低下した高齢者にとっては、個人で健康づくりをすることは極めて困難です。

そこで、健康づくりのためには、自治体の積極的な取り組みと住民の健康意識の高まりがどうしても必要になると思います。本市の取り組み状況について質問をします。

まず、健康づくり地域ネットワーク推進事業について伺います。

昨年度から始まりましたこの事業は、市民の健康づくりと地域のネットワークづくりの両方の事業ができる5名以上の団体が対象となっています。昨年度は100万円の予算、今年度は150万円の予算が計上されていきました。予算枠が広がり、より多くの市民が健康づくりに関心を持つようになれば、この事業が生きてくると思われれます。

①です。

昨年の実績とこの事業の評価、効果や反省などを含めまして伺います。また、今年度の申請状況を伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の健康づくり地域ネットワーク推進事業の質問に対してお答えいたします。

この健康づくり地域ネットワーク推進事業は、先ほど濱田議員が申しましたように平成26年度から開始した補助事業で、香美市民の健康づくりや地域ネットワークの再構築に関しまして、先進的な取り組みをする団体や有効な活動をする団体に対して補助金を交付するものです。

平成26年度の補助決定された団体は8団体です。内訳としましては、健康体操、ヨガ教室、ポールウォーキング、歌唱教室、レクリエーションダンスなどの地域で健康づくりをしている団体となっております。

本事業の評価としまして、健康づくりの活動を通じて個々の健康増進を目指すとともに、独居及び高齢の方の見守りや訪問を行い、事業への参加を促すことによりまして、高齢者の方々が安心して暮らせる地域づくりの一つの活動として、一定の効果があったのではないかと考えております。

反省すべき点としましては、住民の方から申請方法等がわかりづらいとのご指摘をいただいておりますので、申請から実績報告に至るまでの流れがわかるフロー図と申請書等の記入例を全て作成いたしまして、申請団体に配付するとともに問い合わせごとに全て対応しております。

次に、今年度の申請状況ですが、既に補助決定をしております団体が9団体となっております。今年も健康体操、ヨガ教室、ポールウォーキング、歌唱教室などで、地域で健康づくりをしている団体となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 昨年は追加募集をしたと思うんですが、それで追加募集したものの合計で8団体ということだと思っておりますけども確認します。

それと、今年も今の時点で9団体、また、予算枠が今どうなっているのかちょっとわかりませんが、また追加募集もあり得るのでしょうか伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

昨年度の方は、追加をした分を合計しまして8団体となっております。そして、今年も広報8月号で2次募集をかける予定でございまして、今9団体で90万円の予算を決定しておりますので、予算が150万円ですので、あと60万円ということで残り6件が申請可能ということになっております。既に問い合わせのほうは2件、今あっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この事業は、同じ健康づくりの団体が2年間継続して申請ができるものだと思います。去年、平成26年度と今年の平成27年度、続けて継続されている団体は、この9団体の中で何団体ありますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

去年と続けてやっている団体が7団体となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 9団体中7団体ということは、非常にこういう事業を使って健康づくりを今年もやりたいと、有効にこういう補助金も使われているんじゃないかなというふうにお見受けはいたします。

ただ、課長のほうも先ほど少しおっしゃいましたけれども、記入例を示したりとか、一人一人問い合わせがあったら対応するというところで、書き方がちょっとわからないとかね、そういう面はあるかと思えますけれども、この実績報告に行ったある方から、その書類の不備、書類がちゃんと整っているか、内容はちゃんと記入漏れがないかどうか、その辺のチェックは指摘をされて、それを書き直したりはしたけれども、やはり一生懸命1年間頑張ってきてきた、そして、この書類を提出に来る。報告書を提出する方というのは大体責任者の方が、内容わかっている方が来られると思うんですけども、その方が言いますのには、書類を見るだけじゃなくて効果はどうでしたかと、頑張ってきてますねえと、ねぎらいといいますかそういうふうな対話が欲しいけどいうておっしゃっていました。

やはり、確かに去年から始まった事業でございますので、きちっと不備がないように書類を書くということはもちろんですけども、やはり一生懸命5名以上の団体が地域でネットワークをつくって、ひとり暮らしの高齢者も身守り、そして、安心できる地域をつくろうってみんな頑張っているわけですよ。だからそういう中で、書類を持ってきた方にはやはりそういう一言があってもいいのではないかなと思えますが、その辺、対応の方が担当の方だとは思いますが、ちょっと一声かけていただきたいと思えますが、どうでしょう。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

今後の対応といたしまして、また実績報告の書類を見るだけではなく対話もいたしまして、ねぎらいの言葉もかけさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

事業内容は2つの事業を行うようになっていきます。団体から申請時や報告時の記載方法など、もっと簡素化してほしいという声をお聞きしています。これに対しては、先ほど課長のほうが記載例のことだとかいうことをお示しにはなりましたけれども、やはりそのような声が聞こえてきます。

昨年6月に同僚議員の質問の中でもあったと思えますが、余り盛り込み過ぎで申請をためらっているんじゃないかと、そして、もうちょっとシンプルにしたら、素人の市民が書くものですから、そういう書類にたけてないということは想定されます。できるだけ簡潔にできるにこしたことはないと思えます。

そして、そのときの答弁では、地域のつながりが少しでも広がることを期待している。効果を見せていただきたいというようなご答弁でした。やっぱり1年たった上でその効果もあってきているわけですので、今後よりシンプルな形で簡素化する方向でということ、この住民の声を受け取っていただきたいと思いますが、どのように思われますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

補助金の交付申請や実績報告などに関しましては、当該事業内容等が適正に実施されているかどうかを精査する必要がありますので、申請や報告時に必要な提出書類の記載方法などを簡素化するところは現在のところ考えておりません。先ほどご説明いたしましたが、記載方法につきましては、申請団体の問い合わせについて個別に対応しておりますし、申請から実績に至るまでのフロー図を作成し、説明をしております。また、健康づくりの事業と地域のネットワークづくり、事業の2つを実施することによりまして、団体の結束力の強化、また地域での活動のPR、災害時の協力体制にもつながると思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 問い合わせにも応じて記載例も参考のものを出しているということで、確かに書類に不備があってははいけませんし、平等公平に審査もしなければならぬと思います。今年9団体ですけれども、やはり土佐山田町の方だけではないと思うんでね、香北町、物部町の方もいらっしゃると思うんですけれども、ちょっとこの内訳はわかりませんが、やはり申請書類を出すのには、ここの本庁の担当課のほうに持って来なければなりませんよね。そうなったときに、やはり、そこで不備があったときには、また書き直して持って来るとかいう往復かかる方もいらっしゃいます。そして、今パソコンでやって、そしたら、また家に帰らないとパソコンで操作ができないと、また直して来るといようなことも実際あったとお聞きをしております。

簡素化できる部分はできるだけ今後簡素化されて、そうすることによって、またやり直しをするということも少なくなるのじゃないかなというふうには思いますので、また今後の検討課題の一つとして、お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。③です。

この事業は継続申請が2年間ですけれども、団体が今後も活動を続けていくために支援を継続すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

各団体の方には2年間で本事業の基盤をつくっていただきまして、独立した地域の健康づくり団体として今後も継続して、ますます健康づくり活動と地域のネットワークづ

くりを推進していただきたいと考えております。このような団体が毎年新たに育成され、健康づくりに関する取り組みや地域のネットワークの幅をさらに広げていただくために、また若い世代にも広がって補助金を活用していただくためには、2年間の支援が妥当であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） その継続申請は2年間ですので、継続して2年間は補助金をもらえると。でも新たな方がですよね、新たな健康づくりをしたいという方が今後いろいろ出てくると思うんですけれども、その方たちのグループがこの補助金の制度そのものが続けてあることによって申請できますので、1団体の継続は2年間でも、この事業としては今後も継続をしていくという意向はおありでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

この健康づくりの地域のネットワーク推進事業については、今後も継続して続けていく考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） より多くの市民が、健康づくりをやらないかんって思ってくれる方がふえればいいと思いますので、ぜひ有効に使えるような形を続けていってもらいたいと思うところです。

続きまして、次の質問に移ります。健康センターセレネの有効活用について伺います。

この施設は住民の休養と健康増進を図り、あわせて地域の活性化に寄与するという目的に基づき、地域の健康増進施設としての役割があります。有効活用することが求められるのではないのでしょうか。

①です。

利用者は減少傾向にあります。利用者増への対策はどのようにされていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

健康センターセレネは、平成27年度からはまた5年間、株式会社ふるさと公社に指定管理者として管理運営をいたしております。

平成27年4月から取り組みといたしましては、地域の施設と連携した利用者への取り組みとして、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムと詩とメルヘン絵本館及び香北青少年の家との連携割引企画を開始しております。これは通常料金の5割引きということになっております。

また、香美市健康づくり婦人会や香美市健康づくり推進員協議会、香美市食生活改善

推進協議会、香美市民生委員児童委員協議会の総会におきまして、株式会社ふるさと公社の職員に来ていただきまして、ご家族の健康増進や体力づくりに当該施設を利用していただけるように健康センターセレネのPRをするとともに、パンフレットと割引券を配布しております。

さらに、割引券の入ったチラシを毎年3月と7月に春休みと夏休みの前に香美市、香南市、南国市、高知市の小中学校、幼稚園、保育園等に配布をしていますし、不定期に香美市のほうでは新聞折り込みにチラシを入れております。そのほかに各地区で行われております高齢者の健康体操教室にも、セレネ運動教室に参加していただくように呼びかけをいたしまして、今年からは新たに2地区の高齢者体操教室がバスを利用して参加をしていただいております。今後も市民の皆様身近な健康増進施設として利用していただけますよう積極的にPRをしていきまして、利用者の増加につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） いろいろ利用者増への対策を講じているようにお聞きいたしました。いつから、先ほど課長がおっしゃったのはこのようなチラシだと思うんですけども（資料を示しながら説明）、新聞の折り込み、そして、小学校のほうにもお渡しに行ったりとか各団体にも回っているとは思いますが、このチラシはいつからこういう形で始めたのかちょっとわからないんですけども、ひょっとおわかりでしたらその辺のことと。そして、この対策を始めてから、それがやはり利用者増にはつながってきているのでしょうか、その辺のことを伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

チラシのほうは香北ふるさと公社のほうで配っていただいておりますので、いつからかというのはちょっとお聞きしておりません。利用者増につきましては、まだ今は余りわかりませんが、今後ふえていくように思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） チラシの効果、そしてアンパンマンミュージアムとか詩とメルヘン絵本館などとの連携、いろんな団体の中に入って行ってアピールをするというようにこういう活動が続いていけば、それが利用者増にもつながっていくのではないかとことだと思っておりますけれども。なかなか地域の方に聞きますと、もっと利用してほしいけどなかなか利用者がふえないというような声を聞くものでいろいろ手だてをするんですけども、そこには何かなかなか利用できにくいような今の情勢といたしますかそういうのがあるんだろうかと思って、課長のほうでこの利用者増につながるような何かほかの方策といたしますか、もしつながらないとすれば、その理由はなぜなんだろうと

いうように思われることがありましたらお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 健康センターセレネのほうも年々減ってはおりますが、アンパンマンの周辺の地域で、アンパンマンミュージアムとか健康センターセレネ、そして直販店等で皆さんで協議もしておりますし、5月には子ども祭り、そして10月には香北いきいき合衆国などもございます。そういうイベントも通して利用者増に向けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

セレネの運動教室は送迎バスも運行していますが、バスの利用状況と教室への参加状況について伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

セレネ運動教室の送迎バスは、週2回、月曜日と金曜日に土佐山田町方面と物部方面に運行しております。送迎バスの利用は、平成26年度が1回の運行につき土佐山田方面が約8名、物部方面が約6名の利用でしたが、平成27年度から各地区で行われております体操教室にも呼びかけをしまして、少しずつはふえております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 私も提案をしようと思っておりましたが課長がおっしゃってくれましたので、その地域で今、介護予防の一般高齢者向けの支援事業50カ所ぐらいやられてますので、その方々に呼びかけをして、私たちのところに送迎してほしいという方はたくさんいらっしゃると思うので、今課長の話では、今年より2地区の方が送迎バスを利用して体操教室に参加されるということをお聞きしましたので、こういう形で広まっていけば、このセレネをまた中心にして地域でも健康づくりが広がるのではないかなとちょっと考えたところです。

次の質問に移ります。③です。

利用料金のことですけれども、市内の場合、大人、中学生以上ですが700円、小学生が400円、そして幼児、3歳以上小学生未満が200円に現在なっています。この料金を下げて集客につなげることはいかがでしょうか。このパンフレットは（資料を示しながら説明）いつできたものかちょっとわからないんですけれども、今はこれを使っていると思いますけれども、この中に香美市内の方と香美市外の方、もちろん料金が違いますけれども、これを見たときに少し高いのではないかなと私は思いました。それについてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど濱田議員がおっしゃいましたように、現在ビジター料金、プール、トレーニングルーム両方利用できますのが、香美市外の方は大人1,000円ですが、香美市内の方は700円でございます。また、回数券は香美市外の方は大人5枚つづりで3,500円で、1回につきましたら700円となります。香美市内の方は大人5枚つづりで2,500円ですので、1回につき500円となり200円の割安となります。会員料金につきましては、香美市外の方は大人3万6,000円ですが、香美市内の方は大人3万円です。今、年間開所日数が約300日ですので、毎日利用していただければ1回100円となりますし、2日に1回利用すれば1回200円となりまして、大変割安となります。また、平成26年4月に消費税が5%から8%に上がりましたが、利用料金は値上げせずに据え置きとしておりますので、事実上は値下げとなっております。

なお、周辺施設であります南国市温水プールの「天然の湯ながおか温泉」の利用料金は900円、高知市温水プールの「ヨネッツこうち」は1,020円、芸西村の「海水健康プール芸西」は800円となっております。近隣の周辺施設と比較しましても決して高い利用料金ではないと思っております。

香美市としましては、利用料金を下げるよりは健康増進施設として積極的にPRをしまして、香美市内外の利用者の増加につなげていきたいと思っております。施設を利用することによりまして、市民一人一人の生活習慣病の予防と健康寿命の延伸につながるよう積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この料金設定ですけど、これはいつごろからこの設定になったのでしょうか。例規集の条例を見ましたけれども、それには改定のところで平成21年6月1日、第19条と第20条と書いてましたので、平成21年ぐらいからの料金設定かなと思ったんですけども、その前がわかりませんので何とも言えませんが、確かに去年から8%に消費税が上がりまして、維持費も要ります、光熱費もかかりますけれども、庶民の暮らしも大変になっているわけで、よく耳にしますのは消費税が上がって何を買うにも高いと、そして年金も下げられて、健康づくりしたいけれど近くにあるけれどもなかなか行けない。そして、会員制で年間3万円払ったら、もちろん課長がおっしゃいますように300日で割りますと1日100円とかにね、割安には確かになります。

けれども、それ相当の現金がなければ年会員にはなれません。気軽にいつでも誰でも気軽に行けるというような値段設定を今後考えていくことが、今の情勢から考えましてベストな利用方法、より利用者も気軽に利用できるんじゃないかなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

今のところ現在は考えておりませんが、今後また料金を下げることにつきましては、検討課題ということになると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 先ほど芸西村の琴ヶ浜の温水健康プールですね、海水健康プールのことが出ましたけれども、村外の方は800円ですけれども、芸西村の村内の方は大人300円になっています。そして、小学生は200円です。そして、3歳以上小学生未満は無料です。やはり、その地域の人たちにより多く利用してもらいたい、地域のための健康施設であるということに重点を置きまして、今後その辺の検討も含めてお願いしたいと思うところです。

そしたら、次の質問に移ります。

心の健康のためにです。ひとり暮らしの65歳以上の人を対象にした内閣府の調査で、約44%が孤独死を身近に感じると回答しています。この調査は昨年12月に実施し、今年調査結果を盛り込んだ2015年版「高齢者白書」を閣議決定したものです。この調査より、心の健康のためには日ごろから地域のつながりが大切なことがわかります。

①です。

高齢者がいつでも気軽に無料で使える場所が必要ではないでしょうか。本市ではどこを利用できますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

今、香美市社会福祉協議会のほうに委託しております「あったかふれあい事業」というのがありまして、誰でも自由に集える場所としまして、プラザ八王子では「ボランティア家てとて」、保健福祉センター香北では「みによん」奥物部ふれあいプラザでは「物部サロンひとやすみ」が月曜から金曜日まで開放されております。また、集いの場としましては、平成19年度から地域の近くの集会所、歩いて行ける集会所ということで公会堂等で地域の集いの場をつくろうと、老人クラブや民生委員さんなどが中心となつてつくっていただきました高齢者の体操教室自主グループが市内52カ所ありまして、それぞれ活動されております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、②に行きます。

老人憩の家の利用状況について伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市老人憩の家の設置及び管理に関する条例におきまして、現在8カ所に設置され

ております。

まず、逆川老人憩の家は、老人会が年4回の集会、公民館活動で健康体操を月2回、不定期に地域の仲よしグループが集会をしております。

次に、佐岡老人憩の家は、佐岡地区の老人クラブが月1回の定例会を金曜日に行い、カラオケや食事などをして、それぞれ交流を深めております。

楠目地区老人憩の家と岩村地区老人憩の家は、主に地区公民館事業に使用されておりまして、生け花教室や舞踊教室、健康体操や敬老会など、各種事業に高齢者の方が参加をしていただいております。

宝町地区老人憩の家は、パッチワークやピアノ教室などに使用されております。

繁藤老人憩の家は、地域の仲よし会や公民館活動等に使用されております。

老人憩の家美良布荘は、現在、放課後の大宮小学校児童クラブや毎月第1、第3金曜日に日本画教室、不定期に踊りの会などが使用しております。

山崎老人憩の家は、健康体操を週に1回、地区会で年間3回、敬老会や自主防災の会などに使用されております。

これからも老人の教養の向上と老人の健康の増進を図るために、各地区で市民の皆様にご利用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 楠目と岩村の老人憩の家に関しましては、地区公民館と一緒にしているということですのでけれども、地区公民館の使用時間なんですけれども、老人憩の家の場合は9時から16時というふうになっております、条例によりますと。でも、地区公民館の場合は夜10時まで可能ですね。なかなか1つの建物の中で2つのたてりがあるわけですのでけれども、老人クラブの香北の方にお聞きしたんですけれども、やはり4時までというよりも、なぜ9時から4時に決まったのかはちょっとわからないんですけれども、4時以降も使えるようにしてほしいという声もお聞きします。

このように老人憩の家と地区公民館が重なっている部分もございますので、4時に帰るということではなくて、地区公民館の高齢者の人は10時まで使えて、老人憩の家だけのところの人は無料で使えるのが9時から4時というのも、今の時代にそぐわないのではないのでしょうか。その辺のご検討をしていただくようなことはできませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

老人憩の家の時間のことですが、これは香美市老人憩の家の管理及び運営に関する規則第4条に決められておりまして、「老人憩の家の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。」ということになっておりますので、もちろん特別な場合につきましては4時以降も可能というこ

とで、使っていただいて結構でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

③です。

香北町の老人憩の家の話も出ましたけれども、ここ現在、さっき課長がおっしゃいましたように児童クラブが利用しております。児童クラブは今後移転をする予定になっていると思うんですけれども、今後の有効活用についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、香北町の老人憩の家のほうですが、事情によりまして現在に至るまで主に大宮小学校児童クラブが使用していましたが、児童クラブの建物が平成27年10月末に大宮小学校付近に建設される予定でありまして、その後は一部改装を行いまして来年1月には本来の老人憩の家として、老人クラブの方々の将棋や絵画教室とか踊りなど、老人のレクリエーション等の場所として有効活用していただくようになろうかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） じゃあ、この項目の質問は終わります。次の項目に移りたいと思います。

4番、市の花「あじさい」に関してです。

香美市の市の花、あじさいを観光の一環に。合併後、香美市の花はあじさいになっています。2015年版「くらしのガイド」の1ページには、国道195号の香美市香北町から物部町にかけて、両脇を彩るあじさいと紹介されています。また、2014年4月改訂版の香美市観光ガイドブック「KAMISTYLEカミスタイル」には、あじさいロードが掲載されています。このカミスタイルの中の（資料を示しながら説明）あじさいロードの地図の部分をクリックに映したいと思います。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。香北町の入り口のこの橋川野、山田から香北に入ったところですね、香麗橋までの間にあじさいロードというふうに書かれています。そして、根須のほうから蕨野のほうにかけてが、あじさいロードということにここでは記載がされています。あじさいの花が咲く時期には、今もホームページ掲載されていると思いますけれどもホームページにも掲載をされてまして、写真を撮りに来る方もいますし、問い合わせもあるということをお伺いしております。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。入り口の橋川野のあじさいロードの写真が3枚、この辺が橋川野のあじさいロードですけれども、ここは下草が刈られているので、あじさいそのものが割ときれいに見られています。しかし、こ

こは小吉野の国道沿いです。そして、ここは根須になります、ここも根須の両脇です。そして、ここが府内のバス停です。ほとんどあじさいが見られ、2株ぐらいありましたけれど、ここは白石の国道沿いです。ここもちょうどカーブのところで、あじさいとほかの雑草といいますかツタが絡まって、なかなかあじさいだけのロードというふうにはちょっと思えないんですけれども、ここがちょうど蕨野の消防署の手前になります。

このような状況で、下草が刈られてないので、あじさいのきれいさがなかなか感じられないような状況でございました。また、植えてから数年たった今は、あじさいの株も大小さまざまですき間もたくさん目立つようになっています。この時期になりますと、市民の方からあじさいの手入れはどうなっているのか、市の花でしょうという声をたびたびお聞きいたします。そこで、市民からの声をもとに質問をいたします。

①です。

現在、行っているあじさいの手入れ方法について質問をいたします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 濱田議員のご質問にお答えします。香北支所がかかわって行っています国道沿いのあじさいの手入れについてのご質問にお答えします。

支所が管轄して行っている部分については、開花時期のつる、下草刈り、花の終わりの時期の剪定作業。それから、昨年に行っていませんが肥料等の施肥管理となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） じゃあ、②です。

今後、あじさいロードとして観光ガイドに掲載する予定がありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

現行の観光ガイドブック、カミスタイルですが、その地図上に先ほども図示されたようなあじさいロードが載っております。あじさいロードとして指定されているという区間が旧香北町の国道195号沿いということですので、さっきの地図からいうたら大分短いというような状況になっていると思いますので、新しくガイドブックがつけられるということを聞いておりますので、その表示方法等については、担当課と相談しながら記載について検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 観光ガイドを新しくつくる場合には、その記載について検討を重ねた上できちっとその表示をしていくということでわかりました。

次の質問に行きます。③です。

手入れをする人材の確保はできているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

現在行っている手入れにつきましては、剪定作業については職員及びボランティアの方に参加していただいております。約100名の方が参加しております。剪定作業については、人材は現在のところ確保されております。ただし、下草刈り等についてはボランティアの方で行ってくださった区間がありまして、次第にできなくなっていることでもありますので、次年度以降、予算要求等を含め対応を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 剪定をする人については、職員とボランティアで100人ぐらい確保できるということですが、今年も私どものほうにもお知らせが来たんですけれども、香北町の道路愛護デー7月12日8時からということであじさいの剪定も同じ日時なんですけれども、今までも道路愛護デーと剪定の日は同じ日だったと思うんですけれども、道路愛護デーと剪定の日を別にするによって人の確保ができるのではないかと思うんですが。地域の方はボランティアでなかなかできる人も非常に高齢化してますので、自分たちの住んでいるその地域の道路清掃でもなかなかできにくくなってきている状況ではないかと思えます。

市役所の職員は、もちろん必要があればその地域に出て地域の清掃をしてると思えますけれども、地域自体も若い人もいないわけで、以外と草刈りといってもなかなか重労働だと思いますが、その辺今後人手も足りなくなって、草刈りも含めましてこの剪定も大変になるのではないかと思いますけれども、ボランティアで今のところは足りてるということですが、今後のことはまだわからないと思いますが、しばらくはこのやり方を続けるということで理解していいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 過去には道路愛護デーと剪定作業を別の日に行っていたという経過もあるそうですが、香北町の時代からもう今のような形態をとっておりますので、今のまま当面の間は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

④です。

専門家の指導を仰ぐ時期ではないかと思いますが、検討していますでしょうか。と言いますのは、ボランティアの方と職員の方で剪定はしていただいておりますけれども、やはり剪定の仕方、そして肥料のやり方、そして今スクリーンにもありましたように、もう

株が小さくなって株と株の間が非常にすき間があいてたりとか、いろんな栽培のノウハウをやっぱり知った上で、国道195号に新たなといいますか、今のあじさいロードを維持した上で、なおふやしていくというような方向も考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺を伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

あじさいの育て方については僕は詳しくないんですが、インターネット等で見ると、それから、人から話を聞く限りにおきましてはさまざまな考え方があるということで、どのような育成、管理の方法が適正なのか、言われたとおり専門家の方に指導を仰ぐという方法もあろうと思いますので、その辺も含めて今後検討していきたいと思います。以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、次の⑤です。

橋川野の国道沿いの看板ですけれども、スクリーンに今出しましたけれども（スクリーンを示しながら説明）、この看板ちょうど山からおりてくるところにあるんですけれども、これがいつごろ設置されたのか。香北町のとくに設置はしていると思うんですけれども老朽化をしまして、これで見ますと、あじさいロードの位置はここかな、ちょっとガイドブックとは違っていています。表示も非常に小さいんですけれども大分老朽化してまして、谷相小学校とか、そういうずっと前のものだと思うんですけれども、新たな看板を設置するというようなことも含めまして検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これちょっと拡大をしましたけれども、あじさいロードというのはピンクのこの部分ですね、それとここの部分ですね、この現在地のここの部分に看板が立っています。よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

スクリーンに出ております観光案内板については、旧香北町のとくに設置され、そのままに20年以上経過して現在に至っているものだと思います。現在でも通行される方がそこを見られたりしておりますので、この看板の老朽度がどの程度かわかりませんので、老朽度合いを見ていただいて、撤去なのか書きかえができるものなのか、新設をするものなのか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 検討をしていただけるということで、よろしく申し上げます。

次の⑥です。

あじさいロードのアピールに本市のキャラクター「あじさいひめ」を今現在、有効活

用されてるところがありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 香北町内では現在そのような場所、そのような活用はしてないということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この看板を修復できるのか、また新しくするのかご検討いただくわけですけれども、ぜひ、あじさいひめを使用させていただいて、本市のアピールにもつなげてほしいと思います。根須のほうのあじさいロードもここからがあじさいロードですよという表示にもなると思いますし、べふ峡温泉のほうにも観光客の方もいらっしゃいます。その途中の国道ですので、ぜひアピールも兼ねて、あじさいひめを看板のほうに設置するというのを提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

その観光案内板に限らず案内板を設置する際に関しましては、書き直しとか新設をする場合ですが、あじさいひめを初めとする香美市のキャラクターがあると思いますので、それを取り入れていくことも含めて、最も適した看板というか内容になるよう検討したいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ご検討をお願いします。

私の質問は以上で終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

2時40分まで休憩いたします。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番目、漫画教室の開校について質問をさせていただきます。

本市には漫画家として活躍された先生方がたくさんいらっしゃいます。現在はおくさか里樹さんと正木先生が香美市に在住されていて、とてもうれしく思います。

また、アンパンマン生みの親でもあるやなせたかしさんは、子どもたちに勇気と希望を与えてくれる、今でもすごい力のある存在です。このやなせたかしさんの目指したで

あろう愛と夢と希望を、やなせ先生が亡くなられてこのままその意思が消えていくのはとても残念に思います。香美市に眠られたやなせ先生のお力を今後もおかりして、香美市独自の企画で漫画を通して広くPRし、一つの文化をつくっていくことが必要ではないかと思えます。

1番、やなせたかしさん、はらたいらさん、青柳裕介さんを初めくさかり樹さんなど、たくさんの漫画家の発祥の地、居住の地です。県内には漫画家を希望する市民と若者も多いと思えます。そこで、1つ目の質問をいたします。

①、県内の若者が将来漫画家として漫画を通して活躍、仕事に生かせることができるために漫画教室を開校、開設してはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、子どもたちを対象に漫画教室としまして、アニメーション体験の実施を予定をしております。

お尋ねの一般を対象としました職業に関係できる漫画教室の開校は、当市が現在行っている公民館事業のレベルを大きく上回っているものでございます。現在、公的には山田高校マンガ部が唯一の活動となっています。その延長線的な計画も考えられますが、今後市民要望の高まりなど見きわめまして、検討をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 子ども漫画教室の予定をされてるということで、またどんなふうに計画されるのかということもまた教えていただけたらと思えますが、続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

②、商店街が本当に寂しくなった。何とか少しでも人がふえるように、人が商店街を通行するようにはできないかという声を聞きます。商店街の活性化にもなると思いますが、空き店舗を利用して教室を開校してはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

今後、具体的に漫画教室の開校となればのお話ですが、空き家の改修費等を検討しまして、関係者と協議の上、許されるのであれば可能かと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 前向きなお答えをいただきまして、ちょっとこう元気が出てまいりました。

私が提案させていただくこの漫画教室は、基礎から教えていただくことからのスタートとし、夢と希望を持った誰もが参加しやすい教室として、香美市在住の先生方、くさかり先生を初め、日本マンガ協会の役員でもある、おかもとあつしさんたちにもご協力と

かご支援をいただきながら、何かわくわくするような企画として、この漫画教室を前向きに検討していただけたら、市民にもとても喜んでいただけるのではないかなと思います。

今後この教室を前向きに検討していただけますように、ぜひともお願いをしたいと思います。先ほどの答弁にプラスするものはないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 前段も答弁させていただきましたが、ちょっと現在の教育委員会、公民館事業の中では、ちょっとレベルが高過ぎて荷が重いということもありまして、今後そういった市民の皆様方の熱の高まりようといいますか要望等ありましたら、検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 何事も前向きな考え方が新しい時代の成功へとつながると信じております。今後に期待しながら、次の質問に移ります。

2番、それでは大きな2つ目の高齢者のパンフレットについての質問をいたします。

今後ますます高齢者が増加し、さまざまな対応が必要になると思います。そこで、少しでも対応が楽になればということでお伺いをいたします。

高齢者の方々が利用できる機関について、わかりやすく紹介したパンフレットがあれば助かるという声を聞きます。そこで、質問をいたします。

①、これからいろいろなサービスを受けるに当たり、市役所へ行けばよいのか、社会福祉協議会へ相談に行けばよいのか、よくわからないという声を聞きます。2つの業務内容を1つにまとめた利用者、高齢者が理解しやすい見開きのパンフレットを作成してはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 村田珠美議員の高齢者用のパンフレットについてということで回答いたします。

高齢者サービスである介護予防事業は、香美市が香美市社会福祉協議会に委託して実施しておりますので、市と社会福祉協議会が行っている事業は1つの事業ということになっております。

高齢者体操教室などのお問い合わせや参加申込などは、実際に運営を行っています香美市社会福祉協議会に直接お問い合わせしていただいたほうがよろしいかと思っております。

なお、高齢者に関する相談につきましては、どちらに相談していただいても構いません。

この事業のお知らせにつきましては、具体的な事業が決まった段階で、香美市広報、社協だよりやホームページなどでお知らせをさせていただいております。今年香北・物部地区での介護予防事業については、新聞の折り込みにより広報をしております。

また、1つにまとめた利用者が理解しやすいパンフレットということですが、「介護保険」という冊子や「私の町の情報集」などは、暮らしに役立つ生活情報と介護保険サービスや介護予防サービスの内容をそれぞれ1冊にまとめて作成しております。

それから、平成27年4月に全世帯に配布いたしました「くらしのガイド」には、生活に関連した行政情報や地域情報、公共施設の地図など、地域に密着した情報が載っておりまして、その中には介護保険、高齢者福祉のサービス事業所の広告など、いろいろなものが入っておりますので、大変わかりやすい冊子になっていると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほどおっしゃっていただいたのはこちらのこの冊子のことだと思いますが（資料を示しながら説明）、私が質問をさせていただいた業務内容とかの面でどちらに行けばいいかというふうなことで、やはりこれもすごくいいんですが、見開きぐらいのこういった冊子のことなんです（資料を示しながら説明）、これぐらいのほうが見やすいというふうなことを、わがままかもしれませんが、そういうのがあったらすごくありがたいというふうなことをおっしゃっております。

なかなかこうページ数がふえたりすると、どこへ片づけたのかちょっとわからなくなったりとかっていうふうなことも聞いたりしますし、後の質問の中にもちょっと出てまいります。写真つき等であれば見やすいというふうなことです。

それで、②の質問をさせていただきます。

県内外から移住してきた方の中には、毎日暇だがどこに行けばいいのかよくわからない。パンフレットは見たことがないとの声を聞きます。体操、カフェ、サロン、趣味の会など香美市で実施している活動や相談窓口、施設をサークルガイドブックとして作成してはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど説明させていただきましたが、昨年度は土佐山田地区におきまして「私の町の情報集」という冊子と、山田地区27教室で開催してあります体操教室などを紹介しました「地域の集い」という、それは薄いリーフレットになっております。それを香美市社会福祉協議会と一緒に作成をしました。

この「私の町の情報集」の中には、香美市内の量販店や金融機関、交通機関や医療機関、薬局、介護予防サービス、介護保険サービスの内容、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、社会福祉協議会の事業案内、介護予防事業の体操教室やカフェ、趣味の会、認知症相談窓口、市バス時刻表、町のお医者さんマップなどをまとめて掲載しておりますので、高齢者の方については大変便利な情報冊子ではないかと思っております。

これにつきましては、ご協力いただいた量販店や金融機関、交通機関、医療機関や民生委員さんにお配りしましたほか、高齢者体操教室、52カ所行っております地域の集

いの支援に行かせていただくときにお渡しをするようにしております。また、転入届の手続の際にも、高齢者の方には配布をしております。

香北、物部地域におきましては、介護予防教室のチラシを作成しまして、平成27年6月に高知新聞の折り込みに入れて配布いたしました。

また、物部地域におきましては、「物部圏域地域資源マップ」を作成しまして、平成27年4月に開催しました物部町自治会長会のときに配布しまして、物部地区住民の皆様には班回覧でお返しをしております。また、物部支所にも自由に取っていただくように窓口に置いております。

なお、香北・物部地域についての詳しい情報冊子等の作成につきましては、今後また香北・物部の社会福祉協議会と一緒に検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） さまざまな活動、また手だてをされていてすごく感心いたしました。この冊子のほうも、生活、医療、情報と3つに分けて、その中をまた区分別にされていて、大変見やすくいいと思えました。

先ほどの①の質問の中で社会福祉協議会は市の委託事業というふうなことが出てきましたが、なかなかそのところがこう皆さんわかってないというところがあって、別々だっていうふうにこう考えてらっしゃる方がいらっしゃいます。そういったことも、またそのときにこう含めまして、いろいろこう説明もしていただければ、皆さんにわかっていただけるかなと思います。

また、土佐山田町版ということで、香北・物部町のほうもつくっていただける、もしくは折り込みとして入れさせていただいたということですが、香北町の方にちょっと聞いてみましたところ、いやそういうのいつ入っちゃったろうというふうなことをお聞きしました。いつのことでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

香北・物部地域におきましては、介護予防教室というチラシを作成しておりまして、それを平成27年6月に高知新聞の折り込みに入れて配布をしております。またお聞きしていただいたらよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、③の質問に移ります。先ほどもお答えもありましたが質問させていただきます。

香美市へ移住してきた方に対して、町内会加入のお誘いやごみの出し方、観光、施設、広報香美、議会だより、健康関係など、香美市の住民となられた方の家族構成に合ったものをワンセットとした情報冊子などのパンフレットを転入届の手続の際に手渡しては

いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 村田議員の情報冊子などのパンフレットを転入届の際に手渡してはどうかというご質問にお答えします。

香美市に転入された方にできるだけ香美市の情報を一元に提供できますよう、町内会加入のお誘いやごみの出し方、防災の手引きや香美市くらしのガイド、地域の集いを紹介するチラシなど、各課の情報を一式にして転入セットとして窓口でお渡しをしております。

また、ご高齢の世帯には、先ほど紹介もありました高齢者の方に役に立つ医療機関やドラッグストアや量販店などの情報を掲載をしました「私の町の情報集」というものも窓口で一緒にお渡しをするようにしております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほどの中に広報香美や議会だよりなどが出てこなかったですが、そちらのほうはいかがですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 転入セットの中に一式としてはございませんけれども、窓口、それから総合案内のところには用意をしております。転入セットの中には済みません。入っておりません。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 転入の方も月によって異なるということもあるとは思いますが、ぜひそちらのほうもセットにしていだけましたら、より一層こう知っていただけるかなと思いますので、お願いをいたします。

手厚いサービスをしてくださっていても、なかなか市民にはわかりづらいということがあり、皆様方のご苦勞が伺えます。パンフレットは市民の手に渡ってこそ意味があります。そこで、パンフレットの最大限活用近づけるために、④の質問をいたします。

身近な量販店や薬局、病院、図書館、公民館などにコーナーを設け、パンフレット等を置いてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

昨年度まで幾つかの量販店などに「未来のはてな」という介護予防講座のチラシを置かせていただいております。昨年度に介護予防事業の参加者にアンケートをとりまして、どのようにしてこの事業を知りましたかというアンケートの中の回答では、ほとんどが社協だよりとか広報というお答えでした。あとは口コミでという回答になっていることなどから、ある程度一定普及したということで、今年は量販店にはお願いをできておりません。ただ、今年度は新たに始めました認知症の予防事業のチラシを作成して、医療機関と薬局に置かせていただいております。

なお、市役所本庁と各支所、香美市社会福祉協議会本所と各支所には、いろいろなパンフレットや予防講座のチラシなども置いておりますので、また、介護予防に関する相談員もおりますので、お気軽に来ていただきたいと思いますと思っております。

なお、図書館、公民館などにコーナーを設けてパンフレットを置くことにつきましては、取りやすい場所とか目につく場所とかさまざまなことを考慮しながら、前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 図書館、公民館など、コーナーを設けてというところで前向きに検討ということで、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

そして、新たに本年度から先ほどおっしゃってました薬局とか医療機関にパンフレット置かせていただくというふうなことで、こちらのほうも置きっ放しではなく、その後、都度経過を見て、どういった声があるかというふうなことで情報を得ていくことも必要ではないかなと思いますので、そういった手当てもよろしくお願いします。

高齢者も市民もちょっとした行政サービスの情報はとてもうれしいものです。今後ともそういった方向でよろしくお願いします。

それでは、次に大きな3つ目の質問をさせていただきます。中央公民館の利用についてです。

各種女性団体は、行政の方々のご協力をいただきまして、日々元気に楽しく活動をさせていただいております。行事によっては一緒に頑張ったことに達成感を感じ、終了時には協力してくれた助かった、ありがたいねなどという声を多く聞きます。

そこで、質問をいたします。

各種女性団体等は、香美市中央公民館など会議で使用ができて大変ありがたいかと思っております。しかし、活動する中で、地域活動の拠点施設である中央公民館利用について不便な面があります。中央公民館では昼食をとることができません。昼食禁止の理由をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 飲食禁止の根拠ですが、香美市立公民館設置条例の第12条第1項第4号に、教育施設でありますので酒類を禁止しています。次に第5号に、建物、床ですね。または備えつけ物品、椅子とか机などの汚損、汚すことですね。それから破損のおそれがあるとき、または第6号、館長の判断、過去の事例などによりまして、使用を規制をしています。このことによりまして、飲食行為の規制をするものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 昼食ということで酒類はまず入りませんし、この床、備えつ

け物品の破損というふうなことが今までにあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

過去にあったようでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 続けて質問をいたします。

近隣の市町村の女性団体が数年に一度担当地域になり、団体により異なりますが80名から120名くらいが一堂に香美市に集まり、会議、研修会をする中で、昼食をとる場所がない理由で行事も縮小せざるを得ない状況が続いております。近隣の団体では、場所もあり1日研修ができて、内容も濃いものになり喜ばれております。担当地域でのおもてなしを受け、香美市担当のときは昼食ができないため、おもてなしも十分にできないので、参加者の皆さんに大変申しわけないという声もあります。

近隣の市との交流のためにも、せめて合同研修などの場合は1階大ホールでの昼食ができるようにならないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 中央公民館での飲食につきましては、過去に許可したこともありましたが、飲食した後において、他利用団体から机の汚れ、食べ残しやごみについて苦情が多くあったため、飲食については禁止を今までしておりました。

しかし、平成23年に芸能大会での飲食について要望がありまして、公民館運営審議会に諮り、従前と同様に原則飲食禁止であるが、使用申請内容を確認し、飲食場所を調理実習室に限り、飲食を許可することにしましたという経緯があります。

また、特例としまして、大ホールでの敬老会開催に限り、使用部品、机、椅子と床の徹底しました清掃条件をつけた上で、許可もしております。しかし、今まで使用実績はありませんでしたが、今年初めて利用申請がっております。

そこで、お尋ねの利用申請ですが、お話のとおり土佐山田町内には大人数の昼食場所がなく、昼食場所の確保ができれば問題が解決ということですので、今後敬老会の例に倣いまして、公民館運営審議会に諮り、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 大変前向きなお返事をいただきましてありがたく思います。

昼食時間は研修に参加してくださった方々との交流の時間でもあり、貴重な本当に時間になっております。半日になってしまうと本当にこう十分な研修もできませんので、先ほど審議委員会のほうでというふうなことでしたが、ぜひそういった検討をしていただけたらと思います。

近隣の市にはいろいろと施設もございしますが、土佐山田町には100名くらいが入る

となると、なかなか研修する場所がありません。中央公民館しかございませんので、ぜひそういった方向に検討をいただけるようにお願いします。もちろん、ごみ等の後の掃除なんかも完全にするというふうなことも申し添えておきたいと思いますので、ぜひ検討をしていただきまして、いいお返事をいただけるようにお待ちしております。

この検討していただけて、いいお返事がいただけるということを信じて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

4番、大きな4つ目の質問をさせていただきます。

交通安全について、自転車運転で悪質な交通違反を繰り返した人に、有料の安全講習の受講を義務づける改正道路交通法が6月1日より施行されました。

1つ目の質問をいたします。

①、指定される14項目の中には、ブレーキのない自転車運転、これは制動装置不良自転車運転のことです。対象は14歳以上ですが、実際実施されている子どもたちの自転車の交通安全教室には、点検をされた自転車に乗ってくるように指導をしてはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 村田議員のご質問にお答えします。

ブレーキ不良の自転車につきましては、14歳以下の児童・生徒に対しましても、大変危険であるという認識を周知徹底させていく必要があると考えております。

現在、香美市では、交通安全教室実施時に高知県自転車二輪車商協同組合香北支部による自転車の安全点検を学校単位で1台ずつ行っております。また、交通安全教室の中でも点検、指導は行っております。

今後もブレーキを含めた自転車の安全点検は、運転する上で必要不可欠であることから、各小中学校や香美市交通安全母の会等関係団体と連携しながら、定期的な自転車の安全点検の実施については、さまざまな機会を活用して、継続的に啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 交通安全のほうについては、本当にさまざまな活動の中で、子どもたちのために、また、市民のために交通事故防止にすごく頑張ってくださいているのは重々承知しております。

それで、先ほども申しましたし以前にも質問をさせていただいたんですが、教室に来るまでにこの安全点検をしてくる、してきた自転車を持ってくるというふうなことで、なかなか周知のほうも厳しいと思いますが、お手紙の中に「点検された自転車を持たせてください」というふうな文言を入れるように、学校の先生方をお願いをしてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 今後の取り扱いにつきましては、児童・生徒、保護者及び先生方に対して、事前点検の実施等について指導や協力依頼を行うなどして、交通安全意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 次に移ります。

判断力や記憶力の低下による事故を減らすために、検査で認知症のおそれがある1分類と判定された全ての人に、医師の診断書の提出が義務づけとなります。発症していたら免許の停止か取り消しになるそうです。認知症の高齢者は、平成25年度には65歳以上約5人に1人になると推計されていますということが高知新聞の記事に載っていました。高齢化が進みとても心配されます。

2つ目の質問をいたします。

②、75歳以上の高齢者に対する運転免許制度の見直し、認知機能検査の強化を柱とする改正道路交通法が6月11日に成立し、公布から2年以内に施行されます。自転車と同様に周知を今以上にしていく必要があると考えますが、今後の安全対策と啓発についてお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

県内におきましては、依然として高齢者がかかわる交通事故が多く発生している状況であります。こうした状況から鑑みて、75歳以上の高齢者が運転免許を更新する際に、認知症の度合いの確認を強化する道路交通法の改正を事前に周知していくことは重要なことであると考えております。

今後は香美警察署、交通安全協会香美支部を初めとする関係機関と連携した啓発活動を実施するとともに、香美市交通安全母の会と継続的に行っている老人大学や、毎年12月の年金受給日の際に実施している啓発物配布等の活動で、普及啓発に努めていく考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今後は、それとプラスいたしまして社会福祉協議会や健康づくり支援課、また包括支援センターの方々にもお声かけが必要になってくるかと思いますので、またそちらのほうのご協力もよろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。

お手元のほうに資料として、「みんな笑顔で」の歌詞をお配りしております。こちらのほうをご参照いただけたら幸いです。

③、2012年5月に作詞、香長小学校の児童、作曲を豆電球さんがされ、「みんな笑顔で」と題された交通安全の歌がつくられております。母の会のイベントなどでは、

担当の方がCDをかけてくださっております。今後はより広く市民に知らせて、交通安全啓発に役立ててはどうでしょうか。お伺いたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

「みんな笑顔で」と題したこの曲は、覚えやすい作詞作曲で、交通安全の重要性を訴えかけるものであります。現在、各ドライバーサービスや自転車マナーアップキャンペーン等を実施する際に利用させていただいております。今後も香美警察署などの関係機関と連携しながら、交通安全教室や各種イベント等の実施時に積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 活動の中にもありますが、老人大学とあと交通安全関係の総会や催し物のときとか、刃物まつりで香美警察署の方が出られたりしますが、そういったときにもかけてくださったら、またより一層こう広がるのではないかなと思います。

それでは、続けて質問をさせていただきます。

④、児童・園児の交通安全の日として毎月第2、第4の月曜日があります。どちらか1日でも、この「みんな笑顔で」の交通安全の歌を流しての交通安全の広報車の啓発はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 先ほども申しましたとおり、この曲は大変覚えやすく、児童・園児の交通安全における啓発活動に利用することは大変有益であると考えております。今後この曲は既存の広報テープと組み合わせながら積極的に活用し、みんなが笑顔で交通安全を守っていくことができるまちづくりを実現できるよう、広報車を含めた啓発活動に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） この歌は、先ほど課長さんもおっしゃいましたが本当に覚えやすく、耳から聞くことによって交通安全、事故の抑止にすごくなると思いますので、ぜひお願いいたします。

また、早速の計画をととてもうれしく思います。期待しております、できばえを。

昨年度は統計を取り始めて以来、香美警察署管内では初めての交通事故死亡者ゼロだったとお聞きしております。これも担当課の方々のおかげだと本当にお礼を心より申し上げます。ありがとうございます。今後ともまたよろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異

議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は6月25日午前9時から開会します。

（午後 3時17分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 7 年 6 月 2 5 日 木曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月25日木曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成27年6月25日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 14番 大岸 眞 弓

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(石川彰宏君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

14番、大岸眞弓君。

○14番(大岸眞弓君) 改めましておはようございます。14番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答形式で行います。

まず、安全保障法制関連についてですが、私は民主主義の根幹にかかわる問題として、また、日本がこれからも非戦の国として世界に貢献できるように願い、質問を行います。まず、①からです。

集団的自衛権の行使を盛り込んだ自衛隊法、国連平和維持活動(PKO)協力法、重要影響事態法、武力攻撃事態法、特定公共施設利用法など10法案を一括した平和安全法整備法案と国際紛争に対処する他国軍の支援を随時可能にする新法、国際平和支援法案の2法案が国会で審議をされています。平和安全法整備法案の中の1つ、特定公共施設利用法は、地方公共団体にも具体的に関係してくるものでございます。

憲法解釈をめぐり問題となっております集団的自衛権の行使に関しましては、1972年の参議院予算委員会で、戦力とは自衛のための必要最小限度を超える実力をいい、憲法9条第2項が保持を禁じているが、それ以下の自衛のための必要最小限度の実力の保持は、同条項によって禁じられていないとの見解を示しました。この内閣法制局長官の見解があり、PKO法案(国連平和維持活動協力法案)が議論になった際の1990年10月の参議院予算委員会において、1、いわゆる海外派兵、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは自衛のための必要最小限度を超えるものであり許されない。2、集団的自衛権は、憲法9条のもとで許容されている我が国を防衛するための必要最小限度を超えるものであり許されない。3、国連の平和維持活動を行う国連軍についても、国連軍の目的、任務が武力行使を伴うものであれば、これに参加することは許されないということで、従来、政府はこの立場を内外に表明してきました。ですから、イラクに自衛隊が派遣された際にも、非戦闘地域に限られ武力行使も行われなかったのです。

ところが、今回の法案はこの枠を大きく踏み越え、憲法9条の条文を変えなければできない内容を、解釈を変更だけでやろうとしているところに非常に無理があります。ここが憲法違反だといわれる理由の1つではないかと思えます。衆議院の憲法審査会では、与党の推薦を含む参考人全てが集団的自衛権は憲法違反だと断じました。また、自民党の要職を務めた方々や元自衛官の方々が次々とマスコミに登場し、これまでの専守防衛を守るべきだと警鐘を鳴らしています。そして、新潟県の加茂市長の小池清彦さんで

す。この方は防衛省、防衛研究所長、そして、教育訓練局長を歴任された方でございますが、この方も安保法制につきまして、安倍晋三首相が推し進めている安全保障関連法案に対して、国民の多くは実感がわからないと思うが、これは日本の将来を左右する重大な分岐点となる。他国のために戦う集団的自衛権の行使を容認したり、地球規模で米軍を初め他国軍の後方支援で弾薬などを輸送できるようにしたりすることは、戦争放棄を定めた憲法違反そのものだ。このような見解を示しておられます。そして、世論調査におきましては、直近の6月22日の共同通信社のもので、法案について十分に説明していないが84%、今国会成立に反対が63.1%、憲法違反との回答は56.7%、自衛隊が海外に巻き込まれるリスクが高くなるとの回答が73.1%となっております。

以上、述べまして本法案に対する市長の見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員の安保法制に関する質問についてお答えをいたします。

中国を初めとする我が国周辺諸国の動向からして、国の守りをしっかりとやらなきゃいけない、その議論を進めていかなきゃならないというふうに思うわけでありまして、国民の安全を守るのは国の最大の使命でございますので、そうした意味で、政治が必要な法律や原則の整備を進めていくというのは当然だと思います。

また、国民が安保法制が国家国民の安全にとって有益かどうか、国際的安保環境の激変などを背景にして、国民が政策がリアリティーがあるかどうかということをしっかり注目をし、注視して判断をしていくものというふうに思っております。

今、この議論の中心に座っております集団的自衛権の行使が可能とする憲法解釈については、まだ国民の理解が得られている状況にはないというのが現状であるというふうに思うところから、しっかりとこの議論を徹底をしていくべきだというふうに思うところであります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長からご答弁をいただきましたが、この議論の中でよく出てまいります周辺の環境が変容したのだということではありますが、私はこういう日本周辺とか、その周囲での安全保障環境の変容ということにつきましては、軍備対応、軍備を増強するだけでよいのかというふうに、これまでそれでやってきたわけですが、それはかえって相手国の軍備力も増強させることにつながって、緊張が高まるのではないかというふうに思います。

それでは、日本をどう守るのかということにつきまして、これも今この問題をめぐりまして、毎日のようにマスコミにはいろんな方が登場されてご意見を述べられておりますが、元防衛官僚でありました柳澤協二さん、では日本をどうしたら守れるかというこの問いかけに、昨年4月に西太平洋海軍シンポジウム、これには周辺の21カ国が参加したようでございますが、こういう軍事的緊張を高めないために、公海上で軍艦が出会

ったときに大砲を向けないなどの取り決めを21カ国で採択し、中国もこれにサインをしたとこういうふうな話を紹介されまして、元防衛官僚の方でも、抑止よりも今は危機管理の論理を中心に考えていくことが大事だと述べられております。武力によらない方法で紛争を取り除くこの努力、取り組みが東南アジア地域でも広がっておりますが、私はこういう方向に進んでこそ安定が保たれると思うのですが、この件に関しまして市長の見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 武力によらない、緊張によらない国際関係を築くということ、これは誰もが賛同することだというふうに思うわけでありましてけれども、周辺国の動向を見ておりましたら、私たちのそうした平和的なメッセージの届かない国もあるわけでありまして、一定のそうした、残念ながらしっかりとした備えというものも必要だというふうに考えているところです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私どもは東南アジア地域でありますASEANの取り組みを北東アジアにも広げて、戦争の起こらない環境を整備をしたいというふうに考えております。確かに無法な国と思われるところもありますけれども、やはり話し合いの中で北朝鮮などは6カ国協議に再び加盟したり、その際に核施設の無能力化、核計画の完全申告、朝鮮半島の非核化について合意をされたと、こういう中で枠組みでやっているのが現状なんですね。そのことを申し述べまして、私は次の質問に移りたいと思います。

6月3日に安保法関連法に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明が出されました。廃案を求める理由として、昨年7月の集団的自衛権の行使容認の閣議決定や、今年4月27日に日米両政府が安保条約の枠組みも超える日米防衛協力ガイドラインを改定し、この夏までの成立を約束してきたことなど、一連の政治手法が国会の審議をないがしろにしており、立憲主義の意義をわきまえないやり方だと述べています。

そこで、お聞きいたします。

憲法第98条の最高法規制、また第99条の国会議員の憲法擁護義務に違反するなど、立法の時点から重大な問題をはらむ本法案は、今国会では撤回するしかないと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 現国会については延長が決定をしたわけでありまして。この際、この法案について政府はもっともっと丁寧に説明をいただき、議論を尽くすことが非常に大事だというふうに思うところがございます。危機感をどのように感じるかということでありましてけれども、危機感を感じたときに、誰しもそうですけれども自信を失い冷静さをなくしてしまうと、そうして、不安定な感情に支配をされて物事を決定することが多いわけでありましてけれども。そうした際、やはり今、冷静さを保ち、そして時間軸を長く持って、そして多角的な検討を行っていくことが大事だと思います。政府や

国会が議論を尽くすことは当然でありますけども、国民も主体となってしっかり考えていただく。そして、国会やメディアの討論のチェックをしながら国民が判断をしていく、このことが大事だと。政府任せ、国会任せ、政治任せということではなく、この際、国民がしっかりと主体的に判断をしていく、一人一人の国民が、今そのことが求められているというふうに思うところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私もこの問題は、本当に政府と自衛隊員さんの問題ということではなく国民一人一人に、今戦後70年の節目ということで問いかけられている問題であると思います。そして、その先ほど危機感があつたときにそれをどういうふうにつまえるか、それから、自信をなくしてというふうに、そういうこともあるというふうにおっしゃいましたけれども。そんなときにこそやっぱり基本にして判断するのが、その基本が憲法ではないかと思ひます。そのことを申し上げまして次の質問に移ります。

自衛隊の募集事務に関してお聞きします。

自衛隊員の募集事務に関し、本市では適齢者の4情報を記載した名簿を作成して提供していることが明らかになり、市民の方から名簿の提供を中止するよう申し入れがなされました。その際、市として国会での質疑を踏まえ、何が問題だったのか検討して回答をされるとのことでした。どのように答えられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の自衛隊の募集事務に関してのご質問にお答えします。1点目、市民の方からの申し出にどのように答えるかというご質問にお答えします。

4月に市民の方から申し入れがありまして、改めて資料として名簿を提供していることにつきまして検討いたしました。法令の趣旨や他の自治体の動向などから考慮しても、現時点では従前のおりの取り扱いとしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁いただきましたが、前回の一般質問のときに法定受託事務であるからということで、それに沿って協力をしているということでした。やはり法定受託事務であるからということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） おおむね趣旨としてはそのとおりでございます。それと、前回にもお答えしましたが、自衛隊法施行令第120条の規定によって提供しておることでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） では、次の質問に移りますが、②です。

個人情報 の 閲 覧、例 えば 私 たち も 選 挙 の 際 に は、名 簿 を 閲 覧 を さ せ て い た だ き ま し て 書 き 写 し た わ け で ご ざ い ま す け れ ど も、こ の と き に は 代 表 者 の 住 所、氏 名、そ し て、情 報 の 使 途、そ れ か ら、そ れ が 済 め ば 廃 棄 を す る と い う ふ う な こ と も 書 き ま し て、そ の 上 で 名 簿 の 閲 覧 が で き た わ け で ご ざ い ま す が、自 衛 官 募 集 事 務 に 関 し て は ど の よ う な 取 り 決 め に な っ て お り ま す か。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 総 務 課 長、山 崎 泰 広 君。

○ 総 務 課 長（山 崎 泰 広 君） 募 集 事 務 の 取 り 決 め と 申 し ま す と、住 基 法 の 考 え 方 で ご ざ い ま す で し ょ う か、そ れ か 自 衛 隊 の ほ う の 考 え 方 で ご ざ い ま す で し ょ う か。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 1 4 番、大 岸 眞 弓 君。

○ 1 4 番（大 岸 眞 弓 君） 考 え 方 と い う よ り、個 人 情 報 で す か ら、そ の 名 簿 を 閲 覧 し た り 提 供 を 受 け た り す る と き に、こ の 情 報 は こ う い う ふ う に 使 う ん だ と、そ の 後 は 廃 棄 す る ん だ と か い う ふ う な そ う い う 書 い た も の を 提 出 す る の か と い う こ と で す。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 総 務 課 長、山 崎 泰 広 君。

○ 総 務 課 長（山 崎 泰 広 君） こ れ は 自 衛 隊 高 知 地 方 協 力 本 部 長 か ら の 依 頼 文 に 応 え る 形 で の 提 供 を し て お り ま す。使 途 に つ き ま し て、こ の た び ご 質 問 を い た だ き ま し た の で、自 衛 隊 高 知 地 方 協 力 本 部 に 確 認 を い た し ま し た。そ の 回 答 は、自 衛 隊 に 提 供 さ れ た 名 簿 情 報 は、使 途 は 自 衛 官 等 の 募 集 案 内 の ダ イ レ ク ト メ ー ル 送 付 の み と な っ て お る と い う ふ う な こ と で ご ざ い ま し た。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 1 4 番、大 岸 眞 弓 君。

○ 1 4 番（大 岸 眞 弓 君） そ し た ら、何 か 誓 約 書 の よ う な も の を 出 す と か そ う い う こ と で は な く て、文 書 で こ う い う も の を 出 し て く だ さ い と い う こ と で お 願 い の 文 書 が 来 て、総 務 課 自 身 は 自 衛 隊 の ほ う か ら 依 頼 の 文 書 を 受 け て お る の か と い う こ と も 確 認 し た い で す。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 総 務 課 長、山 崎 泰 広 君。

○ 総 務 課 長（山 崎 泰 広 君） 依 頼 文 書 は い た だ い て お り ま す。そ の 最 後 の ほ う に、提 供 い た だ い た 個 人 情 報 は、庁 内 の 訓 令 と 申 し ま す か、そ れ で 防 衛 省 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 安 全 確 保 等 に 関 す る 訓 令 に 基 づ き、厳 正 に 管 理 を い た し ま す と い う 誓 約 文 が つ い て お り ま す。

以 上 で す。

○ 議 長（石 川 彰 宏 君） 1 4 番、大 岸 眞 弓 君。

○ 1 4 番（大 岸 眞 弓 君） さ っ き 総 務 課 長 が お 答 え に な り ま し た ダ イ レ ク ト メ ー ル に 使 う と い う ふ う に 使 途 を 書 い て い る と、で す の で 受 け 取 っ た 方 も い る わ け で す が、戸 別 訪 問 な ど は、そ れ か ら い く と 違 法 勧 誘 で は な い か と 思 う の で す け れ ど も。

私 の 質 問 に 関 し ま し て あ る 市 民 の 方 か ら、そ れ は 名 簿 を 市 が 提 供 し て い る こ と を 知 ら な か っ た と、今 そ の こ と が わ か っ た。と い う の は、自 分 の こ ども が 適 齢 期 に な っ た と き に、自 衛 隊 の 方 が 自 宅 ま で 尋 ね て こ ら れ た そ う で す。そ れ で、な ぜ う ち に 適 齢 期 の こ ども

もがいることがわかったのか、なぜ住所がわかったのか、本当に不審な思いを抱いて驚きもしたと。今、質問の話でわかりましたと、情報が市役所のほうから提供されているんですねと。

閲覧でも同様かもしれませんが、こういうふうに認めておりますが、違法勧誘が行われているわけですね。これに対しては、よその県ですが嚴重注意をするということになっているらしいですが、こういうことも何年かしないとわからない、こういう現状もあります。こういうことも含めて、もう一度個人情報保護の観点から再考を求めるものですがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご指摘いただいたことはちょっと承知をしていなかったこともありますので、そのあたりにつきましては、今後そういった機会に要望をしていきたいというふうに思っております。

個人情報の保護の観点から言いますと、香美市の個人情報保護条例の趣旨から申しましても、これが違法、抵触をしているというふうには感じておりませんが、そういった動向というのは周辺の自治体の動向等も注視しながら、今後の検討課題としていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） なお検討をしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。③です。

防衛省は募集対象者からダイレクトメールを送付しないでもらいたい、こういう旨の申し出があれば意向を尊重すると国会で答弁をしています。本市で提供名簿からの削除を求められた場合は、どういう対応になるのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えいたします。

本人、ご家族から対象者名簿からの削除を求められた場合は、削除したものを提供することになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 削除の申し出には応じるということのご答弁をいただきましたので、次の③の質問に移ります。

学校教育と自衛官募集事務との関連についてです。

本年4月2日の外交防衛委員会において、自衛官募集と学校教育に関する質疑が行われております。教育長のほうにはあらかじめ資料をお渡ししておりますので、読んでいただいているかと思いますが、この議事録によりますと、陸上自衛官の募集、援護担当者会議の中で学校教育の働きかけを示す資料が国会に提出されております。その資料に

よりますと、2013年12月に新しい防衛大綱の中に、初めて自衛官募集に関する内容が盛り込まれました。自衛隊法などでうたっているのと違いまして、防衛大綱の中に盛り込まれたというわけですね。

それで、その資料の一部を紹介をいたしますと、自衛官の学校募集は、有効な手段として拡大の見込みがあるものの、学校、特に高校において直接学生に対して説明する機会が不十分で、自衛官という職業に対する認識不足であり、国民、特に募集対象者が安全保障、国防に対する知識が不足しているので、中略しまして、学校において既に実施中の総合的な学習時間の活用を拡大して、安全保障の基礎的知識の付与、自衛隊への理解の促進、愛国心、規律心を教育に反映、規範意識、危機管理体制への確立などのこういう内容で学校に働きかけをしていく議論がされているんだということが国会で明らかにされたわけですが。

そこでお聞きいたします。安全保障に関する基礎的知識の付与や国防教育などというものが学校教育の中で行われるとしたら、これは教育の中立性が損なわれる大問題でありますし、このような内容は本市の学校教育、また本市の教育とは相入れないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

自衛隊につきましては、中学校の社会科、公民の授業で、自衛隊が存在していること、災害のときの派遣や国際貢献で議論されていることについて学習をします。それ以外の授業で自衛隊を取り上げ、国防に関する学習や安全保障の基礎知識を直接生徒に伝えることはございません。また、自衛官募集に関して、学校内の授業で取り上げることも行っていません。また、総合的な学習の時間は、自分の考えを磨き探求的な力をつける重要な教育の場と考えていまして、現在は地域学習、まちづくり、防災対策、自然環境、エネルギー教育など、さまざまなテーマで学習が行われているところです。大岸議員が述べられたような内容の自衛隊が学習のテーマとなることは今までありませんし、今後も授業の中で実施されることはありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 教育長から明快なご答弁をいただきましたので、なぜこれを質問に取り上げたかといいますと、今回の質疑の中で、防衛省であるので、教育の中に直接働きかけとかこういうことをやりますよということとは言えないけれども、学校のほうから申し入れがあれば、その協力要請に対してこういうことをする準備はありますよという議論なんだというふうなことが、後へずっと続いて議論があるわけですがけれども。やはり今、教育長がおっしゃったように、学校教育の中でそれは取り上げることはないというふうに明快なご答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

マイナンバー制度についてです。

社会保障や税の個人情報を国が一元的に管理するマイナンバー制度の本格運用に向けて準備が進められております。今年10月には全国民へ12桁の番号の通知、来年1月から利用開始となります。今国会に出された改正案については、年金情報の大量流出事件で参議院での審議が見送られておりますが、この制度の仕組み自体、国民の理解も余り進んでいないのではないのでしょうか。この制度について順次お聞きをしてみたいです。

①、この制度の目的を担当課としてどのように捉えておられますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 大岸議員のマイナンバー制度につきましてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤となるものであり、その目的に向けて推進していかねばならないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） では、以降聞いてまいります。②です。

10月に各世帯に送付される通知カードへの記載情報は何かでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 10月に各世帯に送付されます通知カードへの記載情報についてお答えをいたします。

記載情報は住所、氏名、性別、生年月日と個人情報（後に「個人番号」と訂正あり）となっております。

以上です。

失礼しました。訂正いたします。生年月日と個人番号となっております。失礼しました。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

最初の質問に対する総務課長のご答弁でもありましたが、利便性が増すというふうに広報をされておりますけれども、市民の方はまだこの制度につきましては十分ご承知でないと思います。それで、マイナンバー、個人番号カード、これを市民の方は一体どのようなときに使うことになりますでしょうか。

お手元に資料をお配りしております。大岸眞弓①とあります。このフローシートといえますか、制度を図式化したものを資料としてつけました。これ、ちょっとわかりにくくて、読み取れるのは、生まれたとき、就職のときとか離職をしたとき、結婚をしたとき、それから、奨学金の申請などにも使えるようになる、それはそのときは学校ですね。それで、公共機関だけでなく職場にも、アルバイトの方も含めて届け出が必要になるということは、個人番号カードを持って届け出をするようになるのでしょうか。これが具体的に香美市の窓口でどういうふうなことになるのかも含めまして、課長の手前で補足

するものがありましたらお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） わかっている範囲でお答えをさせていただきます。

マイナンバーは、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策の分野で、行政機関などに提出する書類に使われることになっております。お配りいただいた図のように、具体的には年金の相談・照会業務、また、雇用保険の資格取得や確認・給付、医療保険の給付の手続、生活保護・児童手当など福祉の給付、税務署に提出する確定申告書等の税の手続、給与支払い報告書、防災・災害対策に関する事務などで申請書にマイナンバーの記載が必要になります。ただし、年金の手続のほうに関しましては、平成29年1月からということになっております。また、平成29年7月からは国と地方公共団体の情報連携が始まるということになっておりまして、事務の添付書類が省略、不要になるなど、負担が軽減されるという予定になっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） おおむね図式のとおりであると思いますが、届け出に行くときに自分が自分のカードを申請して、私の番号ですと言って証明できるカードを持って行くんですね。ちょっと今、申請書に番号を記載する必要があるというふうにお聞きをしたのですが、これは12桁の番号、ひょっと高齢者の方など間違えて記載したとか、そんなことはあり得ないのでしょうか。課長、まだ具体的に始まっていないのでわかりませんが、そのあたりはどういうふうに想定されますか。実際の窓口、市民保険課が多いと思うのですが。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 申請書等に通知カードに記載されている個人番号の記載が必要になるということで、実際、通知カードをお持ちになって、お聞きになられるとかいうことにご高齢の方とかはなるかもしれません。今までは記載欄がございませんでしたので、通知カードをお持ちになれば、そういうところは確認ができます。それから、住民票とかにも通知カードに載っている番号は記載がございますので、それをしていただいで確認とかいう方法もあるかとは思いますが、おわかりにならないときには、通知カードをお持ちになるという必要が生じると思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 1桁でも間違えますと他人になってしまうおそれがありますので、この事務は本当に最初は物すごく混乱するんじゃないかなというふうなことが推察をされます。

では、次の質問です。

④、日本年金機構から個人情報大量流出しました事件は、ネット社会における個人情報保護の脆弱性を示しているといえると思っております。あらゆる個人情報、住所、氏名、生年月日、性別、顔写真、裏面に12桁の自分の番号が集積されますマイナンバー制度

は、悪用されました場合被害がどこまで広がるかわかりません。課におかれましては、セキュリティーの備えは万全でしょうか。また、セキュリティーに係る市のコストはどれくらいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、④のセキュリティーの備えは万全か、また、そのセキュリティーに係るコストはというご質問にお答えいたします。

セキュリティーに関しましては、万全を期すようマイナンバー制度では制度面、システム面の両方からさまざまな安全措置が講じられております。具体的な内容を挙げますと、制度面では、マイナンバーを用いた手続においては、個人番号カードや運転免許証などの身分証明書等により、本人確認を厳格に行うことが義務づけられていますので、マイナンバーだけで手続を行うことはできないようになっております。また、システム面では、個人情報は一元的に管理せず行政機関ごとに分散して管理されており、情報をやりとりする際にはマイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用するようにもなっております。また、こうした措置に加え、マイナンバー制度用のネットワークの再構築に合わせ、ファイアウォールを設置するようにしております。

セキュリティーに係るコストにつきましては、ネットワークの構築に合わせ、新たにファイアウォールを設置する費用として約170万円がかかります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 一元管理はするようにはしてないと。それで個人情報が芋づる式に漏れるのを防ぐという意味合いかと思うんですが。このセキュリティーにかかる費用170万円、前回、同僚議員が3月議会で質問をしたときに、ソフトの改修やら何やらで1億数千万円というふうにお聞きをしたのですが。この170万円、セキュリティーにかかる費用は、これは何らかの制度変更に関しまして国のほうから交付金がありますか、それとも市の一般会計からの持ち出しですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。このファイアウォールを設置する費用170万円につきましては、市の単独経費となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） これは毎年発生しますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 毎年発生するものではありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

このマイナンバー制度に関しまして、広報で周知するという事をお聞きしました。各個人が適正に管理することが求められると思うのですが、制度のリスクと申しますか、今利便性はいろいろ聞かれますけれども、マイナンバーに集積されております個人情報、悪用したい情報の売り買いをする業者などにとっては本当に価値が高いものであること、だから狙われやすい。それから、公共機関にしか見せる機会のない年金番号などと違いまして、年金のほうも公共機関であるけれども大量に流出したわけですが。公共機関だけでなく勤務先、さっきの図式で申しますと、学校とか第三者に提示をしたり、それで自分の番号の管理を委ねることになるわけですね。それで、その年金情報が漏れたことによりまして、漏れた全ての人に通知をして、番号を変えるんだということをテレビで、ニュースでやっておりましたけれども。

この番号は一度ついたら生涯変わらないわけですよ。こういうことを、非常に狙われやすい情報であることをきちんと個人の方がわかって、管理をしていかなければならないと思います。それで、おれおれ詐欺とか巧妙な詐欺が今問題になっておりますけれども、自分の番号は絶対電話で教えたりすることがないようにとかいう、そういう注意事項も添えることが必要かと思えます。

それと、もう1点、狙われやすい個人情報を満載しました個人番号カード、これは通知カードが来まして、それから、希望者には個人番号カードがつけられるということなのですが、この個人番号カードというのはICチップがついたものが予定をされておりますね。ただ、この取得は任意であって強制ではないということなので、そのこともあわせ広報を周知する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

広報誌での周知に関してでございますが、マイナンバーの漏えいによる悪用などのリスクに対する安全措置についてお知らせするようにしております。また、個人番号カードの取得が任意であることはお知らせする予定にしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑥の質問に移ります。

その通知カードが今年の10月から世帯に送られてくるようになっておりますね。個人番号は公共の手続の際などに提示が求められます。必ず要るものです。しかし、例えばその住所にいない、元の住所を置いたままで別の住所にいるDV被害者などへの対応はどうなるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） DV被害者等の方々への対応についてお答えいたします。

マイナンバーの通知カードにつきましては、住民票の住所に通知されることになって

おります。そのため、DV等の被害者への通知カードの送付の考え方につきましても、番号法施行日、これが平成27年10月5日でございますが、施行日までに実住所、実際おられる住所に転入をしていただき、そこに支援措置を申し出ていただいて、DV等の支援対象者になることが基本となっております。しかし、やむを得ない事情によって実住所に住所変更することができない方につきましては、事前に住民票のある市町村に実住所の登録をしていただいた上で、実住所に送付をすることとなっております。なお、登録に当たりましての趣旨でございますとか登録の方法、様式、時期などにつきまして、詳細についてまだはっきりしておりません。国の発表では7月ごろ以降に国、県、市町村が協力をして通知をするという予定になっておりますので、近いうちに詳細についての通知があるものと現在は思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そうしますと、事情があつて別の住所にいる、自分の住所を明かすこともはばかれる、その方がご自分で実住所を、例えば香美市の方、本当は住所登録、住民票は香美市にある。けれどもよそにおられるという方は、よそから香美市へ実住所の登録に来なければいけない。これは危険を伴う場合もあるかと思うのですが、姿を隠しておるわけですから、その登録方法というのはどういうふうに配慮をされますでしょうか。それからまた、当該のDV被害者の方が、それに限ったことではないでしょうけれども、実住所を申し出なければならないということをいつ知る機会があるでしょうか。通常家におりましたらそれが送られてくるのでわかりますけれども、自分の住所も隠して、場合によっては自分の名前も隠して別の名前を名乗って暮らしておられる方も実際にいらっしゃるわけですが、そういう方々はこの制度についてどういうふうに知り得て、どういうふうに登録をし、手元に必要な通知カードが送られるように、そこにどうやってたどり着くのかというふうに大変心配をするのですが。このあたりのこともまだ細かく決まっておらないということなんですが、課長、今わかっていることで、DV被害者の方がどういうふうにマイナンバー制度について知り得て、元の住所に登録をしなければならない、それは自分が行かなければならないのか、郵送なんかで可能なのかどうか、こういう手続について、できるだけ人目につかずに自分の身の安全を守りながら、無事にこのカードを受け取ることができるか、どういうふうに想定されますか。実際これは窓口で起こり得ることだと思うんです。その件に関しまして再答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しましたように、詳細については7月ごろ以降に通知を予定するというようなことで、詳細はまだ来ておりませんが、その中身を見てみるということにはなろうかと思いますが、DVの被害者等につきましては、いろんなケースがあると思われれます。市町村としましても、一応国の方針とかいうこと

にはできる限りの範囲で、実情に沿った個別の取り扱いとかいうことによって、通知カードが安全に行き着くようにというふうには考えております。その行き着かなかった後の処理とかいうようなところにつきましての詳細は、まだお答えできる情報がございませんけれども、少なくともそういう方に情報が行き着くとかいう方法につきましては、個別対応等もできる範囲の中でしていく必要があるかとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今はその世帯に送られることになるのでしょうかけれども、情報が例えば漏れて、実際あったケースですけれども、身を隠していたのにどこかから情報が漏れて、行き先を突きとめられて身体に危害を加えられたということが実際あったものですから、ちょっと心配をします。それで、世帯に送られてきたら、もうこの者はいませんといって、その方がここへ届け出をすれば、それで終われば無事に済むかもしれませんが、大変危惧をします。まだ詳細はわかっていないということですので、手厚い対応を求めまして次の質問に移ります。

参議院で審議が見送られましたマイナンバー法改正案、個人情報データを企業が活用しやすくする個人情報保護法改正案について、プライバシーの侵害を懸念する声があります。改正案では預貯金講座や特定健診の結果などの情報も加えるとしています。行く行くは健康保険証として使えるというふうな想定もあるらしいのですけれども、分散していませんこうした個人情報を一元化すれば、プライバシーの侵害や漏えいしたときの被害は予測が付きません。今は審議が中断をしておりますが、あらゆる面からの検討を要するのではないかと思います。改正案につきましての見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 現時点での考え方を述べさせていただきます。

改正案につきましては、全てを否定するものではなく、特定優良賃貸住宅の管理事務や予防接種事務などの行政事務におけるマイナンバーの利用につきましては、事務の効率化や利便性の向上からも利用範囲の拡充は必要であると考えております。しかしながら、現在、議論の対象となっております民間が活用しやすくするような改正につきましては、現段階では拙速だと感じております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長がおっしゃったように、民間が利用しやすくするというような、自分の情報がひとり歩きをして果てしなく拡散をしていくことは、非常に私は脅威ではないかと思うんですけれども。自分の持っているカードに預貯金、12桁の番号を情報を引き出したら貯金が幾らあるか、それから、健康保険にも使えるというふうになると、どんな薬を飲んでいてどんな病気か、特定健診ではここがひっかかっておるとか、見る気になれば見れてしまうわけで、そうなるとその情報入手した人の間で、情報から個人像が浮かんでくるわけです。そのことが私は大変脅威に感じます。できましたら、このマイナンバー法の改正案をもう少し、改正案は審議がこれからされるわけ

ですけれども、リスクについてももっと慎重に審議をして、このマイナンバー制度、あり方を見直していかなければならないときが必ず来ると思います。

以上申し上げまして、次の質問に移ります。

市営バスの運行についてです。

市営バスの運行につきまして、住民の方からの切実な要望に基づきお聞きをいたします。

土佐山田町の北部で運行されております不寒冬線は利用率も高く、車を使って移動することのできない沿線住民の通院や買い物を助けています。同時に付近の小学生も通学に利用をしているわけですが、最近、少しなんですが見え、高齢者の方がバスの乗車を断られるという状況になっております。こういう訴えがございました。

定員オーバーで走ることはできません。乗車拒否された大人も困りますが、道路交通法を無視することができないので運転手さんも困っておられる。乗せてあげたいけど乗せられない。それを聞いた通学児童の親御さんも、いや、地域の方に非常に申しわけない。うちの子が転校してきたばかりにというふうな状況になっております。これは極めて好ましくない状況ではないかと思うんです。ふえたことは喜ばしい、市も人口をふやさなければならぬということで移住対策なんかもやっているときに、ふえたら困ったというふうな状況というのは、やっぱりこういう状況を放ったままではいけないと思います。この訴えを聞きまして、窓口のほうにも行きまして一月以上たっておりますが、早急に何らかの対策をとる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 市営バスについてのご質問にお答えいたします。

市営路線バス不寒冬線が満車で乗車できないことがあるという情報は、地元の方、また運行業者からもいただいております。昨年まで定員オーバーになることはまずありませんでしたが、ご質問のとおり、通学する児童がふえたことにより乗車できないケースが出てきたということでございます。議員のおっしゃるとおり、生徒がふえたこと自体はうれしいことではございますが、一般の利用者が乗車できないということは問題ですので、教育振興課と急ぎ協議を行った結果、今回の補正予算において通学用のタクシー借上料を計上させていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） おはようございます。大岸議員さんの質問にお答えします。

現在、香長小学校14名、鏡野中学校1名が不寒冬線の市バスを利用して通学をしています。地元より朝の通学時間帯に、毎日ではないですけれども市バスに児童が多く乗車していると乗車できない場合があり、乗車ができなくなる区間は平山バス停からか香長

小学校の間であるとの話がありました。この件への対策として、平山バス停から香長小学校に通学する児童のうち、数名を路線上でタクシー通学とすることで市バスへの乗車数を減らし、この問題の解消を図る計画をしています。今回の補正へタクシー代を予算計上しています。

平成28年度以降につきましても、市バスの利用状況及び遠距離通学児童数等を考慮して、児童の安全な通学を確保するために、適切な対応を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 対策をとっていただけるということで、地域の方も安心できると思ひます。

それで、補正に上げられているということですが、いつからになりますか。具体的には何月からといひますか、補正がとおり次第ということですか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

補正がとおり次第、予定としては7月6日月曜日からになると思ひます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そのことは地域の方に周知をしていただけますか。学校の生徒さんのご家庭、それから、地域の方に周知をしていただけますでしょうか、市のほうから。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

そのバスについてですけど、学校側が段取りをしてくれましてタクシーを走らせるという状況になっています。地域の方への周知につきましても、まだ考えてなかったですけど、周知するようにはしたいと思ひてます。

○議長（石川彰宏君） 休憩します。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時01分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

既に出張所のほうにはその旨を伝えてありますが、該当者の方に通知したいと思ひます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 周知もしていただけるということで、私、この件で考えたのですが、さっきも申しましたように、人口増を目指して今一生懸命全課でやっている

わけです。ふえて困らないように、ふえたときのことも想定してふえたらこんなにしょうあんなにしょうというふうな、これも可能というふうな、夢も描きもって、一定こうこの定住人口対策をとっていただきたいというふうに思ったわけです。それを申し上げまして、次の質問に移ります。

もう最後になりました、ヒアリンググループです。

私はこの質問を平成24年6月に行いましたが、余り検討していただけませんでした。しかし、本市の高齢化率の高さ、また、独居高齢者も多数おられる中でニーズは確実に高まっていると思い、再度質問をいたします。

これは最新の情報ではないですけれども、余り変わっていないと思ってご紹介しますが、年齢とともに聴覚の衰える老人性難聴の患者は、70歳以上の半数と推定されるそうです。その中で補聴器を適正に使える人は少なく、大部分はふぐあいで聞こえないままではあるのではないかというふうな専門家の指摘があります。確かに補聴器は持っているけれども使わない。いろんな音が聞こえ過ぎるので使いづらいなどという話を聞いたことがあります。また、知り合いの難聴者の方は、地域の体操教室などに誘われましても、行っても聞こえんき、迷惑をかけるきなどといって決して外出しようとしません。話しかけられて、聞こえなくて返事をしなかったら失礼に当たるだろうとか、失礼に当たったらいかんのことで、聞こえなくても首を振りながらにこにこして聞こえるふうにしている、そういう場合があるというのは推察をされます。ご本人は大変つらい状況かと思えます。

それで、もしこうした方がひとり暮らしの場合に病院とか市役所に出向いて、ひとりで手続をこなさなければならないとなると不安は大変大きいと思えます。

資料を添付をしておりますが、マイナンバーの次の②のところを見てください。ちょっと漫画で示したものですが、私はヒアリンググループの質問ですので左側がそのヒアリンググループについての資料なんです、磁気ループのない会場に行った場合、聞こえるように前の席に座ることにしようと、そこならよく聞こえるのではないかと考えて座ったけれども、近くの雑音が補聴器に入るので講演者の声がよく聞こえない。聞き取ろうとすると疲れるなあ、身も心も疲れて落胆して帰る。会場から出たらほっとする。

逆に右側ですが、磁気ループのある会場では、耳の共通のマークがあるそうなんです、それがあるところに磁気ループがあることが示されていますので、そこに座る。そしたら、補聴器を磁気に集音された音を聞き取るモードに切りかえますと、そういうモードのついている補聴器でしたらそれを切りかえますと、講演者の声ははっきり聞こえる、内容に集中できるなあ、何年かぶりに講演に行けた、講演で有意義な話を聞くことができた、きちんと音を聞くことができた、感激したとって前を向いて帰っているというふうな。これはそんなに誇張した表現ではないと思うんですけど、やはりこういうことはあると思えます。

それと、どういうふうになっているかといいますと、その裏面をごらんください。ち

よっと小さくてわかりづらいかと思いますが、左上のほうで、講演会場でこういうふう
にループを囲みまして話を聞きやすいようにする。これは携帯用になってるようですが、
それから右側が、これは小規模な会議場用です、こういうのもある。それから、多分香
美市などで使用する場合、会議場というのものもあるかもしれませんが、カウンター
で話をする、これを使う。耳が遠いと思われる方には、説明するほうは聞こえないか
もしれないと思って大きな声で説明したりするようになるわけですが、そうじゃなくて、
これがあると聞き取れるということです。それで、補聴器をつけている方だけでなく、
耳の遠い方も貸し出し用の受信機がありまして、それをつけて話をすれば快適に会話を
することができる、こういうシステムになっております。やはり、これは高齢者の生活
の質にかかわる問題、ひきこもりも防げるのではないかと思うのですが。

お聞きいたします。本市の市民保険課、健康介護支援課などお客様の多い1階フロア、
また2階の福祉事務所等に、難聴者が目的の音を正確に聞き取ることでできる難聴者支
援用磁気ループ、ヒアリングループを設置できないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 大岸議員のヒアリングループの設置をというご質問にお
答えいたします。

ヒアリングループは、高齢難聴者や聴覚障害者の方々にとっては身近な周辺の音声を
聞くことができる便利なシステムです。欧米では集団補聴システムが既に常識化されて
いますが、日本の場合はまだ設備されているところが限られているのが現状です。現在、
難聴者は軽度の方を含めると全国で600人（後に「600万人」と訂正あり）いると
言われています。高齢化社会が進むにつれますます増加が予想される中で、難聴者への
ケアは極めて重要な課題になってきていますので、不特定多数の方が利用する施設への
集団補聴システムの設置についての位置づけは必要であると考えています。

公共施設へのヒアリングループの設置をというご質問ですが、本庁舎への集団補聴シ
ステムの設置につきましては、難聴者のケア、庁舎のバリアフリーという視点からも関
係課と協議、検討を行い、設置に向け努力したいと考えております。

以上でございます。

済みません。訂正いたします。現在の難聴者は軽度の方を含めると全国で600万人
いるということです。失礼しました。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 設置に向けて検討をいただけるというご答弁をいただきま
したので、ぜひ早期の設置を求めるものです。課長もおっしゃっていただきましたが、
聴力障害の方って見ただけではわかりにくいですね。それで、みんながみんな周囲の方
に助けを求められるわけではありません。そういうことを考えたときには、窓口で何か
手助けは要りますかと聞く配慮も要ると思いますが。課長も十分おわかりですが、歩行
に支障のある方には車椅子の備えつけがあります。窓口には老眼鏡を置いているところ

もあります。それと同じことだと考えます。市議会で導入しておるところもあるようですし、まだ珍しい、少ないですが。それから、これから建設される庁舎とかそういうところには、このヒアリンググループの導入が検討されているということもお聞きしております。私はこの1階の窓口に来たときに、共通の耳のマークのそれがすぐ見えたらどんなに安心だろうか、香美市庁舎はとても親切だなあというふうにお客様に感じとっていただけるんじゃないかと思って、この質問を掲げました。検討いただけるということですので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会とすることに決定しました。本日の会議はこれで散会します。

次の本会議は6月26日午前9時から開会します。

（午前10時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 7 年 6 月 2 6 日 金曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月26日金曜日（会期第11日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（
第4号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
5号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第1号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 76号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 77号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
1号）

- 議案第 78号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第5号)

平成27年6月26日(金) 午前9時開議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)
- 日程第6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 75号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 76号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 77号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 78号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 79号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開議)

- 議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質

疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8、承認第 8 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、承認第 11 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案 75 号、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案 76 号、平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 77 号、平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 78 号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第79号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第80号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第81号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第82号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第83号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第84号、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 一般質問とする予定を取り下げた部分ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。

この条例の所管するとか、今まで空き家については幾つかの課にまたがって対応をされた部分がありますが、この条例はどの課が対応されるのか。

そして、第6条第3項「当該所有者等に対して通知することが困難であるときは、この限りでない。」となっています。この通知できない場合に対する対応は、もうこの行だけですけど、それはもうそのまま放置するのか、その2点についてお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 比与森議員のご質問にお答えします。

所管の課につきましては、この条例が成立後、関係の課を集めまして協議して所管を決めたいと思いますが、基本的にはそれぞれの事案ごとに対応することになるかと思っております。ただ、窓口になる課はどこかの課に決めたいというふうに思っております。

もう1つ、第6条第3項のことをごさいます、この件についての対応をお答えします。

空き家等が、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められるかどうかを確認するために、立ち入り調査は必要でございます。第6条第3項ただし書きの規定につきましては、所有者等が判明しないなどの理由で、通知することが困難な場合は通知をせずに立ち入り調査を行うことについて定めたものでございます。立ち入り調査の結果、そのまま放置すると危険であると認められる場合は、所有者等の判明を急ぐとともに、緊急かつやむを得ない場合は第12条の規定に基づき緊急安全措置をとるなどにより対応することとなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光です。

その次のページ、第8条に「相当の期限を定めて」ということですが、相当とはどれぐらいの期間を想定しておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 相当というのは、期限は独自に定めるもんだと思いますが、通常の場合2週間程度設けるというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

一応ずっと流れていきまして、最後の行政代執行まで大体どれぐらいの期間かかると想定しておられるのか。個々によっては違うと思っておりますけれども、その点と。

それから、通知をするということですが、通知をして相当の期間置いて次の勧告とか命令とかに行くと思うんですけれども、その際にその所有者の方がその通知を、まあ入院とか施設に入所とかして、いなくて受け取れてないという状況も出てくるかと思っておりますが、こういった形でご本人さんに通知をされるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

行政代執行までの期間はというご質問ですが、行政代執行を行うかどうかも含めて、個別事案になるのでどのくらいかということはお示しすることはできません。その都度、場所によって連絡をとったりするときに時間を要する場合もございますので、個別案件ごとに期間は違ってくるものというふうに思っております。

それから、通知が届かない場合、これは告示になろうかと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今回、条例の制定について議案として出てきたわけですが、今総務課長が答えられてますけど、初めに聞いた部分で担当課はまだ、窓口の課は決まってないと。ちょっとその行政のほうの仕組みはわかりませんが、こういう条例制定する場合に、依光議員から「相当の期限」というような質問が出た場合でも、これまで市民の方に空き家について窓口として対応してない総務課長が、今ここで2週間と言われたことは残るわけで、こういう条例が出る場合にはもう前もってどこがどういう、どの課が対応されるかというのは、普通決めてから出すものじゃないですか、仕組みわかりませんが。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 比与森議員のご質問にお答えします。

現在でも対応はしておりますので、現在対応をしておる関係課を集めてということで、全く決まってないということではないです。そういったことをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、先ほど2週間と言いましたけれども「2週間程度」ということで、それについても窓口の課が決まりましたら、そのあたりは確実に決めていきたいと。ただ、一定縦覧を要する期間というのは2週間程度というのが一般的なことでありますので、そういうことでお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第22、議案第85号、香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねします。

この場所を適地と判断して条例制定に至ったわけでしょうが、その経過をお尋ねする点と。

地方創生の関係で1,150万円委託料として補正を組んでの始まりでしたが、本庁の定住班とのかかわりといいたいまいしょうか、そこの指示、命令系統、そこのところを確認します。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

佐岡の保育園の場所を選んだということにつきまして、まず、公共の施設が遊休であるということと、市役所から比較的近い場所で香北町、物部町方面へのアクセスなどもよい。まあ国道とも近いわけですので。それから、工科大とか森林技術センターなど関係機関も近いといったようなこともございます。

まちづくり推進課との関係は、基本的にはまちづくり推進課が行う、細部説明書にございますけれども移住定住業務、相談業務であったり移住者の支援とかいうものを行おうとするものですが、今回は委託事業を行うためにNPOにそこを使っていただいて、もちろん我々が管理、監督しながら、一緒に行っていくという形になろうかと思えます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。

市街化調整区域の中で、こういう条例を制定していかねばならないということで、やはり以前から言われてる、ちょっと危険なところでもありますよという部分についての担保はできてるのかということと。

それと、これは市の財産ですので、NPOに貸し出すということじゃのうて、ただもうそのまま、ここを与えるのでそこを使ってくれというその発想でよろしいんですかね。その委託料の1,150万円の中から貸し出し料等は発生するのか、まるっきりしないのか。もう市のもんだから、そのままお使いくださいということなのか、ちょっと確認です。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えの順番はちょっと変わるかもしれませんがけれども、まずNPOに貸し出すというスタンスではなくって、NPOの事務所は事務所で別のところがございますので、この相談業務とか移住者に対するアフターフォローとか、交流の事業を行う場所としてそこを使っていただくというスタンスでございます。

まあ、委託料はたしか600万円だったと思えますけれども、NPOそのものの事務所として貸すというスタイルではないということと、あと危険箇所というお話がございましたけれども、県の土砂災害危険箇所マップに一応保育所のところはピンポイントで載っております。急傾斜ということで載っておりますが、現状は現地をごらんになっておわかりになるかと思えますけれども、多分このデータそのものはもう何十年も前からデータだと思うんですが、道路もできて山どめもでき、その保育所のところも山どめも続いて、ちょっと距離をあけて保育所が建っておるといような感じで、現地を見れ

ば実際この現状の地形図と、だから安全だというわけでもないんですが、現状を見る限りは実際の様子とは違うかなというふうに思っております。ただ、学校とかと違って常時子どもたちがいる場所でもありません。本当に事務所にちょっと使うだけで、永遠にそこを使うかというわけでもないんです。委託期間が1年間ですのでとりあえず3月末までは利用しますが、その後適当な場所があれば変わるということも可能性ありますけど、現状はそこを使うという形でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後。

条例まで制定してやるわけですので、最後に確認しておきたいのは、何かあったときの責任の所在はどうかをお聞きします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 何かあったときは市の責任ということになるかと思えます。条例をつくるに当たりまして、この市街化調整区域ということで市の事務所としての位置づけがなければ使えないと。以前事業者、IT企業が事務所として使おうとしましたけれども、それは貸し出しできないということがありましたけれども、市が使う場合もそのままでは利用できないということで、支所なり事務所的な扱いとする必要があるという県の都市計画課の指導で、今のこの条例を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第22、議案第85号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は7月2日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、7月2日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は7月3日午前9時から開会します。

（午前 9時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 7 年 7 月 3 日 金曜日

平成27年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年6月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 7月3日金曜日（会期第18日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

- 議案第 78号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 86号 香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 意見書案第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 意見書案第 7号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について
- 意見書案第 8号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出について
- 意見書案第10号 後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第11号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について
- 意見書案第12号 労働者保護ルールに関する意見書の提出について
- 意見書案第13号 「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出について

議事日程

平成27年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第18日目 日程第6号)

平成27年7月3日(金) 午前9時開議

日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成26年度香美市一般会計補正予算(第10号)

- | | | | |
|--------|-----|------|---|
| 日程第 2 | 承認第 | 2 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 承認第 | 3 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 4 | 承認第 | 4 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 5 | 承認第 | 5 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号） |
| 日程第 6 | 承認第 | 6 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 承認第 | 7 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 26 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 承認第 | 8 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 承認第 | 9 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 承認第 | 10 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 承認第 | 11 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 | 75 号 | 平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 | 76 号 | 平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 | 77 号 | 平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 | 78 号 | 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 | 79 号 | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 |

の制定について

- 日程第17 議案第 80号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 81号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 82号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 83号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 84号 香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第 85号 香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第 86号 香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第24 発議第 2号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第25 意見書案第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第 7号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第 8号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第 9号 消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第10号 後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第11号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第12号 労働者保護ルールに関する意見書の提出について
- 日程第32 意見書案第13号 「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第34 議員派遣の件

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

まず、ご報告いたします。監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されていますので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、議案第86号及び発議2号、意見書案第6号から第13号までの8件の意見書案を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、9月定例会の会期日程及び会議（審査）の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）から日程第22、議案第85号、香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてまで、以上22件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、承認第1号、議案第75号、承認第9号、承認第10号、議案第84号、議案第85号の6件です。

会議の冒頭に、香美市の私債権放棄について、収納課と上下水道課より報告を受けたことを報告します。

それでは、審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）を議題としました。議題とした案件は、聯合審査会で質疑を終えており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、承認第1号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題としました。議題とした案件は既に連合審査会で質疑が終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第75号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、特段の質疑、討論はなく、採決の結果、承認第9号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、承認第10号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題としました。質疑1点目として、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の除却と利活用促進のため、1、空き家等対策計画をつくること。2、協議会を設定するの2つの努力目標がある。この努力目標が条例にないのはなぜかとの問いに、指摘の部分は悩んだが、まず空き家の修理対策が急務であり、利活用はその先に盛り込んでいく計画になっていると答弁。質疑2点目は、第2条の空き家の定義が、「常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。」とあるが、他市では、現に人が使用していないと同様の状態、人がいたりいなかったりする状態、たまに帰ってきている。それは空き家の状態ではないが、しかし、軒が落ちそうで危険である場合にはできるとしている。この条文では、そのような場合手当がしづらいのではとの問いに、そういう場合は想定していない。所有者が帰ってきていたら、その人が管理すべきだという答弁。質疑3点目として、第7条では、空き家等が管理不全な状態である場合やおそれのある場合に、当該所有者等に対し、除却、修繕等、生活環境の保全を図るため必要な措置について助言または指導を行うことができるがあるが、今除却したほうが有利な制度があるとか、除却した後も税の免除があるのかどうかなどの具体的な指導があるかとの問いに、かなりひどい状態のときに助言、指導するものであり、一般的な相談は通常業務の中でできると思っていると答弁。質疑4点目として、過料について条文にないがとの問いに、検討したが最終的に代執行までできる内容が盛り込まれているので定めていない。必要な場合は上位法の適用もできると答弁。質疑5点目として、やはり計画を立ててやったほうがいいのでは。せつかく空き家についての調査もやっている。少なくとも振興計画の第2次が出発するぐらいまでに基本計画をつくってやるべきではとの問いに対し、指摘のとおりだが今後の検討とすると答弁。質疑6点目として、空き家が存在した中での樹木、雑草と読み取れるが、空き家は既に廃墟となっており、樹木だけという場合は対象になるのかとの問いに対象になると答弁。以上のような質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定し

ました。

次に、議案第85号、香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題としました。質疑1点目に、契約は委託先とどういう形でいつされるのかということと、この地域は地すべり地域に指定されていたということで災害が心配される。何かあったときには市が最終的に責任を持つということだが、その辺のことは契約書にあるかとの問いに、契約はもう済んでおり事業は始まっている。拠点としての相談窓口の場所、移住者の交流の場として遊休であった佐岡保育所の活用をしたいと今回考えた。ただ、保育所として建っており、基本的に市街化調整区域であるから用途変更はできず、少なくとも市町村の事務所としての位置づけが必要ということで条例案になったと答弁。さらに、委員より急傾斜、すべり地とわかっているところに事務所を設定することについて、執行部のほうで問題にならなかったのか。その判断に至った経過等安全性を問題視する質疑が相次いだことについて、事務所は市の事務所との位置づけで使用すること、常駐ではないが市の職員がおり行き来すること、夜間は滞在しないこと、災害が想定される場合には、速やかな対応が可能であると説明がありました。また、法律では崩壊の危険があるのは30度以上の傾斜とされているが、指定された敷地については整地をされ山どめもされており、急傾斜地には当たらず安全性は確保されているとの説明がありました。また、高知県の防災マップと国土地理院の地形図を照らし合わせると、傾斜地は敷地からの東側の80メートルの等高線にある斜面が指定されており、保育所の敷地は急傾斜には当たらない等の丁寧な説明を受けました。安全性に関する質疑に対し納得のいく説明がなされ、質疑を終え討論に入りました。討論はなく、採決し、議案第85号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。17番、依光美代子でございます。ただいまから教育厚生常任委員会の報告を行います。

第2回定例会において教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第8号、承認第11号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号の以上12件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題とし審査に入りました。最初に、国民健康保険税2,500万円の減額理由は、被保険者数が減ったという単一の理由かとの問いに、被保険者数の減と平成26年度から軽減枠の拡大の影響によるものであるとの答弁でした。次に、減ったという被保険者数は一般、退職それぞれ何名かとの問いに、直近は押さえておりませんが、平成25年度実績では被保険者数は8,2

55人で、一般被保険者数は7,672人、退職被保険者数は583人である。今年は減となっており、比率的には同じ状況だと思いと答弁。次に、出産育児一時金は昨年度何名出産があり、1人当たり何万円支払ったかとの問いに、42万円が上限であり、ほとんどがこれに該当する。当初は30人を予定していたが、実績は22人と答弁。最後に、特定健診委託料の減額状況についてと特定健診の実績はとの問いに、当初予算を多目に見込んでいたため、実績確定により減額するものである。健診率は去年度は42.7%でしたが、今年度は約43.5%になっているとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、承認第5号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし審査に入りました。最初に、8款の繰入金是一般会計からの繰入金ということかとの問いに、一般会計からの繰入金で、地域支援事業の介護予防事業や包括的支援事業・任意事業への繰入金である。また、介護保険事業運営基金の繰入金は、事業の確定により減額するものであると答弁。次に、この事業への市の負担割合はとの問いに、地域支援事業の介護予防事業は全体の12.5%、包括的支援事業・任意事業は全体の19.75%である。また、介護保険事業運営基金繰入金は、平成26年度990万3,000円を取り崩したので、4,650万6,000円を減額するものである。次に、介護保険基金残高はどれくらいかとの問いに、基金残高は1億5,211万2,282円であると答弁。次に、保険料の収入額の増加の要因と滞納状況についてはとの問いに、被保険者数が平成26年3月末に1万191人でしたが、平成27年3月末には1万306人となり、115人増となっている。65歳以上の増加によるものと見ている。収納率は全体で98.01%で、特別徴収は100%、普通徴収は89.45%となっている。次に、ペナルティーにより全額負担となる対象者は何名かとの問いに、全額負担となる対象者はゼロ名である。1割から3割の給付制限がかかっている人は2名で、利用はされていないとの答弁。最後に、主治医意見書の内容についてはとの問いに、認定審査時に主治医の意見書が必要で、1回が3,000円から5,000円である。新規は在宅で5,000円、施設は4,000円であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、承認第6号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。質疑として、ケアプラン委託料は何件分かとの問いに、平成26年度は615件であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、承認第7号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入り、質疑、討論もな

く、審査の結果、承認第8号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入り、質疑、討論もなく、審査の結果、承認第11号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第77号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。今回の補正は、昨年度まで国、県の補助対象であった任意事業が制度改正による予算の組み替えであるが、制度がどのように変わったのかとの問いに、介護保険法の制度改正により地域支援事業実施要綱も改正され、包括的支援事業と任意事業の対象事業が明確化されたことにより、従来 of 事業を包括的支援事業に組み替えることで、国が39%、県が19.5%の対象事業となる。事業内容は、認知症支援推進協議会やネットワークづくり事業、よりそい支援事業などであるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、議案第77号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入り、質疑、討論もなく、審査の結果、議案第78号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入り、質疑、討論もなく、審査の結果、議案第79号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より、准看護師を1人に限り保育士とみなすものである。現在なかよし保育園で1人、7月よりあけぼの保育園で1人を保育士とみなすものであると補足説明を受け、審査に入りました。質疑として、1人に限りとは財政的なことであるのかとの問いに、乳児4人以上入所の保育園が対象となり、あけぼの保育園、なかよし保育園、美良布保育園の3園が対象となるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、議案第80号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑として、本文の「特別な事情により」とはどのような事情があるのかとの問いに、保護者が離婚調停中で養育費がもらえないことや父親の急な病気による収入減などがあります。平成25年度は4件、平成24年度は1件、平成23年度は1件であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、議案第81号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑として、「技術的読替え」とはどのようなことかとの問いに、例えば、法の第39条第1項第1号に「支給」という部分の後に、「（委託費の支払を含む。次号、次項、次条第1項第2号及び」云々とある長い文を短く「支給」と読みかえている、このようなことを言う。次に、長い文章を短く読みかえるということかとの問いに、そのとおりであるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、議案第82号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第83号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入り、質疑、討論もなく、審査の結果、議案第83号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） おはようございます。15番、織田でございます。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、承認第2号、承認第3号、承認第4号、議案第76号の4件であります。審査の経過と結果を報告いたします。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、承認第2号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、受益者負担金現年分として482万1,000円であるが、場所、件数及び予算の仕組みについての質疑に、対象地域は平成25年度施工の北本町2丁目、平成24年以前に施工の楠目中村地域である。件数は一括償還が49件、通常納付5年分割が34件である。基本的な予算の仕組みは、前年度の供用開始の宅地面積に平方メートル当たりの負担金を掛け、分割納付の調定額を足し、平成24年度徴収率を掛けた金額で予算計上しているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第3号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、繰越明許の進捗状況はこの質疑に、香北支所新庁舎移設工事の進捗に伴うもので、旧庁舎のマンホールポンプ監視システムの移設工事は6月17日に完了したとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成にて原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第76号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

では、大栃橋橋梁移設工事に関し、県から補償費1,000万円、一般会計繰入金1,000万円となっているが、負担割合の仕組みはとの質疑に、大栃橋橋梁架替工事に伴う配水管移設工事であるが、事業主体者の県と水道事業者が補償協議を行い、公共補償基準要綱とその運用申し合わせ事項に基づき、財産価値の減耗分を除いた費用が補償の対象となり、水道管の減耗分56%を除いた費用が補償の対象となっている。設計委託業務は100%が対象であり、委託の県補償金は300万円、水道管の移設補償金が700万円です。計1,000万円です。また、一般会計繰り入れについては、額面どおり1,000万円の繰り入れとなるとの答弁。ほかに特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第76号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案について、委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第8号は、委員長報告の

とおり承認されました。

日程第 9、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第 9 号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 10、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第 10 号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 11、承認第 11 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第 11 号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 12、議案第 75 号、平成 27 年度香美市一般会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 75 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 76 号、平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 76 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第77号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第78号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第79号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第80号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第81号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第82号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第83号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第84号、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第85号、香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第23、議案第86号、香美市物部支所庁舎新築工事(建築主体工事)の請負契約の締結についてから日程第32、意見書案第13号、「集团的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第86号から日程第32、意見書案第13号までの案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第23、議案第86号、香美市物部支所庁舎新築工事（建設主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。それでは、提案させていただきます。

議案第86号、香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成27年6月25日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年7月3日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金365,580,000円
- 4 契約の相手方 黒岩工業株式会社
代表取締役 野村俊博
- 5 支出科目 平成27年度香美市一般会計予算
2款 総務費 1項 総務管理費 9目 物部支所費

議案の詳細につきましては、議案細部説明書をご参照ください。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2点伺います。

1点は、指名じゃなくて制限つきということについての説明、もう1点は、工事概要等が細部説明に記載されております。工期が平成27年7月7日から平成28年11月20日ということで、長く感じるのは私だけではないと思いますが、スケジュールを確認いたします。

以上。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

まず、制限付一般競争入札した理由でございますが、以前は、指名競争入札でやっておりました。しかしながら、指名の場合、業者の応募が余りなく、一般的に指名がなく、多くの業者に手挙げ方式で入札をしていただきたいと考え、制限付一般競争入札にいたしました。

○議長（石川彰宏君） 工期について。

物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 物部支所の建築のスケジュールをお答えいたします。

工事に入ります準備期間に約一月ぐらい必要ですので、工事のほうの実着手につきましては、8月から着手する予定になっております。

工事期間につきましては、この工事の現場の条件がJR大栃駅からの進入路としての市道が狭い、それから、小学校の通学路、それから、住宅密集地ということから、工事車両の安全通行や振動、騒音に配慮した慎重な工事に努める必要から、庁舎の建物自体の完了を平成28年6月に見込んでおります。完了した後、教育委員会の分室、図書館、それから、開発センター内の残存備品の競売とかを経まして、開発センターの解体工事につきましては、7月から8月にかけて予定しております。それから、駐車場等の外構工事につきましては、9月から着手して、工事の完成見込みを11月20日として見込んでおります。その後、衛星電話、震度計等の移設を経て、12月いっぱいまで現庁舎で業務をしまして、冬休み期間中に移設といいますか移動を全部完了しまして、正月明けから新庁舎において支所業務の本格開始ということの予定になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質問はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 管財課長にお伺いしますが、指名がなくと言われたのですが、どういう意味でしょうか。実際は指名をするのはこっちですわね。指名しておいて、辞退が相次ぐという理解でよろしいでしょうか。

○管財課長（柳本隆司君） 指名がなくという表現というか、以前は指名競争入札でやっておりました。ただ、消防庁舎のときに多くの建設業者の方が辞退されました。業者の状況がこちらのほうで把握できないもので、一応ランクを決めさせていただいて手挙げ方式ということをやりました。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

先ほど、物部の所長のほうから工事のスケジュールをお聞きしましたけれども、言われたように進入路が狭くて小学校があってということがありましたが、子どもさんが行き来をするわけですので、そうした安全対策についてはどのような形で行うようにしているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） お答えいたします。

工事車両の通行経路、時間帯等について検討して、それを地元のほうに工事説明会ということで、小学校、それから、近隣の市民の皆様には慎重な工事の進め方とかを説明い

たしまして、理解を得た後、実現場着手というような予定をしております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、発議第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 大岸真弓、賛成者 同 山崎真幹、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 小松紀夫

香美市市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第92条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

今回の発議につきましては、近年の男女共同参画の状況をかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正するものです。

よろしく申し上げます。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、意見書案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

案文を朗読いたしまして提案理由とします。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲

にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付金などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、内閣官房長官 菅 義偉殿、総務大臣 高市早苗殿、財務大臣 麻生太郎殿、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明殿、経済産業大臣 宮沢洋一殿、地方創生担当大臣 石破 茂殿

高知県香美市議会議員 石川彰宏

以上でございます。よろしくお願いたします。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、意見書案第7号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 意見書案第7号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書（案）

案文を朗読しまして提案理由といたします。

合併特例債は、合併市町村における地域の「一体性の確立」及び「均衡ある発展」のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として「合併年度及びこれに続く10か年」を限度として発行できることで創設されました。

この後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内の事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して、合併特例債発行期間の5年間延長がされているところです。

しかしながら「アベノミクス効果」による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより建設資材の高騰や技術者の不足がみられ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。

こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府にお

かれましては、被災市町村以外の合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、財務大臣 麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、意見書案第8号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、利根健二です。

意見書案第8号、ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 利根健二、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して提案理由の説明といたします。

ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別運動（後に「差別的言動」と訂正あり）（ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり））が社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人権差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告を行いました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）への適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する事件について、違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）は、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為であり、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）を放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ（後に「ヘイトスピーチ」と訂正あり）対策について法整備を含む強化策を速やかに検討し実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿

高知県香美市議会議長、石川彰宏

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、意見書案第9号、消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、利根健二です。

意見書案第9号、消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 利根健二、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して提案理由の説明といたします。

消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、2014年4月の消費税率8%への増税に続き、2017年4月に税率10%への再引き上げを決定しました。

今、開会している第189通常国会に、2015年10月からの10%引き上げを2017年4月に先延ばし、附則18条3項（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」）の経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」という条文を削除し、どのような経済状態でも2017年4月には10%増税を実施するとしたところであります。

しかし、消費税8%増税で国民の負担と痛みはすでに限界を超えているという深刻な実態が横たわっています。また、2017年には経済が良くなり国民生活が消費税増税に耐えられるという保障は何もなくむしろ、より一層の悪化すら懸念されています。

さらに消費税8%増税は中小零細企業の多い高知県経済にとって、深刻な影響を与えており「産業振興計画」の遂行という見地からも、さらなる増税は大きな負担です。

よって政府におかれては、消費税10%への引き上げには経済状況に配慮され慎重な対応を求めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、経済産業大臣 宮沢洋一殿

高知県香美市議会議長、石川彰宏

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、利根健二君から発言を求められておりますので、許可いたします。3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 先ほどの意見書案第8号におきまして、訂正をお願いいたします。

全体を通しまして、ヘイトスピーチと読み上げるところを「ヘイストスピーチ」と読み上げておりました。正しくは「ヘイトスピーチ」でございます。訂正をお願いいたします。

それと、意見書の案文中、本文の1行目、差別的言動というところを「差別運動」と読み上げておりました。正しくは「差別的言動」でございます。訂正をよろしくをお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

次に、日程第29、意見書案第10号、後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 意見書案第10号、後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 門脇二三夫

後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見者（案）

案文を朗読いたしまして提案理由とさせていただきます。

本年5月27日、「医療保険制度改革法」が成立しました。

この中で、後期高齢者医療制度の加入者について、所得が低い人の保険料軽減特例措置を段階的に廃止することになりました。このことは、高齢者の健康に重大な影響を与えるものです。

保険料軽減特例措置は、2008年の制度実施時に、高齢者の負担増に対して低所得者保険料の7割軽減を、最大9割軽減に広げるとしたものです。この軽減措置がなくなれば、その影響者数は低所得の高齢者を中心に全加入者の半数以上に当たる約865万人が負担増になるとされています。

特に高知県の場合は、低所得者が多く軽減対象者が全体の被保険者のおよそ7割近くを占めています。また、香美市では加入者の6割を超える人が対象となり、特例の廃止によって大きな影響を受けることが危惧されます。

軽減措置は、被保険者にとって既に医療制度の一環として認識され、個々の負担軽減に大きな役割を果たしてきたものです。また、当該措置の廃止によって、最大で約3倍の保険料増となるなど、被保険者の生活に多大な影響を及ぼし生活苦に追い打ちをかけることが予想されます。

よって、国においては、現行の保険料軽減特例措置について、2017年度以降も現状通り継続し、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上です。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

次に、日程第30、意見書案第11号、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子。

意見書案第11号、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び県教育長に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書（案）

案文を朗読して説明とさせていただきます。

高知県では今、教職員不足が深刻です。

教職員の異動発表時に「臨時が5名着任する予定である」と説明された学校で、臨時教員は3名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校があります。病気休暇の代替教員が配置されず、教頭先生が学級担任になって授業を行っている学校があります。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導が出来ないままの学校があります。

養護教員として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校があります。小学校1年生で、県独自の30人学級措置をしようとしても、異動発表後に児童数が判明したため新たに配置できる教員がないとの理由で、必要な教員が配置されず、30人学級の措置が出来ないままで1年間授業をしようとしている学校があります。これらはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態です。こうした事例がすでに30校以上の学校で起こっています。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現状です。

高知県では、1年間に約300人の教職員が、病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっています。年度の最初である1学期の時点で、これだけ臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教員確保が大変危惧されます

子どもたちに教育を保証するするためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みが必要です。

よって、県におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望いたします。

記

1. 高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。
2. 臨時教職員の確保に向けて、より一層の待遇改善を実施すること。
3. 必要な教職員は、正教職員で確保すること。

4. 労働安全衛生の施策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、高知県知事 尾崎正直殿、県教育長 田村壮児殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、意見書案第12号、労働者保護ルールに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第12号、労働者保護ルールに関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 山崎龍太郎

労働者保護ルールに関する意見書（案）

案文の朗読で提案理由の説明にかえさせていただきます。

我が国においては、働く者のうち約85%が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働く事ができる環境を整備する事が、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、「成長戦略」のもと、「解雇の金銭解決制度」や「高度プロフェッショナル制度」の導入、「限定正社員」制度の普及等の労働者保護に関するルール改訂の議論と進展がなされていますが、働く者の雇用の安定や公正な処遇を損なうことなく、労使双方の納得とメリットを生む改革がなされることが重要です。

よって、国会及び政府におかれては、労働者が安心して働くことができるよう、今後の議論において次の事項について対策を講じるよう強く求めます。

記

1. 不当解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ支払えば職場復帰の道が閉ざされる「解雇の金銭解決制度」や、長時間労働に繋がりがねない「高度プロフェッショナル制度」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及等については、慎重に対応すること。

2. 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替えが生じないよう、派遣労働を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、より安定した直接雇用への誘導と、派遣先労働者との均等待遇の確保に向けた制度を整備すること。

3. 国際労働機関の三者構成原則に基づき、労働者保護に関するルール改定は、労働者代表委員・使用者代表委員・公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、内閣府特命担当大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、経済再生担当大臣 甘利 明殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上よろしくお願いをいたします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を求めます。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第12号、労働者保護ルールに関する意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今、安倍政権が成長戦略のもと、解雇の金銭解決制度や高度プロフェッショナル制度の導入、限定正社員制度の普及を後押しし、そして、労働者派遣法改正案を強引な手法で可決しようとしています。これらは、人として労働者の要求からつくられた法案ではなく、財界、大企業が活動しやすくなるために設けようとするものであります。

解雇の金銭解決制度は、判決が命じた支払い額に上乗せして雇用関係を終わらせるという交渉であり、既に行われております。新たな制度を設ける必要性に疑問があります。

今後の議論の中で解決金が不当に低い金額に抑えられる懸念がございます。初めから金銭解決を見込んでの解雇もふえていくことでしょう。

高度プロフェッショナル制度は、時間の定めなく成果が出るまで働かざるを得ない人をふやすでしょう。年収規定もホワイトカラーエグゼンプションのように職種で区切って、撤廃していく懸念があります。

限定正社員は、地域の営業所がなくなったことを理由に解雇できるなど、待遇も低く、正社員との差を固定化するものです。労働者派遣法改正は、前回の改正で盛り込まれた3年を超えて雇用された者は無期雇用されたものとみなす、みなし制度を適用前に無効にするよう可決を急いでいることがまず問題です。

さらには、派遣期間の制限が事実上撤廃されることで、正規直接雇用から労働者派遣への置きかえが大々的に進む、正社員ゼロ、生涯派遣法案であり、低賃金の使い捨て労働を当たり前にする雇用のあり方の大改悪にほかならず、徹底審議の上で廃案にすべきものと考えます。

ILOなど国際機関も求める三者構成原則からすれば、認められないとする労働者代表委員の意見が付されたとおり、三者構成の労働政策審議会で労使の意見が一致がなかったことは明白であります。にもかかわらず、使用者側の意見に偏重した取りまとめが強行されたことは手続的にも重大な瑕疵があるものと言わざるを得ません。

以上のことから、これらの労働法制は、国会での拙速な審議を進めるのではなく、慎重審議を求め賛成討論とします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

次に、日程第32、意見書案第13号、「集团的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第13号、「集团的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出、香美市議会議員 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員
大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 森田雄介

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」
を撤回するよう求める意見書（案）

案文を朗読しまして提案理由といたします。

安倍内閣は集団的自衛権行使容認を前提に、新たな安全保障法制を閣議決定し、今国会に上程しました。法案は自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国際平和維持活動（PKO）協力法などの改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」の2本となっています。

法案は現在、国会で審議中ですが、安倍首相は先に米国議会で「今夏までの成立」を約束するに至っており、国会軽視のそしりは免れません。また、集団的自衛権の行使は閣議決定のみで容認したものであり、国民的議論、国会議論も踏まえていないことも重大な問題です。

今国会に提出された「安全保障関連法案」は、歴代政権が日本国憲法第9条のもとで認めてこなかった集団的自衛権の行使を可能とするなど、戦後堅持してきた専守防衛を基本理念とする安全保障政策を根本的に転換する極めて重大な法案であり、十分な審議を尽くすことが必要です。また、「戦闘地域」への自衛隊派遣は間違いなく戦闘状態に巻き込まれるリスクが高くなります。そして他国軍の戦闘支援のための弾薬の提供や武器輸送といった後方支援は、国際法上は戦争への参加そのものです。

共同通信社の世論調査において、安全保障法制関連法案への安倍政権の姿勢に関し、8割以上の国民が「十分に説明していると思わない」と答え、また法案の成立により「自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」と回答しています。

今年には戦後70年の節目の年です。過去の戦争では、本市においても多くの戦死者、戦災者を出しました。非核平和都市を宣言した市として、日本が再び戦争する国へと踏み出すことは看過できません。

よって、政府におかれては「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法整備法案」と「国際平和支援法案」は撤回するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、防衛大臣 中谷 元殿

高知県香美市議会議員 石川彰宏

以上でございます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑ありませんか。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 提出者にお尋ねいたします。提出者ご自身の憲法解釈から、現在の自衛隊の存在についてどのような見解か。

もう1点が、あわせて日米安全保障条約に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 自衛隊の存在と憲法解釈の関係をおっしゃいましたか。私の個人の見解をここで述べるのが妥当かどうかわかりませんが、聞かれましたのでお答えします。

憲法9条によりますと、交戦権も認めない、それから武力によって解決することは認めない、それを実現するために2項で一切の戦力の不保持、陸海空軍一切となっておりますが、そういうふうに条文としてはありますので、それをそのまま解釈すれば自衛隊の存在は憲法違反であるというふうに捉えております。がしかし、戦後の流れの中で、今こういうふうに専守防衛に限ってということですずっとやってきたわけですが、私としましては自衛隊の存在は強大な軍備組織を持ってありますし、軍隊と変わらないと思っておりますが、しかし、日本の周辺の平和的ないろんな紛争を平和的に解決をしていって、だんだんとその自衛隊の存在が必要でないようになる努力をしつつ、国民の理解を得ながら自衛隊は将来なくしていく。そして、さらに個人的な見解を言いましたら、現在の自衛隊員さん、災害のときなどにも非常に活躍をされます。危険な地域にも行ってやっておられますが、そういう姿を見たときに自衛隊員さんを高度な資機材を持ったレスキュー隊にかえて、それでこの前の海外での地震のようなどきにも真っ先に行って救護に駆けつける、人道支援に駆けつける。そういう自衛隊員さんに行く行くはなしてほしいなという思いでおります。

安保条約に関しましては、安保条約の何を、見解といたしますとどう？

○16番（比与森光俊君） 安保条約に対するその見解、そのまま構いません。思い、どう捉えているか。

○14番（大岸眞弓君） どう捉えているか。安保条約に関しましては、日米間の軍事同盟であります。これによって、沖縄への駐留米軍、全土基地方式ですので全国に基地も置かれ、それから、経済対策などもアメリカの意向が大きく反映して現在のよう日本は状況になっているわけですが、日米安保条約のたしか第10条に、通告をすれば1年以内にこの条約は破棄できるとあります。日米安保条約を破棄いたしまして、これを友好条約に切りかえていく、アメリカとも対等、平等に渡りあっていく、こういうふうに安保条約に関しては思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自衛隊に対する見解、日米安保条約に対する見解をお聞きしました。

今回の平和安全法制では、憲法9条の精神は堅持され生かされていると思っております。

す。提出者は、平和安全法制の撤回を今回意見書として求めているわけですが、現在の国際情勢や近隣諸国の軍備増強等を見たとき、我が国の安全保障政策についてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 安全保障政策は、やはり私は後に討論でも詳しく述べさせていただきますけれども、紛争の芽を摘むことが一番大事ではないかと。この法案の中身はどういうふうに物理的、軍事的に対応していくか、それにすごく一生懸命になっている感じがします。軍事的、物理的対応では、かえって暴力の連鎖になるおそれがあるというふうに考えます。

今、よく私たちが議会等でも紹介をさせていただきますけれども、東南アジアにありますタックですとか、そういう物事を、紛争を、戦争を武力で解決しない、話し合いで解決する。お互いの宗教とか民族性を尊重して互惠の関係をつくる。各国の自立は尊重する。こういうことで平和と繁栄をつくっていく、こういう枠組みを北東アジアのほうにも広げたいと思っています。

そういう話し合いの枠組みがあれば、この前私は一般質問で申しましたけれども、元防衛官僚の柳澤協二さんが紹介をしておりました。軍事的対応ではなくて、例えば21カ国が参加をして、中国の周辺だったと思うんですが、中国も参加をしてお互い公海上で行き会うときに大砲の先は向け合わない、こういうことでおたくの国とは戦争する意思がありませんよという意思を示すんだ。

こういう話し合いが北東地域でもできれば、私はもうちょっと紛争というか領土、領有問題なども起こってはおりますけれども、まずきちんとお互いの立場を尊重して、話し合いで解決すべきだろうと考えております。

それから、環境の変容をおっしゃったわけですが、これに関しましては、国会でどういう事態が存立危機事態かということに対しても、具体的明らかな答弁が出てこないのですね、そういうこともあろうかと思えます。

それと、済みません。もう1つ何でしたかね。よろしいですか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。18番、山本芳男君。

○14番（山本芳男君） 18番、市民クラブの山本芳男でございます。

意見書案13号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書案について、反対の立場で討論をいたします。

現在、国会で審議されている平和安全法制は、現憲法のもとで国民の命と我が国の平和を守るために必要な法律を整備するものであります。

21世紀に入り、グローバル化の進展に伴って世界のパワーバランスは急激に変化を
してきており、日本を取り巻く安全保障環境は、国境を超える脅威が増大をしております。

近隣諸国による核ミサイルの開発、また南沙諸島周辺海域における領有権問題、また日常的に繰り返されております尖閣諸島近辺での領海・領空侵犯。さらには、中近東における非国家武装勢力の拡大は、イスラム過激派に代表されるような国際テロは、日本にとってはもはや対岸の火事ではなくなってきております。また、軍事的脅威に加えてサイバー攻撃やテロなど、脅威が多様化を伴い一層厳しさを増してきて、最近の日本を取り巻く情勢は残念ながら決して安全とは言えなくなってきております。

かつて私たちの先輩は、日本が侵略されたとき座して死を待てと、憲法が決めているはずはないと言って自衛隊の創設を決断、その自衛隊のおかげでこれまで日本の平和と安全が守られてきております。

日本は1990年代以降、国連の平和維持活動を初め、国際の平和の維持と回復に向けた努力に可能な限りの貢献を行ってきた。日本として、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、同盟国である米国を初めとする関係国と連携しながら、地域及び国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に寄与していかなくてはならないと、国家安全保障の基本理念の考えに基づくものであります。

日本国憲法は自衛権の行使を否定していない、このことは政府が日本国憲法を制定以来、言い続けてきている。そもそも憲法判断の最高の権威は最高裁であり、憲法81条では、最高裁だけが最終的に憲法解釈できるとあり、その最高裁が唯一憲法9条の解釈をしたのが砂川判決である。その中で日本が主権国家である以上、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために自衛権の行使ができるとしたのである。

最高裁の言う自衛権に、個別的自衛権か集団的自衛権かの区別はない。複雑化する世界情勢の中で、他国が攻撃された場合でも日本の存立を根底から覆すような場合は、集団的自衛権を行使することは何ら憲法に違反するものではないと思います。

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化する中で、いろいろな法律を点検してすき間を防ぎ、抑止力をさらに高めて、戦争を未然に防ぎ日本の平和と安全を守ること、それがこの安全保障法制の目的であります。

以上を申し上げまして反対討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

意見書案第13号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今、国会で審議されている安全保障関連法案について、6月4日の衆議院憲法審査会において、立憲主義をテーマに招致された憲法学者3氏全員が憲法に反するとの認識を表明しました。与党の推薦した参考人までもが、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反で、従来の政府見解の基本的な理論の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがすとの違憲性について述べました。

今回の安保関連法案は昨年7月の閣議決定を具体化したものであります。しかし、この閣議決定そのものが、政府自身が60年以上にわたって積み上げてきた解釈を国会にもかけず、一内閣の独断で覆した暴挙と言わざるを得ません。

本市議会でもこのやり方に対し、時の政府による解釈改憲は将来に禍根を残すとして、昨年6月議会にて反対の意見書を可決して国に送りました。時の政府の判断のみで憲法を変えたと同じ状態にすることが通用するようになれば、日本はどうなるでしょうか。国民主権を重んじる民主国家と言えなくなります。まさに国家権力の乱用に歯どめをかける立憲主義の否定につながるものです。手続上のことだけでなく、法案の内容は極めて重大な問題をはらんでいます。

第1に、一連の法案は、存立危機事態対処が歯どめのない集団的自衛権の行使につながりかねないと同時に、その際の対処措置を地方公共団体や指定公共団体にも行わせることになっていることです。

第2に、重要影響事態法案の中の自衛隊の後方支援活動は、活動地域の地理的要件が外されると同時に、イラク特措法などで禁じられていた弾薬の提供も可能にするなど、もはや外国の武力行使とは一体化しないという議論が成り立たないことです。

このような違憲かつ危険な活動に自衛隊を送り出すことは、政治の責任の放棄をそしりを免れないと、憲法学者らが速やかな法案の撤回を求めています。日本の90%以上の憲法学者が本法案は違憲と断じていることについて、政府は1972年の政府見解を用いて自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないので、集団的自衛権の行使は違憲でないとしています。

しかし、1972年の政府見解は、この前段に続き集団的自衛権は行使できないという結論を導いています。砂川判決は何度も報道されているように、裁判の争点は駐留米軍の合憲性を問うものであり、集団的自衛権を違憲か合憲か問うものではありませんでした。しかも、最高裁の判決には米軍の圧力があつたことが米国の公文書で明らかにされています。

以上述べたように、本法案は立法の手続も内容も憲法違反であることは明白です。私は政府に対し、国民の思いや識者の声に謙虚に耳を傾けるよう求めます。

以上のことから、本意見書案に賛成の意を表し賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 討論ありませんか。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。

意見書案13号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書案について、反対の立場から討論いたします。

この意見書は現在国会においてまさに審議中で、昨年7月1日の閣議決定を受け5月15日に国会に提出されました。今回の法整備に対し不安に思っている方も大変多く、法案がわかりづらいとの声を受け9月27日まで会期を延長し、徹底審議を行うものがあります。しかし、この意見書に書かれている内容は誤解に基づく表現がありますので、その問題点も踏まえ、今回の安全保障関連法案について申し上げます。

まず1点目として、「国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする」とあります。本当に随時可能でしょうか。これまで自衛隊を海外に派遣する場合は、自衛隊の活動する場所や任務内容、期限などを定めた特別措置法をその都度つくり対応をしてまいりました。今回は、国際的に対処する必要がある事態が発生してから特別措置法で対応することとしていたこれまでの方式から、一般法、恒久法の国際平和支援法によって対応しようとするものでございます。一般法にすることで、自衛隊は日ごろから訓練や準備ができるだけでなく、事態が発生した場合、速やかに国連や各国との調整、現地調査などが可能になり、自衛隊にふさわしい役割、任務を適切に選ぶことが可能になります。そして、自衛隊の派遣は海外派遣の三原則のもとで実施されます。それは、国際法上の正当性の確保として国連決議があること。例外なき国会の事前承認、自衛隊員の安全確保として、自衛隊のできる活動は安全な場所で行う後方支援のみであり、武力攻撃と一体となる活動ではありません。このように自衛隊の海外派遣には、国連決議と例外なき国会の事前承認が必要であります。簡単に海外派遣はできない状況をつくり上げています。自衛隊を随時派遣できるという表現は全く誤った捉え方であります。

2点目は、「「戦闘地域」への自衛隊派遣は間違いなく戦闘状態に巻き込まれる」とあります。1点目で述べたように、自衛隊の派遣は海外派遣の3原則のもとで実施されます。自衛隊員はいざというときに備えて、日ごろから厳しい訓練を徹底的に行っている。その理由はただ1つ、国民の命と平和な暮らしを守るためであり、新たな法整備により与えられる任務は、これまで同様何ら変更はありません。自衛隊員が我が国の安全と無関係な戦争に参加することは断じてありません。また、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国の軍隊に対して、いわゆる後方支援といわれる支援活動を行う場合については、自衛隊の部隊が円滑かつ安全に実施することができる実施区域を指定する仕組みになっていますし、これまでと同様、自衛隊員の安全を確保しつつ行うことは言うまでもありません。

そして3点目は、「日本が再び戦争する国へと踏み出す」とあります。こうした文言は法案を十分に理解しておらず、国民の不安をあおり混乱を助長するだけの全くのレッテル張りであると考えます。

今回の関係法案は、憲法の制約を踏まえ他国防衛を認めない自衛措置としての新3要

件に基づいたものであり、この新3要件は厳しい条件を付し、諸外国に認められているような専ら他国防衛を目的とした拡大企画の集団的自衛権は、行使できないよう厳重に歯どめがかけられています。そして、従来の政府見解の基本的な論理を維持し、憲法第9条のもと専守防衛の理念を堅持し、かつ、それを現在の安全保障環境に当てはめて導き出されたものであり、あらゆる事態においてもこうした切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことでもあります。

また、平和安全法制の議論を主題としていない衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が、安保法制について違憲であると指摘したことが問題になっております。廃案にすべきとの主張もあります。しかし、大事なのは日本の安全保障をどのように考えているのかという点であります。憲法学者がそれぞれの持論を述べることは自由であります。国は領土や国民の命を守る義務を負っています。何かが起きてから、こんな事態は想定していなかったので自衛隊は対応できなかった。そうならないよう外交努力で防げるものは徹底して防ぐとともに、万が一に備え対応できるようにするための安全保障関連法案であります。

いずれにせよ、安保政策が国家・国民の安全にとってどちらが有益なのか、また合憲なのか違憲なのか、この最終判断は最高裁の権能であると申し上げるとともに、同僚議員各位のご賛同を願ひまして反対討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第13号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書案に、賛成の立場で討論を行います。政府は、国会で審議中の安全保障法制関連法案に関し、国民の命と我が国の平和を守るために、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことが必要だと述べています。しかし、この法案が戦争を未然に防ぐことにつながるのでしょうか。私は法案の内容から逆だと感じております。

イラク特措法では、自衛隊の活動は水や食料、衣料品の輸送や道路建設など、戦闘とは直接関係ないものでした。場所も非戦闘地域に限られ、武器の使用もありませんでした。しかし、この人道支援活動中ですら、自衛隊の宿営地がロケット弾や迫撃砲の攻撃を受けています。

今度の法案は、憲法解釈を変え、戦闘地域にも出向き武器弾薬の輸送や給油など、国際法上は戦闘とみなされる兵たん活動を行うとされています。戦闘地域においては、兵たん活動が一番狙われやすいというのは、定石で狙われれば銃を向けることにもなるでしょう。まさに戦争に巻き込まれる危険が現実のものとなってきます。

イラクやアフガニスタンの帰還後、54人の自衛隊員さんが自殺で命を落とされてい

ます。米国でも戦争帰還兵の高い自殺率やPTSDが社会問題となっています。その原因は、戦場で命を狙われる恐怖とともに相手の命を奪ったこと、テロだと判断して発砲したところ無辜の民間人だったなど、こうしたことへの良心の痛み、苦しみによるものだと言われています。戦争は人間性を失わせます。日本の未来ある若者をこんな目に遭わせることは絶対に避けなければなりません。

政府は、安全保障と言えば軍備の増強や物理的対応をしようとしませんが、唯一の被爆国で戦争をしないと誓った日本には、別に果たす役割があるのではないのでしょうか。世界的な指揮者、小澤征爾さんが単独会見し、日本は今後もずっと戦争をしない国としてのよい例を示せるはずだと述べ、平和国家の立場を貫くように訴えたという新聞記事がありました。

今、戦後政治のあり方が問われています。何があっても戦争だけはいけない、もうあんな思いはしたくないという身近な戦争体験者の言葉を教訓として、本意見書案に賛成の意を表明し討論いたします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第13号は、否決されました。

日程第33、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の

事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月16日に開会いたしました平成27年第2回香美市議会定例会は、本日までの18日間でありましたが、議事運営に対しましては議員各位の格段のご協力を賜りますとともに、提出されておりました平成27年度香美市一般会計補正予算を初め、全議案等に対し慎重な審査と審議の結果を踏まえ、それぞれ適切な議決がなされ予定の日程どおり議会が閉会できることとなりました。厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

職員異動で今議会より管理職として4名の新答弁者が誕生し、議会の緊張した中で4名の方に一般質問にわかりやすく丁寧に答弁をいただきました。これからも初心を持って議会に臨んでいただきたいと思えます。

まだまだ梅雨が明けそうなものではありませんが、梅雨明けと同時に暑い夏がやってきて台風や局地的な大雨の心配をしなくてはなりません。昨年のような避難勧告などが出ないような夏であってほしいものでございます。

これをもちまして平成27年第2回香美市議会定例会閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成27年第2回香美市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月16日に開会しました本定例会は本日をもって閉会となりますが、議長の円滑なる議会運営、議員各位の慎重なる審議をいただきまして、平成27年度香美市一般会計補正予算を初め、本日提案をいたしました議案を含めて全ての議案についてそれぞれ適切なるご決定をいただき、可決成立いただきましたことに対しましてまずもって心より御礼を申し上げます。本定例会では13名の議員の皆様から一般質問をいただきました。市民の暮らしに直結した課題をただされ、市の未来を見据えたご提案も多くいただきました。そして、国家国際的見地に立ったご質問もいただきました。行政執行部といたしましては、それぞれご答弁申し上げましたが、誠実に受けとめ市政に反映させるよう努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、本定例会では、市行政の弱点も露呈をいたしました。給与の遅配、雇用者による事故の発生、同事故の賠償に関する議会への報告の抜かり、予算に関する不適切な事務、これらは法令、規則に対する理解が十分でないことのあらわれであり、緊張感の欠

如、管理・チェックの怠慢、想像力の不足であります。私はまだ潜在する可能性を否定できないと考えており、関係職員はもとより全ての職員が業務を深く顧みる必要があるとの立場から、昨日の課長会を通じて徹底を図るよう指示をいたしました。

既にご存じのとおり、香北支所新庁舎が完成し6月15日から新庁舎での業務がスタートをしました。また、香美市消防庁舎も完成し、今月21日に開庁式を予定しておりますところでございます。物部支所新庁舎建設につきましても、本日、請負契約に関する議案を可決いただきました。市の核となる施設の整備が次々と進んでいます。懸案であった防災行政無線のデジタル化事業も始まります。地方創生事業などともあわせまして、安心・安全、そして活力のある香美市、元気な香美市へ、さらに一步市政を前進させたいと考えておりますので、議員の皆様には市政充実のために、なお一層のご指導、ご助言賜りますようよろしくお願いをいたします。

梅雨明けの待ち遠しい時期、体調を崩しやすい時期でございます。どうか議員の皆様には十分に健康に気をつけられまして、市民生活向上のためにご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私からのご挨拶にかえさせていただきます。

執行部の皆さん、ご起立お願いします。皆様どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございました。

ここで去る6月17日、東京都で開催されました第91回全国市議会議長会定期総会において4名の方が表彰されておりますので、事務局長をもってご報告いたします。事務局長、和田 隆君。

○事務局長（和田 隆君） 第91回全国市議会議長会定期総会において表彰された方々をご紹介します。

正副議長を4年以上の一般表彰で石川彰宏議長、議員在職歴15年以上の一般表彰で山本芳男議員、議員在職歴10年以上の一般表彰で比与森光俊議員、山崎龍太郎議員がそれぞれ受賞されました。受賞されました議員の皆様大変おめでとうございます。

（拍手）

○議長（石川彰宏君） これをもって平成27年第2回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時36分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成27年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	6月16日 (火)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで 特別委員会に付託事件の報告 ただし、同意第5号は本会議方式で採決まで
第2日	17日(水)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	18日(木)	休 会	” (定住人口増加促進特別委員会)
第4日	19日(金)	休 会	”
第5日	20日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第6日	21日(日)	休 会	” ”
第7日	22日(月)	休 会	議案精査のため
第8日	23日(火)	本会議	一般質問① (行財政改革推進特別委員会)
第9日	24日(水)	本会議	一般質問② (会派代表者会議)
第10日	25日(木)	本会議	一般質問③
第11日	26日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(承認第1号・議案第75号) (議員協議会) 総務常任委員会の審査 (承認第1・9・10号、議案第75・84・85号)
第12日	27日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第13日	28日(日)	休 会	” ”
第14日	29日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(承認第5・6・7・8・11号、議案第77・78・ 79・80・81・82・83号)
第15日	30日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(承認第2・3・4号、議案第76号)
第16日	7月1日(水)	休 会	議案審査整理のため
第17日	2日(木)	休 会	” ”
第18日	3日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市一般会計補正予算(第10号)	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
議案第75号	平成27年度香美市一般会計補正予算（第1号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第76号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第77号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第78号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第79号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第80号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第81号	香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第82号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第83号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第2号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年7月3日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	千 頭 洋 一
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	小 松 紀 夫

香美市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第92条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正するものです。

意見書案第 6 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 27 年 7 月 3 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 依 光 美代子

賛成者 〃 織 田 秀 幸

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠

牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
総務大臣	高市早苗	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	甘利明	殿
経済産業大臣	宮沢洋一	殿
地方創生担当大臣	石破茂	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第7号

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 織田秀幸

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書（案）

合併特例債は、合併市町村における地域の「一体性の確立」及び「均衡ある発展」のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として「合併年度及びこれに続く10か年」を限度として発行できることで創設されました。

この後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内での事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して、合併特例債発行期間の5年間延長がされているところです。

しかしながら「アベノミクス効果」による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより建設資材の高騰や技術者の不足がみられ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。

こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府に

おかれましては、被災市町村以外の合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 8 号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 27 年 7 月 3 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 利 根 健 二

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 織 田 秀 幸

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告を行いました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について、違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為であり、それを規制

する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を速やかに検討し実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
法務大臣	上川陽子	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第9号

消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 利根健二

賛成者 // 依光美代子

賛成者 // 織田秀幸

消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、2014年4月の消費税率8%への増税に続き、2017年4月に税率10%への再引き上げを決定しました。

今、開会している第189通常国会に、2015年10月からの10%引き上げを2017年4月に先延ばし、附則18条3項（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」）の経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」という条文を削除し、どのような経済状態でも2017年4月には10%増税を実施するとしたところであります。

しかし、消費税8%増税で国民の負担と痛みはすでに限界を超えているという深刻な実態が横たわっています。また、2017年には経済が良くなり国民生活が消費税増税に耐えられるという保障は何もなくむしろ、より一層の悪化すら懸念されています。

さらに消費税8%増税は中小零細企業の多い高知県経済にとって、深刻な影響を与

えており「産業振興計画」の遂行という見地からも、さらなる増税は大きな負担です。

よって政府におかれては、消費税10%への引き上げには経済状況に配慮され慎重な対応を求めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	上川陽子殿
経済産業大臣	宮沢洋一殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第10号

後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 山崎晃子

賛成者 〃 小松紀夫

賛成者 〃 門脇二三夫

後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書（案）

本年5月27日、「医療保険制度改革法」が成立しました。

この中で、後期高齢者医療制度の加入者について、所得が低い人の保険料軽減特例措置を段階的に廃止することになりました。このことは、高齢者の健康に重大な影響を与えるものです。

保険料軽減特例措置は、2008年の制度実施時に、高齢者の負担増に対して低所得者保険料の7割軽減を、最大9割軽減に広げるとしたものです。この軽減措置がなくなれば、その影響者数は低所得の高齢者を中心に全加入者の半数以上にあたる約865万人が負担増になるとされています。

特に高知県の場合は、低所得者が多く軽減対象者が全体の被保険者のおよそ7割近くを占めています。また、香美市では加入者の6割を超える人が対象となり、特例の廃止によって大きな影響を受けることが危惧されます。

軽減措置は、被保険者にとって既に医療制度の一環として認識され、個々の負担軽

減に大きな役割を果たしてきたものです。また、当該措置の廃止によって、最大で約3倍の保険料増となるなど、被保険者の生活に多大な影響を及ぼし生活苦に追い打ちをかけることが予想されます。

よって、国においては、現行の保険料軽減特例措置について、2017年度以降も現状通り継続し、必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 1 1 号

「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・
正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、高知県知事及び県教育長に対し、下記の意見書
を提出します。

平成 2 7 年 7 月 3 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	依 光 美代子
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	織 田 秀 幸

「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、
臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書（案）

高知県では今、教職員不足が深刻です。

教職員の異動発表時に「臨時が 5 名着任する予定である」と説明された学校で、臨時教員は 3 名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校があります。病気休暇の代替教員が配置されず、教頭先生が学級担任になって授業を行っている学校があります。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導が出来ないままの学校があります。

養護教員として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校があります。小学校 1 年生で、県独自の 3 0 人学級措置をしようとしても、異動発表後に児童数が判明したため新たに配置できる教員がいないとの理

由で、必要な教員が配置されず、30人学級の措置が出来ないままで1年間授業をしようとしている学校があります。これらはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態です。こうした事例がすでに30校以上の学校で起こっています。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現実です。

高知県では、1年間に約300人の教職員が、病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっています。年度の最初である1学期の時点で、これだけ臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教員確保が大変危惧されます。

子どもたちに教育を保障するためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みが必要です。

よって、県におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望いたします。

記

1. 高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。
2. 臨時教職員の確保に向けて、より一層の待遇改善を実施すること。
3. 必要な教職員は、正教職員で確保すること。
4. 労働安全衛生の施策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

高知県知事 尾崎正直 殿
県教育長 田村壮児 殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 12 号

労働者保護ルールに関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 27 年 7 月 3 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 門 脇 二三夫

賛成者 " 山 崎 龍太郎

労働者保護ルールに関する意見書（案）

我が国においては、働く者のうち約 85% が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働く事ができる環境を整備する事が、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、「成長戦略」のもと「解雇の金銭解決制度」や「高度プロフェッショナル制度」の導入、「限定正社員」制度の普及等の労働者保護に関するルール改訂の議論と進展がなされていますが、働く者の雇用の安定や公正な処遇を損なうことなく、労使双方の納得とメリットを生む改革がなされることが重要です。

よって、国会及び政府におかれては、労働者が安心して働くことができるよう、今後の議論において次の事項について対策を講じるよう強く求めます。

記

1. 不当解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ支払えば職場復帰の道が閉ざされる「解雇の金銭解決制度」や、長時間労働に繋がりがねない「高度プロフェッショナル制度」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及等については、慎重に対応すること。
2. 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替えが生じないように、派遣労働を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、より安定した直接雇用への誘導と、派遣先労働者との均等待遇の確保に向けた制度を整備すること。
3. 国際労働機関の三者構成原則に基づき、労働者保護に関するルール改定は、労働者代表委員・使用者代表委員・公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
内閣府特命担当大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
経済再生担当大臣	甘利明	殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第13号

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」
「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者	香美市議会議員	大岸真弓
賛成者	〃	濱田百合子
賛成者	〃	森田雄介

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」
「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書（案）

安倍内閣は集団的自衛権行使容認を前提に、新たな安全保障法制を閣議決定し、今
国会に上程しました。法案は自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国際平和維持
活動（PKO）協力法などの改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と国
際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」の2
本となっています。

法案は現在、国会で審議中ですが、安倍首相は先に米国議会で「今夏までの成立」
を約束するに至っており、国会軽視のそしりは免れません。また、集団的自衛権の行
使は閣議決定のみで容認したものであり、国民的議論、国会議論も踏まえていないこ
とも重大な問題です。

今国会に提出された「安全保障関連法案」は、歴代政権が日本国憲法第9条のもとで認めてこなかった集団的自衛権の行使を可能とするなど、戦後堅持してきた専守防衛を基本理念とする安全保障政策を根本的に転換する極めて重大な法案であり、十分な審議を尽くすことが必要です。また、「戦闘地域」への自衛隊派遣は間違いなく戦闘状態に巻き込まれるリスクが高くなります。そして他国軍の戦闘支援のための弾薬の提供や武器輸送といった後方支援は、国際法上は戦争への参加そのものです。

共同通信社の世論調査において、安全保障法制関連法案への安倍政権の姿勢に関し、8割以上の国民が「十分に説明していると思わない」と答え、また法案の成立により「自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」と回答しています。

今年には戦後70年の節目の年です。過去の戦争では、本市においても多くの戦死者、戦災者を出しました。非核平和都市を宣言した市として、日本が再び戦争する国へと踏み出すことは看過できません。

よって、政府におかれては「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法整備法案」と「国際平和支援法案」は撤回するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
防衛大臣	中谷元	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成27年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
承認 第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市一般会計補正予算(第10号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 7 号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	原案承認	27. 7. 3
承認 第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	27. 7. 3
承認 第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案承認	27. 7. 3
承認 第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	27. 7. 3
承認 第 11 号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	27. 7. 3
議案 第 75 号	平成27年度香美市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	27. 7. 3
議案 第 76 号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	27. 7. 3
議案 第 77 号	平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	27. 7. 3
議案 第 78 号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 79 号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 80 号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 81 号	香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 82 号	香美市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 83 号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 84 号	香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 85 号	香美市立移住定住交流センターの設置及び管理に関する条例の制 定について	原案可決	27. 7. 3
議案 第 86 号	香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）の請負契約の締結 について	原案可決	27. 7. 3
同意 第 5 号	香美市固定資産評価員の選任について	原案同意	27. 6. 16
発議 第 2 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 7 号	合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 8 号	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書 の提出について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 9 号	消費税 10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書の提出 について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 10 号	後期高齢者医療保険の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書 の提出について	原案否決	27. 7. 3
意見書案 第 11 号	「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職 員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出 について	原案可決	27. 7. 3
意見書案 第 12 号	労働者保護ルールに関する意見書の提出について	原案否決	27. 7. 3
意見書案 第 13 号	「集团的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」 「国際平和支援法案」を撤回するよう求める意見書の提出につい て	原案否決	27. 7. 3